

十六條ノ規定ニ依リ貯藏シタル米穀ニシテ當該米穀年度ヲ超ユルモ其ノ貯藏ヲ解除セラレザルモノニ付買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十一條 勅令ヲ以テ指定スル地ニ於ケル米穀取扱業者ハ米穀商統制組合ヲ設立スルコトヲ得

前項ノ米穀取扱業者ノ範圍ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十二條 米穀商統制組合ハ法人トシ第一條ノ自治管理ヲ行フヲ以テ目的トス

第五十三條 第四條第一項、第六條及第八條乃至第二十七條ノ規定ハ米穀商統制組合ニ之ヲ準用ス

第五十四條 勅令ノ定ムル所ニ依リ米穀取扱業者ノ組織スル商業組合又ハ重要物産同業組合法若ハ朝鮮重要物産同業組合令ニ依ル同業組合ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ米穀商統制組合ノ事業ヲ行フコトヲ得

第二十九條及第三十條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第五十五條 勅令ノ定ムル所ニ依リ政府ハ第四十一條ノ統制ヲ爲スモ米穀ノ供給過剩ニシテ米價ガ米穀統制法ニ基キテ發スル勅令

ニ定ムル標準最低價格ヲ下ラントスル虞アリト認ムルトキハ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ一定數量ノ米穀ヲ内地、朝鮮及臺灣ニ於テ統制セシムルコトヲ得

第五十六條 前條ノ場合ニ於テハ政府ハ各内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ニ對シ前條ノ一定數量ヲ割當テ其ノ米穀ニ付統制ヲ命ズ

第四十三條乃至第四十八條及第五十條ノ規定ハ前項ノ規定ニ依リ統制ヲ命ゼラレタル場合ニ之ヲ準用ス

第五十七條 政府ハ米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ガ前條ノ規定ニ依リ貯藏スベキ米穀中貯藏能力其ノ他ノ事情ニ依リ貯藏困難ナリト認ムルモノニ付當該團體ヨリ賣渡ノ申込アリタル場合ニ於テハ買入ヲ爲ス

前項ノ買入價格ハ内地米ニ在リテハ米穀統制法第二條ノ最低價格、朝鮮米又ハ臺灣米ニ在リテハ勅令ノ定ムル一定價格以內ニ於テ時價ニ準據シテ定メタル價格トス

第五十八條 朝鮮及臺灣ニ於テハ第十二條、第十八條、第十九條及第三十六條ノ規定(第三十七條又ハ第五十三條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ關シ勅令ヲ以テ特例ヲ設クルコトヲ得

第五十九條 地方米穀統制組合聯合會又ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ役員命令ノ定ムル第四十三條ノ規定(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ割當ヲ爲スニ必要ナル行爲ヲ爲サザルトキハ五百圓以下ノ過料ニ處ス米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ役員命令ノ定ムル第四十三條ノ規定(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ依リ割當ヲ爲スニ必要ナル行爲ヲ爲サザルトキ亦同ジ

第六十條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前條ノ過料ニ之ヲ準用ス

第六十一條 米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體第四十六條ノ規定(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ違反シタルトキハ其ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ヲ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ組合又ハ團體第四十八條第一項ノ規定(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ニ違反シタルトキ亦前項ニ同ジ

第六十二條 米穀統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體、地方米穀統制組合聯合會若ハ其ノ事業ヲ行フ團體又ハ米穀商統制組合若ハ其ノ事業ヲ行フ團體ノ役員、第二十一條ノ職員、總代、議員、組合員又ハ代議員本法ニ依ル割當又ハ貯藏ニ關シ賄賂ヲ收受シ又ハ之ヲ要求若ハ約束シタルトキハ二年以下ノ懲役ニ處ス因テ不正ノ行爲ヲ爲シ又ハ相當ノ行爲ヲ爲サザルトキハ五年以下ノ懲役ニ處ス

前項ノ場合ニ於テ收受シタル賄賂ハ之ヲ沒收ス若シ其ノ全部又ハ一部ヲ沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追徵ス

第六十三條 前條第一項ニ掲グル者ニ對シ賄賂ヲ交付、提供又ハ約束シタル者ハ二年以下ノ懲役又ハ三百圓以下ノ罰金ニ處ス

前項ノ罪ヲ犯シタル者自首シタルトキハ其ノ刑ヲ減輕又ハ免除スルコトヲ得

第六十四條 第四十九條、第五十條(第五十六條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)及第五十七條ノ規定ニ依ル米穀ノ買入ニ關ス

ル一切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四十一條第一項ニ規定スル一定數量ノ内地朝鮮及臺灣ニ對スル割當ノ割合ハ當分ノ内同條第三項ノ規定ニ拘ラズ内地百分ノ三十五、朝鮮百分ノ四十三、臺灣百分ノ二十二トス但シ政府ハ内地、朝鮮及臺灣ニ於ケル米穀收穫ノ豐凶等ニ依リ米穀自治管理委員會ニ諮問シテ之ヲ變更スルコトヲ妨ゲズ

米穀統制法中改正法律

(法律 第二十三號) 昭和十一年五月二十七日公布

ニ於テ米穀ノ配給上特ニ必要アリト認ムルトキハ米穀ノ市價ニ惡影響ヲ及ボサザル場合ニ限リ所有米穀ノ總數量ヨリ最高價格ヲ維持スル爲ニ必要ナル數量ヲ控除シタル數量ノ範圍内ニ於テ道府縣ニ對シ米穀ノ賣渡ヲ爲スコトヲ得

前項ノ賣渡ノ價格ハ時價ニ準據シテ之ヲ定ム

第八條及第九條「高粱又ハ黍」ヲ「高粱、黍、小麥又ハ小麥粉」ニ改ム

第十二條中「高粱若ハ黍」ヲ「高粱、黍、小麥若ハ小麥粉」ニ、「高粱又ハ黍」ヲ「高粱、黍、小麥又ハ小麥粉」ニ改ム

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條ノ二ノ規定ニ依ル米穀ノ賣渡ニ關スル一切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬セシム

勅共同貯藏助成法

(法律 第二十四號) 昭和十一年五月二十七日公布

第一條 政府ハ產業組合、農會其ノ他勅令ヲ



以テ指定スル團體ガ米穀ノ出廻數量ノ調節  
又ハ備荒貯蓄ノ目的ヲ以テ糧ヲ貯藏スル  
キハ之ヲ助成スル爲貯藏團體ニ對シ米穀需  
給調節特別會計ニ屬スル米穀ヲ交付スルコ  
トヲ得  
前項ノ交付ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第一項ノ規定ニ依リ交付スル助成米ノ數量  
ハ毎年三十萬石ヲ超ユルコトヲ得ズ

第二條 政府ハ本法ニ基テ命令ニ違反シタル  
團體ニ對シ其ノ交付ヲ受ケタル米穀ノ價額  
ニ相當スル金額ノ全部又ハ一部ノ返還ヲ命  
ズルコトヲ得

第三條 本法ニ依ル助成米ノ交付ニ關スル一  
切ノ歳入歳出ハ米穀需給調節特別會計ニ屬  
セシム

附 則  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

### 昭和六年法律第四十號中 改正法律

(重要産業ノ統制ニ關  
スル件)

(法律 第二十五號)  
昭和十一年五月二十七日公布

昭和六年法律第四十號中左ノ通改正ス

第一條 第一項中「同業者二分ノ一以上ノ加盟  
アルトキハ」ヲ「加盟者ノ員數ガ同業者ノ二分  
ノ一以上ナルトキハ」又ハ「加盟者ノ生産高若ハ販  
賣高ガ同業者ノ生産高若ハ販賣高ノ二分ノ一  
以上ナルトキハ」ニ、同條中「主務大臣」ヲ「政  
府」ニ改ム

第二條中「主務大臣」ヲ「政府」ニ、「加盟者三分  
ノ二以上」ヲ「加盟者三分ノ二以上ニシテ其  
ノ生産高又ハ販賣高ガ加盟者ノ生産高又ハ販  
賣高ノ三分ノ二以上ヲ占ムルモノ」ニ改ム  
第二條ノ二 政府生産制限又ハ操業短縮ニ關  
スル協定ニ付前條ノ命令ヲ發シタル場合ニ  
於テ特ニ必要アリト認ムルトキハ統制委員  
會ノ議ヲ經テ其ノ命令ノ效力ヲ有スル期間  
ヲ限リ當該産業ニ於ケル企業ノ新設又ハ生  
産設備ノ擴張ニ付命令ヲ以テ許可ヲ受ケシ  
ムルコトヲ得

第二條ノ三 第一條ノ統制協定ノ加盟者ノ爲  
其ノ統制協定ニ依ル共同販賣ニ關スル事業  
ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出  
ズベシ

第二條ノ四 重要ナル産業ヲ營ム者ニシテ其  
ノ生産高又ハ販賣高ガ當該産業ニ於ケル生

産高又ハ販賣高ノ二分ノ一以上ヲ占ムルモ  
ノハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出ズベシ

前項ノ産業ノ種類ハ統制委員會ノ議ヲ經テ  
政府ニ指定ス

第三條 政府第一條ノ統制協定又ハ前二條ノ  
規定ニ該當スル者ノ生産若ハ販賣ノ數量販  
賣價格若ハ之ニ影響ヲ及ボスベキ取引條件  
ガ商品ノ圓滑ナル供給ヲ妨ゲ又ハ不當ニ價  
格ヲ騰貴セシメ若ハ價格ノ低落ヲ阻止シ其  
ノ他當該産業若ハ之ト密接ナル關係ヲ有ス  
ル産業又ハ一般消費者ノ公正ナル利益ヲ害  
スト認ムルトキハ統制委員會ノ議ヲ經テ其  
ノ變更又ハ取消其ノ他公益上必要ナル事項  
ヲ命ズルコトヲ得

第四條 行政官廳必要アリト認ムルトキハ第  
一條ノ統制協定ノ加盟者若ハ統制協定ニ加  
盟セザル同業者又ハ第二條ノ三若ハ第二條  
ノ四ノ規定ニ該當スル者ニ對シ業務ニ關シ  
檢査ヲ爲シ又ハ報告ヲ爲サシムルコトヲ得  
第六條 第一項中「第一條第一項」ノ下ニ、「第二  
條ノ三又ハ第二條ノ四第一項」ヲ加フ  
第七條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ千圓以  
下ノ罰金ニ處ス  
一 第二條ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ違反

シ當該統制協定ニ依ラザル者  
二 第二條ノ二ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ  
違反シ許可ヲ受ケズシテ企業ノ新設又ハ  
生産設備ノ擴張ヲ爲シタル者  
三 第三條ノ規定ニ依ル政府ノ命令ニ從ハ  
ザル者

第九條及第十條中「重要ナル産業ヲ營ム者」ヲ  
「第一條ノ重要ナル産業ヲ營ミ若ハ營マント  
スル者又ハ第二條ノ三若ハ第二條ノ四ノ規定  
ニ該當スル者」ニ改ム

附則 第二項中「五年間」ヲ「十年間」ニ改ム  
附 則  
本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

### 思想犯保護觀察法

(法律 第二十九號)  
昭和十一年五月二十八日公布

第一條 治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者ニ對シ  
刑ノ執行猶豫ノ言渡アリタル場合又ハ訴訟  
ヲ必要トセザル爲公訴ヲ提起セザル場合ニ  
於テハ保護觀察審査會ノ決議ニ依リ本人ヲ  
保護觀察ニ付スルコトヲ得本人刑ノ執行ヲ  
終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル場合亦同ジ

第二條 保護觀察ニ於テハ本人ヲ保護シテ更  
ニ罪ヲ犯スノ危險ヲ防止スル爲其ノ思想及  
行動ヲ觀察スルモノトス

第三條 保護觀察ハ本人ヲ保護觀察所ノ保護  
司ノ觀察ニ付シ又ハ保護者ニ引渡シ若ハ保  
護團體、寺院、教會、病院其ノ他適當ナル  
者ニ委託シテ之ヲ爲ス

第四條 保護觀察ニ付セラレタル者ニ對シテ  
ハ居住、交友又ハ通信ノ制限其ノ他適當ナ  
ル條件ノ遵守ヲ命ズルコトヲ得

第五條 保護觀察ノ期間ハ二年トス特ニ繼續  
ノ必要アル場合ニ於テハ保護觀察審査會ノ  
決議ニ依リ之ヲ更新スルコトヲ得

第六條 第一條ニ定ムル事由ノ生ジタル場合  
ニ於テ必要アルトキハ本人ニ對シ保護觀察  
審査會ノ決議前假ニ第三條ノ處分ヲ爲スコ  
トヲ得

第七條 第三條又ハ第四條ノ處分ハ其ノ執行  
中何時ニテモ之ヲ取消シ又ハ變更スルコト  
ヲ得前條ノ處分ニ付亦同ジ

第八條 保護觀察所ハ必要アルトキハ保護司  
ヲシテ本人ヲ同行セシムルコトヲ得

第九條 保護觀察所及保護司ハ其ノ職務ヲ行  
フニ付公務所又ハ公務員ニ對シ囑託ヲ爲シ

其ノ他必要ナル補助ヲ求ムルコトヲ得

第十條 本人ヲ保護團體、寺院、教會、病院  
又ハ適當ナル者ニ委託シタルトキハ委託ヲ  
受ケタル者ニ對シ之ニ因リテ生ジタル費用  
ノ全部又ハ一部ヲ給付スルコトヲ得

第十一條 前條ノ費用ハ保護觀察所ノ命令ニ  
依リ本人又ハ本人ヲ扶養スル義務アル者ヨ  
リ其ノ全部又ハ一部ヲ徵收スルコトヲ得此  
ノ命令ニ付テハ非訟事件手續法第二百八條  
ノ規定ヲ準用ス

第十二條 少年ニシテ治安維持法ノ罪ヲ犯シ  
タル者ニハ少年法ノ保護處分ニ關スル規定  
ヲ適用セズ

第十三條 本法ハ陸軍刑法第八條、第九條及  
海軍刑法第八條、第九條ニ掲グル者ニハ之  
ヲ適用セズ

第十四條 保護觀察所及保護觀察審査會ノ組  
織及權限並ニ保護ノ觀察實行ニ關シ必要ナ  
ル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

附 則



本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法ハ本法施行前ニ第一條ニ定ムル事由ノ生  
ジタル場合ニモ亦之ヲ適用ス

重要肥料業統制法

(法律第三十號)  
(昭和十一年五月二十八日公布)

第一條 本法ハ肥料ノ需給ノ圓滑及價格ノ公  
正ヲ圖リ肥料製造業及農業經營ノ改善發達  
ヲ期スルコトヲ目的トス  
第二條 本法ノ適用ヲ受ケル肥料ノ種類ハ命  
令ヲ以テ之ヲ定ム  
本法ニ於テ肥料製造業ト稱スルハ命令ノ定  
ムル所ニ依リ肥料ヲ製造スル事業ヲ謂フ  
第三條 肥料製造業者ハ肥料ノ需給ノ圓滑及  
價格ノ公正ヲ圖リ肥料製造業ノ改善發達ヲ  
期スル爲メ政府ノ認可ヲ受ケ肥料ノ種類別ニ  
肥料製造業組合ヲ設立スルコトヲ得  
第四條 肥料製造業者肥料製造業組合ヲ設立  
セザル場合ニ於テ政府必要アリト認ムルト  
キハ肥料製造業者ニ對シ肥料製造業組合ノ  
設立ヲ命ズルコトヲ得  
前項ノ規定ニ依リ設立ヲ命ゼラレタル者命

令ノ定ムル所ニ依リ設立ノ認可ヲ申請セザ  
ルトキハ政府ハ定款ノ作成其ノ他設立ニ關  
シ必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

第五條 肥料製造業組合ハ法人トス

肥料製造業組合ハ營利ヲ目的トシテ其ノ事  
業ヲ營ムコトヲ得ズ  
第六條 肥料製造業組合ハ左ノ事業ヲ行フコ  
トヲ得

一 肥料ノ製造總數量及各組合員ニ對スル  
其ノ割當ノ決定、肥料ノ販賣價格ノ決定  
其ノ他肥料ノ生産又ハ販賣ニ關スル決定  
二 組合員ノ委託ニ依ル肥料ノ販賣但シ前  
號ノ決定ヲ實行スル爲メ必要アル場合ニ限  
ル

三 組合員ノ肥料製造業ニ必要ナル物ノ供  
給

四 其ノ他組合ノ目的達成上必要ナル事業

第七條 肥料製造業組合ハ設立ノ認可アリタ  
ル時又ハ第四條第二項ノ規定ニ依リ定款ノ  
作成アリタル時成立ス  
肥料製造業組合ノ設立アリタルトキハ主  
ル事務所ノ所在地ニ於テ設立ノ登記ヲ爲ス  
ベシ登記シタル事項中ニ變更ヲ生ジタルト  
キ亦同ジ

肥料製造業組合ノ設立又ハ登記シタル事項  
ノ變更ハ其ノ登記ヲ爲スニ非ザレバ之ヲ以  
テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

第八條 肥料製造業組合ハ肥料ノ種類毎ニ一  
箇トス

第九條 肥料製造業組合ニハ所得稅及營業收  
益稅ヲ課セズ

第十條 肥料製造業組合ノ設立アリタルトキ  
ハ其ノ種類ノ肥料製造業者ハ其ノ組合ノ組  
合員トス  
肥料製造業組合ハ政府ノ認可ヲ受ケ本法施  
行地域外ニ於テ肥料製造業ヲ營ム者ヲ組合  
員ト爲スコトヲ得

第十一條 肥料製造業組合第六條第一號ノ決  
定ヲ爲シタルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ  
其ノ實施前豫メ之ヲ政府ニ届出デ其ノ承認  
ヲ受クベシ  
肥料製造業組合ノ組合員ハ前項ノ規定ニ依  
ル届出前ニ於テハ其ノ決定ニ基キ肥料ノ生  
産又ハ販賣ヲ爲スコトヲ得ズ届出後命令ノ  
定ムル期間内亦同ジ  
政府肥料ノ需給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖  
ル爲メ其ノ他公益上必要アリト認ムルトキハ  
第一項ノ決定ノ全部又ハ一部ノ變更又ハ取

消ヲ爲スコトヲ得

第十二條 肥料製造業者又ハ肥料製造業組合  
ハ政府ノ許可ヲ受ケルニ非ザレバ肥料ノ生  
産、販賣、輸出、輸入、移出又ハ移入ニ關  
シ統制協定ヲ爲スコトヲ得ズ

第十三條 肥料製造業組合肥料ノ製造總數量  
及各組合員ニ對スル其ノ割當ノ決定又ハ肥  
料ノ販賣價格ノ決定ヲ爲サザル場合ニ於テ  
政府公益上必要アリト認ムルトキハ其ノ決  
定ヲ爲スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十四條 政府公益上必要アリト認ムルトキ  
ハ肥料製造業組合ノ組合員ニ對シ肥料ノ生  
産又ハ販賣ニ關スル組合ノ決定ニ從フベキ  
コトヲ命ズルコトヲ得

第十五條 政府ハ肥料製造業組合又ハ其ノ組  
合員ニ對シ其ノ業務ニ關シ報告ヲ爲サシメ  
其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分  
ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官  
吏ヲシテ肥料製造業組合又ハ其ノ組合員ノ  
事務所其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又  
ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコ  
トヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證  
票ヲ携帯セシムベシ

第十六條 肥料製造業組合ノ決議又ハ組合ノ  
役員ノ行爲ガ法令、定款若ハ政府ノ處分ニ  
違反シタルトキ又ハ公益ヲ害シ若ハ害スル  
ノ虞アリト認ムルトキハ政府ハ左ノ處分ヲ  
爲スコトヲ得

- 一 決議ノ取消
- 二 役員ノ解任
- 三 組合ノ事業ノ停止
- 四 組合ノ解散

第十七條 本法ニ規定スルモノヲ除クノ外肥  
料製造業組合ノ設立、登記、組織、管理、  
解散、清算其ノ他組合ニ關シ必要ナル事項  
ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十八條 政府公益上必要アリト認ムルトキ  
ハ命令ノ定ムル所ニ依リ期間ヲ定メ肥料ノ  
輸出又ハ輸入ヲ制限スルコトヲ得

第十九條 第十一條第三項ノ規定ニ依ル處分  
前條ノ規定ニ依ル制限其ノ他本法施行ニ關  
スル重要事項ニ付政府ノ諮問ニ應ゼシムル  
爲メ重要肥料業委員會ヲ置ク

重要肥料業委員會ニ關スル規程ハ勅令ヲ以  
テ之ヲ定ム

第二十條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五千  
圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第十條一第二項ノ規定ニ違反シタル者

二 第十二條ノ規定ニ違反シ政府ノ許可ヲ  
受ケズシテ統制協定ヲ爲シタル者

三 第十四條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタ  
ル者

四 第十八條ノ規定ニ依ル制限ニ違反シ肥  
料ノ輸出又ハ輸入ヲ爲シタル者

前項第四號ノ場合ニ於テハ其ノ肥料ハ之ヲ  
沒收スルコトヲ得若シ其ノ全部又ハ一部ヲ  
沒收スルコト能ハザルトキハ其ノ價額ヲ追  
徴スルコトヲ得

第二十一條 第十三條ノ規定ニ依ル命令ニ違  
反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十二條 正當ノ事由ナクシテ第十五條ノ  
規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ  
爲シ又ハ検査ヲ拒ミ、妨ゲ若ハ忌避シ其ノ  
他政府ノ命令又ハ處分ニ違反シタル者ハ五  
百圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十三條 當該官吏又ハ其ノ職ニ在リタル  
者本法ニ依ル職務執行ニ關シ知得シタル個  
人又ハ法人ノ業務上ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊  
用シタルトキハ一年以下ノ懲役又ハ千圓以  
下ノ罰金ニ處ス

職務上前項ノ秘密ヲ知得シタル他ノ公務員



又ハ公務員タリシ者其ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ竊用シタルトキ罰前項ニ同ジ

第二十四條 肥料製造業組合、肥料製造業組合ノ組合員、肥料製造業者其ノ他肥料ニ關スル業ヲ爲ス者ハ其ノ代理人、戶主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

第二十五條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スベキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治産者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第二十六條 肥料製造業組合第十一條第一項ノ規定ニ依ル届出ヲ爲サザルトキハ組合ノ役員ヲ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十七條 肥料製造業組合本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依ル登記ヲ爲スコトヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ爲シタルトキハ組合ノ役員又ハ清算人ヲ三百圓以下ノ過料ニ處

ス

第二十八條 非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二條ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

登錄稅法第十九條第七號中「又ハ輸出組合聯合會」ヲ「輸出組合聯合會又ハ肥料製造業組合」ニ、「又ハ輸出組合法」ヲ「輸出組合法又ハ重要肥料業統制法」ニ改ム

土地賃賃價格改訂法

(法律 第三十六號)  
昭和十一年五月三十日公布

第一條 政府ハ地租法第九條第一項ノ規定ニ依リ昭和十三年一月一日ニ於テ土地ノ賃賃價格ヲ改訂シ昭和十三年分ヨリ改訂賃賃價格ニ依リ地租ヲ徵收ス

第二條 改訂賃賃價格ハ各地目毎ニ昭和十一年四月一日ニ於テ土地ノ情況類似スル區域内ニ於ケル標準ト爲ルベキ土地ノ賃賃價格(標準賃賃價格)ニ依ル

前項ニ定ムルモノノ外賃賃價格ノ算定ニ關

シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 昭和十一年四月一日後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ賃賃價格ヲ設定シ又ハ修正シタル土地ノ改訂賃賃價格ハ地租法第九條第三項ノ例ニ準ジ之ヲ定ム

昭和十一年四月一日後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ分筆又ハ合筆ヲ爲シタル土地ノ改訂賃賃價格ハ其ノ分筆又ハ合筆前ノ土地ニ付前條ノ規定ニ依リ定メラルベキ賃賃價格ヲ地租法第三十三條ノ例ニ準ジ配分又ハ合算シテ之ヲ定ム

第四條 改訂賃賃價格ニ依ル各土地ノ地租額ガ従前ノ賃賃價格ニ依ル地租額ノ四倍ヲ超ユルトキハ其ノ四倍ヲ超ユル金額ニ相當スル地租ハ昭和十五年分迄之ヲ免除ス

第五條 第二條第一項ノ區域及標準賃賃價格ハ賃賃價格調査委員會ノ議ニ付シ政府ニ於テ之ヲ定ム

第六條 稅務署長ハ第二條第一項ノ區域及標準賃賃價格ノ調査書ヲ作成シ之ヲ賃賃價格調査委員會ニ提出スベシ

第七條 各稅務署所轄内ニ賃賃價格調査委員會ヲ置ク但シ稅務署所轄内ニ在ル市ニ付テハ命令ヲ以テ特ニ賃賃價格調査委員會ヲ置

クコトヲ得

第八條 賃賃價格調査委員會ハ之ヲ置クベキ區域内ノ各市町村ニ於テ地租納稅義務者ノ選舉シタル調査委員ヲ以テ之ヲ組織ス

各市町村ニ於テ選舉スベキ調査委員ノ數ハ市ニ在リテ八十人、町村ニ在リテ一人トス但シ市町村ノ情況ニ依リ命令ヲ以テ之ヲ増減スルコトヲ得

第九條 選舉期日前十五日ノ現在ニ於テ地租名寄帳ニ納稅義務者トシテ記載セラレタル個人(地租法第七十條又ハ第七十三條第一項但書ノ規定ニ依リ地租ヲ免除セラルル者又ハ地租ヲ徵收セラザル者ヲ含ム)ハ當該市町村内ニ於テ調査委員ヲ選舉シ又ハ調査委員ニ選舉セラルルコトヲ得但シ左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ此ノ限ニ在ラズ

- 一 無能力者
- 二 破産者ニシテ復權ヲ得ザルモノ
- 三 國稅滯納處分ヲ受ケタル後一年ヲ經ザル者
- 四 六年ノ懲役若ハ禁錮以上ノ刑ニ處セラレ又ハ舊刑法ノ重罪ノ刑ニ處セラレタル者
- 五 六年未滿ノ懲役又ハ禁錮ノ刑ニ處セラ

レタル者ニシテ其ノ刑ノ執行ヲ受クルコトナキニ至ル迄ノモノ

六 地租法第八十三條又ハ第八十六條第二項ノ規定ニ依リ處罰セラレタル後五年ヲ經ザル者

法人ニシテ地租ノ納稅義務ヲ有スル者ハ前項ノ規定ニ準ジ調査委員ヲ選舉スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ選舉ニ關スル代表者ヲ定メ當該市町村長ニ申告スベシ

第十條 投票及開票ニ關スル事務ハ市町村長之ヲ擔任シ其ノ他ノ選舉ニ關スル事務ハ稅務署長之ヲ擔任ス

第十一條 稅務署長ハ調査委員ノ選舉期日ヲ定メ之ヲ市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ少クトモ選舉期日七日前ニ之ヲ公示スベシ

前項ノ公示ニハ投票及開票ノ日時及場所ヲ記載スベシ

第十二條 調査委員ノ選舉ハ無記名投票ヲ以テ之ヲ行フ

投票ハ一人一票ニ限ル

選舉人ハ選舉ノ當日投票時間内ニ自ら投票

所ニ到リ被選舉人一人ノ氏名ヲ投票用紙ニ記載シテ投票スベシ

投票用紙ハ選舉ノ當日投票所ニ於テ之ヲ選舉人ニ交付スベシ

第十三條 市町村長ハ當該市町村内ニ於テ選舉資格ヲ有スル者ノ内ヨリ二人ノ立會人ヲ選任シ投票及開票ニ立會ハシムベシ

立會人ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手當ヲ支給ス

第十四條 投票ノ效力ハ立會人ノ意見ヲ聽キ市町村長之ヲ決定スベシ

第十五條 市町村長ハ投票ヲ調査シ直ニ左ノ事項ヲ稅務署長ニ通知スベシ

- 一 投票人及投票ノ數並ニ有效投票及無效投票ノ數
- 二 投票ヲ無効ト決定シタル事由
- 三 被選舉人ノ住所、氏名、生年月日及其ノ得票數

第十六條 稅務署長前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ之ヲ調査シ當選人ヲ決定スベシ

第十七條 投票ノ多數ヲ得タル者ヲ以テ當選人トス得票數同ジキトキハ年齡多キ者ヲ取り年齡モ亦同ジキトキハ稅務署長抽籤シテ之ヲ定ム



第十八條 稅務署長當選人ヲ決定シタルトキハ其ノ氏名ヲ公示シ且之ヲ當選人及市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ當選人ノ氏名ヲ公示スベシ

第十九條 調査委員ニ當選シタ者ハ正當ノ事由ナクシテ之ヲ辭スルコトヲ得ズ

第二十條 調査委員第九條第一項各號ノ一ニ該當スルニ至リタルトキハ其ノ職ヲ失フ

第二十一條 調査委員ニ缺員ヲ生ジタルトキハ當選人ト爲ラザリシ者ノ中得票數多キ者ヨリ順次之ヲ補充ス其ノ得票數同ジキトキハ第十七條ノ規定ヲ準用ス

第十八條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 調査委員ノ選舉ニ於テ當選人ノ數ガ定數ニ達セザルトキ又ハ調査委員ニ缺員ヲ生ジ前條ノ規定ニ依リ補充スベキ者ナキトキハ補缺選舉ヲ行フ但シ貨賃價格調査委員會開會後缺員ヲ生ジタル場合ニ於テハ之ヲ行ハザルコトヲ得

第二十三條 貨賃價格調査委員會ハ稅務署長ノ通知ニ依リ之ヲ開ク其ノ開會日數ハ三十日以内トス

第二十四條 貨賃價格調査委員會ハ開會ノ始ニ於テ調査委員中ヨリ會長ヲ選舉スベシ會長事故アルトキハ出席シタル調査委員中ノ年數多キ者會長ノ職務ヲ代理ス

第二十五條 貨賃價格調査委員會ハ定員ノ過半數ニ當ル委員出席スルニ非ザレバ決議スルコトヲ得ズ

第二十六條 貨賃價格調査委員會ノ決議ハ會長之ヲ稅務署長ニ通知スベシ

第二十七條 昭和十二年九月三十日迄ニ貨賃價格調査委員會成立セザルトキハ稅務署長ニ於テ第二條第一項ノ區域及標準貨賃價格ヲ定ム貨賃價格調査委員會開會ノ日ヨリ第二十三條ノ期間内又ハ昭和十二年九月三十日迄ニ決議終了セザルトキハ稅務署長ニ於テ第二條第一項ノ區域及標準貨賃價格ヲ定ム

第二十八條 稅務署長ハ貨賃價格調査委員會ノ決議ヲ不當ト認ムルトキハ十日以内ノ期間ヲ定メ再議ニ付ス仍其ノ決議ヲ不當ト認ムルトキ又ハ再議期間内ニ決議終了セザルトキハ稅務署長ニ於テ第二條第一項ノ區域及標準貨賃價格ヲ定ム

第二十九條 稅務署長又ハ其ノ代理官ハ貨賃價格調査委員會ニ出席シタル調査委員中ノ年數多キ者會長ノ職務ヲ代理ス

第三十條 調査委員ニハ命令ノ定ムル所ニ依リ手當及旅費ヲ支給ス

第三十一條 第二條第一項ノ區域及標準貨賃價格ヲ定メタルトキハ稅務署長ハ之ヲ市町村長ニ通知スベシ

市町村長前項ノ通知ヲ受ケタルトキハ二十日間關係者ノ縦覽ニ供スベシ縦覽期間ハ豫メ之ヲ公示スベシ

第三十二條 自己ノ納稅義務ヲ有スル土地ニ適用セラルベキ標準貨賃價格ニ關シテ異議アル者ハ前條ノ縦覽期間満了ノ日ヨリ二十日以内ニ不服ノ事由ヲ具シ稅務署長ヲ經由シテ稅務監督局長ニ異議ノ申立ヲ爲スコトヲ得

前項ノ申立アリタル場合ト雖モ政府ハ税金ノ徵收ヲ猶豫セズ

第三十三條 前條第一項ノ申立アリタルトキハ稅務監督局長ハ之ヲ審査決定シ異議申立人ニ通知スベシ

第三十四條 前條ノ決定ニ對シ不服アルトキハ訴訟ヲ爲シ又ハ行政裁判所ニ出訴スルコトヲ得

更スルコトヲ得

土地賃賃價格改訂法施行ニ伴フ耕地整理法ノ特例ニ關スル法律

(法律 第三十七號) 昭和十一年五月三十日公布

第一條 昭和十一年四月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ耕地整理法第十三條第二項ノ規定ニ依リ貨賃價格ヲ配賦シタル整理施行地區内ノ土地ノ貨賃價格ハ稅務署長整理施行者ノ申請ニ依リ其ノ地區内ノ從前ノ土地ニ付土地賃賃價格改訂法ニ依リ調査シタル貨賃價格(以下調査貨賃價格ト稱ス)ノ合計額ヲ工事完了ノトキノ現況ニ依リ每筆相當ニ配賦シテ之ヲ定ム

命令ノ定ムル期間内ニ前項ノ申請ナキトキハ第三項ノ規定ニ依リ定メタル貨賃價格ヲ以テ前項ノ土地ノ貨賃價格トス

第一項ノ規定ニ依リ貨賃價格ヲ配賦スル迄ハ其ノ土地ノ貨賃價格ハ調査貨賃價格ノ合計額ヲ耕地整理法第十三條第二項ノ規定ニ依リ配賦シタル貨賃價格ニ按分シテ之ヲ定ム

耕地整理法第十三條第二項但書ノ規定ハ第一項及前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二條 耕地整理法第十四條、第十四條ノ二及第十五條ノ規定ハ昭和十一年四月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ同法第十三條第二項ノ規定ニ依リ貨賃價格ヲ配賦シタル整理施行地區内ノ土地ニシテ同法第十四條、第十四條ノ二及第十五條ノ規定ニ依リ貨賃價格ヲ修正シ又ハ設定シタルモノニ付前條ノ調査貨賃價格ヲ算出スル場合ニ之ヲ準用ス但シ前條第三項ニ規定スル場合ニ於テハ整理施行者ノ申請ヲ要セズ

第三條 第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ貨賃價格ヲ配賦シ又ハ按分シタル土地ニシテ現ニ耕地整理減租年期ヲ有セザルモノアルトキハ其ノ貨賃價格ハ之ヲ配賦シ又ハ按分セザリシモノト看做ス此ノ場合ニ於テハ土地賃賃價格改訂法第三條第一項ノ規定ヲ適用ス

第四條 第一條第一項ノ規定ニ依リ貨賃價格ヲ配賦シタル土地ニ付テハ配賦シタル年ノ翌年分ヨリ配賦シタル貨賃價格ニ依リ、同條第三項ノ規定ニ依リ貨賃價格ヲ按分シタル土地ニ付テハ昭和十三年分ヨリ同條第一

附 則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

地租法第七十一條第一項ニ規定スル申請期間ハ昭和十三年分地租ニ限り命令ヲ以テ之ヲ變



項ノ規定ニ依リ賃賃價格ヲ配賦スル年ノ分迄其ノ按分シタル賃賃價格ニ依リ地租ノ徵收ス

第五條 耕地整理法第十六條、第十六條ノ三、第十六條ノ四、第十六條ノ六及第十六條ノ七ノ規定ハ第一條第一項又ハ第三項ノ規定ニ依リ賃賃價格ヲ配賦シ又ハ按分シタルトキニ於テ整理施行地區内ニ同法第十六條ノ三又ハ第十六條ノ四ノ規定ノ適用ヲ受ケタル土地アル場合ニ之ヲ準用ス但シ第一條第三項ニ規定スル場合ニ於テハ整理施行者ノ申請ヲ要セズ

第六條 前條ノ規定ニ依リ耕地整理法第十六條ノ三又ハ第十六條ノ四ノ規定ヲ準用シテ賃賃價格ヲ定メタル土地ニ付テハ賃賃價格ヲ定メタル年ノ翌年分ヨリ其ノ賃賃價格ニ依リ地租ヲ徵收ス但シ第一條第三項ノ規定ニ依リ賃賃價格ヲ按分シタル土地ニ付テハ昭和十三年分ヨリ同法第十六條ノ三又ハ第十六條ノ四ノ規定ヲ準用シテ定メタル賃賃價格ニ依リ地租ヲ徵收ス

第七條 昭和十一年四月一日以後昭和十二年十二月三十一日迄ノ間ニ於テ耕地整理法第十三條第二項ノ規定ニ依リ賃賃價格ヲ配賦

シタル整理施行地區内ニ從前ノ土地ノ調査賃賃價格ニ依リ地租額ガ從前ノ賃賃價格ニ依リ地租額ノ四倍ヲ超ユル土地アルトキハ其ノ四倍ヲ超ユル金額ニ相當スル地租ハ整理施行地區内ノ全部又ハ一部ノ土地ニ配分シテ昭和十五年分迄之ヲ免除ス

第八條 昭和十三年一月一日以後耕地整理法第十三條第二項ノ規定ニ依リ賃賃價格ヲ配賦スルトキニ於テ整理施行地區内ニ土地賃賃價格改訂法第四條ノ規定ニ依リ地租ノ免除ヲ受クベキ土地アル場合ハ其ノ殘期間免除額ニ相當スル地租ハ整理施行地區内ノ全部又ハ一部ノ土地ニ配分シテ之ヲ免除ス

第九條 昭和十一年三月三十一日迄ニ耕地整理法第十三條第二項並ニ昭和六年法律第二十九號附則第三條第一項第三項、第六條第一項、第十七條第一項及第十九條ノ規定ニ依リ賃賃價格ヲ配賦シ、按分シ又ハ定メタル土地ニシテ耕地整理法第十六條ノ三、第十六條ノ四又ハ昭和六年法律第二十九號附則第十五條ノ規定ヲ適用シ又ハ準用シタルモノニ對スル土地賃賃價格改訂法第四條中ノ賃賃價格ハ耕地整理法第十六條ノ三、第十六條ノ四又ハ昭和六年法律第二十九號附則第十五條ノ規定ヲ適用シ又ハ準用セザル額トス

第十條 耕地整理法第十三條第三項ノ規定ハ第一條第一項第三項、第二條、第五條、第七條第一項及第八條第一項ノ場合ニ之ヲ準用ス

退職積立金及退職手當法

(法律第四十二號) (昭和十一年六月二日公布)

第一章 總 則

第一條 本法ハ左ノ各號ノ一ニ該當スル事業ニシテ當時五十人以上ノ労働者ヲ使用スルモノニ之ヲ適用ス

一 工場法ノ適用ヲ受ケル工場  
二 鑛業法ノ適用ヲ受ケル事業  
主務大臣ハ事業ノ種類又ハ規模ヲ限リ本法ノ適用ヲ除外スルコトヲ得

第二條 本法ノ適用ヲ受ケル事業ガ規模ノ縮少其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ事業主其ノ旨ヲ行政官廳ニ届出ツル迄ハ前條ノ規定ニ拘ラズ仍本法ヲ適用ス

第三條 第一條第一項各號ノ事業ニシテ本法ノ適用ヲ受ケザルモノノ事業主退職積立金退職手當積立金又ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ其ノ事業ニ第十一條、第十六條及第十七條中積立ノ

率ニ關スル規定並ニ第三十條第三項ノ規定ヲ除クノ外本法ヲ適用ス

第四條 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承繼アリタル場合ニ於テ労働者ガ引續キ承繼人ニ使用セララルトキハ其ノ労働者ト從前ノ事業主トノ間ニ本法ニ依リテ生ジタル法律關係ハ承繼人ニ移轉ス

第五條 本法ノ適用ヲ受ケル事業ニ使用セララルル労働者ノ中左ニ掲グル者ニハ本法ヲ適用セズ但シ第一號若ハ第二號ニ該當スル者六月ヲ超エテ引續キ使用セララルニ至リタルトキ又ハ第三號ニ該當スル者一年ヲ超エテ引續キ使用セララルニ至リタルトキハ其ノ時ヨリ其ノ者ニ本法ヲ適用ス

一 六月以内ノ期間ヲ定メテ使用セララル者  
二 日日雇入レラルル者  
三 季節的事業ニ使用セララル者  
前項第三號ノ季節的事業ノ範圍ハ主務大臣

第六條 賃金及標準賃金ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第七條 行政官廳ハ事業主ニ對シ本法ニ依リ積立金ノ積立若ハ運用、退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給其ノ他本法ノ施行ニ關スル事項ニ付必要ナル検査ヲ爲シ又ハ事業主ヲシテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條 本法ニ依リ事業主ノ積立ツベキ退職手當積立金及準備積立金ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ七ニ相當スル額以下トス

第九條 本法ノ適用ヲ受ケル事業ガ事業ノ廢止其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ退職積立金支拂又ハ退職手當支給ノ完了ニ至ル迄ハ之ニ必要ナル限度ニ於テ仍本法ヲ適用ス

第十條 本法ハ政府ノ事業ニ之ヲ適用セズ道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

之ヲ定ム

第六條 賃金及標準賃金ニ關シ必要ナル事項

第七條 行政官廳ハ事業主ニ對シ本法ニ依リ積立金ノ積立若ハ運用、退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給其ノ他本法ノ施行ニ關スル事項ニ付必要ナル検査ヲ爲シ又ハ事業主ヲシテ報告ヲ爲サシムルコトヲ得

第八條 本法ニ依リ事業主ノ積立ツベキ退職手當積立金及準備積立金ノ額ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ七ニ相當スル額以下トス

第九條 本法ノ適用ヲ受ケル事業ガ事業ノ廢止其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ退職積立金支拂又ハ退職手當支給ノ完了ニ至ル迄ハ之ニ必要ナル限度ニ於テ仍本法ヲ適用ス

第十條 本法ハ政府ノ事業ニ之ヲ適用セズ道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノノ事業ニ關シテハ本法ノ適用ニ付勅令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第二章 退職積立金



第十一條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ勞働者ノ賃金ノ中ヨリ其ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ各労働者ニ代リ其ノ名義ヲ以テ退職積立金トシテ積立ツベシ

災害其ノ他已ムラ得ザル事由アルトキハ事業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラズ積立ヲ爲サズ又ハ減額シテ積立ツルコトヲ得

第十二條 労働者退職(解雇及死亡ヲ含ム以下之ニ同ジ)其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ非ザレバ前條ノ退職積立金ノ支拂ヲ受クルコトヲ得ズ

第十三條 事業主豫メ確實ナル方法及利子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタル上労働者ノ同意ヲ得タルトキハ其ノ労働者ノ退職積立金ヲ運用スルコトヲ得

行政官廳ハ前項ノ許可ヲ爲ス場合ニ於テ必要ト認ムル額ノ國債ヲ供託スベキコトヲ命ズルコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ許可ヲ取消シ又ハ前項ノ國債ノ増額ヲ命ズルコトヲ得

労働者ハ事業主ノ運用シタル退職積立金ニ關シ前二項ノ規定ニヨリ供託シタル國債ニ

付他ノ債權者ニ先チテ辨済ヲ受クルノ權利ヲ有ス前項ノ權利ノ實行ニ關シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十四條 前條第一項ノ規定ニ依リ退職積立金ヲ運用シタル場合ニ於テ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ運用シタル金額ニ前條第一項ノ利子ヲ附シタルモノヲ退職積立金トシテ其ノ労働者ニ支拂フベシ

第十五條 退職積立金ノ支拂ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三章 退職手当

第十六條 事業主ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年一回以上一定ノ期間末ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額ヲ退職手当積立金トシテ運滞ナク積立ツベシ

災害其ノ他已ムラ得ザル事由アルトキハ事業主ハ行政官廳ノ許可ヲ受ケ前項ノ規定ニ拘ラズ積立ヲ爲サズ又ハ減額シテ積立ツルコトヲ得

第十七條 事業主ハ前條ノ退職手当積立金ノ外勅令ノ定ムル所ニ依リ毎年一回以上一定ノ期間末ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃

金ノ百分ノ三以内ニ於テ行政官廳ノ認可ヲ受ケタル金額ヲ退職手当積立金トシテ運滞ナク積立ツベシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十八條 前二條ノ退職手当積立金ハ計算期毎ニ其ノ期間中ノ賃金ニ比例シテ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ但シ前條ノ退職手当積立金ニ限リ事業主豫メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ勤務年限、勤務狀態其ノ他ニ依リ異ル率ヲ以テ労働者別ニ計算スルコトヲ得

第十九條 事業主ハ退職手当積立金ヨリ生ジタル利子(第二種所得税又ハ資本利子税ヲ課セラレタルトキハ之ヲ差引キタル金額)及第二十一條第一項ノ規定ニ依リ退職手当積立金ヲ運用シタル場合ニ於テハ同條同項ノ利子ヲ退職手当積立金トシテ運滞ナク積立ツベシ

前項ノ場合ニ於テハ勅令ノ定ムル所ニ依リ一定ノ計算期ニ於テ労働者別ニ計算ヲ明ニスベシ

第二十條 退職手当積立金ノ積立ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ他ノ財産ト分別シテ左ノ方法ニ依リ之ヲ爲スベシ

シテ之ヲ保留スベシ

第二十六條 事業主事業ノ都合ニ依リ労働者ヲ解雇シタルトキハ退職手当積立金ノ存スル限度ニ於テ左ノ各號ノ一ニ達スル迄ノ金額(特別手当)ヲ加算シテ支給スベシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ加算スルコトヲ要セズ

一 勤続一年以上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金二十日分ニ相當スル金額

二 勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當スル金額

特別手当ヲ受クベキ者二人以上アル場合ニ於テ特別手当積立金ガ前項各號ノ金額ヲ支給スルニ足ラザルトキハ其ノ支給ヲ受クベキ者ノ前項各號ノ金額ニ按分シテ特別手当ノ金額ト爲スベシ

第二十四條 第二項ノ規定ハ特別手当ノ支給ニ之ヲ準用ス

第二十七條 事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケテ特別手当積立金ノ限度ヲ定メタルトキハ其ノ限度ヲ超ユル金額ハ第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ金額ニ之ヲ充當スベシ

一 郵便貯金

二 銀行ヘノ預金

三 金錢信託

四 登録國債

第二十一條 事業主豫メ確實ナル方法及利子ノ定率ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ退職手当積立金ヲ運用スルコトヲ得

第十三條 第二項乃至第五項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十二條 本法ニ依リ退職手当積立金トシテ積立ツル金額ハ所得税法、營業收益税法及臨時利得税法ノ適用ニ付テハ之ヲ總損金又ハ必要ノ經費ト看做ス

道府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ本法ニ依リ退職手当積立金トシテ積立ツル金額ヲ標準トシテ課税スルコトヲ得ズ

第二十三條 退職手当積立金ノ拂戻又ハ償還ヲ受クルノ權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ但シ本法ニ依リ退職手当ヲ受クベキ者第二十四條第一項第一號ノ金額又ハ第二十六條第一項ノ特別手当ノ金額ニ付差押フルコトヲ妨グズ

第二十四條 労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ事業主ハ左ノ各號ノ金額ヲ退職手当トシテ支給スベシ但シ勅令ノ定ムル所ニ依リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ其ノ全部又ハ一部ヲ支給セザルコトヲ得

一 第十八條、第十九條第二項及第二十八條第二項ノ規定ニ依リ其ノ労働者ノ計算ニ屬スル金額

二 第十六條第一項ノ規定ニ依リ積立ノ最後ノ期間後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相當スル金額

前項第一號ノ金額ハ退職手当積立金ノ中ヨリ之ヲ支給シ退職手当積立金ヲ以テ之ヲ支給スルコト能ハザルトキハ事業主ノ他ノ財産ヨリ之ヲ支給スベシ

第一項第二號ノ金額ハ退職手当積立金ノ中ヨリ之ヲ支給スルコトヲ得ズ

労働者死亡シタル場合ニ於テハ退職手当ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ遺族又ハ労働者ノ死亡當時其ノ収入ニ依リ生計ヲ維持シタル者ニ之ヲ支給スベシ

第二十五條 前條第一項但書ノ規定ニ依リテ支給スルコトヲ要セザル金額ヲ生ジタルトキハ事業主ハ第二十六條第一項ノ特別手当ニ充ツル爲ノ積立金(特別手当積立金)ト



行政官廳ニ要アリト認ムルトキハ前項ノ許  
可ヲ取消シ又ハ變更スルコトヲ得

第二十八條 事業主ハ第十九條第二項ノ計算  
期ニ於テ退職手當積立金ノ缺損ヲ填補シ餘  
剩ヲ積立ツベシ

前項ノ規定ニ依リ餘剩ヲ積立ツル場合ニ於  
テハ命令ノ定ムル所ニ依リ労働者別ニ計算  
ヲ明ニスベシ

第二十九條 本法ニ依ル退職手當ヲ受クルノ  
權利ハ之ヲ讓渡シ又ハ差押フルコトヲ得ズ

第三十條 事業主退職手當及之ガ支給ニ充ツ  
ル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ定メ行政  
官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ第十六條及第  
十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ  
爲サザルコトヲ得

前項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル規定ノ廢  
止又ハ變更ハ行政官廳ノ許可ヲ受クルニ非  
ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

事業主ハ第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタ  
ル場合ニ於テ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因  
リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタルトキハ  
少クトモ勤続一年ニ付標準賃金十二日分ニ  
相當スル退職手當(事業ノ都合ニ依リ解雇  
ノ場合ニ於テハ勤続一年以上三年未滿ノ者

ニ付テハ標準賃金二十日分、勤続三年以上  
ノ者ニ付テハ標準賃金三十五日分ニ相當ス  
ル金額ヲ加算シタルモノ)ヲ支給スベシ此  
ノ場合ニ於テハ第二十四條第一項但書及第  
二十六條第一項但書ノ規定ヲ準用ス

第二十七條乃至第二十三條及第二十八條第一  
項ノ規定ハ第一項ノ準備積立金ニ、第二十  
四條第四項、第二十九條及第三十一條ノ規  
定ハ第一項ノ退職手當ニ之ヲ準用ス

行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ  
許可ヲ取消シ又ハ準備積立金ノ増額ヲ命ズ  
ルコトヲ得

第四十條 退職金審査會  
第三十一條 退職積立金ノ支拂又ハ退職手當  
ノ支給ニ關スル事項ニ付民事訴訟ヲ提起ス  
ルニハ退職金審査會ノ審査ヲ經ルコトヲ要  
ス

前項ノ審査ノ請求ハ時効ノ中斷ニ關シテハ  
裁判上ノ請求ト看做ス

第三十二條 退職金審査會ノ組織及審査ニ關  
シ必要ナル事項ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第五十條 則  
第三十三條 事業主第二十一條第一項(第三  
十條第四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル

場合ヲ含ム)ノ許可ヲ受ケズシテ退職手當  
積立金又ハ準備積立金ヲ處分シタルトキハ  
一年以下ノ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處  
ス

事業主法人ナル場合ニ於テ前項ノ許可ヲ受  
ケザルニ拘ラズ其ノ理事取締役其ノ他法人  
ノ業務ヲ執行スル役員退職手當積立金又ハ  
準備積立金ヲ處分シタルトキ其ノ者ニ付亦  
前項ニ同ジ

第三十四條 事業主左ノ各號ノ一ニ該當スル  
トキハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第三條第二項、第十一條第一項、第十  
四條、第十六條第一項、第十七條、第十  
八條、第十九條、第二十條(第三十條第  
四項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合  
ヲ含ム)、第二十四條第一項第四項(第三  
十條第四項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)  
第二十五條、第二十六條第一項、第二十  
七條第一項、第二十八條(第三十條第四  
項又ハ第四十二條ニ於テ準用スル場合ヲ  
含ム)又ハ第四十一條第二項ノ規定ニ違  
反シタルトキ

二 第十三條第二項第三項(第二十一條第  
二項、第三十條第四項又ハ第四十二條ニ

於テ準用スル場合ヲ含ム)第十七條又ハ  
第三十條第五項ノ規定ニ依ル命令ニ從ハ  
ザルトキ

三 第三條第一項、第三十條第一項又ハ第  
四十二條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル準  
備積立金ヲ爲サザルトキ

四 第三十條第三項ノ規定ニ依リ支給スベ  
キ退職手當トシテ勤続一年ニ付標準賃金  
十二日分以内ニ相當スル金額(事業ノ都  
合ニ依リ解雇ノ場合ニ於テハ勤続一年以  
上三年未滿ノ者ニ付テハ標準賃金二十日  
分以内、勤続三年以上ノ者ニ付テハ標準  
賃金三十五日分以内ニ相當スル金額)ヲ加  
算シタルモノ)ヲ支給セザルトキ

第三十五條 第七條ノ規定ニ依リ検査ヲ拒ミ  
妨ケ若ハ忌避シ又ハ報告ヲ爲サズ若ハ虚偽  
ノ報告ヲ爲シタル者ハ三百圓以下ノ罰金ニ  
處ス

第三十六條 事業主ハ其ノ代理人、戶主、家  
族、同居者、雇人其ノ他ノ従業者ニシテ其  
ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル  
命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタル  
トキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其  
ノ處罰ヲ免ルルコトヲ得ズ

587 規法係關題問會社

第三十七條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命  
令ニ依リ事業主ニ適用スベキ罰則ハ其ノ者  
ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他法人  
ノ義務ヲ執行スル役員、未成年者又ハ禁  
治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適  
用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ  
有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

附 則  
第三十八條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之  
ヲ定ム

第三十九條 第十六條又ハ第十七條ノ規定ニ  
依ル本法適用後ノ最初ノ積立金ニ付テハ勅  
令ヲ以テ別段ノ規定ヲ設クルコトヲ得

第四十條 労働者第十六條ノ規定ニ依ル本法  
適用後ノ積立ノ最初ノ期間中ニ退職其ノ他  
ノ事由ニ因リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リ  
タル場合ニ於テハ第二十四條第一項第二號  
ノ金額ハ本法適用後ノ賃金ノ百分ノ二ニ相  
當スル金額トス

第四十一條 事業主及労働者ノ出捐ニ係ル組  
合ガ本法施行ノ際現ニ退職手當ニ關スル規  
程ヲ有スル場合ニ於テ事業主行政官廳ノ許  
可ヲ受ケタルトキハ第十一條ニ規定スル退  
職積立金並ニ第十六條及第十七條ニ規定ス

ル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ  
得  
前項ノ組合ガ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因  
リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ  
支給スベキ金額ヲ支給セザルトキハ事業主  
ハ組合ノ支給セザル金額ニ相當スル金額ヲ  
労働者ニ支給スベシ  
行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ  
許可ヲ取消スコトヲ得

第四十二條 事業主本法施行ノ際現ニ使用ス  
ル労働者ノ本法施行前ノ勤務ニ對スル退職  
手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ  
關スル規程ヲ定メ行政官廳ノ許可ヲ受ケタ  
ルトキハ第二十條乃至第二十三條及第二十  
八條第一項ノ規定ハ準備積立金ニ、第二十  
九條及第三十一條ノ規定ハ退職手當ニ之ヲ  
準用ス

第四十三條 本法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケ  
ル本法適用前ノ退職手當規程ハ本法ノ適用  
ニ依リ廢止又ハ變更セザルルコトナシ但シ  
本法適用後ノ勤務ニ對シ本法ニ依リ退職手  
當ヲ支給スル場合ニ於テハ從前ノ規程ニ依  
リ支給スベキ退職手當ハ其ノ差額ヲ支給ス  
ルヲ以テ足ル

第四十四條 本法ノ適用ヲ受クル事業ニ於ケ  
ル本法適用前ノ退職手當規程ハ本法ノ適用  
ニ依リ廢止又ハ變更セザルルコトナシ但シ  
本法適用後ノ勤務ニ對シ本法ニ依リ退職手  
當ヲ支給スル場合ニ於テハ從前ノ規程ニ依  
リ支給スベキ退職手當ハ其ノ差額ヲ支給ス  
ルヲ以テ足ル

ル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サザルコトヲ  
得  
前項ノ組合ガ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因  
リ本法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ  
支給スベキ金額ヲ支給セザルトキハ事業主  
ハ組合ノ支給セザル金額ニ相當スル金額ヲ  
労働者ニ支給スベシ  
行政官廳必要アリト認ムルトキハ第一項ノ  
許可ヲ取消スコトヲ得



第四十四條 國稅徵收法第十六條ニ左ノ一項ヲ加フ  
退職積立金及退職手當法ニ依ル退職手當積立金及準備積立金ニ付亦前項ニ同ジ  
第四十五條 郵便貯金法第四條ニ左ノ一號ヲ加フ  
五 退職積立金及退職手當法ニ依ル積立金ノ預入金

### 令 規

#### 朝鮮小作調停令中改正

施行期日は朝鮮總督之を定む、緊屬中の調停事件は従前の規定に依る

(制 令 第 二 二 號)  
(昭和十一年二月十二日公布)

第一條 小作料其ノ地小作關係ニ付爭議ヲ生ジタルトキハ當事者ハ爭議ノ目的タル土地ノ所在地ヲ管轄スル地方法院又ハ地方法院支廳ニ調停ノ申立ヲ爲スコトヲ得  
第二條 調停事件ハ地方法院又ハ地方法院支廳ノ判事單獨ニ之ヲ取扱フ  
第十二條ノ二 勸解成リタルトキハ當事者又ハ總代ハ一年内ニ限り裁判所ニ對シ勸解ノ

認否ニ付決定ヲ求ムルコトヲ得  
勸解認可ノ決定ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ズ  
勸解不認可ノ決定ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得  
第十二條ノ三 裁判所ハ勸解ガ著シク公正ナラズト認ムル場合ニ非ザレバ勸解不認可ノ決定ヲ爲スコトヲ得ズ  
第十五條ニ左ノ一項ヲ加フ  
第一項ノ呼出ヲ受ケタル申立人タル當事者又ハ其ノ總代ガ正當ノ事由ナクシテ調停期日ニ引續キ二回出頭セザルトキハ其ノ調停ノ申立ヲ取下ゲタルモノト看做ス  
第二十八條 期日ニ調停成ラザル場合ニ於テ裁判所相當ト認ムルトキハ職權ヲ以テ府郡島小作委員會又ハ小作官ノ意見ヲ聽キ爭議ノ實情其ノ他一切ノ事情ヲ斟酌シテ調停ニ代ヘ小作關係ノ維持又ハ變更ノ裁判ヲ爲スコトヲ得  
前項ノ規定ニ依ル裁判ニ對シテハ即時抗告ヲ爲スコトヲ得其ノ期間ハ之ヲ二週間トス  
第二十九條 調停及認可ノ決定アリタル勸解ハ訴訟上ノ和解ト同一ノ效力ヲ有ス

本令施行ノ期日ハ朝鮮總督之ヲ定ム  
本令施行ノ際現ニ裁判所ニ繫屬スル調停事件ニ付テハ仍従前ノ規定ニ依ル

#### 職業紹介法施行令中改正

(勅令 第 二 百 七 十 五 號)  
(昭和十一年八月二十九日公布)

職業紹介法施行令中左ノ通改正ス  
第三條 北海道府縣市町村ハ其ノ經營ニ係ル職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職スル者ニ對シ其ノ者ノ現在地ヨリ就職地ニ到ル旅費、支度金其ノ他就職ニ關シ必要ナル費用ノ全部又ハ一部ヲ貸付スルコトヲ得  
北海道府縣市町村ハ其ノ經營ニ係ル職業紹介所ノ紹介ニ依リ就職セラレタル日傭労働者ニ對シ豫メ當該雇傭者ノ委託ヲ受ケ北海道地方費、府縣費又ハ市町村費ヲ以テ貸銀ノ一時繰替ヲ爲スコトヲ得  
第四條 削除

附 則  
本令ハ昭和十一年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

#### 職業紹介法施行規則

(内務省令 第 二 十 九 號)  
(昭和十一年八月二十九日公布)

第一章 勞務需要供給ノ調査  
第一條 市町村長ハ必要ニ應ジ勞務需要供給ノ狀況ヲ調査シ地方長官ニ之ヲ報告スベシ  
第二條 三十人以上ノ勞務者ヲ雇傭セントスル者ハ豫メ男女別職種別人員、採用地又ハ募集地域、就業地及雇傭時期ヲ其ノ住所地所轄地方長官ニ通報スベシ但シ官公署ニ於テ雇傭セントスル場合、軍事上秘密ヲ要スル場合、日傭労働者ヲ一日限り雇傭セントスル場合又ハ雇傭セントスル勞務者ノ全部ニ付職業紹介所ニ求人ノ申込ヲ爲シタル場合ハ此ノ限リニ在ラズ地方長官前項ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ之ヲ關係地方長官又ハ職業紹介所ニ通報スル等適當ト認ムル措置ヲ講ズベシ  
第二章 職業紹介所ノ設置及廢止  
第三條 道府縣又ハ市町村職業紹介所ヲ設置セントスルトキハ豫メ其ノ位置、設備、職員定數及事業經營ニ關スル規定ニ付、毎年

一定ノ季節ニ限リ又ハ臨時ニ開所スル職業紹介所(以下季節又ハ臨時ノ職業紹介所ト稱ス)ニ在リテハ内務大臣、市町村ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受ケベシ認可ヲ受ケタル事項ヲ變更セントスルトキ亦同ジ  
地方長官前項ノ認可ヲ爲シタルトキハ直ニ内務大臣ニ之ヲ報告スベシ  
第四條 職業紹介法第五條ノ規定ニ依リ職業紹介所設置ノ許可ヲ受ケンツル者ハ左ノ事項ヲ具シ之ヲ申請スベシ  
一 名稱  
二 位置  
三 設備  
四 職員定數  
五 事業經營ニ關スル規程  
六 開所豫定年月日  
七 季節又ハ臨時ノ職業紹介所ニ在リテハ開所期間  
法人又ハ團體ニ在リテハ別ニ定款又ハ之ニ準ズベキ約款、事業成績、資産狀況並理事其ノ他代表者ノ氏名、本籍、住所及履歴ヲ記載シタル書面ヲ添付スベシ  
第一項第一號乃至第五號又ハ第七號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ地方長官ノ許可ヲ

受クベシ  
第一項又ハ前項ノ規定ニ依リ提出スル書類ハ職業紹介所所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ  
地方長官第一項又ハ第三項ノ許可ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ  
第五條 道府縣又ハ市町村職業紹介所ヲ廢止セントスルトキハ道府縣ニ在リテハ内務大臣、市町村ニ在リテハ地方長官ノ認可ヲ受クベシ  
前項ノ規定ニ依リ提出スル書類ハ職業紹介所所在地ノ市町村長ヲ經由スベシ  
地方長官第一項又ハ第二項ノ認可ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ  
第六條 道府縣又ハ市町村職業紹介所ヲ設置シタルトキハ直ニ適當ノ方法ニ依リ其ノ名稱、位置及開所年月日(季節又ハ臨時ノ職業紹介所ニ在リテハ尙開所期間)其ノ他必要ナル事項ヲ公示スベシ職業紹介所ヲ廢止シ又ハ公示シタル事項ヲ變更シタルトキ亦同ジ  
市町村長前項ノ公示ヲ爲シタルトキハ直ニ之ヲ地方長官ニ報告スベシ  
前二項ノ規定ハ職業紹介法第五條ノ規定ニ



依リ職業紹介所ヲ設置シタル場合ニ之ヲ準用ス

第三章 職業紹介所ノ管理

第七條 職業紹介所ニハ所長及事務ノ職員ヲ置クベシ但シ季節又ハ臨時ノ職業紹介所ニ在リテハ事務ノ職員ヲ置カザルコトヲ得

道廳長官、府縣知事、市町村ニ在リテハ市町村長之ヲ定ム

第十二條 職業紹介所ニハ左ノ票簿ヲ備フベシ

一 求人票  
二 求職票  
三 紹介日計簿  
四 輔導簿

第九條 道府縣又ハ市町村ハ職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ職業紹介委員ヲ置クコトヲ得

第十三條 職業紹介所求人又ハ求職ノ申込ヲ受ケタルトキハ住所、氏名其ノ他必要ナル事項ヲ求人票又ハ求職票ニ登錄スベシ

第十條 職業紹介委員ハ職業紹介所ノ事業ノ經營ニ關シ北海道廳長官、府縣知事若ハ市町村長ヲ補助シ又ハ其ノ諮問ニ應ジテ意見ヲ開申ス

第十四條 職業紹介所長ハ毎月ノ事業狀況ヲ翌月十日迄ニ地方長官ニ報告スベシ

第四章 聯絡統一

第十一條 職業紹介委員ノ定數、組織及事務執行ニ關スル規定ハ道府縣ニ在リテハ北海道

第十五條 職業紹介所求人ノ申込アリタル場合ニ於テ自ラ其ノ全部又ハ一部ヲ速ニ紹介スルコト能ハズト認メタルトキハ、其ノ人員及求人ノ條件ヲ所轄道府縣廳ニ通報スベシ

第十六條 道府縣廳前條第一項ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ聯絡通報ヲ作成シ適當ト認メル道府縣廳ニ之ヲ送付スベシ

第二十條 職業紹介所求人ノ通報又ハ聯絡通報ノ送付ヲ受ケタル場合ニ於テ適當ナル求職者アルトキハ其ノ求職票ノ副本ヲ求人ノ受付ヲ爲シタル職業紹介所ニ送付スベシ

第二十一條 第十五條乃至第十九條ノ規定ハ職業紹介所求職ノ申込ニシテ聯絡ノ必要アリト認ムル場合ニ之ヲ準用ス

第二十四條 市町村長前條第一項ノ通報ヲ受ケタルトキハ直ニ適當ノ方法ニ依リ之ヲ一般ニ周知セシムベシ

第二十六條 地方長官必要アリト認ムルトキハ内務大臣ノ認可ヲ受ケ其ノ管内ニ於ケル聯絡ニ關シ特別ノ聯絡方法ヲ定ムルコトヲ得但シ緊急ノ必要アル場合ニ於テハ内務大臣ノ認可ヲ受ケタルコトヲ要セズ

第五章 雜 則

第二十二條 社會局又ハ道府縣廳求人又ハ求職ノ聯絡ニ付緊急其ノ他特別ノ必要アル場合ニ於テハ聯絡通報ヲ作成セズ電信電話其ノ他適當ノ方法ニ依リ聯絡スルコトヲ得

第二十五條 多數ノ求職者ヲ紹介スル場合ニ於テ勞働移動ヲ伴フ等ノ事情ニ依リ内務大臣必要アリト認ムルトキハ特別ノ聯絡方法ヲ定ムルコトアルベシ

第二十七條 本令中町村又ハ町村長ニ關スル規定ハ町村制ヲ施行セザル地ニ在リテハ町村又ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

第二十三條 道府縣廳又ハ職業紹介所必要アリト認ムルトキハ職業紹介所ノ設置ナキ市町村ノ市町村長(道府縣廳ニ在リテハ管内

前項ノ場合ニ於テハ内務大臣ハ直ニ之ヲ關係地方長官ニ通知ス

從前ノ職業紹介法施行規則第十七條ノ第二項ノ規定ニ依リ地方職業紹介事務局長ノ爲シタル處分ハ本令第二十三條第一項ノ規定ニ依リ地方長官ノ爲シタル處分ト看做ス



本令施行ノ際現ニ聯絡手續中ノ求人求職ノ取扱ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル但シ地方職業紹介事務局又ハ指定職業紹介所ニテ取扱フベキ事務ハ地方職業紹介事務局又ハ指定職業紹介所所在地所轄道府縣廳ニ於テ之ヲ取扱フ前項ノ聯絡手續ニシテ昭和十一年九月三十日迄ニ完了セザル場合ニ於テハ爾後本令ノ規定ニ依リ其ノ手續ヲ更新スベシ

臨時町村財政補給金規則

(內務省令第三十八號 昭和十一年十月一日公布)

臨時町村財政補給金規則左ノ通定ム  
第一條 財政窮乏スト認ムル町村ニ對シ別ニ定ムル所ニ依リ臨時町村財政補給金(以下補給金ト稱ス)ヲ交付ス  
第二條 補給金ノ交付ヲ受ケタル町村ハ之ヲ町村税ノ輕減ニ充當スベシ但シ第三條ノ規定ニ依リ他ノ使途ヲ指定セラレ又ハ第四條ノ規定ニ依リ他ノ使途ニ使用スルノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ  
第三條 地方長官必要アリト認ムルトキハ補給金ヲ以テ輕減スベキ町村税ノ種目及其ノ

輕減ノ程度ヲ指定シ若ハ町村税ノ輕減以外ノ他ノ使途ヲ指定シ又ハ必要ナル條件ヲ附スルコトヲ得  
第四條 補給金交付ノ指令ヲ受ケタル町村ハ速ニ其ノ使用計畫ヲ定メ地方長官ノ認可ヲ受クベシ但シ前條ノ規定ニ依リ補給金ノ使途確定セル場合ハ此ノ限ニ在ラズ  
第五條 補給金ハ前二條ノ規定ニ依リ其ノ使途確定シタル後之ヲ交付ス  
第六條 地方長官特別ノ必要アリト認ムルトキハ補給金ノ交付ヲ受ケル町村ノ町村長ニ對シ歳入出豫算ノ調製(既定豫算ノ追加又ハ更正ヲ含ム)ニ關シ豫メ承認ヲ受ケシムルコトヲ得  
第七條 地方長官ハ本令又ハ本令ニ基キテ爲ス處分ニ違背シタル町村ニ對シ補給金ノ全部若ハ一部ヲ交付セズ又ハ既ニ交付シタル補給金ノ全部若ハ一部ヲ交付セズ又ハ既ニ交付シタル補給金ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命ズルコトヲ得  
第八條 町村ノ事務ノ全部ヲ共同處理スル町村組合ハ本令ノ適用ニ付テハ之ヲ一町村、其ノ組合管理者ハ之ヲ町村長ト看做ス  
役場事務ヲ共同處理スル町村組合管理者ハ

本令ノ適用ニ付テハ之ヲ町村長ト看做ス  
町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村町村長又ハ町村税ニ關スル規定ハ町村、町村長又ハ町村税ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス  
附 則  
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

方面委員令

(勅令第三百九十八號 昭和十一年十一月十四日公布)

第一條 方面委員ハ隣保相扶ノ醇風ニ則リ互助共濟ノ精神ヲ以テ保護指導ノコトニ從フモノトス  
第二條 方面委員ハ方面毎ニ道府縣之ヲ設置スベシ  
第三條 方面ハ北海道廳長官又ハ府縣知事關係市町村長ノ意見ヲ徵シ之ヲ定ム  
前項ノ規定ニ依リ方面ヲ定ムル場合ニ於テハ市ニ在リテハ其ノ區域ヲ數方面ニ分チ町村ニ在リテハ其ノ區域ヲ以テ一方面トス但シ地方ノ狀況ニ因リ特別ノ事由アル場合ニ於テハ此ノ限りニ在ラズ  
第四條 方面委員ノ定數ハ北海道廳長官又ハ

府縣知事關係市町村長ノ意見ヲ徵シ方面毎ニ之ヲ定ム  
第五條 方面委員ハ北海道廳長官又ハ府縣知事方面委員銓衡委員會ノ意見ヲ徵シ之ヲ選任ス  
方面委員銓衡委員會ハ道府縣之ヲ設置スベシ  
方面委員銓衡委員會ノ組織ハ內務大臣之ヲ定ム  
第六條 方面委員ノ職務左ノ如シ  
一 擔任區域内ニ於ケル居住者ノ生活狀況ヲ調査スルコト  
二 擔任區域内ニ於ケル扶掖ヲ要スル者ノ生活狀況ヲ審ニシ其ノ救護ニ遺漏ナカラシメ又ハ其ノ自立向上ヲ圖ル爲必要ナル指導ヲ爲スコト  
三 社會施設トノ聯絡ヲ密ニシ其ノ機能ヲ授クルコト  
方面委員ハ其ノ職務ニ關シ關係市町村長ト聯絡ヲ保ツベシ  
第七條 方面委員ハ名譽職トス  
第八條 方面委員ノ任期ハ四年トス但シ特別ノ事由アルトキハ任期中ト雖モ北海道廳長官又ハ府縣知事之ヲ解任スルコトヲ妨グズ

第九條 方面委員ハ方面毎ニ方面委員會ヲ組織スベシ  
北海道長官又ハ府縣知事必要アリト認ムルトキハ關係市町村長其他適當ナル者ヲシテ方面委員會ノ組織ニ加ハラシムルコトヲ得  
方面委員會ハ各方面委員ノ擔任區域ヲ定メ及其ノ職務ノ聯絡ヲ圖ル  
關係市町村長又ハ其ノ委任ヲ受ケタル者ハ方面委員會ニ出席シ且意見ヲ述ブルコトヲ得  
第十條 道府縣ハ方面事業委員會ヲ設置スベシ  
方面事業委員會ハ北海道廳長官又ハ府縣知事ノ諮問ニ應ジ方面事業ノ聯絡統制其ノ他方面事業ニ關スル事項ヲ調査審議ス  
方面事業委員會ノ組織ハ內務大臣之ヲ定ム  
第十一條 方面委員、方面委員銓衡委員會、方面委員會及方面事業委員會ニ關スル費用ハ道府縣ノ負擔トス  
第十二條 町村制ヲ施行セザル地ニ於テハ本令中町村ニ關スル規定ハ町村ニ準ズベキモノニ、町村長ニ關スル規定ハ町村長ニ準ズベキモノニ之ヲ適用ス

本令ハ昭和十二年一月十五日ヨリ之ヲ施行ス  
當分ノ內務大臣ノ指定スル市ニ於テハ本令中府縣ニ關スル規定ハ市ニ、府縣知事ニ關スル規定ハ市長ニ之ヲ適用ス  
退職積立金及退職手當  
法施行令  
(勅令第四百十四號 昭和十一年十一月三十日)  
第一章 總 則  
第一條 退職積立金及退職手當法ノ賃金ノ範圍ハ當時又ハ定期ニ受ケル給與其ノ他ノ利益トス但シ左ニ掲グルモノヲ除ク  
一 三月ヲ超ユル期間毎ニ支給スル賞與又ハ手當  
二 通勤手當  
三 住居ニ關スル利益又ハ住宅料ニシテ賃金ノ額ノ決定ニ影響ナキモノ  
四 其ノ他內務大臣ノ指定スルモノ  
賃金ノ全部又ハ一部ガ金錢以外ノ給與其ノ他ノ利益ナル場合ニ於テハ其ノ價額ハ健康保險法施行令第二條第一項及第二項ノ規定ニ依リ定ムル標準價格ニ依リ之ヲ算定ス但シ同條第三項ノ規定ニ依リ別段ノ定ヲ爲シ

附 則



タル健康保険組合ノ被保険者タル労働者ニ付テハ其ノ定ニ依リ之ヲ指定ス

第二條 退職積立金及退職手當法又ハ同法ニ基キテ發スル命令ノ規定ニ依リ一定ノ期間中ノ賃金ノ計算ヲ爲ス場合ニ於テハ其ノ期間中ニ支拂ハルベキ賃金ニ依リ之ヲ爲スモノトス

事業主行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ労働者ノ各一月ノ賃金ハ前項ノ規定ニ拘ラズ健康保険法施行令第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ被保険者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニ依リ當該労働者ニ付算定シタル金額ノ三十倍ト爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テ一月中當該労働者ニ支拂ハルベキ賃金ナキトキハ其ノ一月ニ於ケル其ノ者ノ賃金ハ之ヲナキモノト爲スコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第三條 退職積立金及退職手當法ノ標準賃金ハ健康保険法施行令第三條乃至第五條ノ規定ニ依リ被保険者ノ標準報酬日額ヲ定ムル方法ニ依リ算定シタル金額トス

前項ノ規定ニ依ル金額ガ負傷、疾病、老衰其ノ他ノ事由ニ因リ従前ニ比シ著シク低額ルコト能ハザルトキハ其ノ次ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スルコトヲ得

第九條 退職積立金ノ積立ハ前條第二項ノ規定ニ依リ控除ノ都度遲滞ナク之ヲ爲スベシ但シ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ一定ノ時期ニ取纏メ積立ヲ爲スコトヲ得

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

ナルトキハ前項ノ規定ニ拘ラズ従前ノ標準報酬日額其ノ他ヲ斟酌シテ事業主適當ナル金額ヲ定ムベシ

第四條 退職積立金及退職手當法第八條ノ賃金ハ左ノ各號ノ金額ノ合算額トス

一 退職積立金及退職手當法第八條ノ期間ノ末日ニ於ケル労働者ノ其ノ期間中ノ賃金  
二 退職積立金及退職手當法第八條ノ期間中ニ退職（解雇及死亡ヲ含ム以下之ニ同ジ）其ノ他ノ事由ニ因リ同法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル労働者ノ賃金ニシテ退職手當積立金及準備積立金ノ積立ノ基準ト爲シタル金額

第五條 道府縣又ハ道府縣ト労働者トノ出捐ニ係ル組合ガ退職積立金及退職手當法ニ準ズル退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テハ道府縣ハ同法第十一條ニ規定スル退職積立金若ハ同法第十六條及第十七條ニ規定スル退職手當積立金ノ積立ヲ爲サズ又ハ同法第十一條若ハ第十六條及第十七條ニ規定スル率ト異ナル率ノ積立ヲ爲スコトヲ得

支拂又ハ登錄除却ノ場合ニ於ケル證券ノ引渡ハ日本銀行之ヲ事業主ニ爲スベシ

第十一條 退職積立金ノ積立ハ郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依ル場合ニ在リテハ通帳又ハ證書ニ退職積立金タルコトノ表示ヲ爲スコトヲ以テ、登錄國債ノ方法ニ依ル場合ニ在リテハ甲種國債登錄簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スコトヲ以テ之ヲ爲ス

郵便貯金、銀行ヘノ預金又ハ金銭信託ノ方法ニ依ル退職積立金ノ積立ニ付テハ郵便官署、銀行又ハ信託會社其ノ受入又ハ引受ヲ爲シタルトキハ事業主ノ請求ニ依リ通帳又ハ證書ニ退職積立金タルコトノ表示ヲ爲シ尙貯金原簿又ハ之ニ準ズベキ帳簿ニ退職積立金タル旨ノ記載ヲ爲スベシ

第十二條 労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テハ事業主ハ労働者ガ退職積立金ノ支拂ヲ受クルニ必要ナル事業主

其ノ他之ニ準ズベキモノト労働者トノ出捐ニ係ル組合ガ退職積立金及退職手當法ニ準ズル退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程ヲ有スル場合ニ於テ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノ行政官廳ノ許可ヲ受ケタルトキハ前項ニ同ジ

行政官廳必要アリト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第六條 事業主ハ退職積立金、退職手當積立金及準備積立金並ニ退職手當ニ關シ計算ヲ爲ス場合ニ於テ一錢未満ノ端數アルトキハ之ヲ切捨ツルモノトス

第七條 本令中行政官廳トアルハ工場法ノ適用ヲ受クル工場ニ在リテハ地方長官（東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ）鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

第二章 退職積立金  
第八條 退職積立金トシテ積立ツベキ金額ノ計算ハ豫メ事業主ノ定メタル一月以内ノ一定ノ期間中ノ賃金ニ依リ之ヲ爲スモノトス

事業主ハ退職積立金トシテ積立ツベキ金額ヲ前項ノ期間毎ニ其ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スベシ但シ其ノ期間中ノ賃金ヨリ控除スルコトヲ得

第十三條 事業主ハ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル場合ニ於テ其ノ労働者ノ賃金ヨリ控除シタル金額ニシテ積立ヲ爲サザルモノアルトキハ之ヲ支拂フベシ

第十四條 事業主ハ退職積立金及退職手當法第十六條ノ規定ニ依リ退職手當積立金ノ積立ニ關スル計算ノ期間ヲ定メ豫メ行政官廳ニ届出ツベシ



事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年トス

第十七條 退職積立金及退職手當法第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ額ハ左ノ各號ヲ標準トスルモノトス

一 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度ニ於ケル利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額ニ依リ除シタル割合ガ年百分ノ五ヲ超エ年百分ノ七・五以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、年百分ノ七・五ヲ超エ年百分ノ十以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、年百分ノ十ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但シ利益配當金額ガ拂込株金額又ハ出資金額ノ年百分ノ五ノ割合ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得

二 個人タル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル事業ノ純益金額ガ一萬圓ヲ超エ二萬圓以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ一、二萬圓ヲ超エ三萬圓以内ナルトキハ賃金ノ百分ノ二、三萬圓ヲ超ユルトキハ賃金ノ百分ノ三ニ相當スル金額但シ純益金額ノ百分ノ六十ガ六千圓ヲ超ユル金額ノ十分ノ一ヲ限度トスルコトヲ得

前項ノ事業年度ハ當該事業年度又ハ直前ノ事業年度、曆年ハ當該曆年又ハ直前ノ曆年トシ事業主ノ選擇スル所ニ依ル但シ選擇シタル事業年度又ハ曆年ハ労働者ノ不利益ニ之ヲ變更スルコトヲ得ズ

行政官廳事業主ノ爲シタル利益配當金額、純益金額又ハ積立ノ金額ノ算定不當ナリト認ムルトキハ積立ノ金額ヲ更正シテ認可スルコトヲ得

詐偽其ノ他不正ノ行爲ニ因リ認可ヲ受ケタル者ニ對シテハ行政官廳ハ其ノ認可シタル金額ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第十八條 第十一條ノ規定ハ退職手當積立金及準備積立金ニ之ヲ準用ス

第十九條 郵便貯金、銀行ヘノ預金、金錢信託又ハ登録國債ノ方法ニ依リ積立ヲ爲シタル退職手當積立金又ハ準備積立金ガ退職手當積立金又ハ準備積立金タラザルニ至リタルトキハ事業主ハ退職手當積立金又ハ準備積立金ニ關スル表示又ハ記載ノ抹消ヲ請求スベシ

第二十條 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ曆年終了後其ノ期間中ニ於ケル賃金、退職手當積立金

及準備積立金ノ積立額並ニ賃金ニ對スル積立額ノ比率ヲ記シタル計算書ヲ所得稅又ハ營業收益稅ニ關スル申告ノ際稅務署ニ提出スベシ

第四條ノ規定ハ前項ノ賃金ニ之ヲ準用ス

第二十一條 退職積立金及退職手當法第二十四條第四項又ハ第三十條第四項ノ規定ニ依リ退職手當ヲ受クベキ者ハ労働者ノ配偶者トス

配偶者ナキ場合ニ於テ退職手當ヲ受クベキ者ハ労働者死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル労働者ノ直系卑屬又ハ直系尊屬トシ其ノ順位ハ親等ノ近キモノヲ先ニシ卑屬ト尊屬ト親等相同ジキトキハ卑屬ヲ先ニス

第二十二條 前條第二項ニ定メタル同順位者ノ間ニ在リテハ其ノ順位ハ左ノ規定ニ依ル

一 労働者ノ家督相續人又ハ戸主ハ之ヲ他ノ者ヨリ先ニス  
二 男ハ之ヲ女ヨリ先ニス  
三 直系卑屬ニ付テハ男又ハ女ノ間ニ在リテハ嫡子出ヲ先ニシ嫡出子、庶子及私生子ノ間ニ在リテハ嫡出子及庶子ハ女ト雖モ之ヲ私生子ヨリ先ニス  
四 前二號ニ掲グル事項ニ付相同ジキ者ノ

間ニ在リテハ年長者ヲ先ニス

第二十三條 第二十一條ノ規定ニ該當スル者ナキ場合ニ於テハ左ニ掲グル者ノ中一人ニ退職手當ヲ支給スベシ但シ労働者ノ遺言又ハ事業主ニ對シテ爲シタル豫告ニ依リ左ニ掲グル者ノ中一人ヲ特ニ指定シタルトキハ之ニ從フベシ

一 労働者ノ家督相續人又ハ戸主  
二 労働者ノ兄弟姉妹ニシテ労働者ノ死亡當時之ト同一ノ家ニ在リタル者  
三 労働者ノ死亡當時其ノ收入ニ依リ生計ヲ維持シタル者

第四章 退職金審査會

第二十四條 退職金審査會ハ内務大臣ノ監督ニ屬シ退職積立金ノ支拂又ハ退職手當ノ支給ニ關スル事項ヲ審査ス

第二十五條 退職金審査會ノ管轄區域ハ道府縣ノ區域トシ其ノ名稱及位置ハ内務大臣之ヲ定ム

第二十六條 退職金審査會ハ會長一人及委員九人以内ヲ以テ之ヲ組織ス

第二十七條 會長ハ地方長官ヲ以テ之ニ充ツ委員ハ關係各廳高等官又ハ學識經驗アル者ノ中ヨリ内務大臣之ヲ命ズ

學識經驗アル者ノ中ヨリ命ゼラレタル委員ノ任期ハ三年トス但シ特別ノ事由アル場合ニ於テハ任期中之ヲ解任スルコトヲ妨ゲズ

第二十八條 會長ハ會務ヲ總理シ會議ノ議長ト爲ル  
會長事故アルトキハ地方長官ノ指名シタル委員其ノ職務ヲ代理ス

第二十九條 退職金審査會ニ幹事及書記ヲ置ク關係各廳ノ官吏中ヨリ地方長官之ヲ命ズ  
幹事ハ會長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ整理ス  
書記ハ會長及幹事ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス

第三十條 審査ハ労働者退職其ノ他ノ事由ニ因リ退職積立金及退職手當法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル際其ノ使用セラレタル事業ノ所在地ヲ管轄スル退職金審査會ニ於テ之ヲ爲ス

前項ノ事業ノ所在地數府縣ニ亘ル場合ニ於テハ之ヲ管轄スル退職金審査會ハ内務大臣之ヲ指定ス

第三十一條 審査ノ請求ハ請求ノ趣旨ヲ明ニシテ之ヲ爲スベシ  
前項ノ請求ハ文書又ハ口頭ヲ以テ之ヲ爲スコトヲ得

第三十二條 審査ハ委員半数以上出席スルニ非ザレバ之ヲ爲スコトヲ得ズ但シ同一ノ事件ニ付招集再回ニ及ブ場合ハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 審査ハ出席委員ノ過半数ヲ以テ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ議長ノ決スル所ニ依ル

第三十四條 審査ハ之ヲ公開セズ  
第三十五條 工場監督官、鑛務監督官其ノ他ノ關係官吏ハ退職金審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ會議ニ出席シ意見ヲ述べルコトヲ得

第三十六條 審査請求人又ハ關係人ハ退職金審査會ノ請求ニ依リ又ハ其ノ承認ヲ受ケ事件ニ關スル説明ヲ爲スコトヲ得

第三十七條 退職金審査會審査ノ請求ヲ受ケタル場合ニ於テ其ノ事件方管轄達ナルトキハ會長ハ之ヲ所轄退職金審査會ニ移送スベシ

第三十八條 審査ノ決定ハ理由ヲ附シ文書ヲ以テ之ヲ爲スベシ  
第三十九條 退職金審査會ハ前條ノ決定書ノ謄本ヲ作成シ遲滯ナク之ヲ審査請求人ニ交付スベシ



二 退職手當積立金中労働者別ニ計算ヲ明ニシタルモノニ付テハ引續キ承継人ニ使用セラルル労働者ノ計算ニ屬スル金額

三 退職手當積立金中特別手當積立金トシテ保留シタルモノニ付テハ各労働者ノ標準賃金ニ之ヲ按分シ引續キ承継人ニ使用セラルル労働者ニ付得タル金額

四 準備積立金ニ付テハ各労働者ノ標準賃金ニ勤続年數ヲ乗ジタル額ニ之ヲ按分シ引續キ承継人ニ使用セラルル労働者ニ付得タル金額

前項ノ場合ニ於テ労働者ノ一部ガ引續キ承継人ニ使用セラルトキハ法第十九條第二項又ハ法第二十八條ノ規定ニ依リ計算又ハ積立ハ事業ノ承継アリタル日ヲ以テ計算又ハ積立ノ期日到来シタルモノト看做シ之ヲ爲スベシ

法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第二十八條第一項ノ規定ヲ準用スル場合亦同ジ

第六條 承継人ハ從前ノ事業主トノ連署ヲ以テ左ニ掲グル事項ヲ事業ノ承継アリタル日ヨリ十日以内ニ地方長官ニ届出ヅベシ

連署スルコト能ハザルトキハ其ノ旨ヲ附記スベシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主(事業ノ承継人及從前ノ事業主)ノ氏名及住所

三 事業ノ承継ノ事由及全部承継又ハ一部承継ノ別

四 引續キ承継人ニ使用セラルル労働者數

五 承継シタル積立金

第七條 退職積立金及退職手當法施行令(以下令ト稱ス)第二條第二項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 使用労働者現在數

四 標準報酬日額ノ平均額

五 労働者一人當リ一日ノ勞務ニ對スル賃金ノ平均額

六 報酬日額四圓ヲ超ユル労働者數

第八條 事業主ハ毎年二月十五日迄ニ前年ニ於ケル退職積立金、退職手當積立金及準備積立金ノ積立並ニ退職積立金ノ支拂及退職手當又ハ之ニ代ルベキモノノ支給ノ狀況ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第九條 法ノ適用ヲ受ケル事業ガ事業ノ廢止其ノ他ノ事由ニ因リ法ノ適用ヲ受ケザルニ

至リタル場合ハ事業主ハ遲滞ナク退職積立金ノ支拂及退職手當ノ支給ヲ完了シタル上其ノ願末ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第十條 令第五條第二項ノ許可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業經營ノ主體

三 常時使用労働者數

四 退職積立金又ハ退職手當ニ關スル規程

五 組合ノ組織(組合規約又ハ之ニ準ズベキモノヲ添附スルコト)

六 退職積立金ニ代ルベキ事項

七 退職手當ノ支給ニ代ルベキ事項

令第五條第二項ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタルモノハ前項第四號乃至第七號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ヅベシ

第十一條 事業主ハ退職積立金臺帳ヲ調製シ労働者別ニ左ニ掲グル事項及其ノ年月日ヲ記載スベシ

一 退職積立金トシテ控除シタル金額

二 退職積立金トシテ積立テタル金額

三 退職積立金ヨリ生ジタル利子

四 積立方法別金額

審査請求人ニ對シ決定書ノ謄本ヲ交付スルコト能ハザルトキハ退職金審査會ハ其ノ決定書ノ謄本ヲ揭示板ニ揭示スベシ

第四十條 審査請求人審査ノ決定前ニ死亡シタルトキハ其ノ承継人ニ於テ審査請求ノ手續ヲ受繼グモノトス

附 則

本令ハ退職積立金及退職手當法施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年一月一日ヨリ施行)

退職積立金及退職手當法適用後初テ第八條第二項ノ規定ニ依リ賃金ヨリ控除スベキ額ハ同法適用後ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

退職積立金及退職手當法適用後初テ同法第十六條及第十七條ノ規定ニ依リ積立ツベキ退職手當積立金ノ額ハ同法適用後ノ勤務ニ對スル賃金ニ依リ之ヲ計算スルコトヲ得

退職積立金及退職手當法 施行規則

(内務省令 四十六號 昭和十一年十一月三十日)

第一條 退職積立金及退職手當法(以下法ト稱ス)第一條ノ規定ニ依リ法ノ適用ヲ受ケ

ルニ至リタル事業ノ事業主ハ左ニ掲グル事項ヲ十日以内ニ地方長官(東京府ニ在リテハ警視總監以下之ニ同ジ)ニ届出ヅベシ

一 號又ハ第二號ノ事項ニ變更アリタルトキハ其ノ事項ニ付亦同ジ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所(法人タル事業主ニ在リテハ其ノ名稱、主たる事務所ノ所在地及代表者ノ氏名以下之ニ同ジ)

三 常時使用労働者數

四 法ノ適用ヲ受ケルニ至リタル年月日

第二條 事業主其ノ事業ヲ廢止シタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第三條 法第二條ノ届出ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 常時使用労働者數

四 法ノ適用ヲ受ケザルニ至リタル事由

五 退職積立金及退職手當積立金ノ現在高並ニ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ヲ有スルモノニ在リテハ準備積立金ノ現在高及支給スベキ退職手當ノ金額

第四條 法第三條第一項ノ許可ノ申請ハ退職積立金、退職手當積立金又ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

一 事業ノ名稱、種類及所在地

二 事業主ノ氏名及住所

三 常時使用労働者數

法第三條第二項ノ許可ノ申請ハ前項各號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

一 規定ヲ廢止又ハ變更セントスル理由

二 規程ヲ廢止セントスル場合ハ其ノ廢止ニ關スル規程及前條第五號ノ事項、規程ヲ變更セントスル場合ハ其ノ規程

第五條 營業ノ讓渡其ノ他ノ事由ニ因リ事業ノ承継アリタル場合ニ於テ労働者ノ全部ガ引續キ承継人ニ使用セラルトキハ積立金ノ全部ニ付、労働者ノ一部ガ引續キ承継人ニ使用セラルトキハ左ノ各號ノ積立金ニ付從前ノ事業主及承継人ハ名義ノ變更其ノ他必要ナル手續ヲ爲スベシ

一 引續キ承継人ニ使用セラルル労働者ニ屬スル退職積立金



五 退職積立金ヲ運用シタル金額及退職積立金へ積戻シタル金額

第十二條 法第十一條第二項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 災害其ノ他已ムヲ得ザル事由ノ具體的

第十三條 法第十三條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 運用セントスル金額及期間
- 四 支拂又ハ積戻ノ確保ニ關スル方法
- 五 利率

第十四條 法第十三條第二項又ハ第三項ノ規定ニ依リ供託ヲ命ゼラレタル事業主ハ事業ノ所在ニ於テ供託ヲ爲スベシ

前項ノ事業主供託ヲ爲シタルトキハ供託國債受入ノ記載アル供託書ヲ寫シ添附シ遲滞ナク其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

關シ必要アリト認ムルトキハ供託國債受入ノ記載アル供託書又ハ退職積立金ニ關スル帳簿ノ提出ヲ命ズルコトヲ得

第十五條 事業主ハ退職手當積立金帳簿ヲ調製シ左ニ掲グル事項及其ノ年月日ヲ記載スベシ

- 一 法第十六條ノ規定ニ依リ退職手當積立金トシテ積立テタル金額
- 二 法第十七條ノ規定ニ依リ退職手當積立金トシテ積立テタル金額
- 三 退職手當積立金ヨリ生ジタル利子及餘剩ヲ積立テタル金額
- 四 退職手當積立金中ヨリ退職手當トシテ支給シタル金額
- 五 積立方法別金額
- 六 退職手當積立金ヲ運用シタル金額及退職手當積立金へ積戻シタル金額

第十六條 事業主ハ退職手當積立金労働者別明細簿ヲ調製シ労働者毎ニ法第十六條、法第十七條及法第十九條ノ積立金（法第十八條ノ積立金ヲ含ム）別ニ積立テタル金額及其ノ年月日ヲ記載スベシ

第十七條 事業主ハ特別手當積立金明細簿ヲ調製シ特別手當積立金トシテ保留シタル金

額、特別手當トシテ支給シタル金額及退職手當積立金ニ充當シタル金額並ニ其ノ年月日ヲ記載スベシ

第十八條 第十二條ノ規定ハ法第十六條第二項ノ許可ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十九條 法第十七條ノ許可ノ申請ハ法人タル事業主ニ在リテハ當該事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ當該曆年終了後一月以内ニ地方長官ニ之ヲ爲スベシ但シ已ムヲ得ザル事由アルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ認可ノ申請ハ當該事業年度又ハ曆年終了前ニ豫メ之ヲ爲スコトヲ得

第二十條 前條第一項ノ認可申請書ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 期間末ニ於ケル労働者數及其ノ期間中ノ賃金ノ額
- 四 積立テントスル退職手當積立金ノ金額及前號ノ賃金ノ額ニ對スル割合
- 五 法人タル事業主ニ在リテハ事業年度ニ於ケル拂込株金額又ハ出資金額、利益配當金額及利益配當金額ヲ拂込株金額又ハ出資金額ニ依リ除シタル年割合、個人タル

ル事業主ニ在リテハ曆年ニ於ケル事業ノ純益金額

前條第二項ノ認可申請書ニハ前項第一號及第二號ノ事項並ニ退職手當積立金ノ額ヲ定ムル標準ヲ記載スベシ

第二十一條 事業主第十九條第二項ノ規定ニ依リ法第十七條ノ認可ヲ受ケタル場合ハ法人タル事業主ニ在リテハ當該事業年度、個人タル事業主ニ在リテハ當該曆年終了後遲滞ナク前條第一項各號ノ事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第二十二條 法第十七條但書ノ許可ノ申請ハ第二十條第一項第一號乃至第三號及第五號ノ事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

第二十三條 法第十八條但書ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 労働者別計算ノ標準

第二十四條 事業主ハ豫メ法第十九條第二項ノ一定ノ計算期ヲ定メ地方長官ニ届出ヅベシ

前項ノ計算期ハ毎年一回以上タルコトヲ要ス

ス

法第十九條第一項ノ退職手當積立金ニシテ労働者別ニ計算シ明ニセザル金額ハ當該計算期ニ於ケル労働者ノ直前ノ計算期ニ於テ労働者別ニ計算ノ明ナル退職手當積立金額及直前ノ計算期ニ於ケル特別手當積立金額ニ之ヲ按分シテ計算ヲ明ニスベシ

第二十五條 第十三條ノ規定ハ法第二十一條第一項ノ許可ノ申請ノ場合ニ之ヲ準用ス

第二十六條 第十四條ノ規定ハ法第二十一條第二項、法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第十三條第二項乃至第五項ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

第二十七條 労働者左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトヲ得

- 一 重要ナル經歷ヲ詐リ其ノ他詐術ヲ用ヒテ雇傭セラレタルコト
- 二 營業ノ秘密ヲ漏洩シ又ハ漏洩セントシタルコト明ナルコト
- 三 故意ニ事業ノ設備又ハ器具ヲ破壊シタルコト
- 四 正當ノ理由ナクシテ無斷缺勤引續キ十

四日以上ニ及ビタルコト

五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ背信行爲アリタルコト

第二十八條 労働者勤続三年未滿ニシテ左ノ各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトヲ得

- 一 事業ノ風紀ヲ甚シク紊タルコト
- 二 素行著シク不良ナルコト
- 三 戒告數回ニ及ブモ仍出勤常ナラザルコト
- 四 戒告數回ニ及ブモ仍怠慢ニシテ勞務ニ不熱心又ハ勞務ニ就カザルコト
- 五 其ノ他前各號ニ準ズル程度ノ特ニ不都合ナル行爲アリタルコト

労働者勤続三年以上十年未滿ニシテ前項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ減額シテ支給スルコトヲ得但シ二分ノ一ヲ超エテ減額スルコトヲ得ズ

第二十九條 労働者勤続三年未滿ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ支給セザルコトヲ得



労働者勤続三年以上ニシテ自己ノ都合ニ依リ退職シタルトキハ法第二十四條第一項ノ退職手當ハ之ヲ減額シテ支給スルコトヲ得但シ二分ノ一ヲ超エテ減額スルコトヲ得ズ労働者退職ヲ申出デタル場合ト雖モ左ノ各號ノ一ニ該當スルトキハ前二項ノ規定ハ之ヲ適用セズ

- 一 負傷、疾病又ハ老衰ノ爲業務ニ堪ヘザルトキ
- 二 就業規則又ハ之ニ準ズベギモノニ依リ定ムル停年ニ達シタルトキ
- 三 陸海軍ニ徴集又ハ召集セラレタルトキ
- 四 女子労働者ガ結婚スルトキ
- 五 其ノ他已ムヲ得ザル事由アルトキ

第三十條 労働者禁錮以上ノ刑ニ處セラレタルニ依リ又ハ第二十七條各號若ハ第二十八條第一項各號ノ一ニ該當スル事由ニ因リ解雇セラレタルトキハ法第二十六條第一項ノ特別手當ハ之ヲ加算スルコトヲ要セズ

第三十一條 法第二十七條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所

- 三 常時使用労働者數
- 四 特別手當積立金ノ限度ト爲サントスル金額
- 五 健康保険法ニ依リ使用労働者ニ付定メタル標準報酬日額ノ合計額

法第二十七條第一項ノ許可ヲ受ケタル事業主ハ常時使用労働者數ニ著シキ増加アリタルトキハ前項第三號及第五號ノ事項ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第三十二條 第二十四條第三項ノ規定ハ法第二十八條第一項ノ規定ニ依リ餘額ヲ積立ツル場合ニ之ヲ準用ス

第三十三條 法第三十條第一項ノ許可ノ申請ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 常時使用労働者數

法第三十條第二項ノ許可ノ申請ハ前項各號ノ事項ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 規程ヲ廢止又ハ變更セントスル理由
- 二 規程ヲ廢止セントスル場合ハ其ノ廢止

ニ關スル規程及準備積立金ノ現在高、規程ヲ變更セントスル場合ハ其ノ規程

第三十四條 第二十七條乃至第三十條ノ規定ハ法第三十條第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第三十五條 第十三條ノ規定ハ法第三十條第四項又ハ法第四十二條ノ規定ニ依リ法第二十一條ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

第三十六條 第二十四條第一項及第二項ノ規定ハ法第三十條第四項ノ規定ニ依リ法第二十八條第一項ノ規定ヲ準用スル場合ニ之ヲ準用ス

第三十七條 法第四十一條第一項ノ許可ノ申請ハ左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 常時使用労働者數
- 四 退職手當ニ關スル規程
- 五 組合ノ組織(組合規約又ハ之ニ準ズベキモノヲ添附スルコト)
- 六 退職積立金ニ代ルベキ事項
- 七 退職手當ノ支給ニ代ルベキ事項

法第四十一條第一項ノ許可ヲ受ケタル事業主ハ前項第四號乃至第七號ノ事項ニ變更ア

リタルトキハ其ノ事項ヲ遲滞ナク地方長官ニ届出ヅベシ

第三十八條 法第四十二條ノ許可ノ申請ハ退職手當及之ガ支給ニ充ツル爲ノ準備積立金ニ關スル規程ノ外左ニ掲グル事項ヲ具シ地方長官ニ之ヲ爲スベシ

- 一 事業ノ名稱、種類及所在地
- 二 事業主ノ氏名及住所
- 三 常時使用労働者數
- 四 法施行前ヨリ引續キ使用スル労働者數

第三十九條 事業主ハ準備積立金臺帳ヲ調製シ左ニ掲グル事項及其ノ年月日ヲ記載スベシ

- 一 準備積立金トシテ積立テタル金額
- 二 準備積立金ヨリ生ジタル利子及餘剰ヲ積立テタル金額
- 三 準備積立金中ヨリ退職手當トシテ支給シタル金額
- 四 積立方法別金額
- 五 準備積立金ヲ生ジタル金額又準備積立金ヘ積戻シタル金額

第四十條 事業主ハ退職積立金及退職手當ニ關スル事項ノ要領ヲ平易ニ記述シ適宜ノ方法ヲ以テ之ヲ労働者ニ周知セシムベシ

第四十一條 第十一條、第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ帳簿ハ之ヲ合併スルトヲ妨グズ

第四十二條 退職積立金及退職手當ニ關スル帳簿其ノ他重要ナル書類ハ事業毎ニ之ヲ備置クベシ

前項ノ帳簿又ハ書類ハ退職積立金及退職手當ニ關スル事業主ノ義務ヲ完了シタル日ヨリ三年間之ヲ保存スベシ

第四十三條 事業主ハ法又ハ法ニ基ク命令ノ規定ニ依リ事業主ノ爲スベキ事項ニ付豫メ代理人ヲ選任シタルトキハ其ノ旨ヲ地方長官ニ届出ヅベシ

第四十四條 本令中地方長官トアルハ鑛業法ノ適用ヲ受クル事業ニ在リテハ鑛山監督局長トス

第四十五條 左ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ百圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス

- 一 第一條、第二條、第六條、第八條、第十四條第二項(第二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第二十一條、第二十四條第一項(第三十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)、第三十一條第二項又ハ第三十七條第二項ノ規定ニ依リ届出ヲ怠リ若ハ其

ノ届出ニ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者

- 二 第五條ノ規定ニ依リ手續ヲ怠リタル者
- 三 第十一條、第十五條乃至第十七條又ハ第三十九條ノ規定ニ依リ帳簿ノ調製若ハ記載ヲ怠リ又ハ虚偽ノ記載ヲ爲シタル者
- 四 第十四條第三項(第二十六條ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ規定ニ依リ命令ニ從ハザル者
- 五 第四十條又ハ第四十二條ノ規定ニ違反シタル者

附 則

本令ハ施行ノ日ヨリ之ヲ施行ス(昭和十二年一月一日ヨリ施行)

**工場法施行令改正**

(勅令第四百四十七號)  
(昭和十一年十二月十九日公布)

工場法施行令中左ノ通改正ス

第六條中「賃金百分ノ六十以上」ヲ「賃金百分ノ六十」ニ改メ同條但書ヲ削ル

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

職工ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナルトキハ休



業扶助料ハ賃金百分ノ二十トス

第七條 職工ノ負シ又ハ疾病治療シタル時ニ於テ身體障害存スルトキハ工業主ハ別表ニ掲グル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給スベシ但シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルトキハ賃金百八十分(其ノ金額男子ニ在リテハ百五十圓女子ニ在リテハ九十圓ニ滿チザルトキハ夫々百五十圓又ハ九十圓)ヲ下ルコトヲ得ズ

別表ニ掲グル身體障害ニ以上存スルトキハ重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶助料ヲ支給スベシ

左ニ掲グル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依ル等級ヲ左ノ如ク繰リ上グ但シ其ノ障害扶助料ノ金額ハ各身體障害ノ該當スル等級ニ依ル障害扶助料ノ金額ヲ合算シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ

- 一 第十三級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ
  - 二 第八級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ
  - 三 第五級以上ノ身體障害ニ以上存スルトキ
- 別表ニ掲グルモノ以外ノ身體障害ヲ存スル

者ニ付テハ障害ノ程度ニ應ジ別表ニ掲グル

身體障害ニ準ジ障害扶助料ヲ支給スベシ  
既ニ身體障害ヲ存スル者負傷又ハ疾病ニ因リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルトキハ其ノ加重セラレタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ該當スル障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額ヲ支給スベシ

第八條中「賃金三百六十五分以上」ヲ「賃金四百日分(其ノ金額男子ニ在リテハ三百二十圓、女子ニ在リテハ二百圓ニ滿チザルトキハ夫々三百二十圓又ハ二百圓)ニ改ム

第九條中「賃金三十日分(其ノ金額三十圓ニ滿チザルトキハ三十圓)以上」ヲ「賃金三十日分(其ノ金額三十圓ニ滿チザルトキハ三十圓)ニ改ム

第十三條第二項ヲ左ノ如ク改ム  
障害扶助料ハ職工ノ負傷又ハ疾病ノ治療後遲滞ナク之ヲ支給スベシ但シ工業主ガ引續キ雇備スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタルトキハ雇備期間内障害扶助料ノ支給ヲ延期スルコトヲ得  
同條ニ左ノ二項ヲ加フ  
遺族扶助料及葬祭料ハ職工ノ死亡後遲滞ナ

ク之ヲ支給スベシ

工業主地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ前二項ノ規定ニ拘ラズ障害扶助料及遺族扶助料ヲ數回ニ分割シテ支給スルコトヲ得

第十四條中「賃金五百四十日分以上」ヲ「賃金五百四十日分(其ノ金額男子ニ在リテハ四百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿チザルトキハ夫々四百三十圓又ハ二百七十圓)ニ改ム

第十四條ノ二 工業主豫メ地方長官ノ許可ヲ受ケタルトキハ工業主及職工ノ出捐スル共濟組合ノ爲シタル給料ノ限度ニ於テ之ニ相當スル本令ノ扶助ヲ爲スコトヲ要セズ  
地方長官必要ト認ムルトキハ前項ノ許可ヲ取消スコトヲ得

第十八條中「第七號各號」ヲ「別表」ニ改ム  
第二十七條中「第七條第一號第二號」ヲ「別表第八級以上」ニ改ム  
同令ニ左ノ別表ヲ加フ  
(別表略)

附 則

本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際現ニ休業扶助料ヲ受クル者本令施行後引續キ休業扶助料ヲ受クルトキハ本令施行後ハ本令ノ規定ニ依リ之ヲ扶助スベシ本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治療シタル負傷又ハ疾病ガ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ亦同シ

工場法施行規則中改正

(内務省令第五十一三號)  
(昭和十一年十二月二十一日公布)

工場法施行規則中左ノ通改正ス

第二十六條ノ二 工業主扶助ヲ爲シタルトキ又ハ工場法施行令第十三條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支給ヲ延期シタルトキハ様式第六號ニ依リ之ヲ地方長官ニ届出ヅベシ  
別記様式第五號ノ次ニ左ノ様式ヲ加フ  
(様式略)

附 則  
本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

勞働者災害扶助法施行令中改正

(勅令第四百四十八號)  
(昭和十一年十二月十九日公布)

勞働者災害扶助法施行令中左ノ通改正ス  
第六條第一項ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザルトキハ標準賃金百八十分(其ノ金額男子ニ在リテハ百五十圓、女子ニ在リテハ九十圓ニ滿チザルトキハ夫々百五十圓又ハ九十圓)ヲ下ルコトヲ得ズ

同條第三項ニ左ノ但書ヲ加フ  
但シ其ノ障害扶助料ノ金額ハ各身體障害ノ該當スル等級ニ依ル障害扶助料ノ金額ヲ合算シタル額ヲ超ユルコトヲ得ズ  
第八條中「標準賃金三百六十日分」ヲ「標準賃金四百日分(其ノ金額男子ニ在リテハ三百二十圓、女子ニ在リテハ二百圓ニ滿チザルトキハ夫々三百二十圓又ハ二百圓)ニ改ム  
第十條第二項但書中「從來ノ賃金ヲ支給シテ」ヲ削ル  
第十一條中「第七條ノ場合ニ於テハ二百七十日分」ヲ「(其ノ金額男子ニ在リテハ四百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿チザルト

キハ夫々四百三十圓又ハ二百七十圓)ニ改ム  
同條ニ左ノ一項ヲ加フ  
前項ノ扶助料ハ第七條ノ規定ニ該當スル場合ニ於テハ之ヲ二分ノ一トス  
別表ヲ左ノ如ク改ム  
(別表略)

附 則

本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ仍從前ノ規定ニ依ル  
本令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治療シタル負傷又ハ疾病ガ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキハ本令ニ依リ之ヲ扶助スベシ

勞働者災害扶助法施行規則中改正

(内務省令第五十四號)  
(昭和十一年十二月二十一日公布)

勞働者災害扶助法施行規則中左ノ通改正ス  
第六條中「事業主扶助ヲ爲シタルトキ」ノ下ニ「又ハ勞働者災害扶助法施行令第十條第二項但書ノ規定ニ依リ障害扶助料ノ支給ヲ延期シタルトキ」ヲ加フ  
別記様式第二號甲記載心得第七號中「障害ヲ



殘シタル年月ヲ「障害扶助料支給延期報告届出ノ年月日」ニ改ム  
別記様式第二號乙ノ次ニ左ノ様式ヲ加フ  
(様式略)

附 則

本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

傭人扶助令中改正

(勅令第四百四十九號)  
(昭和十一年十二月十九日公布)

傭人扶助令中左ノ通改正ス  
別表ヲ左ノ如ク改ム

(別表略)

附 則

本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ  
仍從前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際現ニ休業扶助料ヲ受クル者本令  
施行後引續キ休業扶助料ヲ受クルトキハ本令  
施行後ハ本令ノ規定ニ依リ之ヲ扶助スベシ本  
令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ  
疾病ガ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ  
亦同ジ

鑛夫勞役扶助規則中改正

(内務省令第五十二號)  
(昭和十一年七月六日公布)

第七條第二項ヲ左ノ如ク改メ同條第三項及第  
四項ヲ削ル

鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルト  
キハ前項ノ規定ニ拘ラズ石炭鑛業ニ在リテ  
ハ十六歳未滿ノ者及女子、其ノ他ノ鑛業ニ  
在リテハ十六歳以上ノ女子ヲシテ午後十一  
時迄就業セシムルコトヲ得此場合ニ於テハ  
午後十一時ヨリ午前六時ニ至ル間ニ於テ就  
業セシムルコトヲ得ズ

第十一條第一項中「第七條第一項乃至第三項」  
ヲ第七條ニ改ム

附 則

本令ハ昭和十三年九月一日ヨリ之ヲ施行ス

鑛夫勞役扶助規則中改正

(内務省令第五十五號)  
(昭和十一年十二月二十一日公布)

鑛夫勞役扶助規則中左ノ通改正ス

第十九條中「賃金百分ノ六十以上」ヲ「賃金百  
分ノ六十」ニ改メ同條但書ヲ削ル

同條ニ左ノ一項ヲ加フ

鑛夫ヲ病院ニ收容シタル場合ニ於テ本人ノ  
收入ニ依リ生計ヲ維持スル者ナキトキハ休  
ク之ヲ支給スベシ

鑛業權者鑛山監督局長ノ許可ヲ受ケタルト  
キハ前二項ノ規定ニ拘ラズ障害扶助料及遺  
族扶助料ヲ數回ニ分割シテ支給スルコトヲ  
得

第二十七條中「賃金五百四十日分以上」ヲ「賃  
金五百四十日分(其ノ金額男子ニ在リテハ四  
百三十圓、女子ニ在リテハ二百七十圓ニ滿チ  
ザルトキハ夫々四百三十圓又ハ二百七十圓)」  
ニ改ム

第二十七條ノ二 鑛業權者鑛山監督局長  
ノ許可ヲ受ケタルトキハ鑛業權者及鑛夫ノ  
出捐スル共濟組合ノ爲シタル給付ノ限度ニ  
於テ之ニ相當スル本則ノ扶助ヲ爲スコトヲ  
要セズ

鑛山監督局長必要ト認ムルトキハ前項ノ許  
可ヲ取消スコトヲ得

第三十條中「第二十條各號」ヲ「別表」ニ改ム

第三十三條中「鑛業權者扶助ヲ爲シタルトキ」  
ノ下ニ「又ハ第二十六條第二項但書ノ規定ニ  
依リ障害扶助料ヲ支給ヲ延期シタルトキ」ヲ  
加フ

同則ニ左ノ別表ヲ加フ  
(別表略)

業扶助料ハ賃金百分ノ二十トス

第二十條 鑛夫ノ負傷又ハ疾病治癒シタル時  
ニ於テ身體障害存スルトキハ鑛業權者ハ別  
表ニ掲グル區別ニ依リ障害扶助料ヲ支給ス  
ベシ但シ從來ノ勞務ニ服スルコト能ハザル  
トキハ賃金百八十日分(其ノ金額男子ニ在  
リテハ百五十圓、女子ニ在リテハ九十圓ニ  
滿チザルトキハ夫々百五十圓又ハ九十圓)  
ヲ下ルコトヲ得ズ

別表ニ掲グル身體障害二以上存スルトキハ  
重キ身體障害ノ該當スル等級ニ依リ障害扶  
助料ヲ支給スベシ

左ニ掲グル場合ニ於テハ前二項ノ規定ニ依  
ル等級ヲ左ノ如ク繰リ上グ但シ其ノ障害扶  
助料ノ金額ハ各身體障害ノ該當スル等級ニ  
依リ障害扶助料ノ金額ヲ合算シタル額ヲ超  
ユルコトヲ得ズ

- 一 第十三級以上ノ身體障害二以上存スル  
トキ
- 二 第八級以上ノ身體障害二以上存スル  
トキ
- 三 第五級以上ノ身體障害二以上存スル  
トキ

様式第一號乙ノ次ニ左ノ様式ヲ加フ

(様式略)

別記様式第一號甲備考第三號中「第二十條ノ  
身體障害ノ程度」ヲ「別表ニ掲グル身體障害ノ  
程度」ニ第六號中「第二十條各號ノ種別」ヲ「別  
表ニ掲グル等級」ニ改メ第九號ノ次ニ左ノ一  
號ヲ加フ

十 鑛夫勞役扶助規則第二十六條第二項但  
書ノ規定ニ依リ障害扶助料ヲ支給ヲ延期  
シタル場合ニ於テハ障害ヲ殘シタル時及  
現實ニ支給シタル時何レモ本表ニ記載シ  
前者ノ場合ニハ延期シタル旨ヲ、後者ノ  
場合ニハ障害扶助料支給延期報告届出ノ  
年月日ヲ備考欄ニ記載スベシ

附 則

本令ハ昭和十二年一月一日ヨリ之ヲ施行ス  
本令施行前支給事由ヲ生ジタル扶助ニ付テハ  
仍從前ノ規定ニ依ル

本令施行ノ際現ニ休業扶助料ヲ受クル者本令  
施行後引續キ休業扶助料ヲ受クルトキハ本令  
施行後ハ本令ノ規定ニ依リ之ヲ扶助スベシ本  
令施行前ニ扶助ヲ受ケテ治癒シタル負傷又ハ  
疾病ガ本令施行後再發シテ扶助ヲ受クルトキ  
亦同ジ

者ニ付テハ障害ノ程度ニ應ジ別表ニ掲グル  
身體障害ニ準ジ障害扶助料ヲ支給スベシ  
既ニ身體障害ヲ存スル者負傷又ハ疾病ニ因  
リ同一部位ニ付障害ノ程度ヲ加重シタルト  
キハ其ノ加重セラレタル障害ノ該當スル障  
害扶助料ノ金額ヨリ既ニ存シタル障害ノ該  
當スル障害扶助料ノ金額ヲ差引キタル金額  
ヲ支給スベシ

第二十一條中「賃金三百六十日分以上」ヲ「賃  
金四百日分(其ノ金額男子ニ在リテハ三百二  
十圓、女子ニ在リテハ二百圓ニ滿チザルトキ  
ハ夫々三百二十圓又ハ二百圓)」ニ改ム

第二十二條中「賃金三十日分(其ノ金額三十圓  
ニ滿チザルトキハ三十圓)以上」ヲ「賃金三十  
日分(其ノ金額三十圓ニ滿チザルトキハ三十  
圓)」ニ改ム

第二十六條第二項ヲ左ノ如ク改ム

障害扶助料ハ鑛夫ノ負傷又ハ疾病ノ治癒後  
遲滞ナク之ヲ支給スベシ但シ鑛業權者ガ引  
續キ雇備スル場合ニ於テ本人ノ承諾アリタ  
ルトキハ雇備期間内障害扶助料ノ支給ヲ延  
期スルコトヲ得

同條ニ左ノ二項ヲ加フ  
遺族扶助料及葬祭料ハ鑛夫ノ死亡後遲滞ナ



# 内外政治・經濟・勞働日誌

## 日本

一月二日

△内地臺灣間定期航空旅客輸送開始さる。

一月六日

△再開の海軍軍縮會議ロンドンのクラレンス・ハウスに於て我が永野永井兩全權以下出席の下に第一委員會を開く。

一月八日

△日濠會商キャンベラにて再會。日本側から綿布、人絹、絹織物など重要商品に對する濠洲關稅の引下を要求。

一月九日

△大藏省は昭和十年に於ける内地及び外地を合せた對外貿易額は輸出二十六億三百十八萬圓、輸入二十六億一千七百八十八萬圓で入超一千四百七十萬圓と發表。

一月十日

△閣議で米穀管理、產額處理兩修正案を議會提出に決定。

△大藏省發表昭和十年十二月末現在國債總額は九十五億六千餘萬圓なりと。

り。

一月十二日

△ロンドン海軍軍縮會議の終末的段階に處すべき帝國政府の最後の訓令案は臨時閣議で廟議決定、即日ロンドンの全權に飛電す。

一月十三日

△農林省は十年に於ける蠶種掃立數量は一億五千百十三萬千グラムで繭産額は八千二百六萬六千貫（價額三億五千八十六萬圓）と發表。

△十一年度ジエネーヴ勞働會議日本勞働代表は組合會議擴大執行委員會で河野密氏に翌日に至り顧問は山口常次郎、金光平の兩氏に決定。

一月十四日

△大藏省關稅調查會は石油關稅引上並に香料、パラフィン關稅定率法中改正法案につき審議、右法案は休會明け議會劈頭に上程することに決定。

△日本勞働總同盟第二十五回大會、東京市芝區三田四國町本部にて開催。全勞との合同協議成立し、總同盟として最後の大會なり。出席者本部員一五名、代議員二三六名、傍聴者四〇名。

議案、一、全勞との合同に關する件。二、鈴木前會長（現顧問）に記念品贈呈の件。次で十年繼續組合員九四八名の表彰式を行ふ。

△全國勞働組合同盟第六回大會、東京市芝浦會館にて開催。出席者本部員一五名、代議員二〇二名、傍聴者五〇名。

議案一、戰線統一に關する件。二、宣言發表の件。共に可決。

一月十五日

△外務、海軍兩省ではロンドン海軍軍縮會議永野全權よりの脱退通告文に關する公電を無條件に承認するに決し、廣田外相よりその旨ロンドンに回示。

ワシントン・ロンドン 兩條約は十一年末を以て葬り去られ、茲に十二年一月一日を期して海軍無條約状態に入ることとなる。

△日本勞働總同盟と全國勞働組合同盟の合同による新組合全日本勞働總同盟創立大會、東京市協調會館にて開催。

出席者、兩組合の本部員の外代議員各二百名宛四百名、傍聴者も三百名。安部磯雄氏司式者に推薦され、總同盟の松岡駒吉氏と全勞の河野密氏を握手せしめ、代議員一齊に拍手を送りて合同式を終り直に合同大會に移る。

議事一、新團體の名稱に關する件。二、綱領並に主張に關する件。三、規約。四、勞働國策に關する決議案に關する件。五、宣言發表の件。六、合同促進特別委員決定の件。七、新役員決定の件。

新役員 會長 松岡駒吉、副會長 河野密、西尾末廣、總主事 菊川忠雄、副主事 原虎一、會計 松岡駒吉、中央委員 三木治助、金正米吉、鈴木悦次郎の諸氏外十二名、副中央委員六名、顧問 安部磯雄、高野岩三郎、鈴木文治の諸氏。

一月十五日—十六日

△全國農民組合第十五回全國大會、東京市協調會館にて開催。

全農創立十五周年を迎へると共に議會解散を目途に控へての意義ある大會。

第一日議案一、中央委員會活動報告。一、小作爭議調停法運用に就ての決議案。一、國民健康保險組合法に關する件。一、借金問題に對する具體案決定の件。一、役員改選に關する件。

第二日一八一名の出席。議案、米穀自治管理法案に關する件外二十四件。

一月十六日

△ロンドン海軍會議脱退に關し岡田首相、廣田外相、大角海相はそれぞれ談話の形式を以て我國の立場を中外に闡明の聲明書を發表。

△都市従業員組合全國協議會第一回評議員會を東交本部事務所で開催戰線統一に關する件外五件協議。

一月十七日

△閣議で重要産業統制法改正要綱を承認。

△東京市内八勞働者團體共同主催、勞働組合法、小作法獲得勞農大會、東京市協調會館にて開催。出席者約六百名にて議案一、自主的勞働組合法要求の件。一、小作法制定要求の件。一、退職積立金法制定要求の件。一、自動車災害保險法制定要求の件。一、政府の米穀政策に關する件。一、第六十八議會解散要求の件を審議、宣言並に議會即時解散要求の決議を満場一致可決。

一月十八日

△社會大衆黨第四回全國大會、東京市協調會館にて開催。總選舉對策討議を全般的使命とする大會で議案は一、總選舉對策の件。一、第六十八議會對策の件。一、昭和十一年度豫算案に對する決議（反對



を聲明し返上を決議す。一、議會解散選舉肅正に関する件。一、宣言發表の件。

一月十九日

△愛國労働組合懇話會結成第二回準備會、大阪市中央公會堂にて開催。懇話會要綱草案を逐條的に審議後原案を承認。

△日本労働組合會議中部地方協議會第三回大會を名古屋市日本海員會館に開催。六團體一、二〇〇名の代議員參集。

一月二十日

△關東交通労働組合關東支部第七回大會は群馬縣沼田町に開催。交通事故の二重處分並に組合内部強化等を決定。

一月二十一日

△第六十八議會再開し解散。總選舉日は二月二十日と決定。

一月二十二日

△農林省は昭和十年中に於ける米收實收高は五千七百四十五萬六千九百七十六石にして九年に比し一割八厘増しと發表。

一月二十四日

△總選舉に備へる緊急地方長官會議首相官邸に開催。

一月二十五日

△海員協會第三十回定期總會、神戸市協會本部にて開催。出席者一、二三名、小泉秀吉會長より次の諸事業に努力したしとの挨拶あり。

一、船員の待遇改善。一、船員法の改正。一、國際労働海事會議の對策。一、有給公暇の實現化。一、小型船員の待遇改善。一、失業共済部の擴大。一、海難防止對策。

△全國産業組合會長會議、東京市三會堂に開催、産業組合擴充五箇年計

畫第四年度事業遂行方針並に産業組合關係重要法案に關して決議。

一月二十七日

△日華貿易協會創立總會、東京市日本工業俱樂部に開催。日支經濟提携の常設機關として設立され、會長兒玉謙次氏に決定。

一月二十八日

△永田軍務局長刺殺の相澤三郎中佐の軍法會議公判開始。

一月三十一日

△定例閣議は全国各地の災害復舊費の十年度分追加は第二豫備金の殘額百三十三萬五千圓を支出すると共に、憲法第七十條に基く財政上の緊急處分に依り公債財源を以て六百七萬二千圓合計七百四十萬圓を支出することに決定。

二月一日

△大阪海上同志會結成大會、大阪市岡會館に開催。

△日本主義労働團體中部協議會名古屋支部に開催。出席團體は總聯合、愛知縣聯合會、新日本海員組合名古屋支部、中部労働聯盟、名古屋羅漢工組合、愛國労働組合瀬戸地方聯合協議會、大日本忠孝労働組合。

二月三日

△内閣資源局は内地及内地外各領域に於ける十年十月末現在に於ける自動車臺數を左の如く發表。

總臺數一三四、八五九、乗用車八二、七七五、貨物車四八、一三五、特殊車三、九四九。

二月四日

△定例閣議で昭和十一年度實行豫算編成方針要綱を附議決定。

△大日本生産黨關西本部主催府民大會並に演說會大阪市實業會館に開催。

二月五日

△樞密院審査委員會は災害善後に関し公債發行に關する財政上の緊急處分に對し政府側と質問應答を重ねた後可決。

二月八日

△社會大衆黨首安部磯雄氏はメッセーヂを發表、全國有権者に呼びかけてファッシ、排撃、新議會政治建設を高調す。

二月九日

△共產黨關係思想犯保護の昭徳會設立に決定。

二月十日

△社會大衆黨關東大會、東京市日比谷公會堂に開催。聴衆約五千名、淺沼、河野、片山、阿部、岡崎、中村、麻生の諸氏熱辯を振ふ。

△大阪製鐵株式會社従業員は日鐵との合併に六項目を要求する嘆願書を提出。

二月十一日

△皇紀二五九六年を壽ぐ建國祭の祝賀行進各地に舉行さる。

△三河愛國従業員組合聯盟結成式豊橋市にて開催。豊鐵愛國従業員組合以下七團體出席、委員長鈴木高夫氏、書記長露久保賢治氏。

二月十二日

△災害善後に關する經費支辨の爲公債發行に關する緊急勅令案は樞密院本會議に於て原案通り可決。政府は官報號外を以て公布。

△東京自動車労働組合臨時大會東京市協同會館に開催。交總加盟の最後の決定を爲す。出席代議員二一七名、友誼團體の東交自動車部の

運轉手、女車掌百餘名出席した。新役員、委員長遠藤忠治氏、書記長北風孝氏、統制委員長板倉達氏。

二月十三日

△衆議院議員總選舉の立候補届出締切らる。届出總數八七八名で、全國に無投票區なし。

△東京市従業員組合第九回中央委員會は東京市神田の本部に開催。支部員除名問題を始め機關紙の件等附議。

二月十四日

△外務省首腦部會議は對支國策一元化の日支國交調整根本方針を決定

二月十五日

△日支間國際無線電話の開通式東京市中央電話局にて行はる。

△全評中部地方評議會所屬六組代表者會議名古屋支部に開催。約五十名出席、メーデー、第六十九議會等對策協議。

二月十七日

△日本主義労働團體中部地方協議會第二回協議會名古屋支部にて開催。愛國労働祭の具體方針を協議。

二月二十日

△第十九回衆議院議員總選舉投票日。

△國際労働會議政府各代表内定。

二月二十一日

△義務教育費増額交付の特別市町村認定決定。



△満鐵資金五箇年計畫案発表。  
二月二十二日

△第十九回總選舉開票結果は左の通り。  
政友一七四、民政二〇五、昭和二〇、社大一八、國同一五、諸派九、中立二五、計四六六。

△東京自動車労働組合第一回中央執行委員会、東京市京橋の東交本部に開催。臨時大會決定事項實踐化を討議し中央執行委員を選出す。

△東京瓦斯自助會第三回大會東京市芝浦會館に舉行。

二月二十四日

△陸軍定期異動内命發令。

二月二十五日

△閣議で第六十九特別議會は四月二十日召集、會期は三週間と決定。

△選挙法再改正閣議で方針決定。

△永田中將暗殺事件相澤中佐公判に前教育總監眞崎大將出廷。

△京都で大本教絶滅を期し全國特高課長會議開かる。

△總同盟・全國労働大阪聯合會第一回合同委員会を大阪市全國労働會館に開催、總選挙が無産派の大勝に終りしに勇躍し愈々積極的の合同を進むる事に決す。

二月二十六日

△一部青年將校は早嶋首相官邸其の他を襲撃、齋藤内府、渡邊教育總監即死、高橋藏相負傷(後逝去)、鈴木侍從長重傷。

△内閣總辭職に決し後藤首相臨時代理は各閣僚の辭表を閣下に捧呈。

△株式取引所始め諸商品取引所は全國的に臨時休業を發表。

二月二十七日

△政府は樞密院の御諮詢を仰いで帝都に戒嚴令發布。戒嚴司令官は香椎中將。

二月二十八日

△帝都騒擾事件で日本主義労働團體中部地方協議會は「眞の國體明徹達成を期す」との意の聲明書を發表。

二月二十九日

△叛亂部隊午後全部の歸順を終り全く鎮定を見るに至る。

三月一日

△政府は二・二六事件後の人心安定の爲聲明書發表。

△全勞大阪左官組合第二回大會、大阪市全勞會館に開催。労働條件に關する件他二件審議。

三月二日

△社大黨及び全農新潟縣代表者新潟縣知事と會見雪害對策を要望。

△官業労働總同盟と日本労働總聯盟との第二回合同協議委員会、總聯盟本部で開催。全日本労働總同盟への合同の前提なり。

三月四日

△叛亂將校處罰に關する東京陸軍軍法會議設置の緊急勅令公布。

△戒嚴司令部は二・二六事件の經過概要を發表。

△アジア労働會議第二回準備委員会を全日本總同盟本部で開催、大會日時、プラン、議題等を協議。

三月五日

△外務大臣廣田弘毅氏に組閣の大々降下。

三月六日

△交總關西地方委員会、大阪市市電從本部にて開催、統一問題に關し

種々協議、大阪市電從と自助會の合同論擡頭す。

三月九日

△廣田内閣成立、親任式舉行さる。

△馬場藏相は財政方針を發表し公債漸減に拘泥せず増税斷行の決意を表示。

△帝國農會、産業組合中央會、中央畜産會、全國山林會聯合會、帝國水産會、農村更生協會、帝國耕地協會等の農業關係七團體聯合協議會を東京市帝國農會事務所に開催、廣田内閣に對する農業關係根本策樹立のための共同聲明を發表。

△廣田内閣成立に對し社大黨聲明書を發表。

三月十日

△東京事變民間關係者北一輝、西田税等百五十餘名檢擧を戒嚴司令部より發表。

△全評京都織維労働組合第二回大會京都市に開催。賃上闘争の件外十二議案上提しファッショ反對、メーデー闘争等も協議す。新執行委員長南善造氏、書記長卜部政司氏。

△産青聯第五回全國聯合委員會で新年度方針決定。

三月十二日

△農林省は三月一日現在内地に於ける米穀現在高は總數量四千三百六十四萬六千七百二十六石、十年に比し約六分の減少と發表。

△東北六縣及北海道、新潟縣に於ける雪害對策の爲社大黨代表關係各省に陳情。

△愛國運動陣營の全國的統一促進を使命として結成された八月會例會大阪市中心公會堂に開催、愛國新政黨樹立の工作を開始。

三月十三日

△司法省では大本教出口王仁三郎以下八名の起訴命令を發し、内務省は「皇道大本」を始め八團體の結社禁止命令を發す。

△閣議は特別議會々期を五月一日より三週間と再決定。

△平沼男は樞府議長就任を機會に國本社會長を辭任。

三月十四日

△内閣調査局の電力國營統制案大綱決定。

三月十五日

△全評中部地方評議會名古屋に於て新内閣への第一聲を擧ぐ。

△全評中津一般労働組合第二回大會を中津市に於て開催、提出議案は一、工場法違反摘發闘争に關する件、一、少年工使反對闘争に關する件外四件。

三月十六日

△農林省は昭和十年に於ける小作争議小作調停及地主、小作人組合の情勢を左の如く發表。

小作争議總件數

小作調停受理總件數

小作人組合

小地主組合

五、五二二

六、三一五

四、〇一一

五三一

△中野正剛氏一黨政黨組織行動開始を聲明。

△東北六縣知事會議は東北廳設置を建議に決定。

△組合會議大阪地方協議會では海員組合川口支部で第十七回メーデー準備の具體的協議をなす。

三月十七日



△廣田内閣の政綱聲明全文發表され、難局打開の決意を披瀝。

△臺灣第十二回全島産業組合大會、屏東に於て開催、參會者千五百名に及ぶ。

△内閣統計局は昭和十年七月乃至九月に於ける内地の出生、死亡概數を發表、右のうち自然増加は十八萬九千八百九十七人である。

三月二十二日 △神戸地方に於ける往年の勞働運動家を中心に結成された神戸友愛俱樂部第二回大會、神戸市にて開催、新役員會長青柿善一郎、副會長桑田喜三郎、今吉一雄、幹事奥田宗太郎の諸氏。

三月十八日

△日本生命保險東京支店外務社員の特遇改善要求の爭議は二月十二日以来緊争中のところ解決。

三月二十三日 △二・二六事件責任處分に伴ふ陸軍大異動斷行。

三月十九日

△内閣調査局全體會議は新政綱具體化につき政府へ示唆のため同局擴充を決定。

三月二十四日 △内務省下級官吏は待遇改善を要求し湯澤次官と會見。

三月二十日

△都市従業員全國協議會大阪府地方協議會委員會、大阪市の都從本部に開催、共済組合、新採用規程改正の運動等につき協議。

△内務省では五月一日のメーデー舉行を不許可に方針決定し、正式に全國府縣知事に通達す。

三月二十一日

△第六十九回特別議會召集並に會期に關する詔書公布さる。

三月二十五日 △全日本勞働總同盟の松岡、菊川兩幹部は内務省及警視廳を訪問、メーデー禁止の眞否を訊す。

三月二十二日

△日本勞働組合會議神戸地方協議會第三回大會、神戸市に於て開催、役員詮衡で委員長に宮本官治氏、常任書記に井川徳成氏と決定。

△廣田首相は外人記者團と會見、新内閣の方針を説明、日支關係につき三原則は變更する意思は勿論なく日支を調整する基本方針であると語る。

△ダンロップ護謨従業員組合創立大會神戸市に於て開催、ダンロップ護謨工組合及同E.S.工親會は過去十餘年組織を異にしたるが、舊全勞幹部の斡旋で單一組合に合同す。組合長北脇徳次郎氏、副組合長に石井米三、小笠喜六兩氏推薦。

三月二十六日 △内務省警保局は治安警察隊の再組織を決定。

△全國水産社第四回中央委員會、大阪市に於て開催、協議事項は第十四回全國大會開催に關する件。

△組合會議大阪府地方協議會委員全體會議で勞働立法促進及メーデー舉行に關する要請書を作成關係當局に發送と決定。

△廣田内閣最初の地方長官會議開かる。

三月二十七日 △社大黨本部、雪害対策のため被害地に三宅其他の代議士を派遣。

三月二十七日

△組合會議政治委員、東京市日本勞働會館にて開催、アジア勞働會議延期の件、メーデー禁壓の対策等協議。

四月一日 △内務省内にありし産業福利協會協議會と合併。

△大阪府地方勞働團體協議會第四回協議會を大阪市にて開催、協議事項一、全泉勞働組合準備會の參加申込に關する件。一、メーデー對策に關する件。一、議會開争對策の件。

四月三日 △内務省首腦部會議は議會對策並に地方行政機構改革、吏道の振肅に關し協議、具體方針を決定申合をなす。

△有馬海軍大將を會長に建武義會創立。

四月四日 △靜岡縣大仁金山八幡坑争議は三月二十六日以来緊争中のところ、大仁警察署の調停で圓滿解決。

△全農青森縣聯内部に於ける淡谷氏派と西村氏派との抗争は川俣三宅兩代議士の調停により圓滿解決。

四月四日 △東京遞信局第一回試驗合格者を以て組織する「日本電氣工士會」結成、綱領一、勞資協調に據る産業の振興。一、電氣工人の團結と其の向上。一、社會正義の確立と擁護。

三月二十八日 △第二十回國際勞働總會に出席すべき日本各代表委員及び顧問正式發令さる。

四月五日 △兵庫縣下の舊總同盟對舊全勞の合同問題に關し神戸市製鋼勞働會館で第三回合同協議會を開催し、協議の結果五月一日頃合同結成大會舉行の豫定。

三月三十日 △東京市會は問題の市電従業員への勤勞手當四十萬圓の支出を含む十一年度豫算三億三千五百餘萬圓を條件と警告付で全部を可決。

四月七日 △政府は五分利國債三億七千三百萬圓を三分半利に借換斷行を發表、公債條件の基準を明示。

三月三十一日 △全農總本部四月大阪市に開催豫定の十五週年記念大會を戒嚴令未解除のため九月迄延期。

△内務省警保局は外事警察の擴張を決定。

△大藏省豫算省議は十一年度實行豫算總額を約二十三億六百萬圓と査定決定。

△神奈川縣下日本主義勞働團體に於ては横濱市に第一回懇談會を開き愛國陣營統一の「申合せ」を決定。



△全國水産社福岡縣聯合大會、福岡市記念館にて開催、宣言其他議事七件を協議。

四月八日

△軍司令官、師團長會議は陸軍省に開會、寺内陸相は建軍の本義に基き断乎肅軍に邁進せよと訓示。

四月十日

△昭和十一年度實行豫算案は定例閣議に附議決定、歳入歳出總額二十三億九百九十一萬圓で十一年度不成立豫算總額二十二億七千八百三十三萬圓に比し三千一百七十八萬圓の増加を示し、十年度豫算より九千四百四十九萬七千圓の増加なり。

△定例閣議で内閣審議會廢止を正式に承認決定。

△關東軍、滿鐵經濟調查會合同協議會は滿洲產業開發五箇年計畫を審議。

四月十一日

△北九州の九州鐵山労働、九州鐵夫組合、産業労働調査所の三團體は飯塚市に統一組合代表者會議を開催、「九州鐵山坑夫組合」を結成、反「ファッシ」の建前から全評を支持」と決定。

△全國産業團體聯合會は新社會情勢に順應すべく内務省社會局立案の退職積立金法案に對して之に賛成することを決議。

△國際労働會議代表送別會で郷全産聯合會長は社會立法に關し今後政府と協調を聲明。

四月十二日

△全評中央執行委員會、大阪の關西地評本部に開催、電氣工事人取締規則改正問題、メーデー對策、特別議會對策等を決定。

△「官勞資三全主義」を標榜し全大阪タクシー従業員組合結成さる。

四月十三日

△商工省は豫てより認可申請中の製鐵獎勵法による熔鐵爐建設計畫（日鐵、鋼管及淺野造船申請）を認可し、製鐵國策に付聲明書を發表

△秋田縣前田村莊司家對全農組合員百五名の未納小作料減額要求調停委員會は決裂し裁判所側は調停法三十六條の適用を決定。

四月十四日

△海軍労働組合聯盟中央委員會、平塚市に開催、組合綱領の普及強化、工務規則改正其他協議。

△内務省社會局參與會議は退職積立金法案原案を承認、特別議會へ提出に決定。

四月十五日

△社會局は「労働運動を勞資協力に轉向させこれを指導原理とする」ことに決定し、新に産業労働統制委員會を開設すると。

四月十五日

△内務省に失業者訓練施設協議會開かれ、六大都市並に福岡縣に十三箇所の労働訓練道場の開設を決定。

△日本、ブラジル間國際無線電話開通す。

四月十六日

△社大黨代表者「内務省のメーデー禁止は東京以外の地域にては理由なく、且大衆運動禁壓は徒に非合法的運動を誘發せしめるものであり、剩へ一部官僚の日本主義を名とする社會運動干渉に墮し、資本家の意思に奉仕する結果となる」として潮内相に抗議。

四月十六日

△日本労働組合會議第二回擴大執行委員會神戸市海員協會樓上に開催可決議案一、アジア労働會議第二回大會に關する件。一、メーデー

に關する件（組合會議としては總括的に中止）一、特別議會對策。一、國際労働總會對策。一、日本人スタッゼールの件（第一回派遣者——福田藤楠氏を決定）。

四月十七日

△三井合名、二・二六事件後の「新情勢に對應」する爲職制を變更して首腦部の陣容を改め、停年制を五月より實施に決定し、財閥の直系傍系にも漸次實施すると、池田成彬氏の隱退も確定。

△生産黨關西本部十五回擴大協議會、大阪市に開催、約百名參集、時局對策に付協議、同志社大學に於ける右翼教授罷免問題に關し聲明。

四月十八日

△對外國號、御稱呼は今後「大日本帝國」「天皇」と統一さる。

△日本労働同盟第一回中央委員會、勞勞全國懇話會加盟外數議案を可決。

四月十九日

△關西産業團體聯合會は退職積立金法案一部修正で賛意表明。

四月二十日

四月二十日

△日本主義労働組合の横斷的組織體「愛國労働組合全國懇話會」結成

宣誓式、東京市協同會館にて開催、參加組合は總聯合、日本産業労働俱樂部、新日本海員組合、日本労働同盟、大日本労働組合協議會、東電愛國同盟、帝國木材正義研究會、日本主義労働組合中部地方協議會、三河愛國労働組合聯盟、日本海上同志會の十組合出席代議員

四十八名、組合員約十萬と號す。常任委員高山久藏、西山仁三郎、矢ヶ崎靜馬、新妻德壽、矢尾喜三郎、山崎常吉、露久保賢治、大橋治房の諸氏。

四月二十日

△内務省は各府縣警察部に暴力團取締專任官設置決定。

四月二十三日

△日本農民組合九州同親會第九回大會、福岡市記念館に開催、代議員七百餘名參集し、都市發展に伴ふ小作人の被害補償要求の件、以下七項の議案を審議可決。

四月二十四日

△全國水産社關東地方部落代表者懇談會、川越市に開催、出席者は東京、千葉、茨城、山梨、長野、群馬、栃木の一府六縣の部落代表者約七十名。



△中部産業團體聯合役員會は退職積立金法案に修正要望を決定。  
四月二十五日

△交總全評の「勞農協議會」は東交本部に於て特別議會對策を協定。一、特別議會對策委員會設置(委員長鈴木三郎氏)。二、無産議員團結の件。三、對議會宣傳に關する件。四、實行委員會名稱變更に關する件(常任委員會委員長に加藤勘十氏)。

△交總中央執行委員會、大阪市に開催、戦線統一問題、議會對策、交總相互扶助制度確立の件其他の議案を可決。  
四月二十六日

△全總同盟加賀神戸印刷労働組合創立大會、神戸市に開催、約四百名の組合員を獲得、組合長永江一夫、副組合長田村昌一、田中末雄、主事衣笠一夫の諸氏。

△全國農民組合中央委員會、東京市協同會館に開催、第六十九特別議會對策の件外四件協議。

△東電従業員組合大會代行擴大執行委員會、東京市下谷公會堂に於て開催、一七支部代表者七四名出席、電氣工事人免許に關する件其他の議案を可決、新役員、執行委員長、岩永榮一氏、常任執行委員長、島吉藏氏外七名。

△全評大阪一般労働者組合第一回執行委員會開催。  
四月二十七日

△廣田内閣最初の東北振興調査會總會首相官邸に開催。

△内閣統計局は十年十月一日施行の國勢調査の結果に就き左の如く發表。  
内地總人口は六千九百二十五萬四千四百八十八人、一年の平均増加九

十六萬人、東京市人口五百八十七萬五千六百六十七人。

△社會大衆黨全國大會に代る第二回中央執行委員會を東京市日本労働會館に開催、當日の議事事項一、昭和十一年度各部執行方針。一、代議士會組織の件。一、特別議會對策の件。一、議會制度及び行政機構の改革に關する建議案。一、大衆増稅絕對反對の件。一、重要産業國營に關する件。一、重要産業統制法改正に關する決議案。一、雪害對策に關する件。一、廣田内閣に對する件(黨の態度闡明)。一、本部會館建設促進の件。

△全國農民組合常任委員會は全農關東出張所に開催、議會對策を協議し全農の要求を決定又組織を改變した「勞農協議會」に對しては各種委員を辭す但し協力の態度を決定。  
四月二十八日

△社大黨代議士會に於て第六十九特別議會に對する最後の態度を決定  
四月二十九日

△關西愛國労働團體協議會主催の第一回産業祭及産業犠牲者慰靈祭は大阪市天王寺公園にて舉行。參加團體は、總聯合、新日本海員組合、大日本労働組合協議會、日本労働同盟、海上同志會、日本産業軍、皇國農民同盟、生産黨労働部、明德労働組合、眞誠會等の各團體參加人員約千五百名。  
四月三十日

△東京瓦斯工組合結成大會、東京市芝浦會館に於て代議士八九名出席の上開催。社内各労働組合を打つて一九とする結成大會にて新役員委員長、平野安藏、副委員長、小池嘉敏、野呂新吾、書記長、大門義雄の諸氏、顧問間に桂學氏推戴。

五月一日

△第六十九帝國議會召集。

△閣議に於て不穩文書等取締法案の議會提出を決定。

△我國十一年度メーデー(第十七回)は東京戒嚴令の故を以て當局に依り全國的に中止され、之に代る演說會、茶話會、ピクニック等組合中心、職場單位の下に各地に行はる。

△社會局發表に依れば「メーデーに代るもの」全國四十九箇所、參加者約四千五百人。△地方別「東京一六箇所、四七〇人。廣島四箇所、二〇六〇人。其他、△組合別「交總系一三箇所、舊總同盟系一二箇所、全評全農系十一箇所其他。

△神戸を中心とする兵庫縣下の全勞、總同盟の合流改組による全日本労働總同盟兵庫縣聯合會結成大會、神戸市に於て開催、新會長永江一夫氏、副會長今津菊松氏就任。

五月二日

△日本労働組合會議神奈川地方協議會結成大會、横浜市海員會館に開催。會長に三木治朗氏就任。

△労働無産團體協議會執行委員會、全無産議員團に提出要請すべき社會立法に關する「労働者案」を作製發表。

△労働無産協議會の新結社に當り全農は委員の辭任を通告。

五月四日

△第六十九特別議會開院式。

△全評、東交、東京市從、全農の左翼労働團體は「労働無産協議會」の結社届を當局に提出。常任委員長は全評の加藤勘十代議士。必ずしも純然たる政治結社の形態を完備せず、特別議會對策、東京府會議

員選舉對策の爲の便宜的組織と見られてゐる。

五月五日

△愛國労働組合全國懇話會近畿地方委員會結成準備會總聯合、大阪聯合會中心に開催。

△内閣審議會廢止。

五月六日

△特別議會本格的審議に入り、首相、外相、藏相の演說後、寺内陸相の二二六事件顛末の報告あり。

△日本港灣從業員組合並びに日本港灣從業員組合聯盟の合同擴大中央委員會、神戸市に於て開催。議事一、組織統制の件(聯盟を解消して全國單一組合に組織し、港從本部を横濱に移轉)。一、組織擴大強化の件。一、組合長主事及人事の件(組合長に岡崎憲氏を推す)等重要議案を可決。

五月七日

△軍法會議は永田事件犯人相澤中佐に死刑を宣告。

△日本海員組合第十五回年度大會、神戸市の海員組合本部に於て開催。次の議案を可決。一、海上トラックの労働條件に關する件。一、船員法改正實施促進に關する件。一、年二回定期昇給制度の確立及實施に關する件。一、食糧の改善に關する件。一、最低賃銀制の階級及噸數別基準改善に關する件。一、海事特別總會議案實現に關する件。一、退職手当制度の確立並改善に關する件他二件。海上労働戰線の統一を宣言。組合長に堀内長榮氏、副組合長に米窪滿亮氏選任さる。

五月八日



△東京交通労働組合中央委員会、東京市の組合本部に開催。特別勤勞手當四十萬圓の細目協定を審議承認し結社問題で論争。議案一、交總相互扶助會設立に關する件。一、本部總辭職に關する件。

五月九日

△全産聯總會は退職積立金法案變更と金融機關設置の中小工業者救済方法を決定。

△閣議は退職積立金及退職手當法案を可決。

△警保局は二・二六事件後の治安維持の爲、六百に餘る右翼團體及「コミンタン」指導下に最近合法團體中に潜入して宣傳と勢力扶植に努めんとする新戦術の左翼取締のため特高課を強化し、怪文書、暴力團、スパイを目標とする治安警察の全國的擴充を決定。

五月十日

△全評關西地方評議會第一回評議員會、退職積立金法案は労働者の既得權を全面的に侵害するものとして、徹底的修正を要求し、特別議會提出の社會局原案、阻止運動を本部に通達、首相のメーデー禁止答辯に關し反對を決議。

五月十一日

△全評九州地方評議會第二回大會中津市に開催、反ファッショ戦線統一の件、産別整理に關する件其他議案を可決。

五月十二日

△衆議院豫算總會秘密會に於て、陸海軍兩大臣、帝國國防の根本方針を宣明す。

△對滿移民計畫第一回會議關東軍司令部に開かれ、未耕地千八百萬町歩に百萬家族、五百萬人を二十年間に移植する根本方針を決定。

五月十七日

△大日本國民同志會結黨大會、名古屋市公會堂に於て岐阜、愛知、豊橋地方の代表二百餘名出席の上舉行。

五月十八日

△軍部大臣及次官は舊制に復し現役將官に限定の旨軍部より發表。  
△交總東京自動車労働組合執行委員會は勞農協議會の結社問題に就き全的合同促進に向ひ、社大黨との共同戦線を布く様誘導し、新黨樹立の足場たらしめんとすることに反對の態度表明。

五月二十日

△樞密院本會議、日露漁業條約の效力延長に關する議定書を原案通り可決。

△日本労働組合會議では退職積立金法案に對する全産聯の態度に關し「國民大衆の公敵」として徹底的糾明の態度を聲明。

△新日本海員組合第一回大會、神戸市市立海員俱樂部に於て開催。出席代議員五二八名。待遇改善運動、海事協同會加盟問題等其他の議案を可決。

五月二十一日

△衆議院本會議に於て「聖旨奉體庶政一新に關する決議案」を可決。

五月二十二日

△交總大阪市電從、戦線統一のため全總同盟、電從の共同闘争強化を強調し、自助會幹部の斷平排撃を聲明。

五月二十四日

△貴族院本會議に於て「貴族院機構の改正に關する建議案」を全院一致可決。

△兵庫縣下大庄村に於ける區劃整理に伴ふ小作争議（關係面積三百町歩）は突如請負工事人鴻池組が小作側の禁札を倒したため遂に流血の慘事を惹起。

△關東産聯、退職積立金法案に付社會局より立法事情を聴取後全面的反對、議會通過を阻止に決定。

五月十三日

△社會大衆黨「退職積立金法案」に對する全産聯の豹變的態度に對し組合會議と協議の上、斷乎闘争を聲明。

五月十四日

△全産聯緊急常任委員會は退職積立金法案修正要求條項を決定、聲明書を發表す。

△内務省は社會局の別働隊として「財團法人士木建築労働者扶助會」を結成に決定。

五月十五日

△内務省社會局、全産聯の退職積立金法案修正聲明に對し反駁的聲明書を公表。

△關東地方工場従業員聯絡委員會は勞農無産協議會の政治的結成に反對して委員を辭し態度を聲明。

五月十六日

△大阪勞農團體協議會は、勞農全國體の提携、労働組合の全的合同を目的とする社大黨及一切の勞農無産團體の廣汎なる政治闘争の協同展開のため反ファッショ民衆戦線の樹立を提唱す。

五月二十七日

△岡山地方無産團體協議會による社大黨岡山支部結成準備會開催、ファッショ反對人民戦線樹立の爲の闘争黒田、加藤、松本三代議士を以て縣下に宣傳演說會開催其他の件を協議す。

五月二十五日

△中野正剛氏を中心とする東方會結社を届出。

△日露漁業條約延期暫定取極め露都にて調印終了。

五月二十六日

△特別議會終了。退職積立金及退職手當法案は貴族院の特別委員會を経て午後の本會議で可決、茲に貴衆兩院を通過したり。

△全勞、總同盟大阪地方合同の委員會開催、合同大會を六月二十一日開くことに決定。

五月二十七日

△第六十九特別議會閉院式。

△大藏省發表、昭和十一年度實行豫算純計は歳入四十七億一千二百三十萬二千圓、歳出四十五億五千二百五十三萬七千圓。

△交總東京自動車労働組合、勞農協議會支持の具體的根據を明示し、新黨樹立絶對反對の態度を再聲明。

五月二十八日

△全國十八都市に失業應急土木事業着手に決定。  
△思想犯保護觀察法法律二九公布され、十一月一日を期して全國的に轉向者指導の保護觀察所設置に決定。

五月二十九日



△全日本愛國政黨合同促進懇談會は生産黨の吉田益三氏の提唱の下に大阪市中央公會堂に於て開催。生産黨、新日本國民同盟、愛國政治同盟、兵庫縣愛國社同盟、滋賀勤勞民衆同盟等關西地方の愛國政治及思想團體の代表者約八十名出席。全日本愛國團體統一聯盟」を結成。主義綱領、宣言、規約を發表。

五月三十日

△關西醫師大會、産業組合病院の閉鎖案を可決。

五月三十一日

△内務省警保局、特高警察の新指導方針を決定。

六月二日

△イギリスの對支經濟特使リースロス氏神戸着來朝す。

六月三日

△樞密院本會議は滿洲國治外法權一部撤廢を可決。

△政府は五月二十一日成立せる南米ボリビア國トコロ革命政府承認に決定。

六月四日

△内務省首腦部會議は社會事業調査會擴充を決定。

六月五日

△内務省首腦部は農村警察官創設に決定。

六月六日

△工廠長會議で永野海相は、海軍豫算を窮乏農村に振り向くる必要を強調。

六月七日

△全總同盟大阪金屬勞働組合汽從支部合同結成式大阪市にて舉行。大

阪汽車製造株式會社に於ける舊總同盟、全勞の二組合の合同せるもので公稱組織人員七百八十二名、支部長名村謙二氏。

六月八日

△シドニー村井總領事よりの公電に據れば、オーストラリア政府は日本政府の警告を無視し、新關稅法を施行することに決し、正式回答を通過せりと。

六月十日

△滿洲國治外法權一部撤廢に關する日滿新條約の調印式、滿洲國外交部に於て行はる。

六月十二日

△衆議院各派中堅有志は國策研究會を組織。

六月十三日

△控訴院長、檢事長會議は司法省刷新基本案を決定。

△對濠報復案審議の關稅調査委員會開會、通商擁護法發動案を附議、滿場一致原案可決。

六月十三日

△内務省は豫算千七百萬圓で肺結核撲滅に着手決定。

六月十四日

△十五日より屋外集會も許可の旨戒嚴司令部より發表。

六月十五日

△日本産業俱樂部政治運動の機關として「産勞政治研究會」を設立。顧問長谷川正道氏、常任委員長西山仁三郎氏。

六月十五日

△地方長官會議開催。

六月十五日

△佐世保鎮守府主催軍需工業總動員演習に關する福岡、佐賀兩縣協議會、福岡縣公會堂にて開催。

六月十七日

△減信從業員聯盟第一回理事會を東京市芝郵便局に於て開催、運動方針を始め重要議案を可決。新會長青野福松氏、副會長小池恒吉氏。

六月十九日

△閣議で陸相は壯丁健康狀態の悪質低下の傾向に根本的對策樹立を提言。

△政府の訓令に基き、村井總領事は、オーストラリア通商條約相ガレット氏に對し「濠洲政府が織物關稅引上の撤回を拒絶せる結果日本政府は濠洲よりの羊毛、小麦、牛脂等の輸入を制限する爲め、通商擁護法を發動するに決せる」旨を通告。

△日本勞働組合會議第三回擴大執行委員會、神戸市海員協同本部に於て開催。アジア勞働會議第二回大會に關する件外四件協議。

△全勞及總同盟の兩大阪聯合會は夫々各聯合會事務所に聯合會委員會を招集、合同決裂後の善後策を協議す。

六月二十日

△社會大衆黨新潟支部結成大會を新潟市に於て舉行。全農及日本港灣從業員組合が大舉參加す。

△戒嚴令下の東京市淺草オーバン自動車會社の爭議は組合幹部の誠首から更に激化す。

六月二十一日

△全農近畿地方聯合會協議會、大阪市全農總本部に於て開催。特別議會決定の法律に對する對策、小作法獲得運動及十五周年記念大會等に關して協議。

六月二十三日

△英米佛三國海軍軍縮條約不参加に關議決定。

△政府は對濠洲通商擁護法を發動することとなり、閣議に附議して正式決定。

六月二十四日

△樞府本會議は日滿工業所有權相互保護協定等四件を可決。

六月二十五日

△全國警察部長會議内務省に開催さる。戒嚴令撤回以後に於ける治安維持問題の外、吏道刷新、警察精神作興の實踐方針等の問題に就き各方面より關心を寄せらる。

△陸軍は政府へ保健衛生省設置を要求に決定。

△全國水平社中央執行委員會、大阪の本部事務所で開催。差別問題に關する善處方及全國大會等の件を協議。

六月二十七日

△内務省は癩驅逐三年計畫を決定。

△首相の保險業關係者招待會で吉田調査局長官は保險國營の意思なしと聲明。

六月二十八日

△愛國農民戰線統一のため皇國農民團體結成關東地方準備會、東京市協同會館に開催。

△大日本生産黨全國代表幹部會、東京市三會堂に於て開催。黨本年度活動方針の件外三件協議決定。新役員、總裁内田良平、顧問頭山滿、萬生能久、總務委員長吉田益三の諸氏、總務八幡博堂氏外七名。

六月二十九日

△地方長官會議の中間機關設置案に全國市町村會は反對を決議。



△日滿工業所有權相互保護協定調印。  
六月三十日。

△逓信省少壯事務官連は郵便益金繰入反對で首腦部に善處要望。

△紀元二千六百年祝典事務局設置關係法規發表。

△産業組合中央會理事會は有馬伯を會頭に互選。

七月二日

△全國學務部長會議は小學校教員の俸給を道府縣で支辨すべしと文相に建議。

△日鐵大阪従業員組合結成大會。組合長菅谷宗澄氏、主事南吉太郎氏。

七月三日

△相澤元中佐死刑執行。

△中央、地方兩財政の調整に交付金制度をとることに大藏省で決定。

△勞農無産協議會を解體し、新に新黨組織協議會に於て「勞農無産協議會」を結成す。新役員常任委員長加藤勘十氏、書記長鈴木茂三郎氏、常任委員北田一郎氏外九名。

七月四日

△六月二十九日より開催の鑛山監督局長會議中社會局主管事項に付内務省に於て打合會開催。協議事項。一、鑛夫の保護に關する件。

△新日本國民同盟總務委員會東京市に於て開催。同盟の新政治情勢に照應すべき「新運動方針」其の他の諸件案を決定。中央總務委員長佐々井一眞氏、中央常任總務委員手島剛毅氏、三木亮孝氏外八名。

△大阪市現業員同盟第三回年度大會大阪市に於て開催。市從職線並に要求の統一他待遇改善諸案を可決。新委員長大矢省三氏、主事村常治氏。

七月五日

△全評關東地方評議會第二回大會を東京市協同會館に開催。十一年度運動方針其他を協議す。執行委員長難波虎一氏、書記長安平虎一氏。

△「逓信事業擁護聯盟」主催で東遞管内の逓信現業員大會。東京市本所公會堂に舉行。來同者一千七百、從業員の待遇改善を伴はざる郵料値上絕對反對」の第一聲を擧ぐ。

七月六日

△道府縣經濟部長會議開催。

△衛生省新設促進全國醫師大會、全國より約一千名參集して東京市神田の日本醫師會館に於て開催。

七月七日

△滿洲國時間制に日本採用を決定。

△陸軍省發表を以て七月五日、二・二六事件關係の將校下士兵に對する判決言渡あり、元將校十三名死刑、元將校五名無期禁錮、常人四名死刑に、其他兵九十四名、夫々處斷されたる旨發表。

△大阪市電從組合執行委員會大阪市本部に開催、大阪地方勞農協議會系の左翼政黨化に反對し、社大黨の門戸開放を要望す。

七月十日

△極左運動が小新聞、諸雜誌を利用する文化領域にまで活動を始めたので、果然極左文化團體の總檢舉あり。

△逓信事業擁護聯盟第一回中央委員會開催、本部組織に關する件及今後の運動方針等を決定。

七月十一日

△外務省は日支經濟提携具現の第一歩として上海等に新機關設置を決

定す。

△皇國農民組合同盟臨時委員會を皇農同盟事務所に開催。皇農全國統一問題に就て協議し運動及組織方針の基準等に關する聲明書を發表

七月十二日

△二・二六事件の元將校等十五名の死刑執行。

△東電愛國同盟第一回大會、東京市協同會館に於て開催。社會民主主義を排撃し愛國勞働組合の全國的統一を強調し、暴風雨雪等による特別勤務の場合の優遇方法確立の件他三十五議案を可決。新役員、會長佐藤守義氏、副會長田中三代吉氏、書記長矢ヶ崎靜馬氏。

△大阪市水道局配水課現業員二百七十名は官業勞働大阪市從業員組合に加盟、配水管支部結成大會を大阪市城北會館に於て舉行。

七月十三日

△北日本農民組合常任執行委員會新潟市の本部事務所に開催、重要懸案の確立に北農年次大會を八月二十二日に開催と決定。

七月十四日

△國防充實計畫、行政機構改革、國民生活の安定、對滿國策の充實の四項より成る陸軍の國策提示さる。

△定例閣議で議院制度調査會及び選舉制度調査會の官制正式に決定。

△交總第四回常任委員會、東京市交總本部に開催。政治闘争強化に關する決議をなし、委員長に佐々木壽三氏就任。

七月十五日

△内務省は地方財政整備、土木事業擴充、保健衛生完備の三大國策を決定。

△全評中部地方評議會第二回大會、名古屋市公會堂に開催、勞農協議

會に對する態度決定、外務省案審議、新役員、執行委員長近藤信一氏、書記長赤松勇氏。

七月十六日

△社會大衆黨西日本代表者會議を大阪市中央公會堂に於て開催。決議案一、廣田内閣打倒決議案。二、大衆課稅絕對反對決議案。三、重要産業國營の件。四、會館建設の件。五、大衆戰線確立に關する件及小作調停法運用に關する件等を可決承認。同夜黨員六百五十名、傍聴者二千名出席の盛況裡に同所で「西日本黨員大會」を開催。

七月十七日

△定例閣議で帝都戒嚴令解除の緊急勅令公布手續完了。潮内相治安確保に關する所信を闡明す。

△伊勢電氣鐵道株式會社の現業員待遇改善問題を繞つての爭議は縣特高課長等の調停で解決。一名の犠牲者も出さず要求の大半を貫徹して從業員側に凱歌。

七月十八日

△日本勞働組合全國評議會第三回中央執行委員會を大阪市の關西地評本部に開催。政黨支持問題他二件を協議決定。

△新日本國民同盟は新運動方針書に基き、國內改造達成の爲、各支部の活動方針を促し以つて組織の擴大強化へ一路邁進すべく長文の聲明書を發表。

七月十九日

△全評關西地方評議會第二回大會、大阪市天王子區役所に於て開催。政治闘争積極化の問題に就き論議し社大黨の門戸開放の要求に交總市從と共に邁進に決定。



七月二十日

△低金利政策官業労働者に大打撃を傳ふ。

△農村工業化のため鐵道省は全國鐵道の電化に積極的に乗出す。

△東京市本郷の順天堂醫院の雇傭制度改善要求及待遇改善要求の争議は警視廳労働課の調停斡旋で解決す。

七月二十三日

△十一府縣に職業紹介のための職業課新設に決定。

△大阪地方労働無産協議會を大阪市全評關西地評本部に開催。社大黨を支持し返手法其他の労働立法の獲得闘争展開を決議す。

七月二十四日

△次回(一九四二年)の世界動力會議東京開催を日本動力協會で快諾と決定。

△農村經濟更生の特別助成金交付農林省から通牒。

△皇國農民組合同盟第八回常任理事會を名古屋市の本部事務所に開催年次大會の件、皇農戰線統一の件等を協議。

七月二十五日

△大藏省内に庶民金融課を新設と決定。

△内務省社會事業調査會の「農村に於ける社會事業振興方策」に関する答申原案成る。

七月二十六日

△選信從業員會聯盟第二回年次大會を東京市淺草公會堂に於て開催。代議員二八九名出席の下に「事業整備を伴はぬ郵料値上益金繰入反對の件」他待遇改善の諸案を可決。

△無産黨勃興に伴ひ富山縣下の五十農民團體が戰線を統一して「富山

縣農民組合聯合會」を結成す。委員長矢後嘉藏氏。

七月二十七日

△日本生命外務員の争議は鈴木文治氏の斡旋 圓滿解決。

七月二十七日—二十八日

△工場監督並職務監督主任官事務打合せ會議を内務省に開催。退職積立金及退職手当法施行細則並に工場貯金問題を中心に協議す。

七月二十八日

△大原社會問題研究所一旦閉鎖と決定。

△新日本海員組合争議は抗争八十餘日、總停船の一步前で兵庫縣當局の調停に依り團體交渉權を認め妥協成立。

七月二十九日

△社會大衆黨緊急常任中央執行委員會を東京市黨本部に開催。選挙法改正に對する黨の態度を協議し、選挙法改正要項を決定、年齢は二十歳に低下し婦人參政權をも主張。

△電氣協會は政府の企圖しつゝある電力事業民有國營案に對する反對の根據に關し聲明を發表。

七月三十一日

△二・二六事件外廓運動の概要陸軍省より發表さる。

△次回第十二回オリンピック大會開催地は東京と決定。

△社會事業調査會總會、内務省に開催、答申案を可決。

八月一日

△中小商工金融は商工中央金庫に移すことに商工省の方針決定。

△東京市巢鴨保養院の争議、警視廳の調停乗出しで圓滿解決。

△全大阪市從業員組合結成大會、大阪中央公會堂に於て開催。全勞大

阪都市從業員組合と大阪市現業員自治會の合同成り市從戰線統一の先驅をなす。組合長田萬清臣氏、主事高尾繁太郎氏、副主事大場米太郎氏。

八月二日

△東京市從業員組合第十三回大會、東京市本所區會議事堂に開催。社大黨即時支持の動議案未提出に終る。中央執行委員長橋本富貴良氏、常任書記谷口伊次郎氏。

八月三日

△伊勢愛國交通從業員組合の前衛二百五十名を以て青年部結成。

八月四日

△土地、建物を買収し大原研究所跡を經濟圖書館にするやう社大井上府議から大阪府當局へ申入る。

△東京市從業員組合第一回中央執行委員會を東京市の本部に開き、年度大會決定事項を處理し、戰線統一促進委員を選出。

八月五日

△内務省社會局は昭和十年度小作争議の總件数は實に五千四件に上り小作争議發生以來最高記録と發表。

△東京交通労働組合中央委員會、東京市の本部に開催、政治戰線統一促進に關する件を繞つて會議を重ね結論を得るに至らず散會。

八月六日

△来る十月六日より開催の第二十一回並に第二十二回國際労働會議海事總會代表正式に發令さる。政府代表北岡壽逸氏、長岡信捷氏、使用者代表古川虎三郎氏、労働者代表堀内長榮氏。

△第三十三回産組大會は名古屋市中で開催に決定。

△産業組合中央會は馬場藏相の持論たる産業組合課税並に信用組合大藏省移管問題に關し協議の結果全面的反對の決議を可決。

△大阪市電從業員組合中央委員會で社大支持正式決定。

八月七日

△電氣協會では電力國營問題に關し電力民有國營案による料金の引下は困難との聲明を公表。

八月八日

△燃料局の設置を商工省議で決定。

△近畿地方労働無産團體協議會は大阪市天王寺區役所に於て社大黨を中心は無産政治戰線の統一を要する近畿地方懇談會を開催す。

八月九日

△日本労働組合會議第四回擴大執行委員會、東京市の全總同盟本部に於て開催。議事一、退手法に關する件。一、第二十一及二十二回國際労働總會の議題に對する件。一、年度大會に關する件。一、アジテ労働會議第二回大會に關する件等。

八月十日

△帝都の非常警備令解除。

△倉敷労働科學研究所東京市に移り、部門を擴大し工場街の中心で研究を續けることとなる。

△大阪に「志談會」なる軍民懇談會生る。

八月十一日

△城北東地區政治戰線統一促進協議會、東京市東交三之輪支部に於て結成され、勞協反對、社大黨に統一せよとの地區的運動を起す。

△社大黨大阪府聯は大阪地方の労働無産團體協議會の支持申込を受諾



し、組合會議に加盟すべきことを要する正式回答をなす。  
△大阪市電業員自助會執行委員會を大阪市本部事務所で開催し、社  
大黨の支持は既定方針の具體化であることを満場一致決定。

八月十二日

△商工省は燃料國策具體案を決定。

△商工組合中央金庫の定款、商工、大藏兩大臣の認可を受く。

△東京交通労働組合中央委員會、東京市の組合本部に於て開催。交總  
相互扶助會の創立大會を八月十五日夜開催に決定した後、政治戦線  
統一方針を協議決定。

八月十三日

△官業労働組合同盟向上會、日本労働總聯盟純向上會及中立派の大合  
同成り、一大單一組合たる大阪官業労働組合を結成し其の結成大會  
を大阪市中央公會堂に於て舉行。官業労働總同盟に加盟す新役員、  
委員長宮本靜一氏、統制委員長北川種藏氏、主事川村保太郎氏。

八月十五日

△皇國農民同盟全國支部代表者會議を大阪市中央公會堂に開催し全國  
耕地の自作農化を目標とする農村對策要綱を決定す。又同夜の懇話  
會に於て愛國勞農協議會結成に決定。

八月十六日

△陸軍では軍事費の國內消化、地方還化に關し地方青年の採用、中小  
工業の利用の二方策を決定。

△社會大衆黨代議士會を東京市日本労働會館に開催し、廣田内閣批判  
の聲明を發表し、豫算編成に伴ふ現内閣の國策の歸趨を冷靜に達觀  
し動勞大衆の立場から改めて現内閣不信任の態度を明白にし之が打

倒を期すと聲明。

八月十七日

△大阪府社會課は失業者一掃の更生訓練五箇年計畫を樹立。

△社會大衆黨關東地方協議會を東京市に於て開催。

△大阪自動車従業員組合第三回中央委員會に於て、各團體に對して社  
大黨支持を決定す。

八月十八日

△全農新潟縣聯第十三回大會を新潟縣新津町に開催。農民二千餘名を  
動員する盛況。新役員として聯合會長稻村隆一氏、執行委員長兼書  
記長石田有全氏、執行委員今井一郎氏外二十七名。

八月十九日

△農林省は農村負債整理案及その所要經費の概要を發表。初年度經費  
八百六十四萬圓で組合金庫を設置し貸付と保證に當らしめんとする  
ものなり。

八月二十日

△全產聯は電力國營案反對の所信表明に決定。

八月二十二日

△北日本農民組合昭和十二年度年次大會、新潟縣龜田町に於て開催。  
農民約二千名參集、各辯士中止に騒然たりしも、完全小作法獲得闘  
争の件以下の諸議案を可決。勞農無產協議會支持を決定す。新役員  
執行委員長玉井潤次、書記長寺西貞治郎、統制委員長佐藤、常任執  
行委員相田關太郎の諸氏以下十二名。

△國際勞働海事總會勞働代表一行、各労働團體見送裡に門司出帆。

△全農福岡縣聯第五回大會、福岡縣行橋町に於て開催。

八月二十四日

△岡山縣愛生園に刺戟され熊本市回春病院癩癪養所に於て患者八十名  
中二十名デモを敢行し紛擾發生。

△硫安配給組合は、組合の統制強化と應急市價對策として製品一手販  
賣策を決定。

八月二十五日

△政府は庶政一新の七大國策、十四項目を左の如く決定發表。

一、國防の充實。二、教育の刷新改善。三、中央、地方を通ずる税  
制の整備。四、國民生活の安定。五、産業の振興及び貿易の伸張。

六、對滿重要策の確立。七、行政機構の整備改善。

△愛國勞働組合全國懇話會近畿地方委員會と皇國農民同盟が中心とな  
り、關西皇國勞農協議會結成會議を大阪市中央公會堂に於て舉行。

役員は議長赤崎寅藏、副議長吉田賢一、今井武吉、書記長大橋治房、  
委員末中勘三郎の諸氏以下十名。

八月二十七日

△電力統制強化の國策具體化に關する第一回四相會議の席上、賴母木  
遞相は澳信省の具體案を詳細説明懇談を遂げた。

△東京交通労働組合、全評、東京自動車労働組合、東京市従業員組合  
の各委員は東京市東交本部に會合、社大黨を中心とした反ファッシ  
全的統一の基本的方針に就き意見一致したるを以て、愈々社大黨に  
文書を以て申込むことに決定。

八月二十九日

△東交、市從、東京自動車、全評の四團體は二十七日の決定に基き社

會大衆黨に、反ファッシ・戦線並に無產陣營統一強化を申込む。

八月三十日

△馬場藏相は電力國營問題に關し所謂電力國有國營案には公債政策上  
絕對反對の旨を聲明。

△北日本農民組合常任委員會は正式に勞農無產協議會參加を決定、即  
日勞協本部に對し加盟を行ひ、今後の積極的な全國的反ファッシ・戦  
線支持の態度を明かにす。

九月一日

△東京魚市場の單複問題を繞つて東京鮮魚買出人組合聯盟では不買決  
行を發表。

△退職手當法問題で社會大衆黨人同盟及全總同盟婦人部代表等は全產  
聯、東京商工會議所に抗議書を、内務省に陳情書を提出。

九月二日

△社會大衆黨は本部に緊急常任委員會を開き、協議の結果東交、市從  
自動車労働、全評の四團體に對し機會主義的戦線統一に反對の旨回  
答することに意見一致。

九月四日

△川崎造船の新退職手當制認可申請に總同盟、兵庫縣へ中止を要望。

九月五日

△反ファッシ・人民戦線の結成をめぐる無產陣營の統一問題に就き、勞  
農無產協議會は社大黨に對し正式に合同を提議す。

九月六日

△東京環狀乘合自動車株式會社の新労働條件をめぐる争議は指導團體  
東交側の強引な折衝により従業員側に有利に解決。



△全日本労働同盟東京聯合會創立大會。規約決定の件、退職積立金及退職手当法改正要求の件、全産聯排撃に關する件、組合大運動會開催に關する件、宣言發表の五議案を満場一致可決。新役員、會長高橋涉、副會長德永正報、主事兼會計熊本虎藏、執行委員茅野眞好以下十三名の諸氏。

△最低賃銀問題で和歌山綿ネル業者と衝突し、和歌山起毛工業組合一齊罷業。

九月六日—九日

△全國農民組合創立十五週年記念大會を大阪市に於て開催。六日中央常任委員會、七日第二回中央委員會、八日記念大會、九日全國書記局會議、勞農懇談會、十五年の思出を語る會等の催しあり。

九月七日

△内務省の退職積立金及退職手当法施行準備調査會の特別委員會は議論百出の後勞資代表の互讓で總會に提出すべき答申原案を決定。女子労働者の結婚の際も支給に決定す。

△東方會は農村負債整理の根本革新を政府に要望。

△東京商工會議所では役員會を開催、電力民有國營案反對の建議を正式決定。

九月七日—九日

△特別高等警察及外事課長會議、内務省に於て開催。急進的右翼運動並に人民戰線運動の徹底的取締を指示。

九月十日

△陸軍當局は陸軍工廠従業員の労働組合に加入せることは軍一體の精神に悖るものとして労働組合加入禁止を各工廠に通達。大阪、名古屋

屋、小倉の各工廠長は職工全員に此の旨訓告し、相互諒解の上、官業労働同盟脱退の誓約調印をとる。

△全日本労働同盟東京聯合會第一回執行委員會を東京市の本部に於て開催、専門部長決定の外二件を協議決定。

九月十一日

△社大黨並に勞農無産協議會は陸軍工廠従業員の官業労働脱退問題に關し陸軍當局の政策に斷乎反對し、團結權擁護の爲に闘ふ旨の反對聲明を夫々發表。

九月十二日

△官業労働同盟に於ては陸軍工廠従業員官業總脱退問題に關し中央執行委員長西浦宇吉氏以下川村、渡邊兩氏等首腦者會議を開き協議の結果個別的な地方運動を絶対に避け飽迄全國的抗争により局面の打開を計ることに決定。

△内務省は陸軍のとれる組合否認を繞る労働行政の矛盾不統一の調整に苦慮し、海軍、大藏、逓信各當局に其の見解を傳達して各當局の自重を要請す。

九月十四日

△總同盟と全國労働との同意で全日本労働同盟大阪府聯なる。

九月十五日

△經濟更生部調査十年八月末、中小農山漁家負債額は四十億九千百餘萬圓に達す。

△社大黨代議士の陸軍省訪問、官勞問題抗議に對し、陸軍は部内の秩序肅正のため横斷的中間的團結を容認せずと言明。

九月十五日

△逓信省は電力國營法律案要綱、日本電力設備株式會社法律案要綱を發表。

△退職金法施行準備調査會總會は答申案を決定。

九月十八日

△滿洲事變五週年記念日。

△日本労働組合會議第五回執行委員會を大阪市日本海員組合川口支部會館に開催。當日の協議決定議案は、(一)アジア労働會議に關する件。(二)年度大會に關する件。(三)陸軍工廠に於ける組合運動彈壓に關する對策。(イ)請願法に依り請願運動を起す。(ロ)労働組合法制定に就いて今議會に請願す。(ハ)各組合の機關紙に同問題に就いての記事を掲載す。(ニ)人民戰線運動に對する件。

九月十九日

△訪日ブラジル經濟使節團來朝。

九月二十日

△日本製鐵従業員組合第四回年次大會、八幡市大谷會館に於て開催。製鐵産業國家統制徹底に關する件外八件を上程採擷。組合の弱點を剔抉して徹底的な自己批判を行ふ。新役員、組合長濱橋文作、副組合長濱大路茂、谷口友太郎、主事幸義和の諸氏。

九月二十一日

△従業員二名の解雇に端を發し去る十七日來爭議に入つた本所のレイト化粧品工場の爭議圓滿解決。

九月二十二日

△税制改革案の全貌、大藏、内務兩省より發表さる。

△ブラジル經濟使節一行を迎へて日伯通商協議會總會、東京商工會議

所に於て開催。輸入、輸出、一般三分科委員會に分け検討すること

を決定。

九月二十三日

△全日本労働同盟主腦部は人民戰線論を排撃、あくまで三反主義で

九月二十三日

進進に意見一致。

九月二十六日

△社會大衆黨東北大會仙臺市に於て開催。

九月二十七日

△全農新潟縣聯常任執行委員會を新潟市の本部に開催。北日本農民組合の全農總本部加盟申込み及全農新潟縣聯に對する合同提唱の件を協議の結果、農民組合擴大強化の立場から之を欣然受諾と決定。

△産業組合中央會首腦部會議の結果、産業組合並にその系統機關に達する課税に絕對反對の聲明書を發す。

九月二十七日

△愛國労働組合全國懇話會第一回全國大會、東京市芝浦會館に於て開催。決定議案、(一)港灣労働者保護法制定の件。(二)人民戰線粉碎の件。(三)愛國新政黨樹立促進の件。(四)退職積立金法改正に關する件他三件。役員、常任委員、西山仁三郎、矢ヶ崎靜馬、大橋治房、露久保賢治、新妻德壽、矢尾喜三郎、山崎常吉、高山久藏、書記皆川利吉の諸氏。

九月二十八日

△大阪府警察部は扶桑紙ひとのみち教團教祖御木德一氏を貞操問題の告訴事件に關し檢擧。

△警視廳發表十一年六月末東京市人口は五百九十二萬二千二百九十七



人。

十月一日

△内務省、臨時町村財政補給金(二千萬圓)規則公布。

十月二日

△東京市に於ける東都バス争議は警視廳の調停乗出で、漸く妥協成立。争議開始以來一箇月振りで圓滿解決。

十月二日—四日

△海軍労働組合聯盟第十四回大會、山口縣徳山市に於て開催。大會スローガン。(一)日本精神の宣揚。(二)労働報國の強化。(三)合理公正なる勤勞制度の確立。新役員、常務中央委員林助一、安田加年彦、中央委員中野熊一の諸氏外三名、主事熊本義一氏。

十月三日

△新潟縣下の全農新潟縣聯と北日本農民組合との調期的合同交渉は新潟市に開催の第一回合同協議會に於て無條件成立。組合員一萬、全國最大の縣聯となる。

十月四日

△大藏省は煙草値上げ決定。  
△高野大原社會問題研究所長の斡旋により總同盟、全國労働兩大阪聯合會の合同なり、全日本労働總同盟大阪聯合會生る。

△製鋼労働組合創立十週年記念の第九回全國大會、小倉市の製鋼小倉労働會館に於て開催。議案、人夫名義臨時工反對の件外八件。役員、組合長三木治朗氏、會計藤井秀次氏、執行委員鈴木彌作氏外八名。  
△愛國労働農民同志會第一回大會、埼玉縣川口市公會堂に於て開催。決定された議案は、(一)愛勞の擴大強化に關する決議。(二)全國に

亙る純正日本主義團體の戰線統一に關する決議。(三)政府に對する進言書。(四)運動方針に關する決議。(五)宣言。役員、會長松本勇平、顧問植松練馬、林業、小林順一郎。相談役、佐藤鐵馬、近藤榮藏、理事長、阿部巳與午の諸氏。會員は農民約一萬八千、労働者約五千、準會員を合して約三萬と公稱。

十月六日

△逓信當局の各種郵便料金値上げの原案大綱成る。内容葉書二錢、封書四錢とするもの。

十月七日

△大藏省は税制改革案の新税率を若干未定分を残して發表。

△社會大衆黨常任中央執行委員會を開き政府の税制改革案に反對決定  
△國際労働會議海事委員會議長にわが北岡代表當選。

十月九日

△全總大阪聯合會合同後の第一回執行委員會を開催し事務所を大阪労働會館に移轉する件等附議決定。

十月十日

△新瀉皇國農民聯盟理事會を新潟市に開催。  
△社大黨は公費勞務義務教育十年制案の大綱を決定。

△全農兵庫縣聯第十二回大會を兵庫縣武庫郡深江青年會場に開催。大衆課稅反對並に電燈料値下運動等を決議。役員、委員長長尾有氏、書記長羽原正一氏。

十月十一日

△社大黨大阪支部聯合會大會を開き、陸軍の労働組合彈壓問題を繞つて會談白熱化。本部役員、委員長田萬清臣、政策調査委員會長西尾

末廣、總務委員長西村榮市、連絡委員長塚本重藏、統制委員長長秋浦清一、對策委員長井上良二、市民委員長稻葉房藏の諸氏外七名。

十月十二日

△全產聯は電力國營反對決議文を關係官廳に建議。  
△東京青バス従業員の東京乘合現業員會と東京乘合向上會の合同による「東京乘合従業員組合」結成大會、東京市淺草統一閣で開催。新役員、組合長高橋涉氏、副組合長菅野久治氏。

十月十三日

△日商會頭郷誠之助男は電力國營私案を發表し、五大電力合同論を提唱。

△九州、沖繩、山口各縣社會事業大會、佐賀縣主催の下に佐賀市に於て十六日迄開催。

十月十四日

△大阪タクシ一商業組合の従業員手帳制度は従業員反對で廢止に決定

十月十五日

△全國農村產業組合協會は産業組合課稅反對を決定。

十月十六日

△橋本欣五郎大佐は大日本青年黨結成に決定。

十月十七日

△全國産業組合青年聯盟第四回大會、東京市三會堂に於て開催。  
△橋本欣五郎大佐の大日本青年黨結成宣誓式を明治神宮前に行ふ。統領橋本欣五郎氏、書記長松延繁次氏、總務部長陶山篤太郎氏。  
△日本港灣従業員組合第三回大會、横濱市の日本海員會館に於いて開催。出席代議員五十七名。可決議案、(一)小型船員保護法獲得の件。

(二)水上方面委員獲得に關する件。(三)無料職業紹介所設置に關する件外四件。新役員、組合長岡崎憲氏、主事兼會計藤生喜市氏、中央委員高木源藏氏外二十五名。

△全日本労働總同盟第二回中央委員會、東京市の本部に於いて開催。組合會議第五回大會對策、本同盟會計整理に關する件に就て協議。社大、勞協の戰線統一問題に關しては既定方針により飽迄三反綱領に則つた實質的の合同に邁進することに意見一致。

十月十八日

△日本労働組合會議第五回年度大會、横濱市日本海員會館に於て開催。可決されたる議案。(一)労働組合法要綱。(二)労働協約法要綱。

(三)規約改正の件。(四)小型船員保護法獲得の件。(五)船員保險法(六)労働省創設要請に關する決議案。(七)國民健康保險法制定に關する決議案。(八)商店法。(九)官勞彈壓に關する決議案。(十)次期大會に關する件。役員、議長松岡駒吉、副議長米窪滿亮、書記長兼會計上條愛一、顧問鈴木文治、執行委員堀内長榮の諸氏外七名、評議員三〇名(九組合)。

十月十九日

△電力國營に關する四相會議、逓相官邸に開かれ、申合せ五項目を容認の上逓信省原案大綱を採擇に決定。  
△社大黨十一年度第三回中央執行委員會、東京市總同盟本部に開催。勞協との合同問題は實現困難とさる。

十月二十日

△定例閣議は電力國家管理案を四相會議で決定の通り異議なく承認。

十月二十一日

△定例閣議は電力國家管理案を四相會議で決定の通り異議なく承認。



△英國政府はクライブ駐日大使をして現行日印通商條約廢棄を通告。

十月二十一日—二十二日

△第八回關東七府縣勞働爭議調停事務打合會議、警視廳に開催。

十月二十三日

△帝國農會は農地制度改善に關する農林大臣の諮問に對し、小作立法を農地制度改善の一方策として答申することに決定。

十月二十四日

△日本産業勞働俱樂部第一回大會、東京市協同會館に於いて開催。昭和八年結成以來最初の大會で出席代議員六四七名。議案。(一)政治問題に關する件。(二)全國産業勞働會議設置促進の件。(三)國防思想普及に關する件、何れも可決。

△純正維新共同青年隊結成準備懇談會、東京市三會堂に開催。新日本國民同盟錦旗青年隊、愛國政治同盟維新青年隊、大日本生産黨青年部の世話役三團體の外、各愛國團體出席結成の申合せをなす。

十月二十五日

△東京交通勞働組合昭和十一年度大會、東京市協同會館に於て開催。議案(一)運動方針決定の件。(二)特別勤勞手当本給繰入に關する件。(三)給與制改正對策の件以上何れも可決。(四)社大黨支持問題に關する緊急動議は結局中央委員會に一任。執行委員長に佐々木瀨三氏再選。

十月二十六日—二十八日

△東京製鋼第十回勞働條件協定委員會、東京市鐵道協會に於て開催。東京製鋼株式會社と全日本勞働總同盟製鋼勞働組合との間に十一年度勞働條件の協定成立す。

十月二十九日

△勞農無產協議會東京府聯合會結成大會、東京市芝浦會館に於て舉行。區議戰對策を當面の目標とし、代議員百十六名出席、稅整案大衆課稅反對の件外五件、緊急動議三件の議案決定。新役員、會長高津正道氏、書記長中島喜三郎氏、會計牧野松太郎氏。

十月三十日

△國民大衆の金融機關として十二年度より新設される庶民金庫案は大藏省議で正式に決定。

△内閣統計局は昭和十年國勢調査による内地常住人口を六九、二二七、一九七人と發表。

十月三十一日

△無線技士會總會、神戸市に於て開催。社大黨支持を可決し新日本海員組合と訣別。新役員、委員長勝又瀧志、常任永山正昭、三宅清二郎、大黒洋二の諸氏。

十一月一日

△社會大衆黨東京府支部聯合會大會、東京市協同會館に於て開催。約二十五の議案審議。役員、會長淺沼稻次郎氏、書記長渡邊年之助氏、會計磯崎眞助氏。

△新日本國民同盟東京府支部代表者會議、東京市三會堂に於て開催。愛國陣營の再編成を稱されてゐる折柄、經濟闘争に主力を傾注せよとの意見出づ。運動方針決定の件、暴支膺懲に關する件外五件決定。新役員、理事長三木亮孝氏、主事稻垣稔氏、理事小林古壽氏他二十五名。

十一月三日

△全日本勞働總同盟神奈川聯合會十週年紀念大會、川崎市に於て開催。

代議員八五〇名出席、徳永正報氏以下九名の功勞者の表彰式あり、

(一)勞働立法制定促進の件。(二)大衆課稅反對決議案。(三)産業協力徹底に關する件の三議案可決。新役員、會長三木治朗、副會長土井直作、主事齋藤勇、執行委員由良多一郎の諸氏外十八名。

△官業勞働總同盟大阪市從業員組合第八回年度大會を大阪市天王寺區役所に於て開催、工廠内の勞働組合再建の大衆請願運動を起すことに決定。

十一月四日

△中部勞働聯盟第二回年度大會、名古屋市公會堂に開催。人民戰線の粉碎を絶叫。新役員、執行委員長伊藤長光氏、書記長金井文夫氏。

十一月五日

△中央行政機構改革問題の検討を目的とする四相第一回會議は藏相官邸に開催、先づ軍部共同提案に就き審議検討をなす。

△社會大衆黨は本部に政治機構改革委員會を開催、議會制度改革軍部案に斷乎反對の聲明を發表。

十一月七日

△帝國議會新議事堂落成式舉行。

△學生社會事業聯盟發會式、東京市明治學院にて舉行。

十一月八日

△交總大阪自動車從業員組合昭和十一年度大會、大阪市大阪勞働學校に於いて開催。社大黨加盟初めの大會にして、健康保險脫法摘發並びに傷病手当立替要求の件以下十一議案を可決。新役員、中央執行委員長松田長左衛門氏、書記長高貴傳三郎氏、執行委員川島徳太郎

氏外六名。

十一月九日

△内閣統計局は昭和十一年十月一日現在に於ける我國内地の推計人口を七千二十五萬八千二百人と發表。

十一月十日

△方面委員會閣議で承認さる。

△大藏省は懸案の煙草定價値上を十一月十一日より全國一齊に實施に決定發表。

△全國産業組合長會議は産業組合課稅問題に關して絶對反對の決議を満場一致可決。

△閣議は勞働者災害扶助法施行令、工場法施行令及傭人扶助令の各改正勅令案決定。

十一月十一日

△社大黨系中小工業者によつて大阪市民商工會議所結成さる。會頭野村原吾氏。

△東方會代表は、全國十萬農民より提出の農村負擔減輕並に農村負債整理に關する陳情書を首相に提出。

十一月十三日

△大藏省議は十二年度大藏省新規要求中庶民、恩給兩金庫設置を承認。

十一月十四日

△内務省臨時町村財政一般交付金額を決定。

△内務省議は母子扶助案要綱を決定。

十一月十五日

△方面委員制度の法制化を目的とする方面委員會官報を以て公布。



△全日本労働同盟東同盟第十四回大會、東京市日本労働會館に於て開催。交通事故審判所設置に關する件外七件の議案を可決。特に大衆課税反對、賃銀俸給増額要請に關する決議をなす。新役員、會長松岡駒吉、副會長三木治明、菊川忠雄、主事原虎一の諸氏。  
△神戸市電從業員組合年度大會、神戸市大橋公會堂に於て開催。運動方針大綱決定を繞る論議は、「一先づ社大黨兵庫縣縣への加盟を保留し、全的統一の爲に可及的に努力する」ことに落着。

△日本労働組合總聯合及大日本労働組合協議會の合同並日本労働組合總聯合全國大會東京市芝區公會堂に於て開催。新役員、會長高山久藏、副會長今井武吉、主事森榮一、會計皆川利吉、中央執行委員皆川利吉の諸氏外九名。  
△社大黨系中小商工業者を中心に名古屋市民俱樂部結成さる。決議、一、國營民衆金庫を徹底的普及せよ。一、産業方面委員並に民衆商工會議所の新設。一、百貨店統制法の獲得。一、大衆課税絕對反對一、ファッショ絕對反對。

十一月十五日—十六日

△日本労働組合全國評議會第三回全國大會、東京市協同會館に於いて開催。反ファッショ戰線の結集強調さる。役員、中央執行委員長加藤勘十氏、書記長小花秀雄氏。  
十一月十六日  
△中央行政機構に關する四相會議は國策統合機關新設に意見一致。  
△輸出税の創設に對して紡聯、綿工聯等綿業關係十五團體は聯合協議會を開催、輸出税に絕對反對を聲明。  
△東京市の登録日傭労働者に物價騰貴に應じて賃銀の値上を實施。

十一月十六日

△明年度豫算案を閣議決定、大藏省原案三十億四千萬圓を異議なく承認、藏相は將來の公債發行は十億圓を限度の旨閣議で言明。  
△名古屋市電從業員俱樂部第二回大會、名古屋市舊市會議事堂に於て開催。待遇改善要求從業員大會をも兼ねて行ふ。會長に樋口岩次郎氏選任。  
十一月二十八日  
△社會大衆黨は黨本部に緊急常任委員會を開き、日獨防共協定に關し現下の國際關係の危機に拍車をかけるものなりと反對聲明發表。  
△東京沖仲仕同業組合は來月一日より日本海事検査協會の手を通じたもの以外、斷乎無報酬積荷作業を排撃する事を聲明。

十一月二十九日  
△日本労働組合總會政治委員會を東京市の日本労働會館に於て開催。組合會議、社大黨、全國農民組合、日本農民組合總同盟の四團體が主體となりて議會に對し組合法制定の請願運動を行ふことに關し協議す。  
十一月三十日  
△愛國政治同盟、明治神宮前に於て解散式を擧ぐ。同時に解體宣言を發表。  
十二月一日  
△維新共同青年隊の時局對策協議會、東京市三會堂に於いて開催。愛國各派の青年闘士約六十名參集、政黨政治擊滅に關する件、國民生活防衛に關する件、尾去澤事件に關する件外二件提案通り可決。  
十二月二日  
△日伊協定成る。

十一月二十八日  
△社會大衆黨は黨本部に緊急常任委員會を開き、日獨防共協定に關し現下の國際關係の危機に拍車をかけるものなりと反對聲明發表。  
△東京沖仲仕同業組合は來月一日より日本海事検査協會の手を通じたもの以外、斷乎無報酬積荷作業を排撃する事を聲明。

十一月二十九日  
△日本労働組合總會政治委員會を東京市の日本労働會館に於て開催。組合會議、社大黨、全國農民組合、日本農民組合總同盟の四團體が主體となりて議會に對し組合法制定の請願運動を行ふことに關し協議す。

十一月三十日  
△愛國政治同盟、明治神宮前に於て解散式を擧ぐ。同時に解體宣言を發表。

十二月一日  
△維新共同青年隊の時局對策協議會、東京市三會堂に於いて開催。愛國各派の青年闘士約六十名參集、政黨政治擊滅に關する件、國民生活防衛に關する件、尾去澤事件に關する件外二件提案通り可決。

十二月二日  
△日伊協定成る。

十一月十七日

△全日本労働同盟東京聯合會所屬の二十組合によつて、初めての労働組合大運動會が東京市芝公園競技場にて舉行さる。  
△閣議で米穀自治管理委員會官制要綱を決定。  
十一月十八日  
△樞密院本會議は日露漁業條約効力延長案を原案通り可決。

十一月二十日

△秋田縣尾去澤の三菱鑛山のダム決潰、五部落六百戸流失。  
△第六十九議會を通過した思想犯保護觀察法實施。  
△神戸市電從業員組合第八回大會、神戸市に開催。執行委員長に露木清治氏選出。  
十一月二十二日  
△大藏省議は明年度豫算概算の大綱決定。總額三十億四千萬圓、うち國防費十四億圓で赤字公債は一般、特別を通じて九億八千萬圓。

十一月二十二日

△大阪市電從業員組合第三回大會、大阪市天王寺區役所に於て開催。反ファッショ政治戰線統一問題、局内統一問題、電力國營問題等論議さる。新役員、執行委員長に小野清三郎氏、書記長安部伊勢太郎氏。  
十一月二十四日  
△農山漁家負債整理金庫代案を農林、大藏省間で決定。  
十一月二十五日  
△日獨防共協定成立に關し外務省は聲明を發表。

十一月二十四日

△日本農民組合總同盟書記長佐藤吉熊氏、小作條件改訂委員會組織につき農林省に要請書を提出。  
十一月二十七日  
△勞農無產協議會では日獨防共協定締結に對しては沈黙を守りたるが日伊外交交渉に關し聲明書を發表。  
十二月三日  
△維新運動の啓蒙普及化を使命とする維新制度研究會發會式、東京市新橋驛内東洋軒で開催。演說會の開催、パンフレットの發行等思想運動の面を通じて維新氣運の醸成誘致に邁進する旨。役員、委員長松永材、同人赤松克廣、木島完之、幹事米持格夫、森本耕の諸氏。  
十二月四日  
△閣議は、吉田内閣調査局長官辭任と後任石渡莊太郎氏の長官心得を決定。  
十二月五日  
△農林省は米穀統制法施行令に於て家計米價を算定するに用ふべき割合を二割以内と定め告示。  
十二月六日  
△滿洲國產業五ヶ年計畫は二年より實行に決定。

十二月六日

△日本農民組合總同盟全國大會、埼玉縣川口市公會堂に於て開催。會同者約百五十名、以下の議案は實行方法を本部幹部一任として滿場一致可決。(一)大衆課税絕對反對の件。(二)小作法即時制定要求の件。(三)農業保險即時實施に關する件。(四)電力國營に依る電燈電力料肥料代値下促進の件。(五)失地農對策確立の件。(六)地方農業經濟機構改革の件、外三件。役員、顧問安部磯雄、賀川豐彦、會長鈴木文治、中央執行委員長片山哲、書記長佐藤吉熊、中央執行委員井堀繁雄の諸氏外四八名。  
△大阪三國セルロイド株式會社に去る七月十四日以来發生の所謂國防

△勞農無產協議會では日獨防共協定締結に對しては沈黙を守りたるが日伊外交交渉に關し聲明書を發表。  
十二月三日  
△維新運動の啓蒙普及化を使命とする維新制度研究會發會式、東京市新橋驛内東洋軒で開催。演說會の開催、パンフレットの發行等思想運動の面を通じて維新氣運の醸成誘致に邁進する旨。役員、委員長松永材、同人赤松克廣、木島完之、幹事米持格夫、森本耕の諸氏。  
十二月四日  
△閣議は、吉田内閣調査局長官辭任と後任石渡莊太郎氏の長官心得を決定。  
十二月五日  
△農林省は米穀統制法施行令に於て家計米價を算定するに用ふべき割合を二割以内と定め告示。  
十二月六日  
△滿洲國產業五ヶ年計畫は二年より實行に決定。



献金争議は大府當局の居中調停に依り解決。

十二月八日

△陸軍では陸軍職工規則中一部を改正し「職工」を「工員」と改稱に決定。

十二月九日

△大蔵省議は十二年度より実施さるべき酒精專賣制度要綱を決定。

△農林省は漁船保険要綱を發表。

十二月十一日

△六大都市保健部長會議は結核豫防財源に富籤採用を決議。

十二月十二日

△愛國従業員組合總聯盟結成大會、名古屋市公會堂に於て開催、中部日本に於ける日本主義團體二十六組合を打つて一九とするもので、新役員として、會長山崎常吉、副會長鈴木高夫、主事梶田勝利、書記長露久保賢治、中央執行委員山本實の諸氏外八名。

十二月十四日

△陸、海、外務省、西安事件對策に付協議の結果、事態靜觀に態度決定。

十二月十五日

△陸海外三省首腦部會議赤化勢力防止と對支經濟政策の二方策決定。

△社會大衆黨では本部に常任執行委員會を開き、張學良兵變による今日の支那情勢こそ對支政策を轉換すべき絶好の機會なりと信する旨聲明。

△全日本主義團體を打つて一九とする政治工作は、東京市丸ノ内中央亭に於ける第五回準備會に於て表面化し、「時局協議會」正式に成立

を聲明規約を發表す。

△大和聯盟結成會議、大阪市中央公會堂に於て開催、時協反對派が皇

農同盟及總聯合大阪、愛知兩聯合會を背景として新團體を結成した

るもの。世話人、千家尊建、吉田賢一、今井武吉の三氏決定。

十二月十六日

△全産聯、商工省協力の下に設立準備を進めつゝある中小産業振興株式會社案要綱は商工省議で正式に決定。

△東京交通労働組合代表佐々木氏外二十餘名は、二十八箇條の待遇改善款願書を東京市電氣局に提出、歳末闘争のスタートを切る。

十二月十七日

△逓信省議は内國郵便料金の値上げを決定。

△東京獨立タクシー業組合創立大會、東京市協同會館に於て開催、代議員一五〇名出席、營業自動車課税方法の改正及び減税運動に関する件、駐車場の改善及び増設の件外七件を協議決定。役員、執行委員長柴田宣勝氏、執行委員宮澤容平氏外十九名。

十二月十八日

△東京自動車労働組合(交總)第三回大會、東京市協同會館に於いて代議員二四三名出席の下に開催、「東都バス」問題に就き質疑應答をなし、運動方針に關する件外四件を決定。新役員、中央執行委員長遠藤忠治氏、書記長北風考氏、中央委員久恒雄氏外二十七名。

△全日本労働總同盟西同盟會結成大會、大阪市全國労働會館に於て開催、全總同盟の名古屋以西、近畿、中國、四國の組織をその傘下に置く。新役員、會長西尾末廣、副會長山口常次郎、永江一夫、主事金正米吉、會計井上良二、常任書記河野勇の諸氏。

十二月十九日

△大阪港の曳船、舢艫業者は賃銀二割値上げ決定。

十二月二十日—二十二日

△社會大衆黨第五回全國大會東京市協同會館に於て開催、本大會は初めて政黨の大會としての面目を發揮し、代議員の發言内容が一般的に向上し、黨員の道徳的反省が強く要求され来り、更に知識労働者の重要性と漁民問題が新しく取り上げられた點等注目すべし。

大會スローガン。(一)國內改革の斷行、國民生活の安定。(二)重要産業國營。(三)労働組合法、小作法即時制定。(四)大衆増税絶對反對。役員、中央執行委員長安部磯雄氏、書記長兼會計麻生久氏、以下役員再選。新に政務委員會を設置す。

十二月二十一日

△皇民戰線強化をめざし結成された時局協議會第一回總會、東京市麹町實亭に於て開催。

十二月二十二日

△秋田縣尾去澤鑛山中ノ澤ダム、雨の爲再び決潰し、死傷四十名を出す。

△社會制度調査會總會母子保護法案を可決。

△逓信従業員優遇案の増俸、初任給引上げ、雇傭人の退職手當制度確立され、閣議に於て一千萬圓承認さる。

十二月二十四日

△第七十議會新議事堂に召集され成立。

十二月二十六日

△新議事堂初の第七十通常議會開院式は、天皇陛下親臨の下に貴族院

に於て行はせらる。

△日本船主協會、新日本海員組合間に船員退職手當制度に關する協定成立、明年から實施に決定。

十二月二十八日

△樞密院本會議は、日露現行漁業條約の効力一箇年延長に關する暫定協定を原案通り可決。モスコイに於て直ちに日露間に正式調印の手續をとる。

△大蔵省は十一年十二月二十五日迄に於ける内地對外貿易の概算は輸出二十六億一千八百萬四千圓、輸入は二十六億九千四百七十七萬五千圓、合計五十三億一千二百七十七萬九千圓、差引入超七千六百七十七萬一千圓と發表。

十二月二十九日

△地方行政機構改革に關する第八次五相會議で都制案大綱決定。

十二月三十日

△成都、北海兩事件解決し、外務省解決内容を發表す。

### 海外

#### 國際聯盟

一月一日

△國際労働局發表の失業統計に依れば十二月末に於て、スペイン、フランス、アイルランド、スキス、ブルガリア、ニュージーランド、ネーデルラント、ラトヴィア、ユーゴスラヴィアを除く諸國に於ては、



失業數減少し、日本の失業も僅かながら減少す。

一月十五日

△第九十回聯盟理事會二十日より開催に決定。

一月二十日

△第九十回聯盟理事會は伊エ兩國の紛争處理案につき、討議の結果十三國委員會に紛争處理を委嘱するに決定。

一月二十二日

△聯盟理事會は常設委任統治委員會の報告書を附議し、「日本政府の聯盟國としての資格は、一九三五年三月二十七日を以て終了したるも、日本政府が依然として聯盟規約に違ひ、聯盟の委託により委任統治に當るべき義務ありと思惟することは極めて妥當なり」との報告書を審査の結果、満場一致右報告を承認採擇す。

△對伊制裁十八國委員會、石油斷交案につき協議の結果、石油小委員會を設置、斷交案の實效如何を検討に決定。

一月二十三日

△聯盟理事會、十三箇國委員會報告可決。(一)イタリヤ、エチオピア講和絶望。(二)エチオピアの財政援助要求拒絶。(三)エチオピアの調査要求拒絶となる。

一月二十四日

△第九十回聯盟理事會終了。

二月三日

△對伊石油斷行聯盟委員會開催。

二月十日

△對伊石油斷行專門委員會は報告書第三部の起草を完了す。或は若し

米國が聯盟と對伊石油禁輸の舉に出づるならば聯盟は對伊石油斷交を效果的に實行し得る旨記載す。

二月二十一日

△英佛代表部は三月二日對伊制裁十八國委員會を再開、石油斷交專門委員會の報告書を審議するに意見一致すと傳ふ。

二月二十八日

△聯盟對支技術援助委員會は三月二日開會に決定、各委員に招集通告を發したる旨公表さる。

三月二日

△對伊制裁十八國委員會開催。伊・エ和協工作を十三人委員會に附託。

三月三日

△聯盟十三人委員會はフランダン佛外相の示唆になる伊エ紛争和協試案を審議満場一致可決す。

三月七日

△聯盟事務總長、理事會緊急開會準備に着手す。ドイツのラインラント再武装、ロカルノ條約蹂躪を審議する筈。

三月十一日

△バルカン協商諸國、ロカルノ條約確守要求に對し、フランスを支持する旨正式に通達。

三月十四日

△ドイツ、ロカルノ條約違反を審議の聯盟緊急理事會はロンドンに開催ドイツを招請することに決定。

三月十六日

△聯盟理事會はドイツの要求を斥ける旨再回答。

三月十九日

△聯盟理事會はドイツの條約違反を確認する決議を全會一致採決。

四月五日

△十三人委員會とロカルノ會議はジュネーヴで併行開催に決定。

四月十一日

△十三人委員會は伊エ講和商議開始並に停戦の期日を協議の結果、四國の情勢に鑑み、一週間延期して二十一日と決定、伊エ兩國政府に通告。

四月十五日

△聯盟理事會は五月十一日ジュネーヴに於て通常會議を開會に決定。

四月十八日

△十三人委員會は伊エ和協工作失敗を確認。

四月二十七日

△聯盟理事會構成委員會は、支那に非常任理事國の椅子を與ふる件は原則上九月の聯盟總會に附議することに決定。

五月十一日

△第九十二回理事會開會。イタリヤ代表はエ代表出席の爲、絶對討議に参加せずと退場を斷行。

五月十二日

△ロカルノ條約國代表會議開催。

五月十五日

△グアテマラ共和國政府は聯盟脱退を通告す。

五月二十二日

△イタリヤ政府は國際労働會議出席のため、資本家、労働者及び政府の代表を各一名宛出席の旨通告あり。

五月二十七日

△第二十九回委任統治委員會開會。

六月四日

△第二十回國際労働會議はイタリヤ、ドイツ兩國代表を除く四十八箇國代表出席の下に開會。河野日本労働代表は印度労働代表サレイ氏と共に次の共同勸告決議案を提出す。(一)アジア諸國による特別労働會議の招集。(二)アジア諸國による特別労働委員會の設置、右會議は隔年毎にアジアの一國に於て開會す。

六月九日

△國際労働會議本會議は主として紡績業に於ける一週四十時間制採擇に關する討議に集中す。

六月十五日

△國際労働會議小委員會は製鐵、製鋼業界に於て一週四十時間制を採用する提案を審議可決。

六月十八日

△労働總會で紡績業に於ける一週四十時間制採用問題に就き討議の結果、十二年の會議まで持越すことに決す。

六月二十四日

△國際労働會議本會議に於て一年勤續者に對する六日有給休暇制案を審議表決に附し多數を以て採擇、開會以來前後二十日を以て會議終



了。

六月三十日

△伊エ紛争後始末のため、アルゼンチンの要求により招集の聯盟臨時總會開會。エチオピア皇帝祖國擁護の演説を行ふ。

七月一日

△スペイン、デンマルク、フィンランド、ノールウェイ、スウェーデン、オランダ、スエスの中立七箇國代表會合、對聯盟策を協議し、「侵略行動」抑止に對する聯盟の失敗を確認する共同決議を可決し、萬一の場合速決聯盟脱退の用意ある決意を暗示す。

七月四日

△第十六回臨時總會は完全に聯盟の無力を暴露、黒人帝國を見殺しにして散會。

七月六日

△對伊經濟財政制裁調整委員會は、對伊制裁撤廢期日を來る十五日と決定、撤廢細目は専門委員會に一任す。

九月三日

△コロンビア、フィンランド兩國政府は國際聯盟に聯盟改組案を提出。

九月九日

△國際聯盟經濟委員會は經濟危機の打開策につき協議の結果、五箇國經濟會議の招集を提唱に決定。

九月十九日

△第九十三回聯盟理事會非公開にて閉會、聯盟豫算案の審議を開始す。

九月二十一日

△第十七回聯盟總會はエチオピア代表の參加拒否問題を繞る各國代表

の豫備交渉纏らず、暗雲低迷の裡に閉會さる。

九月二十三日

△聯盟總會はエチオピア代表資格問題につき審議の結果、三十九票對四票の多數でエチオピア代表の總會出席を認むるに決す。

十月一日

△聯盟總會公開會議、アルゼンチン代表ラマス氏司會の下に開かれ、非常任理事國を現在の九箇國より十一箇國に増員の件可決。

十月七日

△國際勞働會議海事委員會開會。

十月十九日

△横山日本代表は、委任統治委員會に年次報告書を提出。

十月二十六日

△聯盟委任統治委員會は日本政府提出の南洋諸島、フランス政府提出のアフリカトンゴ島委任統治年次報告を調査審議する旨發表。

十一月十二日

△國際勞働會議理事會に河野日本代表、サレイインド代表共同提案のアジア諸國による特別勞働會議の召集並に特別勞働委員會の設置案討議さる。

十一月二十八日

△國際聯盟事務局は世界の軍隊總計八百二十萬と發表。

十二月十二日

△緊急聯盟理事會開會、スペイン内亂處理に對する決議案を全會一致を理由に反對。

を以て採擇。

十二月十四日

△聯盟改組委員會は理事國二十六箇國代表出席の下に閉會、聯盟規約改正に關する各國政府の覺書を討議。

イギリス及びイギリス領諸國

一月六日

△ロンドン軍縮會議再開。

△對伊戰備強化のため船舶徵發を發令。

一月八日

△日濠會商はキャンベラで再開され、日本側村井總領事は綿布、人絹絹織物など重要商品に對するオーストラリア關稅の引下げを要求。

一月十三日

△首相官邸に於てポールドウィン首相司會の下に國防會議開かる。

一月十五日

△ロンドン海軍會議の我が正式脱退通告はモンセル議長宛に送達さる

一月十七日

△イーデン外相選舉區の演説に於て、對外政策に關しては飽迄國際聯盟の集團制度を禮讚擁護し、平和政策を標榜し、特に英米親善の必要を強調す。

一月二十日

△皇帝ジョージ五世陛下崩御、御年七十年六箇月。

△皇儲ウェルス公殿下直に踐祚、大英帝國の皇統を繼がせ給ふ。

一月二十二日

△新帝エドワード八世陛下御踐祚宣布の儀式、セント・ゼームス宮殿に於て古式に則り嚴肅裡に執行。

△南阿でユダヤ人策動の日貨排斥運動勃發。

一月二十四日

△大ブリテン鑛夫聯合會全國大會、炭坑主提案改正賃銀率受諾、總罷業案放棄。

一月二十八日

△先帝ジョージ五世陛下の御大喪はロンドン、ウィンザー宮内のセント・ジョージ禮拜堂で莊嚴に簡素な司式の下に執行。

一月二十九日

△ランカシャ紡聯は過剩紡機整理のため一千萬錠廢棄斷行に賛意。

二月二日

△樞相マクドナルド氏過般の總選舉に於て勞働黨候補との對戦に敗れたるもスコットランド大學區の補缺選舉に立候補當選。

二月五日

△イギリス勞働黨代表ランズベリー氏下院に資源再分割のための世界經濟會議召集案を提出否決さる。

二月八日

△政府はシンガポールに駐屯軍の兵力三倍化を斷行に決定。

二月十二日

△トマス植民相は植民地、統治領を返還讓渡せぬ旨宣明。

二月十七日

△政府は陸、海、空軍充實三箇年計畫及び三億ポンド支出を決定。



△外務省はフランス政府と總額四千萬ポンド、期限九箇月以内利率三分のタレジット設定のコムミニクを發表、

二月二十五日

△國際ゴム統制委員會ロンドンに開催。

二月二十七日

△カナダ下院に、カナダに完全なる市民権を有せざる東洋人種（日本人を含む）の移民を絶對的に排斥する極端なる動議提出されたるもキング首相反對を強調して、該動議否決さる。

三月三日

△政府の新軍備擴張案は白書を以て公表さる。

△イギリス労働黨全國労働會議開催、政府の軍備擴張案に對する態度を決定す。

三月九日

△イギリス側起草の四國軍縮會議條約文成る。

三月十日

△下院海、陸、空軍備擴張案を可決。

三月十二日

△ロカルノ調印國會議を外務省に開催、ドイツのラインランド出兵は條約違反と意見一致。

三月十八日

△ヨーロッパ十箇國の労働者三千六百萬人を代表する國際労働會議開催、ドイツのロカルノ條約違反に基く國際政局の危機を中心に對策を協議す。

三月十九日

△外務省に開催のロカルノ小委員會は暫定協定案を可決し、來る五月末に國際平和會議招集に付き意見一致。

三月二十日

△政府よりロカルノ協定案全文發表さる。

三月二十七日

△シンガポール政廳は移民入國制限を發表す。

三月三十日

△インド立法議會に於て國民會議派提出のオッタワ通商協定廢棄報告案を可決。

四月二十一日

△議會再開、藏相は下院で大國防費追加豫算の爲の増稅斷行を言明。

四月二十二日

△インド立法議會は、先にインド政府より提出のステイブル・ファイバー・人絹及び綿フェンツ、綿メリヤス各種絹絲を含む關稅改正案を修正可決。

四月二十七日

△ボ首相下院本會議で委任統治領返還の意なき旨言明。

四月二十八日

△ヨークシャー州織物業の中心都市リーズ商工會議所は政府に對し日本品防遏策を要求に決定。

五月八日

△政府は海上國防の補強策として商船隊の武裝化を斷行に決定。

五月十二日

△ランカシア出身保守黨議員團、日本綿布の輸入増加問題に關し聲明

發表表。

五月二十日

△インド政廳は十三日イギリス商務省へオッタワ協定廢棄決意を通告の旨報告あり。

六月四日

△ロンドン北方ノッチンガム、ハル、ニューマーケット各地方の水夫、船渠修繕工待遇改善を要求ゼネストに入る。

六月十八日

△イーデン外相は下院で、對伊制裁は失敗に歸し、エチオピア帝國没落の事實を公然確認。

六月二十五日

△イングランド銀行の銀行券流通高は遂に四億三千四百七十九萬磅と云ふ未曾有の多額に達す。

七月十日

△エドワード八世陛下、來る十五日以降、對伊制裁を撤回すべき旨の勅令を裁可。

七月二十日

△マンチエスター綿紡績従業員は賃銀引上げ要求、關係職工十二萬人に及ぶと。

七月二十三日

△歐洲平和再建の英佛日三國豫備會商ロンドンに於て開催。

八月七日

△外務省はフランス政府より去る一日接受したるスペイン内亂不干渉に關する提案を慎重検討の結果、原案に賛成し得ること判明。

八月十三日

△最惠國待遇を與ふる英伯新相互通商條約は調印を了し八月十日より實施せる旨發表さる。

八月二十日

△スペイン人民戰線の危機を前に、イギリス労働戰線も賑起、二十五日ロンドンに大會を開催に決定。

八月二十六日

△ロンドンに於て英埃兩政府代表間に交渉繼續中の新英埃協定は兩者の意見の一致を見、外務省で調印を了す。

八月二十九日

△政府のスペイン内亂和協提案をスペイン政府拒否。

九月七日

△イギリス人民戰線結成を労働組合強調。

九月八日

△政府のアラビア駐屯軍増派にパレスチナ在住、アラビア人衝撃をうく。

九月九日

△スペイン内亂不干渉調整委員會第一回會合ロンドンに開催。英、佛、伊、獨、ソ代表出席。

九月十八日

△シンガポール軍事根據地建設工事中の労働者は數日來賃銀引上げ、海峽植民地労働組合結成を要求、千人罷業に入りたるも更にセル

ター航空根據地労働者二千人合流益々悪化。

九月二十二日



△政府はアラビア人騒擾緊迫化に備へ、約一箇師團の増遣を決定。

九月二十九日

△政府はパレスチナ全土に戦時戒厳令宣布。

十月四日

△ロンドン、イースト・エンドに於て反ファシスト黨の一群モズレー氏の黒シャツ黨集合を妨害、衝突して負傷者九名を出す。

十月六日

△グラスゴー労働團體は、政府の失業保険法處理に對する不満より、抗議的示威のため大舉徒歩にてロンドンに飢餓行進を行ふに決定。

十月九日

△イギリス労働黨大會、第二日クリップス氏提案の武器禁輸解除決議案を満場一致採擇。

十月十五日

△ロカルノ會議招請覺書に對するドイツ側の回答手交さる。

十月十八日

△インドのボンベイ市内の回教徒とヒンズー教徒の抗争激化、ボンベイ州應は軍隊に出動命令を發し、事實上の軍事警備令を宣布。

十月二十七日

△定例閣議に於て不干渉委員會對策を協議の結果、委員會の決裂を賭し、政府は飽くまで不干渉政策を堅持するに決定。

十月二十九日

△夏季休會を終へ下院開會、イーデン外相イギリス政府の外交方針を闡明す。

十一月五日

△一團の共産黨員、ドイツ大使館に反ナチ・デモを行ふ。

十一月十二日

△スペイン内亂不干渉委員會ロンドンに開催、結局不干渉監視案可決さる。

十一月十七日

△政府は大藏省證券八億六千七百萬磅の一部償還の目的で公債一億磅發行の旨發表して市場の注目を惹く。

十一月二十二日

△政府はスペイン新政權を交戦團體として承認するに決したりと傳へらる。

十一月二十四日

△カナダヴァンクーヴァ沖仲仕組合及びカナダ埠頭労働者組合はアメリカの海運罷業に同情罷業の舉に出づるにあらざるかの惧ありたるも罷業に出でざること判明す。

十二月七日

△サー・モズレー氏の黒シャツ黨彈壓を目的とする社會安寧法案イギリス下院を通過。

十二月十一日

△アイルランド首相は自由國新憲法案を國會に提出。

十二月十九日

△貸銀引上げ要求等を中心にランカシア綿業労働者十萬人罷業に入る

△スペインへ出動のドイツ義勇兵激増に外相ドイツに警告。

十二月二十二日

△ランカシア綿業罷業は妥協成立。

十二月二十三日

△スペイン内亂不干渉委員會、不干渉促進案を可決。

アメリカ合衆國

一月三日

△第七十四議會開會され、ルーズヴェルト大統領は、國內、國際を通じて少數者專制を排撃の教書發表。

一月六日

△大審院は農業調整法(A.A.A.)を新憲とも違憲と判決。

△ルーズヴェルト大統領は豫算教書に於て平時國防豫算として陸海軍合せて九億三千七百七十九萬ドルを議會に要求。

一月七日

△米墨銀會談協定成立。

一月七日

△農務省は農業調整法違憲判決に伴ふ對策考究の爲め、全國の農業團體代表者、其他農村代辯者をワシントンに招致に決定。

一月九日

△農務省は、大審院の判決に鑑み全國の農業調整局關係の諸機關に訓電を發し、其の全機能停止を命令す。

一月十日

△政府はスヘスとの間の互惠通商協定に調印を了せる旨發表。

一月十日

△大統領はパリ、ロンドンの海外市場に於ては、A.A.A.崩壊後の農産物物價引上策として、弗の再切下を行ふべしとの流説で弗爲替崩落。

に期限の到來する平價切下に關する大統領の權限を更に一年延長の旨發表。

一月十一日

△下院は三五六票對五九票の大差を以て、所謂軍人恩給法案を可決、直に上院に廻付す。

一月十三日

△全國農民代表者會議は新農業政策として十三人委員會原案を採擇。

一月十三日

△聯邦大審院は農業調整法による供託の加工稅拂戻を判決。

一月十六日

△アメリカ農業組合執行委員會は政府當局計畫中の土地暴用阻止に依つて農事統制を持続せんとするA.A.A.代案を承認するに決定。

一月十四日

△アメリカ南部紡績業者は加工稅違憲判決で價格引下。

一月十六日

△軍人恩給法案、上院財政委員會を通過す。

一月十六日

△大統領は議會領袖連及び農業専門家等と農調法違憲判決後の新農業政策に就き協議の結果、現行の土壤、風化及び保全法に立脚して立案することに意見一致。

一月二十日

△上院は恩給公債支拂法案を七四票對一六票を以て可決し、下院案との相違點調整のため、これを下院に廻付す。

一月二十二日

△下院は三四六票對五九票の壓倒的多數で出征軍人年金支拂法案を上院の修正通り可決、大統領の手許に廻付さる。

一月二十二日



△民主黨上院議員、バンクヘッド氏及び下院農業委員長ジョーンス氏  
新農業法案を議會に提出す。

一月二十四日

△ルーズヴェルト大統領は兩院を通過した軍人恩給法案を拒否したが  
下院は直に表決に付した結果三二四票對六一票の壓倒的多数を以て  
再可決。

一月二十七日

△上院に於て軍人恩給法案を表決に附したる結果七六票對一九票の壓  
倒的多数を以て再可決す。法案の内容は、(一)出征軍人の所有する  
恩給證書に對し、一九三六年六月十五日より小額債券にて支拂を開  
始す。(二)右債券は額面五十弗、期限九箇年(一九三六年六月十五  
日—一九四五年六月十五日迄)各地郵便局にて現金に引換ふること  
を得。

△下院外交委員會は政府提出の戰時中立に關する法律案を可決、本會  
議に廻付報告に決す。

一月二十九日

△上院農林委員會は、一五票對二票の差を以て土壤保全を基礎とする  
新農業法案を、バンクヘッド議員提出の原案に修正を加へたる上採  
擇。

二月一日

△英米二國に於けるユダヤ人代表者ワシントンに會し、ナチス商品ボ  
イコット、ドイツ系ユダヤ人のパレスタインへの團體移民案を可決

二月三日

△大統領はバンクヘッド棉花・カー・スミス煙草、一九三五年馬鈴薯三

統制法撤廢を議會に要請。

二月四日

△國勢調査局は一九三五年七月一日現在人口は一億二千七百五十二萬  
一千人と公式推定發表。

△新農業法案、上院委員會を通過す。

二月五日

△第七回太平洋會議八月十三日より二週間加州ヨセミテで開催と決定  
△三農産統制法撤廢案を下院小修正付で可決。

二月六日

△海軍擴充案下院に提出。  
△三農産統制法撤廢案上院を通過。

二月七日

△新農業法案下院委員會通過、本會議に廻付さる。

二月十日

△下院委員會で五億四千餘萬弗の大陸軍豫算通過。  
△ルーズヴェルト大統領は汎米會議の招請狀をカナダを除く各國元首  
に對し發送の旨を言明。

二月十四日

△米下院は一九三六—三七年度陸軍豫算(總額五億五千七百萬弗)表を  
壓倒的多数で可決、上院に廻付す。

二月十五日

△下院外交委員會、嚴正中立法一箇年延長案を全會一致可決。  
△米上院新農業法案を可決。

△大統領の汎米會議招請書輪内容を白聖館より發表。

二月十七日

△大審院はTVA違憲訴訟にTVAの合法性確認の判決。政府側の  
勝利に歸す。

二月十八日

△上院は中立法を一九三七年迄延長案可決。

二月十九日

△上院銀行委員會は政府の經濟政策を輔翼する融資機關たる物産信用  
會社の株式資本額、現在三百萬弗を一舉一億弗に大増資案を可決  
す。

二月二十一日

△下院は大審院で違憲の判決を受けたる農業調整法の代案たる新農業  
法案を修正の上可決。

二月二十五日

△新農業法案(土地保護割當法)兩院協議會にて妥協成立す。

三月一日

△上院は物産信用會社の資本金を一億弗に増資する案可決。

三月三日

△大統領新農業法を裁可署名す。

三月五日

△大統領は新税設立及び税制改革に對する教書を議會に送る。

三月十四日

△上院ノリス農村電化融資延長案を可決。  
△ウォーレス農務長官、新農業法案の施行原則を公表。

統制法撤廢を議會に要請。

二月四日

△國勢調査局は一九三五年七月一日現在人口は一億二千七百五十二萬  
一千人と公式推定發表。

△新農業法案、上院委員會を通過す。

二月五日

△第七回太平洋會議八月十三日より二週間加州ヨセミテで開催と決定  
△三農産統制法撤廢案を下院小修正付で可決。

二月六日

△海軍擴充案下院に提出。  
△三農産統制法撤廢案上院を通過。

二月七日

△新農業法案下院委員會通過、本會議に廻付さる。

二月十日

△下院委員會で五億四千餘萬弗の大陸軍豫算通過。  
△ルーズヴェルト大統領は汎米會議の招請狀をカナダを除く各國元首  
に對し發送の旨を言明。

二月十四日

△米下院は一九三六—三七年度陸軍豫算(總額五億五千七百萬弗)表を  
壓倒的多数で可決、上院に廻付す。

二月十五日

△下院外交委員會、嚴正中立法一箇年延長案を全會一致可決。  
△米上院新農業法案を可決。

△政府は現パラグアイ革命政府を正式承認。

三月十六日

△アリゾナ州在留日本人五名は、外人土地法に關するマリコー郡上  
級裁判所の判決に不服を申立て、州大審院に上告中のところ、審理  
の結果、郡裁判所の決定棄却の判決。

三月十七日

△ウォーレス農務長官は農事調整局の組織を改造し、土壤保全を骨子  
とする新農業法に基き、之が實施を管掌する地方部制樹立の旨發表  
三月十八日

三月十八日

△大統領上下兩院に教書を送致、一九三六—三七年度失業救済資金  
として十五億弗を計上するやう要請。

三月二十日

△海軍省は今年度海軍兵力擴充計畫の全貌發表。

三月二十三日

△ウォーレス農務長官、米棉限産計畫の具體的數字を公表す。

三月三十日

△上院は三六年度陸軍豫算六億一千萬弗を可決、兩院協議會に廻付す。

四月一日

△フラン貨の軟化に伴ひ米佛爲替は金現送點を下廻り、フランスより  
紐育向百六十萬弗の金現送契約成立す。

四月二日

△紡績業者は日本綿製品阻止のため、ハル國務長官宛陳情書を送りて  
對策の至急考究を要請す。

四月二日

△フィリッピン、ラオ州のモロ族ケーソン大統領の強制軍事教練に



反對暴動を起す。

四月五日  
△合衆國商品金融會社政府手持の融資處分計畫を發表

四月十日  
△内山總領事はフィリッピン大統領にダヴァオ土地問題對策を提示。  
△農事調整局は最近國內の砂糖消費高は増加の爲、一九三六年度砂糖輸入及び國內生産割當總額を、十七萬五千五百三十七噸増加の旨發表。

四月十二日  
△國務省は大統領の汎米會議招請狀に對する十七國の正式受諾書を發表。

四月十五日  
△大統領はロードアイランド州議會の日本綿布輸入制限要請決議を受理し、直に國務省に之が調査を命ず。  
△ワシントンで汎米平和豫備會議開催。

四月十七日  
△日本綿布輸入防遏運動、大統領選舉戦に織込まれ漸く再燃の兆あり。

四月二十日  
△上院軍需工業調査會、軍需工業國營化を進言に決定。

四月二十四日  
△政府は中米グアテマラ國首都グアテマラ市に於て兩國間の求償通商條約に調印を了した旨公表。

四月二十六日  
△上院議員キング氏汎米銀會議召集案提出。

四月二十九日

△下院軍人恩給及農業救濟費檢出の會社税制の改正を盛れる八億三萬弗の増稅案を可決。

五月二日

△パリよりニューヨークに向け、再び千三百六萬五千弗の金現送契約成立す。フランスよりの金流出は既に總額約四千萬弗に上る。

五月六日

△米佛互惠通商條約調印されたる旨國務省より發表。

五月十三日

△フィリッピン政府はダヴァオ日本人土地問題は日米外交折衝で解決の外なしとの見地より國務省に移牒。

五月十五日

△上院外交委員會は、新ロンドン條約批准を上院に勸告することを可決。

五月十八日

△大審院は炭鑛業の價格公定、労働條件を規定せるガッファイ法に無効を判決。

五月二十五日  
△財務當局より米支銀協定の成立發表さる。

五月二十五日

△社會黨大會は次期大統領にノーマン・トーマス氏を指名。  
△ロサンゼルス近郊日本人農園に働くメキシコ人を中心とする労働者争議團數十名、日本人種苗園を襲撃す。

五月二十六日

△アメリカ労働總同盟會長ウィリアム・グリフィン氏NBA修正一週年

に際し、大審院の違憲判決は必ずや大規模の労働争議を誘致すべしと警告。

五月三十一日

△モーゲンソン財務長官は、新恩給法に基く恩給公債の發行につき、財務省の手持現金補充のため二十億五千萬弗に上る募債計畫内容を發表す。

六月一日

△大審院は一九三三年ニューヨーク州議會制定の婦人並に幼年労働者に對する最低賃銀制の違憲を判決。

六月四日

△大統領は一九三六―三七年度海軍豫算案(總額五億二千九百萬弗)に正式署名を了す。

六月六日

△上院軍需工業調査委員會に於て戰時中立法案脱稿勸告案の形式で本會議に提出す。

六月十一日

△共和黨全國大會はカンサス州知事アルフレッド・ランドン氏を次期大統領候補に指名す。

六月十八日

△大統領の社會政策的増稅法兩院協議會に於て百五十日の論議の後可決さる。

六月二十四日

△大統領は歐洲殊にスウェーデンに於ける産業組合運動研究のため専門家三名を歐洲に派遣の旨發表。

六月二十六日

△民主黨全國大會はル大統領を來るべき大統領選舉に於ける黨候補に再指名す。

六月二十八日

△ジョン・リューキス氏を中心とする米國労働運動の左翼派は全米製鐵労働者五十萬を打つて一丸とする労働組合結成の運動を開始す。之に對し米國製鐵鋼同業組合は共同聲明を發し、此の運動に反對の態度に出づ。

七月四日

△全米陶器業者年次大會は日本製陶器輸入制限に關する決議を採擇、上院外交委員會に對策講究方を要請す。

七月六日

△シカゴ小麦市場は産地の旱魃激化の報に、相場は暴騰して三六年の新高値に達す。

七月二十日

△産業別労働組合先づ人絹産業に結成さる。

七月二十七日

△アメリカ自由同盟、政府の豫算政策を批判し、ニューディール四年間の費用は各個人に對し百二十弗、各家庭に對し五百七十六弗の公的負擔を増加せりと攻撃。

八月七日

△商務省發表に依れば米國の失業數は九百五十五萬人に減少、一九三三年三月の頂點一千五百十萬人に比し五分の三減少なりと。

八月十一日

△商務省發表に依れば米國の失業數は九百五十五萬人に減少、一九三三年三月の頂點一千五百十萬人に比し五分の三減少なりと。



△政府はスペイン内亂不干渉問題に對し暫く靜觀の態度を執るに決す  
八月十二日

△アメリカ労働總同盟會長グリーン氏大統領選挙に對し 總同盟の中  
立を維持すべきことを言明。  
八月十五日

△第六回太平洋會議開會式、加州ヨセミテ國立公園で十一箇國代表者  
參集の上舉行さる。  
八月十八日

△全アメリカメリヤス製造業者協會は日本品の進出に驚き、關稅委員  
會に陳情しその織維工業部門專家が日本製メリヤスの輸入激増原  
因につき調査を開始せること判明。  
八月三十日

△第七回太平洋會議の議題は「太平洋諸國間に於ける通商競争の政治  
的並に經濟的様相」と決定。  
九月一日

△アメリカ労働總同盟内部の内紛激化、ジョン・リューキス氏左派産  
業組合組織委員會に屬する十労働組合は除名さるゝこととなる。  
九月五日

△アメリカ労働總同盟會長グリーン氏産業組合組織委員會に屬する十  
労働組合の除名を發表すると共に、労働總同盟は今後全産業労働者  
間に全面的な組織運動を積極的に展開する旨聲明。  
九月七日

△日本を始め世界五十餘國代表三千名出席第三回世界動力會議ワシ  
ントンに開催さる。

九月二十二日

△フラン切下げ懸念深刻化し、パリより更に六百七十二萬弗の金現送  
發表さる。  
九月二十三日

△國務省は日本綿布のフィリッピン輸出に對する「紳士協約」實施につ  
き日本政府と交渉中なりと。  
十月十二日

△モーゲンソー藏相、英米佛三國に新金本位制に關する協定成立した  
る旨發表。  
十月二十九日

△太平洋沿岸各港の波止場仲仕労働組合の賃銀値上並に雇傭機關組合  
管理要求に端を發し海運従業員一齊罷業。  
十月三十一日

△海員罷業全米に波及益々擴大の惧れあり、パーキンス労働長官旅行  
先より長距離電話を以て勞資双方の交渉再開を勸告。  
十一月一日

△太平洋岸の沖仲仕ストは大西洋岸にも波及、國際海員組合所屬海員  
二千名は表決の結果大西洋岸全港に於て即日總罷業に入るに決定、  
全國罷業参加人員十萬人に達す。  
十一月三日

△大統領選挙投票全米に亘りて舉行。ルーズヴェルト氏得票數二三四  
九四、三七八票にて、ランドン氏(一四、三八五、一一五票)を破る。  
十一月五日

△パーキンス労働長官一九三七年春に世界の紡績國會議をワシントン

に開き、人道主義的立場より各國紡績業労働者に對する待遇改善策  
樹立の計畫を樹てたりと。

△海員大罷業のため、ロサンゼルスに於ける繋船五十一隻、全米各港  
に立往生の汽船三百二十二隻に達す。  
十一月九日

△大統領はワシントンに開會中の米國労働立法會議にメッセーヂを送  
り、國民大衆の絶大な支持に答ふべく、今後工場及安全、傷病労働  
者、失業者、老年労働者等の保護、労働時間の短縮、適當な賃銀、  
住宅の改善、少年労働禁止に全力を盡すことを述べ。  
十一月十日

△産業界一齊に賃銀引上げ開始。  
十一月十一日

△大統領再選援助を目的として三六年四月結成せられたバルチザン反  
對労働者聯盟は所期の第一目的を果したる後もその活動を繼續、一  
九四〇年の選挙にジョン・リューキス氏を候補推薦に決定。

△東部及メキシコ灣に於て海員罷業を指導中の海員組合精銳分子、  
ニューヨークに於て船主協會側と和平交渉に應ずとの決議を提示し  
て拒絶され、罷業は當分解決の見込みなしと見らる。  
十一月二十三日

△大審院はニューヨーク失業保險法に合法の判決。  
十一月二十七日

△タンバに於ける米國労働總同盟總會は失業對策として一週三十時間  
制(一日六時間・五日労働)を決議。  
十二月九日

△商務長官はアメリカ近來の經濟狀態の改善を稱へ、一九三七年は一  
九二九年の取引所崩壊以來の好況を呈すべしと豫言。  
十二月十日

△陸海軍當局は「戦時非常法案」を發表。  
十二月二十二日

△大西洋岸埠頭人夫の同情罷業解決。  
ド イ ツ

一月九日  
△ドイツ失業者總數二百五十萬六千八百六人、前月に比し五十二萬餘  
の増加重大視さる。  
一月十日

△ヒットラー總統は、三十日政權掌握三週年記念日に當り、國會を召  
集し、外交政策並に國軍復興に關する重大聲明發表に決す。  
一月十七日

△宣傳相ゲッペルス氏ベルリンに於て二萬のナチス黨員に對し獨逸の  
經濟的難局を強調し、舊植民地の返還を要求する旨宣言す。  
一月二十六日

△ヒットラー總統はミュンヘンに開かれたる全獨逸大學學生ナチス大  
會に臨み、六千の青年聽衆を前に植民地統治は白人種の天賦なりと  
獅子吼す。  
一月二十八日

△ミュンヘンに於けるヒットラー總統の演説は各方面に問題となり、  
政府は右に關し全く虚構の逆宣傳なりと極力否定す。



二月二十一日

△經濟省統計局は從來滿洲貿易を支那貿易の項目下に分類し來れるが今回改めて滿洲國との貿易を支那より分離し「日本、滿洲」の項目に入るに正式決定、經濟上に於ける滿洲國の承認として重視さる

二月二十三日

△佛ソ相互援助條約に反對の旨正式宣明

三月六日

△軍縮會議不参加をイギリスへ回答  
△ヒットラー總統近く、全國民に向つて重大宣言を發表、ロカルノ條約並にラインラント非武装地帯に對する獨逸政府の方針を闡明に決定。

三月七日

△ヒットラー總統ロカルノ條約廢棄を聲明、ドイツ正規軍ラインラント非武装地帯に進出。

△國會解散。二十九日總選舉を執行し、外交政策につき國民總意の支持を確認するに決定。

三月八日

△新選舉法公布さる。

三月十日

△ロカルノ體制解消を理由にドイツは聯盟緊急理事會に代表派遣要請を拒否。

三月十五日

△ドイツは聯盟の招請に對し、二條件附で理事會出席の正式回答をなす。

三月十七日

△聯盟理事會招請を受諾の旨通告し派遣代表任命。

三月二十日

△ヒットラー總統、ハムブルグを訪問、數萬の聴衆を前に今回の總選舉の重大性を説明「今こそ全ドイツ國民一致團結の秋なり」と總選舉の國際的意味を力説す。

三月二十四日

△ゲッベルス宣傳相、エッセンのクルップ工場に於て勞働者群を前にナチス政權禮讚の熱辯を振ひ三月二十七、八兩日全國總示威を斷行する旨宣言。

三月二十七日

△國銀總裁シャハト氏の辭任説傳り、株式界動搖せりと。

三月二十九日

△ドイツ國會總選舉、政府大勝す。

三月三十一日

△總選舉後の初閣議開催、ヒットラー總統より總選舉は國民の壓倒的支持を得たる點及ロカルノ新協定案に對するドイツ政府の對案を提示閣僚の承認を求む。

四月三日

△經濟新聞「ドイチェ・フォルクス・ツァイトゥング」紙、ドイツは近くマルクの引下げを行ひ、シャハト經濟相の「新政策」を廢棄するならんとの外報を否定。

四月二十三日

△ドイツの植民地返還要求が論議されつゝある折柄、ドイツ全國に亘

りて盛大に「植民地デー」を舉行することとなる。

四月二十七日

△ヒットラー總統ゲーリング空相に對し、原料並に通貨統制に關する一切の命令權を含む廣汎なる權限を賦與す。

五月一日

△ヒットラー總統、全國勞働デーに當り十萬の大衆を前に「ドイツの意圖は平和あるのみ、吾人は斷じて他國の領土侵略の野望を有せず」と述べ。

五月二日

△ヒットラー總統、シャハト博士の經濟政策支持を確言して辭意の跡意に努め、航空相も經濟省の人事異動を行はざる旨述べ政府部内の統一なる。

六月九日

△獨伯通商條約は一時的便法として新條約の成立し效力發生まで、現條約を有效として互に完全なる最惠國條款を適用する旨の暫定協定に調印。

六月十三日

△ダンテツヒ自由市下のドイツ合併主張のナチス派と現状維持派のドイツ國民黨の抗爭激化、兩派示威團正面衝突を起す。

六月十四日

△突撃隊大會、ヒルデスハイムに舉行。

六月十八日

△ヒットラー總統の發せる法令により、全國の警察陣は國內の異分子掃蕩のため正式に一體として統一さる。

六月二十二日

△政府は失業對策のため七億マルクの國內公債發行に決定。

六月二十六日

△ダンテツヒ自由市のナチス黨員は本國政府の東漸政策に呼應し果敢獨立運動に轉化、自由市ナチ首領アルベルト・フォルスター氏は近く獨立宣言發表に決定。

七月四日

△ナチス黨一九二六年七月四日第一回黨大會舉行以來滿十週年に當り記念大會をワイマール國立劇場に開催、ヒットラー總統以下熱辯を揮ふ。

七月七日

△ダンテツヒ自由市警視廳は反政府宣傳の理由を以て社民黨機關紙並にカトリック中央黨機關紙等の反ナチス言論機關一切を彈壓。

七月十四日

△政府はドイツ國居住の四十五歳以下（東プロイセン五十五歳以下）のドイツ人にて兵役關係者は全部届出づべき旨布告す。

七月二十五日

△政府はイタリア政府のエ國併合を正式承認。

八月二日

△ベルリンオリンピック大會に際し、イタリア「ファッシスト青年學生聯盟」は五百名をベルリンに送り、ナチス青年と交雜したるに對し、「ヒットラー青年團」は九月に同じく五百名をローマに派遣するに決定。

八月七日



△獨伊提携して對スペイン右翼共同職線を張る。

八月十七日

△ドイツ政府はスペインの内亂不干渉に對するフランス政府の要請を受諾。

八月十九日

△内相フリック氏青年男子と同様に女子に對しても勞働奉仕を課することを命令。

八月二十四日

△ヒットラー總統は突如陸、海、空あらゆる兵種の在營年限を一箇年延長し、一律に二箇年とする旨の緊急令を發す。

九月九日

△第八回ナチス黨大會ニュルンベルグに於て開催。開會式に當りヒットラー總統は新經濟四箇年計畫を發表。

九月十日

△ナチス黨大會にヒットラー總統、ゲッベルス宣傳相、ローゼンベルグ黨外交部長、ボルシェヴィズム打倒の旗幟を闡明にす。

九月十二日

△ヒットラー總統は黨大會に出席せるヒットラー女子青年團員二萬人を前に「一婦七兒」主義を強調。

九月十四日

△ナチス黨大會閉會式舉行。

九月二十一日

△國防軍當局は二十五歳以上四十五歳に至る兵役義務者に「動員手帳」を交付、一朝有事の際に對處する準備を完了せりと。

九月二十九日

△ヒットラー總統は法令を發布し、國民勞働奉仕隊即青年の強制勞働を更に三萬人増員、一九三八年まで年に二十萬より二十三萬人に擴張することに決し十月一日より施行すべしと。又婦人勞働も三七年四月より強制となり一九三八年迄に二萬五千名就役せしむるに決したる旨發表。

十月六日

△政府輸入食料品の專賣制を公布。

十月十日

△十六日ブレスラウ市に開會豫定の全國植民地大會を突如延期する旨發表。

十月十五日

△マルク貨引下げ必至なりとの外紙所報に對しドイツ中央銀行當局は「無稽の作事なり」と之を否定。

十月二十日—二十五日

△イタリア、チアノ外相ベルリン訪問、獨伊協定成立。

十月二十三日

△ゲーリング空相はドイツ工業の大戦時よりも完全なる統制を樹立する爲め特別法令を發布し、四箇年計畫に關する國家及び黨の組織及び人員は凡て彼の指示命令に服すべきことを宣言す。

十月二十八日

△ゲーリング空相は經濟四箇年計畫で原料自給確立の決意表明。

十一月五日

△刑法改正特別委員會、前後三年に亘る苦心の結果、漸く草案脱稿。

十一月十一日

△ゲーリング空相四年計畫實施に當り、金屬工業並に建築工業熟練工を獲得し、他面失業者を吸収する目的を以て、六箇條のドイツ自給經濟令を公布。

十一月十五日

△獨伊經濟提携成立。

十一月十八日

△政府はスペイン反政府軍政權を正式に承認。

十一月二十二日

△ステイックリング技師等露國に於て死刑の判決を受けたりとこの報に全ドイツ國民の憤慨極度に達し、獨露兩國關係將に一觸即發の危機に直面。

十一月二十五日

△反コンミンテルン日獨防共協定、ベルリンに於て正式に調印さる。

十二月九日

△ダンテツヒ自由市警察當局左翼一派の共產主義團體結成陰謀を探知六十餘名を一齊檢擧。

十二月十日

△獨伊通商條約ローマに於て調印。

十二月十八日

△滿獨兩國政府は三七年六月滿期失效となる滿獨通商協定を更新することに決定。

フランス

一月六日

△佛露新通商條約調印完了。

一月九日

△急進社會黨は一月十九日執行委員會開催前に辭任せるエドアールエリオ氏に代りエドアール・ダラディエ氏を黨首に選出すると見らる。

一月十三日

△駐佛イタリア大使は外務省にラザアル首相訪問、聯盟理事會を前に和協工作につき會談を遂ぐ。

一月十四日

△閣議に於てラザアル首相の外交方針を全面的に支持。

一月十六日

△急進社會黨議員大會、六二票對二〇票の多數で同黨出身のエリオ氏始め六名の閣僚の連袂辭職を可決。

一月十七日

△ラザアル内閣無任所相エリオ氏辭職。内閣危機に陥る。

一月十九日

△ラザアル内閣信任問題を繞つて、急進社會黨内左右兩翼の對立激化の折柄、黨執行委員會は黨首を更迭。右翼のエリオ氏退き、元首相のダラディエ氏を黨首に選任することに決定す。

一月二十一日

△政府は日本の北洋製品蛙繻詰の輸入割當制度施行を大統領令で發布に決定。

一月二十二日

△ラザアル内閣總辭職。一九三五年六月七日組閣以來七箇月半。



- 一月二十三日
  - △後内閣は元首相アルベル・サロー氏が組閣を受諾。
- 一月二十四日
  - △急進社会黨を中心とするサロー新内閣成立。
- 一月二十六日
  - △サロー新内閣初閣議開催。三十日上下両院に於て聲明すべき政府の施政方針宣言の起草を了す。
- 一月三十日
  - △サロー新首相、下院に於て新内閣の施政方針を發表。
- 二月七日
  - △ボンネ商相は、ルーミアア蔵相アントネスク氏との間に佛羅新通商協定に署名調印を了す。
- 二月十一日
  - △佛ソ兩當局軍事協定につき協議す。
- 二月十三日
  - △政府は佛ソ相互援助條約批准を議會に提出。
- 二月十五日
  - △社會黨首レオン・ブリューム氏「アクション・フランセーズ」の前衛隊カラム・ド・ロア團員に襲撃され重傷を負ふ。政府は右翼三團體に解散を命令。
- 二月十六日
  - △レオン・ブリューム襲撃を契機に政局は左右兩翼の對立愈々激化、檢察當局は右翼王黨派に對し斷乎彈壓の方針を以て臨むに決定。
- 二月十六日
  - △急進社会黨、共產黨その他左派諸黨員十萬人の大示威行はる。

- 二月二十七日
  - △下院は佛ソ相互援助條約批准に關し討議の結果大多數で之を可決。
- 三月四日
  - △佛ソ相互援助條約批准案上院にて可決、本會議に上程さるゝこととなる。
- 三月六日
  - △政府はエリゼー宮に國務會議を開催、總選舉日取を第一次投票四月二十六日、第二次投票五月三日と決定。
- 三月十二日
  - △佛ソ相互援助條約、二百三十一票對五十二票を以て上院を通過、完全に發生。
- 三月十三日
  - △上院は壯丁在營年限一箇年延長緊急令を承認す。
- 三月十八日
  - △政府は佛ソ相互援助條約施行に關する新法を布告す。
- 三月二十日
  - △下院財政委員會に於て軍需資材充實追加支出の財源として國庫債券六十二億フランの新規發行を可決す。
- 三月二十二日
  - △自由民主黨領袖マルチネ氏狙撃さる。
- 三月二十四日
  - △上下兩院は軍備大擴張を承認す。
- 三月二十五日
  - △ロンドン海軍軍縮會議最後總會はセント・ゼームス宮殿内に開かれ

- 新條約の調印式を舉行。
- 三月二十七日
  - △政局不安募りフラン貨急落す。
- 四月三日
  - △外務省首脳部會議の結果、ロカルノ條約關係國政府に對し八日バリ又はブリュッセルに於てロカルノ會議續行を要請に決定、其の旨イギリス政府に通告す。
- 四月八日
  - △政府は新平和機構樹立を提唱。
- 四月二十六日
  - △總選舉第一回投票、五百二十區の中當選決定百五十五の中人民戰線五十四、中央諸派三十五、國民戰線六十六。
- 四月二十七日
  - △急進社会黨百エリオ氏政界引退を聲明。
- 四月二十九日
  - △第一回選舉の結果、社會黨、共產黨が斷然進出、社會黨が下院第一黨となる可能性増大す。
- 五月三日
  - △總選舉第二次投票舉行。總選舉の結果左翼人民戰線三七八(共產黨八二、統一労働黨二五、社會黨一四六、フランス社會黨一〇、急進社會黨一二五)、中央派一三七(急進左派、左派獨立黨三一、人民民主黨二三、共和左派八三)、右翼國民戰線九九にて、人民戰線大勝す。

- △社會黨首領レオン・ブリューム氏「ボビユレル」紙に宣言書を發表、後内閣組織の決定を闡明す。
- △總選舉の結果、左翼諸派の壓倒的勝利判明せる爲、フランス諸會社の株式一齊に崩落す。
- 五月十一日
  - △フランス社會黨大會に於て黨首レオン・ブリューム氏はフラン貨の擁護と豫算均衡の確立を主張、自己の首班たるべき新内閣の政綱として一、公共事業の遂行。二、ファシズム反對。三、フラン貨切下げ反對を發表。
- 五月十四日
  - △共產黨は社會黨より人民戰線内閣への入閣を懇請されたるに對し正式に拒絶す。
- 五月二十二日
  - △急進社会黨中央執行委員會開催、次期内閣に臨む對策を協議し舉黨一致人民戰線内閣の支持を要請す。
- 五月二十四日
  - △社會黨及び共產黨はパルクミュニンの記念日に當り共同主催にて選舉大勝のデモを舉行。
- 五月三十日
  - △労働者約九萬を動員せるバリの金屬工罷業はプロッサル労働相の調停成立、労働者は續々工場を明渡す。
- 五月三十一日
  - △社會黨大會に於てブリューム氏は新人民戰線内閣の方針を聲明。



△パリ金屬工の罷業フランス政府の必死の調停にも拘らず漸次全國に波及、罷業團各地の工場七十を占據。

六月三日

△パリ労働争議益々擴大、パリを中心とする工場地帯のみにも罷業工場二百三十、参加労働者十萬に上る。

六月四日

△サロー内閣辭任。レオン・ブリューム人民戦線内閣成立。  
△パリに於ける自動車用ベンゼン製造大工場のストライキのため、パリ地方の食料品その他の配給一大混亂に陥る。

六月五日

△労働争議益々激化し、關係人員五十萬人、各産業部門に波及。

六月六日

△フランス人民戦線内閣新施政方針を發表。

六月七日

△ブリューム首相争議調停のため、フランス労働總同盟代表並に全國雇主聯盟代表を招致、勞資協調を要請、内相立會の下に長時間協議の結果妥協成立、團體協約權の確立、勞賃の引上げ、最低賃銀制の確立に關する協定案に署名。

六月十日

△新労働法案にフランス急進黨反對。

六月十一日

△政府は政治犯人大赦案を議會提出と決定。

△下院は一箇年間二週間有給休暇法案、強制團體協約權法案、參戰軍人恩給課税免除法案、官公吏減俸令撤廢法案を可決。

六月十三日

△上院は下院より廻付の有給休暇制法案等の労働諸法案を可決。

六月十七日

△總罷業アルサス・ローレン地方へ波及。

六月十八日

△政府はクロア・ルーデュー・ソリダリテ・フランセーズ、フランシスト等のファッシュ團體に解散を命令。

六月二十三日

△上院團體協約案を二百七十九票對六票を以て可決。

六月二十四日

△下院はブリューム内閣を三百八十二票對九十八票で信任す。

六月二十五日

△マルセーユ港水上労働者罷業に入り、水上交通杜絶。サンナゼール軍港造船労働者同じく罷業して建艦計畫一時頓挫するに至る。

六月二十七日

△閣議に於て軍需工業國有法案を承認。

六月二十八日

△政府より解散を命ぜられたるクロア・ルーデューはパリに大會を開き、之に代るべき新フランス社會黨の結成を宣言、街頭デモを行ひ警官隊と大衝突を起す。

七月八日

△フランス共產黨解黨派の大立物サンドニ市長ジャック・ドリオ氏新黨「フランス人民黨」の創立を發表。

七月十一日

△人民戦線内閣の軍需工業國營案全會一致下院國防委員會を通過す。

七月十六日

△財政委員會より下院へ提出のフランス銀行改組案、壓倒的多數を以て可決さる。

△ダンケルク市警察の警官五十名、俸給値上を要求、突如市廳を占據。

七月十七日

△軍需工業國營法案、下院を通過。

八月一日

△政府はスペイン内亂に對する不干涉、嚴正中立を表明、英伊兩國に共同態度を執るべきことを要請。

八月八日

△軍需工業國營案、上院を通過す。

八月十二日

△議會は政府の空軍擴張五箇年計畫案を可決す。

八月二十二日

△スペイン人民戦線内閣の危機に直面し、労働界は頓に緊張し、スペインに於ける同志を如何に援助すべきかの問題に焦慮、労働界の巨頭はパリに會合重要協議を遂ぐ。

九月五日

△パリ金屬労働組合、ルヴァロア自動車飛行機労働組合、スペイン政府積極的支持をフランス人民戦線内閣に要求、共產黨系労働者も政府がスペイン人民戦線を支持せざる限り直に總罷業を執行すべしと決定、フランス内閣に危機來る。

九月六日

△ブリューム首相、あくまでスペイン不干涉堅持決意を聲明。

九月七日

△パリ金屬労働組合フランス共產黨支援の下に總罷業を執行。

九月九日

△金屬工の罷業擴大し参加人員一萬一千名に達す。又リール市を中心とする北部フランス繊維労働者三萬も總罷業を開始。

九月十一日

△リール市の繊維労働者ストライキはサラングロ内相の調停により解決の交渉進む。

九月十三日

△リール繊維工罷業團二萬はサラングロ内相の調停案を一蹴して職場を占領、事態悪化。

九月十七日

△ブリューム首相ラヂオを通じ政府の外交方針を闡明「民主主義原則」の擁護と政治的自由とを強調す。

九月二十日

△政府は、フラン貨切下を斷行すると共に金本位停止を斷行するに決定。

九月二十九日

△政府は金禁輸令を公布即時實施。

九月三十日

△フラン貨切下の上院會議で、政府反對の氣勢強かりしも、切下げ及び金兌換一時停止の第一條は二三七票對一二七票にて可決承認さる。

十月一日

△フラン切下法案、兩院通過。



十月二日

△ブリューム政府により解散せられた「火の十字團」は、その後「フランス社会黨」の偽装の下に再組織せられたが、ド・ラ・ロック團長は政府攻撃の聲明を發表、十一月の共產黨デモに對抗すべきことを命令。

十月十日

△フランス共產黨がアルサス・ローレン各地に反ファッショ示威集會を催せることに對し、右翼各派亦一齊に賑起して猛烈な反對運動を開始、左右兩派の抗争激化。

十月二十三日

△急進社会黨ビアリッツ市に黨大會を開催。

十一月二日

△シャムベリ居住イタリア人居留民大會をフランス共產黨員襲撃。

十一月十三日

△政府は、委任統治領レバノン共和國の獨立承認に關し、新條約を締結。

十二月二十五日

△百十億フランと云ふ未曾有の老なる陸軍豫算、議會に提出され財政委員會に於て審議さる。

十二月五日

△ブリューム内閣の信任投票にフランス共產黨棄権。

十二月十六日

△大藏省は英米佛三國通貨協定成立に伴ひ、フラン貨擁護のため先に設けた資金の海外持出の制限を撤回。

ソウェート聯邦

一月一日

△聯邦政府、外蒙古との新協定成立を正式に否認。

一月八日

△通商代表部は北鐵の物資注文に關する事務完了の旨を發表。

一月十日

△モロトフ人民委員會議長は中央執行委員會の席上、「日獨が露國の脅威」なる旨述べ軍事豫算の増額要求。

一月十四日

△財務人民委員長グリニコ氏、中央執行委員會にて、一九三六年度豫算に關し「豫算總額は七百八十八億留にして、一九三五年度六百八十五億留に比すれば百餘億留の増加にして、此の増加は主に軍事豫算に因る」と發表。

一月十六日

△人民委員會會議は爲替法或は行政法に依り輸入品に對する支拂を制限する國に對しては一月二十日以降ソウェート物産の輸出を禁止する法令を發す。

一月二十日

△日ソ漁業條約改訂交渉、酒匂、カズロフスキー兩氏間に行はれたるも競賣制の廢止問題を繞り兩國の主張對立、遂に物分れに終る。

一月二十三日

△イギリス皇帝ジョージ五世陛下の御大喪參列にリトヴィノフ外相、トハチエフスキー國防次官、マイスキー駐英大使派遣に決定。

二月三日

△極東軍司令部は、タス通信社特派員に對する談話の形式で、滿ソ兩國間の國境紛争事件につき國境委員會設置協力を提言のコミュニケを發表。

二月十四日

△政府、奉天總領事館閉鎖を滿洲國へ正式通告。

二月十八日

△共產黨幹部は中央黨部の強力強化の目的を以て青年共產黨を非政治的組織に改編し單に青年の一般文化、社會的宣傳、軍事教育に對する訓練機關となさんと計畫。

二月二十八日

△三六年度ソ領漁區入札はウラジオ極東漁業廳で執行、日本側の落札は二十漁區なり。

三月九日

△政府は國際婦人デーに際して、婦人の國防へ直接參加をなす運動を強調。

三月十三日

△政府は國境紛争調査混合委員會設置に關するストモニャコフ次長の書翰全文を發表す。

三月十六日

△太田大使ストモニャコフ外務次長を訪問、ソ滿國境測定委員會及び日滿ソの國境紛争調停委員會の設定に關し正式提議。

三月二十九日

△ソ、アフガニスタン不可侵條約は一九四六年三月まで十箇年延長。

四月八日

△政府は外蒙人民共和國との相互援助協定書を公表。

四月十二日

△全ソ共產青年同盟大會モスコイに開會。

四月十七日

△政府は人民委員會會議承認案に従ひ、三六年末までに新たに九十億留餘を支出し重工業、鑛業及び電力生産を起工するに決す。

四月二十三日

△政府は革命後二十年にしてコザツク人の赤軍勤務制限を撤廢愈々コザツク騎兵を復活に決定。

四月二十六日

△日ソ漁業條約改訂交渉は交渉開始以來既に一年。漸く一箇月振りにソ聯側の回答あり、わが漁區安定十二箇年延長提案を拒否す。

四月二十八日

△人民委員會會議は、全聯邦の國勢調査を一九三七年一月六日に施行と決定。

五月一日

△メーデー。例年の如く赤色廣場で示威運動行はる。

五月六日

△イタリアの國占領と國際聯盟の態度とに關聯し、政府は聯盟の改造を提唱するに至る。

五月十二日

△政府は漁業問題に關する日本政府の提案を承認。

五月十八日



△政府は墮胎の労働婦人に與ふる害を認め之を禁止、産婦並に多數子女を有する婦人に國家より手當を支給する旨の草案を作成。

五月二十五日

△日ソ漁業條約延期暫定取極め調印終了。

六月十二日

△新憲法草案發表さる。全篇十三章百六十四條より成る。

六月十四日

△聯邦人民委員會は七月一日より全國銀行の預金貸出利率を引下ぐるに決定、其の旨發表。

六月十七日

△日ソ漁業條約改訂交渉再開。

六月十八日

△文豪マキシム・ゴルキー氏逝去。六十八歳。

六月二十七日

△中央執行委員會並に人民委員會は「母性」及び兒童擁護に關する新法案を發表。

七月七日

△革命外交の指導者チチェーリン氏逝去。六十四歳。

七月八日

△政府は國防費調達のため一日より「愛國公債」四十億ルーブルを賣出し、五日間に既に大半(三十四億七千萬ルーブル)の消化に成功。

七月十一日

△一九三五年七月十三日締結の米ソ通商條約は更に一箇年實施を延長するに決定し政府より公表す。

七月二十一日

△政府新法令により保健、司法兩人民委員部を新設。

八月四日

△ソウエート労働團體はモスコイその他の各地にスペイン人民戦線内閣支持の大デモを政行、物資の募集に着手。

八月六日

△ソウエート労働者のスペイン政府救援基金一千二百四十五萬五千ルーブルに達し、國立銀行にて三千六百四十三萬五千フランに代へられスペインに送金さる。

八月十一日

△政府は非常時國際政局に對し、赤軍擴大強化策を決定。

八月二十四日

△トロツキー、ジノヴィエフ兩氏を首領とせるソウエート反革命事件に對し、聯邦大審院軍事部はジノヴィエフ、カメネフ、エフドキモフ氏等十六名に死刑を宣告。

八月二十六日

△ノールウエイ亡命中のレオン・トロツキー氏とノールウエイ政府との間に妥協成立、政府はトロツキー氏を革命運動を爲さざることを條件として同人の滞在を十二月十八日迄許可するに決したりと。

八月二十九日

△政府は去る二十五日ウクライナ地方に農民暴動起り警備令布かれたりとの報行はれつゝあるに對し全然事實無根なる旨發表。

九月九日

△ソウエート反政府陰謀事件に關し、取調中のイズヴェスチヤ紙主筆

プハーリン氏並に郵便人民委員ルイコフ氏證據不充分にて不起訴と決定。

九月十一日

△政府はカナダ政府と相互に其の輸入禁止を解き、五年來の通商紛争解消。

九月二十三日

△ソ聯職業組合中央代表會議は同組合婦人よりのスペイン政府軍の婦人子供に對する慰問金七萬六千ルーブルをスペインに發送。

九月二十六日

△日ソ漁業條約交渉は著しく交渉の進展を見、十月中に解決調印の運びに至るべしと。

十月二日

△日ソ漁業條約締結交渉は、酒匂代理大使とカズロフスキー極東部長との會見に於て遂に原則的成立を見るに至る。

十月三日

△モスコイに開催中たりし歐亞貨物鐵道輸送會議は三十項目に亘る議事審議協定を遂げ無事終了。

十月七日

△反幹部派陰謀事件により取調中のカール・ラデック氏ソ政府の手により投獄。

△スペイン内亂不干渉委員會でソ代表は獨、伊、葡三國の革命軍援助を糾明の覺書提出。

十月十一日

△國內のスペイン政府側に對する物質的精神的援助振りは益々盛にし

て各新聞紙は毎日全國に於けるスペイン救援大會の狀況を報道す。

十月十四日

△スペイン内亂不干渉委員會にソ政府は政府軍への兵器輸送取締を要求、英佛は拒否。

十月二十三日

△不干渉委員會で政府はスペイン政府援助を聲明。

十一月七日

△第十九回革命記念祭モスコイ赤の廣場に開催さる。

十一月十二日

△政府は、ソ聯在住ドイツ國籍技師數名を反國家陰謀の廉で檢擧。

十一月十六日

△モスコイよりの報道に依れば、ソウエートの棉花五箇年計畫は大成功にて今期の收穫粗棉百八十七萬七千噸に達せりと。

十二月十七日

△政府の革命陰謀加盟のドイツ人二十三名逮捕の旨獨大使館に通告。

十二月二十二日

△西部シベリアのカメロゾフ炭坑破壊陰謀事件に關し、ドイツ人技師ステックリング氏以下九名銃殺を言渡さる。

十二月二十五日

△ソウエート反革命の故によるステックリング技師の死刑宣告はドイツ政府の抗議により十箇年に軽減さる。

十二月二十九日

△續開中の全ソウエート聯邦大會に於てスターリン氏提案の憲法草案可決。モロトフ首相日獨防共協定は世界平和の脅威と演説。



十二月八日

△第八回全聯邦ソウェート大會は、國防強化の見地より全聯邦軍需工業人民委員部設置を決議。

十二月十四日

△漁業條約調印問題につき重光大使の督促に對し、リトヴィノフ氏は依然日獨防共協定に藉口し誠意ある態度を示さず、同條約調印問題は俄然暗礁に乘上げの觀。

十二月二十八日

△日ソ漁業交渉一箇年延長正式調印。

イタリヤ

一月四日

△ムッソリーニ首相、皇太子を初めて三六年度軍事會議委員に推薦。

一月七日

△政府は一個師團増設につき次の如く發表「東阿出征の結果、國內の兵力減少に鑑み、歩兵一個師團を新設補充するに決定したり。」

一月十七日

△政府公表グラチアニ將軍麾下の南方軍は、ドロ北方方面に進軍、エチオピア軍と衝突激戦後、イタリヤ軍大勝し、エチオピア兵四千を殺戮す。

一月二十九日

△政府は歳出豫算の膨脹に伴ふ財源捻出の緊急必要上、(一)羊毛、棉花、絹等を含む多項目に亘る輸入税。(二)國內人絹の生産、ガス、電氣の消費に對する課税につき税率の大幅引上を斷行す。

一月三十日

△閣議に於て次の方針を決定。(一)經濟的決定事項、次期國內羊毛生産額は全部軍需品として徴發す。(二)身分手帳規定、イタリヤ國民は總て自己の健康、職業及び兵役に關する當局の證明ある手帳を携行すべし、右手帳を所有せざるものは就職し得ざるものとす。

二月一日

△ファッシスト大評議會ヴェネチア宮に於て開催、東阿に於ける軍事行動限界と對聯盟策を検討。

二月四日

△ファッシスト大評議會は對伊石油斷行實施の時は聯盟脱退を決議す。

二月十二日

△最高國防委員會を開催し、石油斷交案に對する對策、其の他歐洲の國際政局につき協議す。

二月十八日

△更に十五億二千萬リラの東阿遠征第四次追加豫算承認さる。

二月二十五日

△政府は對伊制裁斷行せば重大結果を招來する旨聲明。

三月三日

△政府は交通國家統制令發令。  
△閣議に於て全國の金融統制を目的とする一大銀行改革案を審議可決す。

三月七日

△緊急國務會議は聯盟十三人委員會の講和示唆案受諾を決定。

三月八日

△遠征軍總司令は對エ國全戰線に戰鬪行爲停止を命令。

三月二十日

△埃、匈兩國の首相、外相ローマにムッソリーニ首相を訪ひ、埃匈伊三國會談開かる。

△ム首相は近く國會改革を主眼とする憲法改正を聲明發表するに決したりと解せらる。

三月二十三日

△ム首相はファッシスト黨結成十七年間記念日に、國會議事堂に開催の全國組合大會の席上、重要産業の國營、議會制度の廢止、ファッシスト並に職能代表議會新設の重大政策を發表。

△伊、埃、匈三國新政治經濟協定成立調印。

△ム首相の産業統制方針の闡明で、各種事業株一齊大暴落を演ず。

四月二日

△ローマの學生團體十名、イギリス帝國主義打倒の示威運動を開始。

四月十六日

△政府は十三人委員會にエ國が被征服者たるべき講和交渉案を提示、エ國即座に一蹴す。

四月二十一日

△ローマ建都二千六百八十九年祭に當り、聯盟理事會面目丸潰の報に接し、他方アデス・アベバの陥落近しとの快報に、市民狂喜亂舞。

四月二十七日

△農相ロッシニ氏ドイツ食糧農業相ダレ氏と會見、兩國農村問題に關し意見の交換をなす。

五月四日

△戰勝の興奮裡に下院開會、ム首相國家總動員を宣言。

五月五日

△國民總動員令の下に開かれた國民大會に於てム首相は遂にエチオピア併合を宣言す。

五月五日

△イタリヤ軍アデス・アベバに入城、之に先立ちエチオピア皇帝デブチよりイギリス軍艦によつてパレスチナに逃避。

五月九日

△エチオピア併合の重大宣言をなすべきファッシスト最高評議會及び緊急閣議開催。

△官報を以てエチオピア國領有と共に主權の取得と皇帝推戴と、バドリオ總督任命と五大行政區新設等を公布。

五月十六日

△政府融資管理委員會はエチオピア開發土木事業費に一億リラ融資を可決。

五月十九日

△ファッシスト黨全國協議會、イタリヤ民團軍強化につき協定。

△政府は制裁案撤回まで六月一日よりの國際労働會議にも代表を派遣せざることに決せりと。

五月二十七日

△政府はエチオピア全土の文化建設に關する二法令を發布。

六月一日

△閣議に於て伊領東阿帝國組織基礎法案を審議、原案を可決。

六月九日



△ム首相内閣の一部改造、外相にチアノ伯就任。

十月十日 聲明。イタリアにとり相當の痛手と見らる。

七月十五日 △半歳に亘る「經濟封鎖」より解放されて、全國に亘り戸毎に國旗を掲揚して盛大なる記念祝賀行はる。

十月十日 △ム首相、イタリア陸、海、空軍に亘る老大な軍備充實計畫に就て發表。

七月二十九日

十月二十四日

△獨伊兩國間に今回ドーズ、ヤング兩公債の利拂に關する特別協定成立の旨政府より發表。

△ム首相、ドイツ政府のエチオピア帝國承認に愈々意氣軒昂、ポロニヤに於ける黒シヤツ團の大群衆の前にファシスト國家の勝利を謳歌して一大獅子吼。

八月二日

十一月十一日

△全國棉業ファシスト聯合會はエチオピア棉花會社創立を發表す。

△ム首相は、十八日ファシスト大評議會を招集に決定、各評議員に對し招集狀を發す。

八月十七日

十一月十八日

△政府はスペインの内亂不干渉に對するフランス政府の要請を受諾。

△政府はスペイン反政府軍政權を正式に承認。

九月三日

十一月十八日

△バルセロナ在留民、スペイン人民戰線分子の爲虐殺の報に、政府はカタロニア自治政廳に嚴重抗議。軍艦増派と決定。

十一月十八日

九月十日

十二月十日

△政府の秘密警察「オヴラ」ローマ市内に本部を置く共產黨の地下運動を發見。本部並にリヴァルノ、グロセツト市の支部の徒黨一味を一網打盡に檢擧。

△ファシスト大評議會經濟制裁發動の記念日に當りヴェネチア宮に開催。憲法改正、ファシスト改造、統制經濟の強化を決定。

九月十四日

十二月十日

△ローマ法王ピオ第十一世はボルシェヴィズム打倒、スペイン黒色革命支援を全世界に聲明。

△獨伊通商協定の調印式外務省に於て行はる。

九月三十日

十二月十四日

△スペイン人民戰線政府は西南アルマーデンのキューリー炭坑の統制權をイタリアに與へつゝありしが、十月一日限り右協約を破棄する旨

十二月十四日

△ローマ法王ピオ第十一世はボルシェヴィズム打倒、スペイン黒色革命支援を全世界に聲明。

十二月十四日

△スペイン人民戰線政府は西南アルマーデンのキューリー炭坑の統制權をイタリアに與へつゝありしが、十月一日限り右協約を破棄する旨

十二月十四日

△ローマ法王ピオ第十一世はボルシェヴィズム打倒、スペイン黒色革命支援を全世界に聲明。

十二月十四日

△ローマ法王ピオ第十一世はボルシェヴィズム打倒、スペイン黒色革命支援を全世界に聲明。

十二月十四日

△ローマ法王ピオ第十一世はボルシェヴィズム打倒、スペイン黒色革命支援を全世界に聲明。

十二月十四日

△ローマ法王ピオ第十一世はボルシェヴィズム打倒、スペイン黒色革命支援を全世界に聲明。

十二月十四日

ラー主義の不正當を攻撃す。

中華民國

一月一日

一月十一日

△察哈爾省張北縣に、事實上內蒙古自治政府成立、沽源、寶昌其他四縣並に廣汎なる蒙古地帯を管轄下に收む。

△北支、冀察經濟委員會成立。又冀東政府は沿岸貿易取扱令を發布。

一月三日

一月十三日

△冀察政務委員會所屬の經濟委員會委員十一名決定發表。

△支那廣東の學生運動は排日デモに進展し之を阻止せんとした憲兵隊と衝突、流血の慘を見るに至る。

一月五日

一月十四日

△蔣行政院長上海に到着、黃郛氏を自邸訪問、次で段祺瑞氏を訪問し日支問題に就き懇談を遂ぐ。

△支那學生運動制壓のため、廣東市に臨時戒嚴令宣布さる。

一月八日

一月十六日

△冀察、冀東兩政權の合流による北支政權一元工作は、宋哲元氏が南京政府と通謀し、單に冀東自治政府崩壞の目的に出でたる爲冀東側の反對で、工作全く停頓状態に陥る。

△蔣介石氏は全國よりの、學校代表三百餘名に外交方針を説明。

一月九日

一月十七日

△國民政府は元紙幣缺乏で各省に銀使用許可令を通達。

△國民政府は、新幣制實施と共に法貨兌換辦法に於て、二月三日迄に銀貨を法貨と兌換すべき旨を述べたるも更に五月三日迄延期に決定。

一月十日

一月十八日

△天津駐屯軍、北支駐在武官、關東軍代表等の天津會議は、北支安定、日滿支の提携につき檢討、冀察、冀東兩政權の合流に協力援助を決定。

△學生排日運動取締要求に愛國運動は取締れぬと廣東、廣西兩政府聲明。

一月十日

一月二十日

△新幣制實施後の缺損續きに經營困難に陥り、上海金業交易所（標金市場）財政部に向つて休業を申請す。

△蒙古保安隊司令卓世海氏は新政府樹立。

一月十日

一月二十日

△天津駐屯軍、北支駐在武官、關東軍代表等の天津會議は、北支安定、日滿支の提携につき檢討、冀察、冀東兩政權の合流に協力援助を決定。

△新駐日支那大使に許世英氏内定。

△冀東自治政府と滿洲國間に一般修好條約締結の意見一致、兩者間に十數箇條より成る修好協約文交換さる。

△胡漢民氏の歸還を迎へ西南派の巨頭鄒魯、陳濟棠、李宗仁、劉紀文氏、冀林中等緊急會議を開催、寧粵合作の具體案につき協議の結果、

△冀東自治政府と滿洲國間に一般修好條約締結の意見一致、兩者間に十數箇條より成る修好協約文交換さる。

（一）國民政府の改組。（二）黨務の匡正刷新。（三）日本對する外交



政策等の各項目より成る救國策を決定、西南政務、執行兩委員連名を以て中央に電請。

一月二十二日

△國民政府は廣田外相の議會に於ける外交演説を反駁、對支三原則を認めずと聲明。

一月二十三日

△行政院會議、鐵道公債一億二千萬元發行の件を可決。

△須磨總領事、財政部に孔部長を訪ひ、南京政府が三月一日より實施せんとする輸入關稅引上げ計畫に對し反對の意向表明。

一月二十五日

△國民政府は命令を以て綏遠省內蒙古各盟旗地方自治政務委員會を組織す。

一月二十六日

△磯谷少將、蔣介石氏と會見、日支關係調整を強調。  
△上海に於て男女學生多數「親露」「容共」「反日」の傳單を撒布して示威運動を敢行す。

一月二十七日

△德王蘇尼特王府を中心に察哈爾蒙古獨立を決行、南京より離脱すと見らる。

一月二十八日

△北支冀察委員會財政權獨立。又冀察、冀東關稅問題解決。

二月五日

△イギリス財政顧問リースロス氏は上海に在りて、新幣制の確立とイギリスの對支投資の擁護に活躍せるが、最近再英國對支借款説擡頭

するに至る。

二月七日

△國民政府財政部、農村融資五千萬元を決定。

二月十五日

△冀察政務委員會は既に外交、經濟、交通の三委員會の成立を見たが、近く教育、建設の二委員會組織し、此の建設委員會が主として日本と提携、實際上の北支開發に當る等。

二月二十三日

△國民政府緊急治安維持法を公布し、北平大學生の自治反對運動彈壓に決定。

二月二十七日

△沙王氏首班の綏遠省蒙古政務委員會は宣誓式舉行、正式成立す。

三月三日

△英支間に新鐵道借款の成立傳へらる。

三月四日

△毛澤東氏の率ゐる中國共產軍、中陽、不樓間に共產區を設定、ソウェト政府を樹立。

三月七日

△閻錫山氏は共產軍山西進入に對して蔣介石氏に援助を依頼。

三月十一日

△宋哲元氏第二十九軍幹部を招集し、冀察防共會議を開催、中國共產軍の河北、察哈爾二省への進入防止のためなり。北平、天津兩市に於ける左翼分子は彈壓。

△中國共產軍、山西省の大半を占據す。

三月二十一日

△毛澤東氏共產軍の進撃急なるため大原、汾城大混亂に陥る。

三月二十二日

△有田大使着任後最初の在支總領事會議上海に開催。各領事より管下の排日運動、排日教育、學生運動の現状、其他對日關係を中心とする支那側の態度につき具體的説明報告あり。

三月二十五日

△上海市政府公安局復旦大學の左翼學生運動を彈壓。

三月三十一日

△北京大學生二千名、突如大學内に集合、反日本示威運動を開始す。

四月一日

△蔣介石氏は山西省に七箇師を増派、共產軍討伐總指揮官に何應欽氏を任命。

四月二日

△南京政府外交部、ソ蒙相互援助協定成立を否認す。

四月八日

△政府は戰時一千萬の國民軍動員を旨して學生、官吏、一般青年の強制的準備訓練を始む。

四月十七日

△南京政府ソ蒙相互援助條約につき、ソウェト政府並に駐支ソ大使に正式に抗議。

四月十八日

△中國共產軍首腦部、共產政府樹立後抗日運動に協力の旨宣言。

△賀龍、蕭古麾下の中國共產軍主力雲南省城昆明を包圍。雲南川康邊區民族革命政府の樹立を宣言。

四月二十三日

△天津の中等以上の男女學校十二校、世界學生聯合會に呼籲し、同盟休校を開始、抗日デモを計畫。

四月二十五日

△中央常務會議に於て憲法草案につき審議を遂ぐ。

四月二十九日

△雲南省の共產軍四川省に侵入。

五月五日

△廣東製鐵所準備委員會は英商ブラッサート商會との間に同製鐵所建設借款英貨二百萬鎊を締結、正式調印を了す。

五月六日

△南京政府憲法草案を宣布。

五月七日

△山西省共產軍討伐失敗の故を以て、閻錫山氏は南京政府に辭意を表明。

五月八日

△宋哲元氏北支各大學に於ける軍事教練を中止、中央より派遣の配屬將校南京に引揚ぐ。

五月十二日

△山西共產軍山西省を撤退し、危機一時緩和す。

五月十三日

△中國西南派の巨頭胡漢民逝去。



- △平津學生聯合會を中心とする學生團の抗日運動尙ほ熄まず。
- 五月十五日
- △山西省戒嚴令は共產軍撤退の故を以て解除さる。
- △國民政府外交部は北支密輸問題で日本へ抗議。
- 五月十七日
- △國民政府財政部突如新通貨政策を公表す。
- 五月十八日
- △滿洲國よりの修交使節高崇祿氏一行通州に到着。冀東政府長官殷汝耕氏と會見。
- 五月二十日
- △中央政治會議で密輸入懲罰條令通過、近く公布施行に決定。
- 五月二十八日
- △天津に於ける約一千の勞働者一般市民は、日本の支那駐屯軍増派に反對、デモを行ふ。
- 五月二十九日
- △天津に於ける學生團の抗日救國運動は北平にも波及す。
- 五月三十一日
- △北支學生聯合會排日運動を全國の大學、專門學校に命令す。
- 六月二日
- △平津學生隊宋氏軍隊に對日共同戰線を要請。
- 六月四日
- △陝西省の共產軍綏遠省の寧條梁にむけ大舉移動を開始。
- 六月八日
- △國民政府は西南問題解決のため、最短期間に第二次中央執監全體會議を召集に決定其の旨公表す。

- 議を召集に決定其の旨公表す。
- 六月十日
- △南京の中國學生約一千、日本總領事館廣場に抗日デモを遂行。
- 六月十三日
- △北支學生の抗日運動悪化。
- 六月十七日
- △中國國民黨中央部の北支學生に對する抗日密令發覺。
- 六月二十一日
- △上海抗日團體、上海北停車場より南京に向つて抗日請願運動を開始。ために上海、南京間の交通一時杜絶す。
- 六月二十三日
- △リースロス氏、上海發歸國の途に上る。
- 六月二十六日
- △一億元に達するドイツの對支軍需品借款密約成立暴露し、各方面に大衝動を與ふ。
- 七月八日
- △貴州東部の天柱附近に自治軍數千名蜂起す。
- 七月十日
- △二中全國豫備會議開催。
- 七月十三日
- △王克敏氏、宋哲元氏と數回に亘り、重要協議を遂げ隔意なき意見交換を行ひたる結果、冀察政務委員會を強化して名實共に北支最高機關たらしむるに決す。
- 七月十五日

- △西南黨、政、軍界最高首脳部は愈々最後の決意を固め、機を見て獨立政府樹立宣布を決定す。
- 七月十七日
- △外蒙古人民共和國創立十五週年記念大會ウラレバートルに舉行さる。
- 七月二十三日
- △蔣介石氏廬山に對日國防に關し重要會議を開催。
- 七月二十四日
- △北支開發の基線滄石鐵道の建設を冀察政務委員會で決定。
- 七月三十日
- △蔣介石氏は廣東、湖南、貴州、雲南四省當局に對し、廣西省に對する經濟封鎖を命令す。
- 八月九日
- △上海に學生の抗日デモ行はる。
- 八月十五日
- △冀東政府保安隊改組を發表。
- 八月十八日
- △南京政府の對廣西和平交渉斷絶す。
- 八月二十四日
- △北支經濟開發は川越大使の北上を轉機に愈々實行期に入り、目覺しき北支經濟建設時代を迎へんとし、冀察政權は其の第一着手として津石鐵道敷設に決定。
- △成都に於て日本人一行四名、共產黨員の煽動による群衆の襲撃に遇ひ、中二名遂に撲殺さる。

- 九月六日
- △上海に抗日デモ行はれ「東北義勇軍援助」「成都抗戰募金」等と記せる傳單を撒布す。
- 九月八日
- △排日暴徒の爲廣東省に於て北海事件發生。
- 九月十五日
- △將來の日支關係に一大轉換となるべき川越大使張外交部長の第一回正式會見、南京外交部に於て行はる。
- 九月十七日
- △滿洲事變記念日を前に抗日分子の策動に備へ、上海支那街に臨時戒嚴令を施行。
- 十月二日
- △中山兵曹射殺事件最終公判、犯人三名中二名死刑、一名無罪。
- 十月三日
- △上海及び南京各紙一齊に「日支關係緊張の時局に關し、吾人の共同意見と信念とを披瀝し、全國民及び日本の朝野につく」と題する發表をなす。
- 十月五日
- △宋哲元氏は北支民衆の幸福増進と日支提携とを目標として立案せる北支經濟開發計畫大綱に於て、(一)津石鐵道の敷設。(二)井陘岩礦の開發。(三)塘沽の築港を主張。
- 十月八日
- △川越、蔣會見、南京中山門外孔祥熙氏別邸に開かる。
- 十月十日



△蔣介石氏、双十節に當り「支那の統一と建設」と題する長文(英文)の對外ステートメントを發表。

十月十二日

△燕京大學を始め、北平各大學教授五十名連名にて時局宣言を發表。

十月十四日

△冀察政權は北平各大學教授團の抗日的時局宣言に對し、注意を促す。

十月二十一日

△川越大使、張外交部長の日支交渉は本日の第五次會談で一先づ打ち切り。

十月二十六日

△山西省に於ける抗日人民職線派太原の日本人商店を襲撃。

十月二十八日

△蔣介石氏わが要求に拒否的態度の重大聲明發表。

十月二十九日

△甘肅省に於ける剿匪軍の總攻撃により、共產軍は續々北上し、寧夏省を経て綏遠省に入る形勢となる。

十一月二日

△朱、毛、徐、賀の合流中國共產軍約二萬、甘肅省蘭州の東北約百軒、黄河右岸の都呂靖遠附近に集結、黄河渡河を終り大舉西進せること判明。

十一月三日

△北平の國立及び私立各大學一齊に休校、時局座談會の形式を以て日支問題を中心とする討論會を開催、宣傳隊を組織して街頭演説を行

ふ。

十一月七日

△上海の支那紡績會社の職工五千、賃銀値上を要求ストライキに入り、日本人工場にも波及の形勢。

十一月八日

△北平の學生、抗日運動激化の形勢に宋哲元氏は非合法組織禁止令を下し彈壓に決定。

十一月九日

△上海の紡績罷業擴大、東部に波及。

十一月十日

△在上海の上海、東華、同興三邦人紡績工場閉鎖。

十一月十一日

△國民政府共匪討伐に藉口して外人の甘肅、寧夏及び青海への旅行を禁止。

十一月十二日

△上海の紡績會社争議團大會、排日に轉化。

△上海抗日救國大會、孫文誕生日を記念して上海に開催。

十一月十九日

△上海邦人紡績罷業悪化、東部及び西部紡績を通じて擴大の模様となり更に天津、青島へ波及。

十一月二十五日

△上海邦人紡績争議一部解決、豐田、日華紡操業開始。

十二月三日

△青島の紡績罷業悪化全工場閉鎖。暴動氣勢に陸戰隊上陸す。

十二月 十二日

△張學良氏突如クーデターを敢行、西安滯在中の蔣介石氏を拘禁、一、對日即時宣戰布告、二、失地回復、三、容共政策、四、中央政府機構の改善を要求。

十二月 十二日

△南京、武漢、三鎮に戒嚴令布かる。

△西安事件の報に俄然支那經濟界に大動搖を來す。

十二月 二十日

△張學良氏は西安兵變に先立ち共產軍と停戰及び共同作戰の密約を結び中央軍との一戰を準備してゐたること判明。

十二月二十五日

△妥協成立蔣介石氏西安より釋放さる。

十二月 三十日

△成都、北海兩事件に關する日支交渉は、日支の意見一致し兩事件公文書交換を了し、正式解決の旨發表さる。

滿 洲 國

一 月 一 日

△ソヴェート政府が對滿政策の基地としたる北滿特別區は、滿洲國の北滿鐵道接收により、これを廢止することに決定、勅令を以て一日よりこれを斷行。

一 月 六 日

△課稅權、產業法規に關する事項の日滿條約は七月一日實施と決定。

一 月 七 日

△大橋外交次長は冀東自治政府長官殷汝耕氏と會見、冀東と滿洲國との提携に關し懇談。

一 月 八 日

△滿鐵移讓對策委員會は附屬地施設移讓方針を決定。

一 月 十 日

△滿獨通商條約締結につき兩國代表協議の結果、基礎的諒解成る。

一 月 十八 日

△新疆省政府とソ聯政府との間に五千萬元の借款契約成立し、ソ聯は北鐵實渡による收入を之に當る旨報せらる。

一 月 十九 日

△政府は、治外法權撤廢並に滿鐵附屬地行政權調整乃至委讓に關し、談話の形式で、現在の準備狀況を發表。

一 月 二十九 日

△全滿領事會議、駐滿大使館に開催。

一 月 三十 日

△奉天特務機關長土肥原少將冀察政務整理委員會の最高顧問に正式就任と決定。

二 月 三 日

△外交部はドイツ財團との間に通商協定取極めの根本方針を決定し、二月中旬より東京に於てドイツ側と會議再開に決定。

二 月 四 日

△我が在滿部隊除隊兵二百名を滿洲國で警察網擴充のため採用。

二 月 十二 日

△政府では昭和十年度對外貿易輸入六億四百四十四萬九千圓、輸出は四



億二千七百七萬八千圓と發表。

二月十七日

△政府の領事館増設要求にソウェト政府はハルビン以外の領事館撤廢の代りに一箇所の外設置不許可を通達。

二月二十八日

△ベルギー經濟使節團バンルー一行滿鐵訪問、松岡總裁と會見、日滿白三國通商關係に就き懇談す。

三月十二日

△北支間貨物通車協定成立、實施は五月一日。

三月二十四日

△政府はドイツに經濟代表として商務官を駐在せしむることとなり其の準備に着手す。

三月二十八日

△植田關東軍司令官新京に着任す。

△關東軍司令部で有田駐支大使を中心に對支問題に關し關東軍、大使館首脳部の重要協議行はる。

四月八日

△政府は關東軍と協力し、在滿言論機關の統制につき考究の結果、特殊株式會社滿洲公報協會を創設することに決定。

四月十日

△關東軍滿鐵經濟調查會合同協議會滿洲産業開發五箇年計畫を審議。

四月十二日

△官吏の通ソ事件關係者六名新京に引致。

四月十七日

△治外法權撤廢に關する現地委員會開會、實行細目に關する幹事會の原案通り、全部其の決定を見る。

四月二十日

△軍政部に於て凌陞以下の通ソ事件關係者の處罰を決定。

四月二十三日

△政府は滿獨兩國經濟關係の緊密に伴ひ、伯林に駐獨商務官を設置し滿獨間の經濟に關する一切の事務を管掌せしむるに決す。

五月一日

△滿獨貿易協定成立。

五月十三日

△先に公布の特許發明法の施行期日は勅令を以て六月十五日より施行を發表。

五月二十八日

△治外法權撤廢に關する協定並に附屬書の歴史的調印式は六月十日に決定。

六月十日

△滿洲國に於ける日本臣民の居住及び滿洲國の課税等に關する日本國、滿洲國間條約「調印式行はれ、植田駐滿大使、張外交部大臣の間に署名捺印を了す。

六月二十九日

△日滿工業所有權相互保護に關する協定は日滿間に正式調印を了す。

七月一日

△外交部大臣は在滿外國人の恩惠的取扱を漸次撤廢の旨聲明。

七月四日

△政府は日本國民の治外法權撤廢により日滿依存關係緊密化しつゝあるに鑑み、國民教育百年の大綱を決定す。

七月七日

△時間制に日本制採用を決定。

七月十七日

△ワルソ一の第八回歐亞連絡旅客會議で滿洲國は獨立國の待遇を受く

七月十八日

△赤化排撃、王道思想宣揚の宣傳機關設置に決定。

八月七日

△日滿經濟共同委員會第七回會議關東軍司令部に開催。一、貿易緊急統制に關する件。二、滿洲石油株式會社増資に關する件を異議なく可決。

八月十五日

△貿易緊急統制法及び之に基く輸入制限に關する勅令を、勅裁を経て公布、即日實施す。

八月二十一日

△三河地方に於ける共產黨陰謀事件發覺し、首領ジャルグゾフ以下九名に死刑執行。

九月一日

△滿蒙兩國政府は愈々二十五日より滿洲里に於て國境紛争處理に關する會議を開催するに決定。

九月十二日

△ソ國々境部隊は東部露滿國境附近に蟠踞する共匪團に多大の支援を與へ、以て滿洲國の治安を攪亂せんとする事實判明。

九月十八日

△滿洲事變五週年記念日。

△植田關東軍司令官「滿洲帝國協和國の根本精神」を隸下各機關に發表。

十月一日

△鐵道機構の一元化を實現、鐵道總局開設。

十月十一日

△關東州施政三十年記念式、旅順にて舉行。

十月十四日

△東部滿ソ國境二箇所で滿洲國監視部隊とゲ・ベ・ウとの衝突起る。

十月二十九日

△滿蒙會議第一回會議、滿洲里白系露人中學校に於て開會。

十一月十日

△南朝鮮總督と植田關東軍司令官、圖們領事分館に於て鮮滿一如を期する歴史的會見行はる。

十一月十五日

△滿洲里滿蒙會議は第十回會議にて條約文の草案討議を行ひたる後、外蒙側の申告により暫時休會となる。

十一月二十日

△政府は三千萬圓を限度として整理公債を發行に決す。

十一月二十七日

△三七年度滿洲國の國防分擔金は三六年度同様千九百五十萬圓と決定。

△關東軍は、内蒙軍事の進展に伴ひ、内蒙危機の真相判明し、重大聲明を發表。



十二月一日

△イタリヤの滿洲國承認は滿伊兩國間の正式手續によつて決定。

十二月五日

△産業五箇年計畫は明年より實行に決定。

十二月七日

△張國務總理協和會々長の資格を以て共產勢力進出の排撃のため、内蒙軍援助の意向を表明。

十二月二十四日

△政府は二十四日附を以て國境地帯法を制定公布す。

其の他諸國

一月三日

△ギリシヤ革命黨の指導者たりしヴェニゼロス氏は從來最も敵意を有し居りし皇帝ギオルギオス二世にメッセージを送り、王政復古に祝意を表せり。

一月七日

△スペイン大統領アルカラ・ザモラ氏、一九三四年九月發布の憲法保障停止を解除。議會解散さる。

一月十三日

△エジプト各地の國民黨學生、反英運動再開。

一月十五日

△トルコ、イラク、アフガニスタン、イラン四箇國政府は、不侵略條約を締結するに意見一致、近く調印の運びと報ぜらる。

一月十五日

△メキシコは日本に經濟提携を要望し、まづ共同漁業はカリフォルニア

ヤマトロール漁業開拓に着手。

一月十八日

△ポルトガル内閣改造、首相アントニオ・デ・オリヴェイラ・サラザール氏再組閣し藏相兼任。

一月二十日

△オーストリア副宰相フォン・シュタルヘンベルグ公、ドイツと合同及ハプスブルグ王家以外の復辟反對聲明。

一月二十一日

△ボリヴィア、パラグアイ兩國間の紛争たるグラン・チャコ問題解決、兩國交復舊す。

一月二十二日

△エジプトのネッシム・パシヤ内閣總辭職。各地反英騒擾及對英新條約問題の結果なり。

一月二十五日

△日本赤十字社より救護藥品一萬人分、エチオピアのアヂス・アベバ到着、其の内容包装共に理想的と非常に感謝さる。

一月二十六日

△ギリシヤ國會議總選舉。

一月二十七日

△シリア政府、タマスカス、アレクポ及びベイルートの三市戒嚴令施行、國民黨運動首領サクリ・バルディイ氏國外追放抗議の爲騒擾の結果。

△エジプト、ネシム・パシヤの挂冠後後繼内閣成らず、國內政情極度の不安を告げ隨所に騒擾の勃發を見る。

一月二十八日

△日埃會商はエジプト政情不安のため停頓状態に陥る。

△ギリシヤ總選舉の結果公表さる。議席總數三百の内、自由黨は一二七席を得て第一黨となり、反ヴェニゼロスの保守黨プロックは總計一四三席を獲得し共產黨は一五席を得。

一月二十九日

△デイメルデイス首班のギリシヤ内閣總辭職。自由黨を首リフォリス氏に組閣の大命降る。

△エジプトのカイロに於て學生を中心とする反英示威進行はれ、警官隊と衝突、遂に學生側約百名、警官側二十名の負傷者を出す。

一月三十一日

△エジプト新内閣成る。國王の政治顧問アリマヘル・パシヤ氏、首相兼内相。

△スキス政府の各種輸入品目に亘る輸入税引上と政府官吏の俸給減額法律案は上下兩院の承認を得る。

二月四日

△スキスに於けるナチス黨首領ウィルヘルム・グストロフ氏ユーゴスラヴィア反ナチス結社員によつて暗殺さる。

二月七日

△チエコスロヴァキア首相ミラン・ホツザ・パリに於て對佛新協定の交渉をなすに決定。

二月八日

△鐵道勞働者のストライキに端を發したるチリーのサンチャゴ市の總罷業悪化、政府は全市に戒嚴令を布告。

二月十日

△シヤム改造内閣成立、ピヤ・パボン氏を首相として軍部領袖を網羅する強力内閣誕生す。

二月十六日

△スペイン議會の總選舉行はる。左右兩派の抗争激烈。

二月十七日

△總選舉に大勝のスペイン左翼分子は首府マドリッドに於て一大示威運動を執行し、政治犯人の解放を絶叫して市中を行進。政府は全國に戒嚴令を布告す。

二月十八日

△南米パラグアイのアスンシオンに革命起り、急進派陸軍將校團により新政府樹立さる。

二月十八日

△ソ聯、ルーマニヤ通商協定締結。

二月十八日

△パラグアイ、アヤラ大統領國外に亡命。革命政府樹立。

二月十九日

△ボヘミアのシレジアに於けるナチス運動弾壓さる。

二月十九日

△スペインの戒嚴令下にあるサラゴッサの勞働組合員、社會民主黨員の一團は警官隊と大衝突。

二月十九日

△スペイン、ヴァリダレス内閣總辭職。左翼共和黨の首領マニユエル・アサナ氏左翼を中心とする新内閣を組織。

二月二十五日

△ベルギー首相は議會に於て「ベルギー政府は世界資源再分割案の方



法によつて世界の植民地問題の解決を試みることも未だ曾て考慮したることなし」と述べ。

二月二十八日

△チリ政府は文官、退役軍人等より成るクーデター計畫を採知、右主謀者を捕縛す。

三月一日

△総選挙に大勝せるスペイン左翼聯合、人民戦線の加盟員二十五萬マドリッド市に大デモンストレーションを舉行す。

三月五日

△エチオピアは聯盟の休戦勸告を無條件で受諾す。

三月六日

△ユーゴスラヴィア首相兼外相ミラン・ストヤディノヴィッチ氏議會に於て反對黨員に狙撃さる。

三月七日

△ギリシャ國王はヴェネゼロス派のソフォウリス氏に組閣大命を發せらる。

三月九日

△スペイン、グラナダ市の共産主義者及びサンデカリスト全市罷業を宣し、警官隊と衝突、全市に戒嚴令布かる。

三月十二日

△パラグアイ革命政府の首班フランコ大佐は革命黨とパラグアイ國家の不可分なる旨を宣言、他の諸黨派の活動を一箇年間禁止する旨の命令を發す。

三月十四日

△スペイン政府はファシスト黨「スペイン・フランクス黨」に解散を命令、首領リベラ氏以下數名の幹部を逮捕す。

三月十七日

△ギリシャ革命亡命中のヴェネゼロス氏パリに逝く。

三月二十三日

△共産革命運動再燃の兆あるに鑑み、ヴァルガス・ブラジル大統領全國に互り戒嚴令を施行。

三月二十六日

△スペイン西南部の要都バダホス地方の労働者農民約六千、大地主を襲撃、之を放逐して農園一帯を占據。

三月二十八日

△チェコスロヴァキア政府は軍需工業及び軍需原料供給に對し、廣汎なる統制を行はんとする新國防法を議會に提出す。

四月一日

△オーストリア政府議會に國民強制徵兵法案を提出全會一致可決さる

四月八日

△スペイン、ザモラ大統領、議會の違憲動議通過により辭職、現國會議長マルチネス・パリオ氏臨時大統領に就任。

四月十日

△メキシコ前大統領カレス氏反政府運動煽動の故を以て追放。

四月十一日

△スペイン政府は代議員と共にスペイン共和國の新大統領選挙をなす「委員」(Commissions)の選挙に關する新法令發布。

四月十一日

△ラトヴィア首相ウルマニス氏現職のまま大統領に就任。

△トルコはローザンヌ條約中海峽非武装條項廢棄を聯盟に要請。

四月十二日

△ギリシャ首相兼外相メルチス氏逝去。

四月十六日

△首相逝去によりギリシャ内閣總辭職に決定せるもメタクサ氏首相兼外相に任命され、留任と決定。

四月十七日

△スペイン人民戦線派のレヴェス中尉の葬儀を契機として、左右兩翼の抗争激化、全國ゼネストに發展。

四月十八日

△スペイン政府緊急開議に於て極右カトリック農民黨以下全國のファシシ團體の解放命令を發し、同時に非常時對策を施行。

四月十九日

△メキシコ上院議員アギラル氏上院本會議で聯盟脫退論を強調。

四月十九日

△ポーランド政府極右獨裁派の機關紙「ガゼッタ・ポルスカ」の發刊停止を命令。

四月十九日

△パレスタインの回教徒ユダヤ人衝突死傷百五十名。

四月二十日

△エチオピア首都陥落の危険迫り、住民何れも郊外に避難し、アデス・アベバは全く廢墟の巷と化す。

四月二十四日

△エチオピア政府は皇帝の御所在隔蔽に成功、四月二日以来所在者として判明せずと傳へらる。

五月二日

△エチオピア國皇帝陛下首都拋棄佛領チブチへ蒙塵。

五月七日

△ナチス運動繼續の廉によりオーストリア政府はウィーン藝術界の有力者多數を逮捕。

五月九日

△ギリシャサロニカ煙草労働者のストライキ俄かに擴大惡化し、全市に亘る總罷業となり遂に戒嚴令公布。

五月十日



△ワフド黨々首ムスタファ・ナハス氏を首班とするエジプト内閣成立。  
△スペイン大統領選挙、共和黨首アサナ氏當選。

五月十三日

△パラグアイの共産黨分子叛亂せるも政府に彈壓さる。

五月十四日

△キラーゴ氏を首班とせるスペイン新内閣成立。

五月十七日

△オーストリア内閣改造。副總理シュタールヘンブルグ公辭任。

五月十八日

△プッシュ大佐を首班とするボリヴィア革命軍は社會黨との協力の下に首都ラ・パス市にクーデターを斷行、大統領ソルサノ博士に辭職を強要、新政權を確立。

五月十九日

△メキシコ政府の調停効果を奏せず、延長九千三百哩に及ぶナショナル鐵道會社の従業員五萬總罷業を斷行。

五月二十日

△ボリヴィア新軍政府は全國に亘り、勞働賃銀引上を命令し、通貨の引下を斷行。

五月二十三日

△キニューバ新大統領ミゲル・マリノ・ゴメツ、ハバナに於て宣誓式舉行、正式就任す。

五月二十四日

△オーストリア、ナチス前副總理、護國團首領シュタールヘンブルグ公を襲撃す。

五月二十五日

△ベルギー總選挙政府黨敗れ、社會黨第一黨となる。

五月二十六日

△イタリア政府はエチオピアに於ける新關稅率を發表す。

五月二十七日

△ベルギー總選挙の結果ゼーランド内閣挂冠。

五月二十八日

△パレスチナのアラビア叛徒イギリス軍隊と交戦。

五月二十九日

△エジプト、カイロに於て市民有力者多數により市民大會開催、パレスチナ問題を討議す。

六月一日

△ベルギーレオポルド三世陛下、共産黨書記長ジャック・モット氏に賜調、政局收拾につき意見を徴せらる。

六月二日

△ブタペストを占據、一據に革命を起さんとするハンガリー・ナチス黨員七百七十名未だに逮捕さる。

六月五日

△ニカラガ國民革命を起し、サカザ大統領の政府顛覆。

六月八日

△ベルギー社會黨々首ヴァンデルヴェルト氏に組閣の大命降下。

六月九日

△ヴァンデルヴェルト氏ベルギー内閣組織を拜辭。

六月十一日

△パレスチナに於けるユダヤ人對アラビア人の民族鬭争は益々紛糾、

六月十三日

△オーストリア政府は獨逸新協定内容を公表。

六月十五日

△スペイン王黨革新派の首領カルボ・ソテルロ氏暗殺さる。

六月十七日

△ポーランド陸軍總監スミグリ將軍は「共和國の大統領後の第一人者となる」旨宣布され、事實上の獨裁者となる。

六月十九日

△ダンテツヒ在住ポーランド人、三百團體三萬人より成る大家ワルソ市を示威行進し、ドイツの壓迫より安全の強化「ポーランド港ダンテツヒ」の確保を要求。

六月二十日

△スペイン元カリ駐屯軍司令官エリテラ中佐を中心としたモロッコの叛亂擴大し、同地の軍事的要地は全部占領せられ更に叛亂はスペイン本土にも波及す。

六月二十二日

△ボリヴィア社會黨首前大統領ザルベドラ氏及び現政府の社會黨系閣僚二名の政府顛覆陰謀暴露。

六月二十四日

△スペイン西南岸フェルヴァ市勞働組合は同市北方リオ・チント炭坑

政府は國外交通通信を一切禁止。

六月十一日

△スキス議會の國民會議は、スキスとソウェイト聯邦との國交對立の權限を聯邦議會に與へんとする動議を否認す。

△パナマ大統領選挙の結果、國民革命同盟より立候補のアロセメナ氏當選す。

△スペインの全國罷業悪化、参加者は首都のみにて五萬人に達し、賃銀五割値上を要求し、不穩の形勢を示す。

六月十三日

△ベルギーヴァン・ゼーランド内閣成立。

六月十四日

△ベルギー炭坑勞働總同盟緊急會議開催、勞賃一割値上、一週四十時間勞働制、有給休暇を要求、十五日より罷業決行に決定。

六月十五日

△ベルギー總罷業開始さる。

六月十六日

△スウェーデン社會民主黨首領ハンソン内閣總辭職。

六月十九日

△マドリッドの製材勞働者一萬人待遇改善を要求總罷業に入る。

六月十九日

△スウェーデン、農民黨と官僚の合作になるペウルソン内閣成立。

六月二十二日

△ボリヴィア社會黨首前大統領ザルベドラ氏及び現政府の社會黨系閣僚二名の政府顛覆陰謀暴露。

六月二十四日

△スペイン西南岸フェルヴァ市勞働組合は同市北方リオ・チント炭坑

△ベルギー總選挙政府黨敗れ、社會黨第一黨となる。

五月二十五日

△イタリア政府はエチオピアに於ける新關稅率を發表す。

五月二十六日

△ベルギー總選挙の結果ゼーランド内閣挂冠。

五月二十七日

△パレスチナのアラビア叛徒イギリス軍隊と交戦。

五月二十九日

△エジプト、カイロに於て市民有力者多數により市民大會開催、パレスチナ問題を討議す。

六月一日

△ベルギーレオポルド三世陛下、共産黨書記長ジャック・モット氏に賜調、政局收拾につき意見を徴せらる。

六月二日

△ブタペストを占據、一據に革命を起さんとするハンガリー・ナチス黨員七百七十名未だに逮捕さる。

六月五日

△ニカラガ國民革命を起し、サカザ大統領の政府顛覆。

六月八日

△ベルギー社會黨々首ヴァンデルヴェルト氏に組閣の大命降下。

六月九日

△ヴァンデルヴェルト氏ベルギー内閣組織を拜辭。

六月十一日

△パレスチナに於けるユダヤ人對アラビア人の民族鬭争は益々紛糾、

六月十三日

△オーストリア政府は獨逸新協定内容を公表。

六月十五日

△スペイン王黨革新派の首領カルボ・ソテルロ氏暗殺さる。

六月十七日

△ポーランド陸軍總監スミグリ將軍は「共和國の大統領後の第一人者となる」旨宣布され、事實上の獨裁者となる。

六月十九日

△ダンテツヒ在住ポーランド人、三百團體三萬人より成る大家ワルソ市を示威行進し、ドイツの壓迫より安全の強化「ポーランド港ダンテツヒ」の確保を要求。

六月二十日

△スペイン元カリ駐屯軍司令官エリテラ中佐を中心としたモロッコの叛亂擴大し、同地の軍事的要地は全部占領せられ更に叛亂はスペイン本土にも波及す。

六月二十二日

△ボリヴィア社會黨首前大統領ザルベドラ氏及び現政府の社會黨系閣僚二名の政府顛覆陰謀暴露。

六月二十四日

△スペイン西南岸フェルヴァ市勞働組合は同市北方リオ・チント炭坑

六月二十五日

△ベルギー炭坑勞働總同盟緊急會議開催、勞賃一割値上、一週四十時間勞働制、有給休暇を要求、十五日より罷業決行に決定。

六月二十六日

△ベルギー總罷業開始さる。

六月二十九日

△スウェーデン社會民主黨首領ハンソン内閣總辭職。

六月十九日

△マドリッドの製材勞働者一萬人待遇改善を要求總罷業に入る。

六月十九日

△スウェーデン、農民黨と官僚の合作になるペウルソン内閣成立。

六月二十二日

△ボリヴィア社會黨首前大統領ザルベドラ氏及び現政府の社會黨系閣僚二名の政府顛覆陰謀暴露。

六月二十四日

△スペイン西南岸フェルヴァ市勞働組合は同市北方リオ・チント炭坑



△スペイン叛亂軍首都マドリッドに内遷、ラチオを以て政府に降伏を要求せる最後通牒を送る。

△スペイン政府全国一齊にモラトリアムを公布、同時に経済恐慌防止のための緊急令を發布、銀行取引所の機能停止を命令。

七月 二十一日

△スペイン、サンチカリスト組合本部説明書を發表、政府支持を言明。

△バルセロナ市に於ける政府軍と革命軍との戦闘は激烈を極め、政府當局の發表によれば死者五百名、負傷者三千名。

七月 二十四日

△獨逸協定によつてオーストリアの政治犯千餘名放免に決定。

△ビスケー湾に臨む北部スペインの要地サンセバスチャンに叛亂軍と労働者義勇軍との間に争奪戦展開せらる。

△スペイン叛亂軍スペイン國土の大半を占領、北軍司令官エミリオ・モラ將軍革命政府の樹立を宣言。

七月 二十七日

△情勢の急迫にスペイン政府當局は各國大公使館に退去を要請。

七月 三十日

△スペイン叛亂軍、政府承認を外務省に要請し來る。

八月 二日

△日本人移民禁止及び營業の禁止的制限大統領令に關する全ベルー在留民大會開催、移民制限令の修正を期する爲の決議をなす。

八月 四日

△ギリシャ政府の労働爭議強制調停に對するギリシャ共產黨並に左翼労働組合の反對は總罷業に入らんとするに鑑み、ギリシャ政府嚴重

に之を監視しつゝあつたが、メタクサ首相は國王ギオルギス二世の同意を得て突如獨裁制を宣言、下院も無期休會して全國に戒嚴令を宣布。

八月 五日

△獨裁制に反對し、八月五日ギリシャ各地に總罷業擴大。

八月 六日

△汎米平和會議は十二月一日より中南米各國政府代表出席アルゼンチンのブエノス・アイレス市に於て開催に決定。

八月 七日

△スペイン内閣改造、陸相ステルロ將軍辭職、サラビア少佐就任。

八月 八日

△スペイン人民戦線政府ホテル經營、大西洋汽船會社の沒收、軍事訓練法、議會停止再延長を決定、目下の窮境に對應。

八月 十日

△スペイン叛軍フランコ將軍現政府倒壞後のスペイン政府の政策につき職業組合制度を採用すと聲明。

八月 十三日

△デンマルク政府スペイン内亂不干渉案に参加發表。

八月 十四日

△スペイン政府宗教的施設の統制的閉鎖を發表。

八月 十六日

△スペイン革命國防委員會は國家統制機構確立のためのニュー・ディール斷行を發表。

八月 十七日

△スペイン叛軍のイルン及びサン・セバスチャンに對する攻撃開始。

八月 二十四日

△ブラジルアマゾン産業株式會社に對するアマゾン州土地百萬ヘクタール讓渡問題は上院本會議で全然讓渡を認めずと決定す。

八月 二十九日

△ユダヤ人排斥問題を繞りルーマニアタタレスコ内閣總辭職の後再組織、第三次タタレスコ内閣成立。

九月 一日

△スペイン反政府軍マドリッドを空爆。

九月 二日

△ルーマニア、タタレスコ内閣ナチス鐵血團その他の解散、無職青年の義務労働制制定、大學自治制の廢止等の政策を發表。

九月 四日

△ノールウェイ政府はソウェイト反幹部派の巨頭トロッキー氏並に同夫人をストルサフドなる農村に保護檢束。

九月 八日

△ポルトガル現右翼政權に對する反對運動表面化し、驅逐艦その他一隻乗組員叛亂を起す。

九月 十六日

△スペイン北部バスク地方の反政府軍、同地方政府官吏中無政府主義者を全部罷免、地方自治政府を樹立。

九月 二十九日

△スペイン、ブルゴスの反政府國務委員會左翼諸政黨を非合法團體と

して解散を命令。

九月 十九日

△マドリッド政府軍中のアナルコ・サンチカリスト一派はマドリッド政府より全然獨立せる地方委員制度を樹立すべき事を主張、社會黨共產黨に對し最後通牒を以て要求。

九月 二十日

△ベルギー、ブリュッセル警察當局社會主義者を檢舉。

九月 二十二日

△スウェーデン下院總選舉、社會民主黨、共產黨、獨立社會黨を一丸とする人民戦線派の進出著しく二百三十名中百二十三名を獲得。

九月 二十五日

△ウルグアイ政府國交斷絶をスペイン政府に通告。

九月 二十五日

△ポーランド政府は、ドイツの労働奉仕隊に倣ひ労働義勇軍を組織、陸軍省管下に置くことに決定。

九月 二十六日

△オーストラリア農民黨對日通商打開を政府に要求。

九月 二十八日

△フィンランド、キヴィマキ内閣總辭職。

九月 二十九日

△スウェーデン社會民主黨首領ハンソン氏農民黨との聯立内閣組織に成功。

九月 二十九日

△ラトヴィア政府金本位停止決定。



△スエス政府は上院に經濟上の廣汎なる權限を賦與すべき法案を提出可決さる。

十月一日

△オーストリア政府は二十一歳の男子八千名を徴收する新法令を發布空軍建設の國民的基金募集を開始。

△スペイン國會は殆ど二箇月振りにて開會、議員總數四百四十名中僅に百餘名出席の下に非常時對策につき審議を遂ぐ。

△フランコ將軍國防委員會の推薦により「スペイン總統」に就任、宣誓式を舉行。

十月二日

△蘭印政府暴利取締に收用條例適用を聲明。

十月三日

△チエコ政府クロネ貨切下げを決定。

十月六日

△ハンガリア獨裁首相ゲムベス氏ドイツのミュンヘン・サナトリウムにて逝去。ハンガリア内閣總辭職。

十月八日

△フィンランド、キヴィマキ内閣辭職の後を承け下院議長キヨスケ・カリオ氏後繼内閣を組織。

十月十日

△ハンガリア後任首相にダラニー農相決定。

△オーストリア政府は護國團の内訌、同團首領シュタールヘンベルグ公とシュニツク首相の争ひ尖鋭化し重大危機に直面したが、前後三十時間に亘る首相を中心に局面打開協議の結果、護國團を始め武

裝團體の強制解散、カトリック民團軍の正規軍編入等決定。

十月十三日

△オーストリア祖國戰線部隊長會議ウインに開催、十日のシュ首相の決定を支持。

十月十七日

△ウイン警察護國團本部を襲ひ、武器多數を押收。

十月十九日

△スペイン、アサナ大統領極秘裡にバルセロナに到着。

十月二十日

△ノールウェイ總選舉労働黨第一黨となる。

十月二十一日

△ベルギーにファシスト運動波及し、レクシスト黨はフランドル國民黨と結盟して猛運動を開始す。レクシスト黨は黨員二十五萬人を動員、ブリュッセルに於てデモンストレーションを行ふに決す。

△ベルギー社會黨も同じく二十五日斷乎對抗示威運動を展開する旨本部より命令。

△政府對急進黨の争ひ激化、チリー内閣總辭職。

十月二十三日

△ポルトガル政府はスペイン政府に斷交通告を發す。

△スペイン政府はカタロニア遷都を決定。大統領はカタロニアの經濟生活を純然たるソウェイト體制を基調として改革することに決定、宣言書を公布す。

△國際労働組合總同盟幹部會スペイン政府援助に決定。

十月二十五日

△ベルギー皇帝の在郷軍人分列式規閲後ベルギー左右兩翼の對抗示威行進開始、レクシスト黨首レオン・デグレル氏警官隊に檢束さる。

十月二十九日

△イラク國にクーデター行はれ、軍部獨裁政府成立。

十一月三日

△オーストリア内閣改造、一黨專制確立。

△スペイン政府はアナキスト系労働組合の國民労働總同盟と社會主義系の純正労働同盟代表者の入閣を發表。

十一月六日

△メデイ・フランシエリ首相のアルバニア内閣總辭職。

十一月十二日

△スペイン共產黨系總同盟本部は二十歳より四十五歳までの黨員に、直ちに義勇兵として戦線に出動すべき旨布告。

十一月十八日

△エクアドル政府共產主義撲滅のため、共產主義的分子の國外退去、入國禁止方策を決定。

十一月二十三日

△オランダ政府は英米佛三國全協定に参加の旨聲明。

十一月二十八日

△エクアドル首府キートに革命勃發。

十一月三十日

△チリー政府、イタリアのエチオピア併合を正式承認。

十二月一日—二十三日

△汎米會議南米ブエノスアイレス市に開催。會議の公式議題は一、平

和組織問題。二、中立問題。三、軍備制限問題。四、法律問題。五、經濟問題。六、智的協力問題に亘る。

十二月五日

△汎米會議に米國務卿は平和機構案を、ドミニカ代表は、全米洲國際聯盟案を提議。

十二月八日

△メキシコ政府のトロツキー氏在留許可發表に對し、メキシコ共產黨労働團體より反對運動起る。

十二月十三日

△ブラジリアマゾン州議會は外人土地禁止法案を通過。同地方に於ける日本人移民の前途に一大暗影を投ず。

十二月十五日

△スエス聯邦大統領選舉に外相ギゼツペ・モッタ氏當選。

十二月十七日

△スペイン、カタロニア政府部内のトロツキストたるボウム黨を除外して内閣改造行はれ、エスケアラ黨、社會黨より各三名、アナルコ、サンジカリストより四名、農民黨より一名の新内閣成立。

十二月二十四日

△砂糖課稅法案を繞り、キューバ議會と大統領衝突、ゴメス大統領辭任の結果、副大統領ブリー氏昇格。



1945年11月10日

本月十日，由上海乘火车赴南京，在车上遇有某要人，谈及当前局势，深感前途之光明，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十一日，抵南京，即往某部报到，该部领导人对本人之表现，深表赞赏，并嘱其继续努力，为抗战到底而奋斗。

十二日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十三日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十四日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十五日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十六日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十七日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

1945年11月10日

本月十日，由上海乘火车赴南京，在车上遇有某要人，谈及当前局势，深感前途之光明，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十一日，抵南京，即往某部报到，该部领导人对本人之表现，深表赞赏，并嘱其继续努力，为抗战到底而奋斗。

十二日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十三日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十四日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十五日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十六日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。

十七日，在部中工作，深感工作之繁重，但亦觉有意义，且闻中央已决定，凡在抗战中表现英勇者，均予奖励，此实为抗战以来之创举也。



# 内外産業労働統計要覽

## 日 本

(物價問題ヲ中心トシタル我國産業労働情況ノ概觀)

(社會政策時報第202號ノ資料ニ據ル)

- |                       |                    |
|-----------------------|--------------------|
| 第1圖 財政                | 5. 生計費指數           |
| 第2圖 金融                | 6. 貨銀統計            |
| 第3圖 爲替ト輸出入額           | (イ) 貨銀指數           |
| 第4圖 重要生産品生産指數         | (ロ) 定額及實收貨銀指數      |
| 第5圖 種別生産指數            | 7. 就業時間統計          |
| 第6圖 労働者數              | 8. 就業日數統計          |
| 第7圖 労働人員指數            | 9. 労働人口統計          |
| 第8圖 卸賣物價ト小賣物價         | (イ) 總指數並ニ地方別労働人員指數 |
| 第9圖 貨銀                | 數                  |
| 第10圖 労働爭議(要求事項別件數百分比) | (ロ) 重要産業別労働人員指數    |
|                       | (ハ) 工場、鑛山労働者數      |
|                       | 10. 失業統計           |
|                       | 11. 労働市場統計         |
|                       | (イ) 職業紹介取扱成績       |
|                       | (ロ) 工場、鑛山労働者異動調    |
|                       | 12. 爭議統計           |
|                       | (イ) 労働爭議要求事項別件數    |
|                       | (ロ) 労働爭議業態別件數      |
|                       | (ハ) 小作爭議           |
|                       | 13. 健康保險被保險者數      |
|                       | 14. 産業災害率          |

### [經濟統計]

1. 金融統計
2. 生産統計
  - (イ) 生産指數
  - (ロ) 重要生産品別生産指數

### [労働統計]

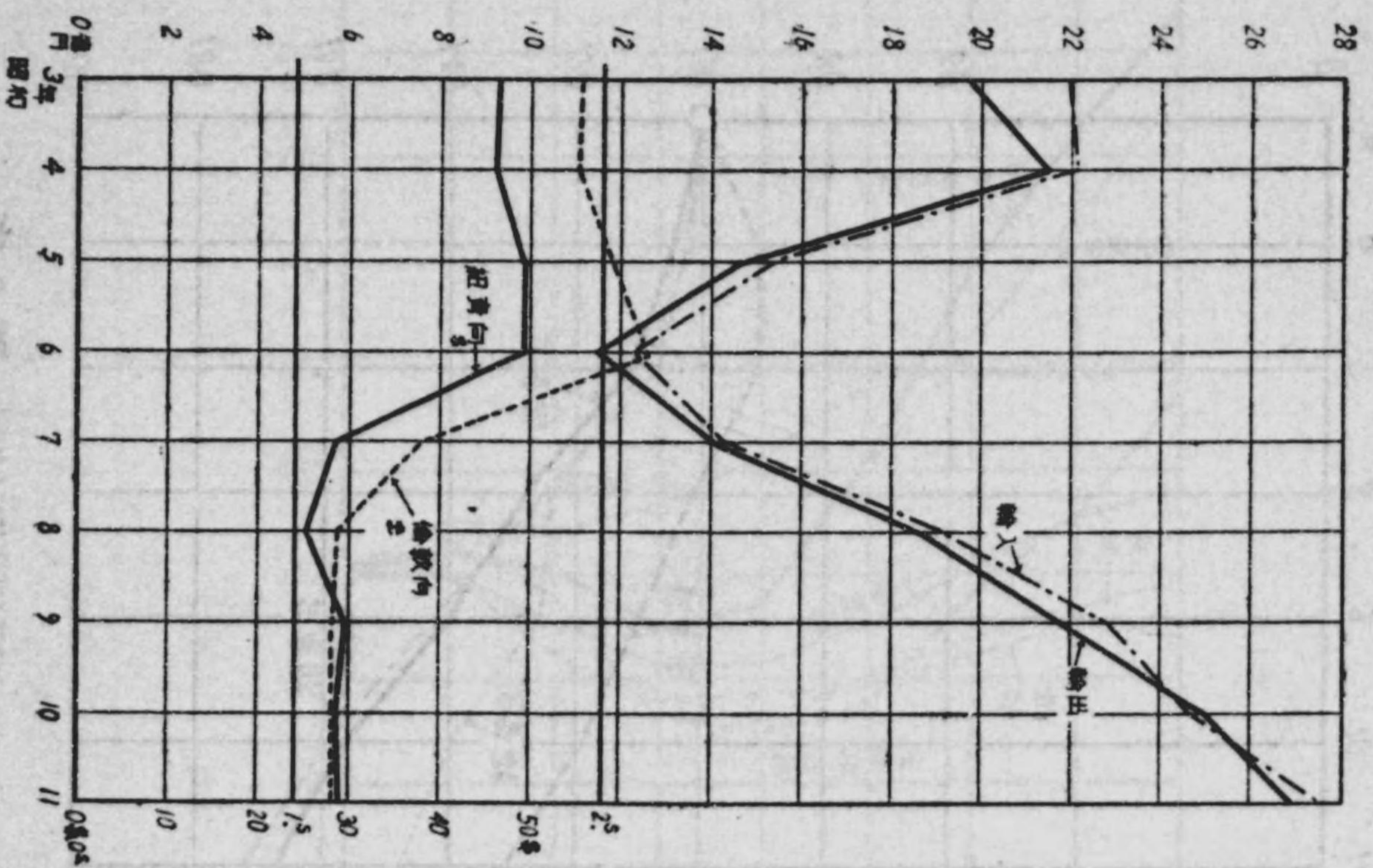
3. 交易統計
4. 物價統計
  - (イ) 卸賣物價指數
  - (ロ) 小賣物價指數

## 海 外

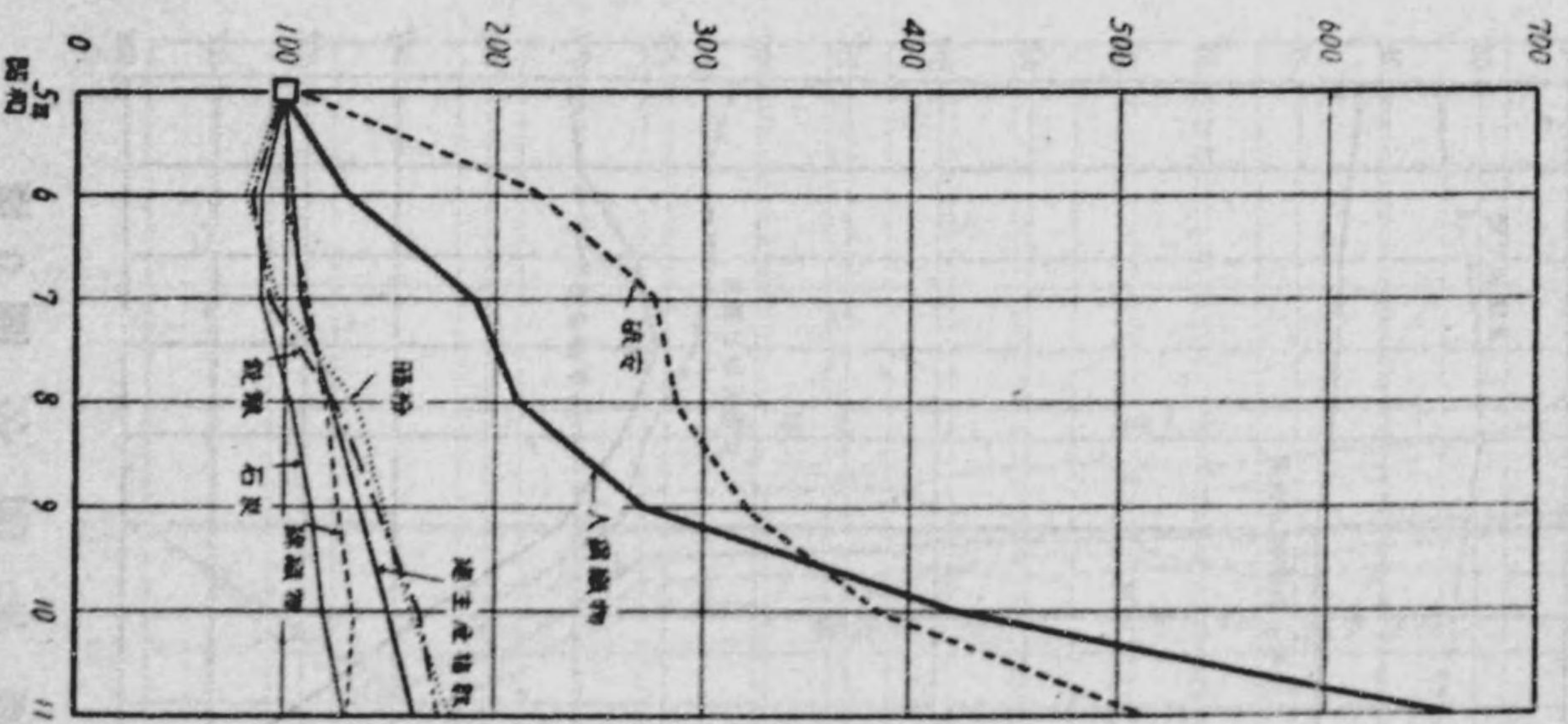
- (英 國) 1. 生産、卸賣物價、生計費並ニ貨銀指數  
2. 失業並ニ労働爭議
- (佛 國) 生産、卸賣物價、生計費指數並ニ失業者數
- (米 國) 生産、卸賣物價、就業、貨銀支拂額指數並ニ労働爭議
- (獨 逸) 生産、卸賣物價、生計費指數、貨銀並ニ失業者數
- (伊 國) 卸賣物價、生計費指數、貨銀指數並ニ失業者數



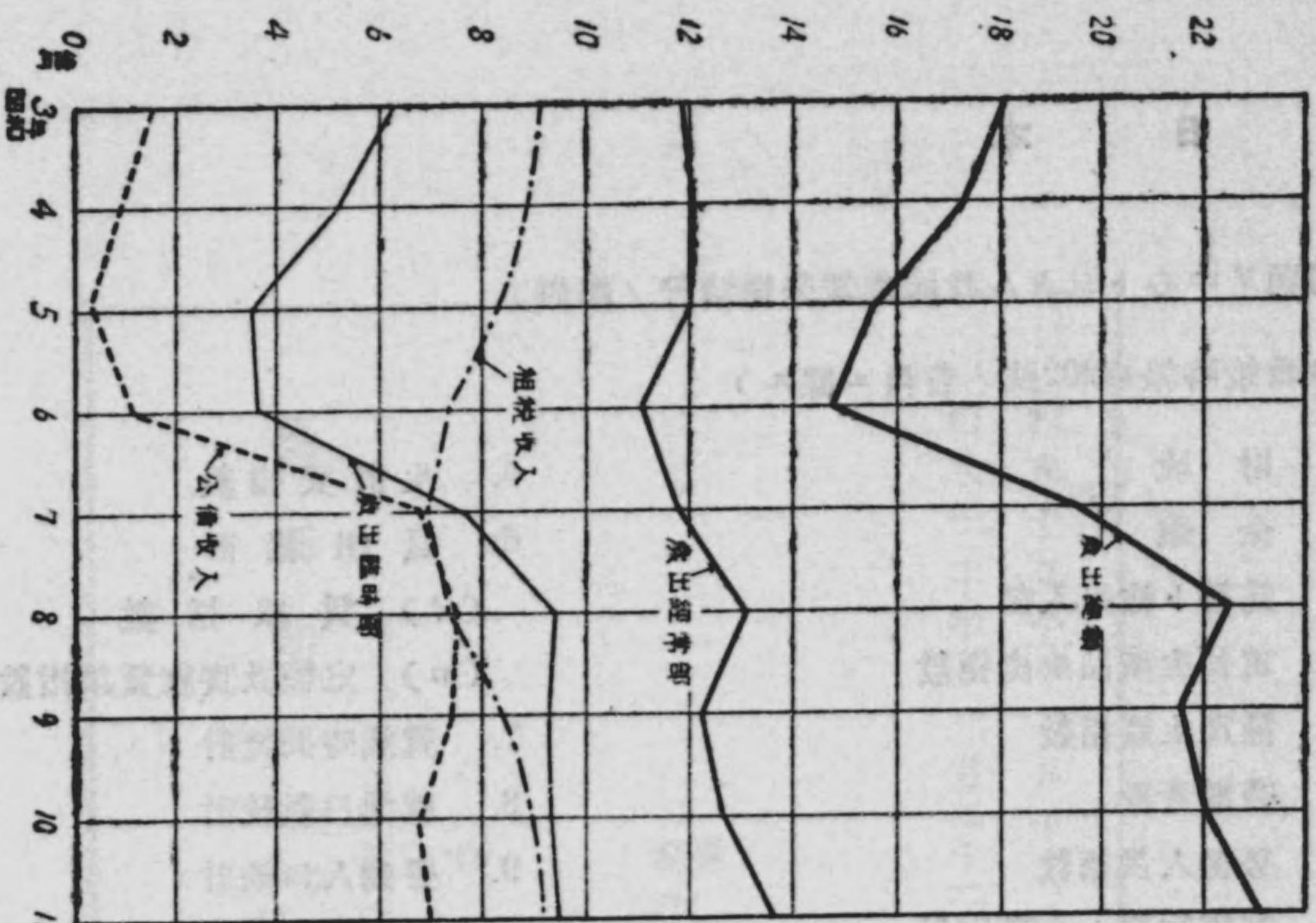
第3圖 爲替・輸出・輸入額



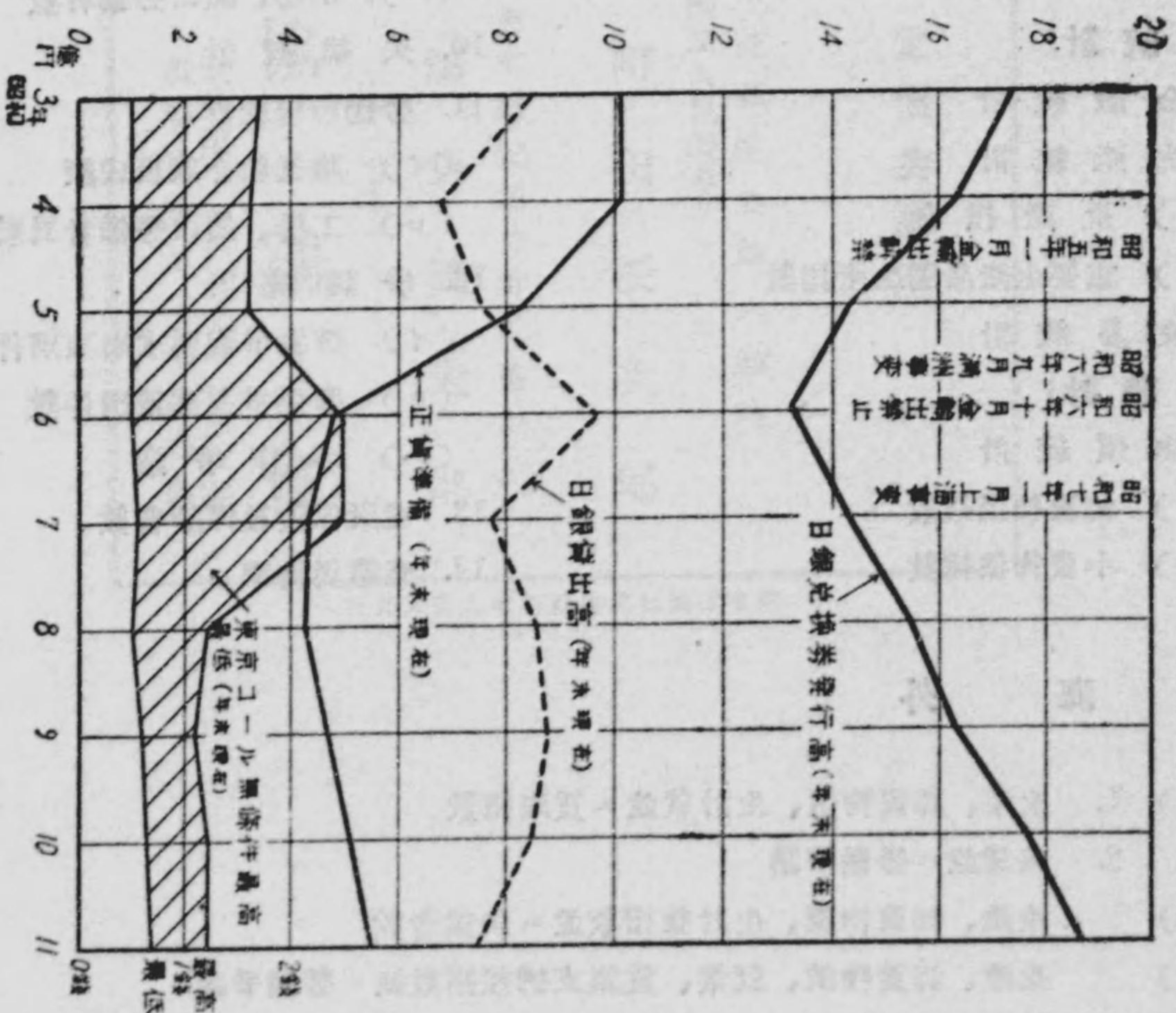
第4圖 重要生産品生産指數



第1圖 財政

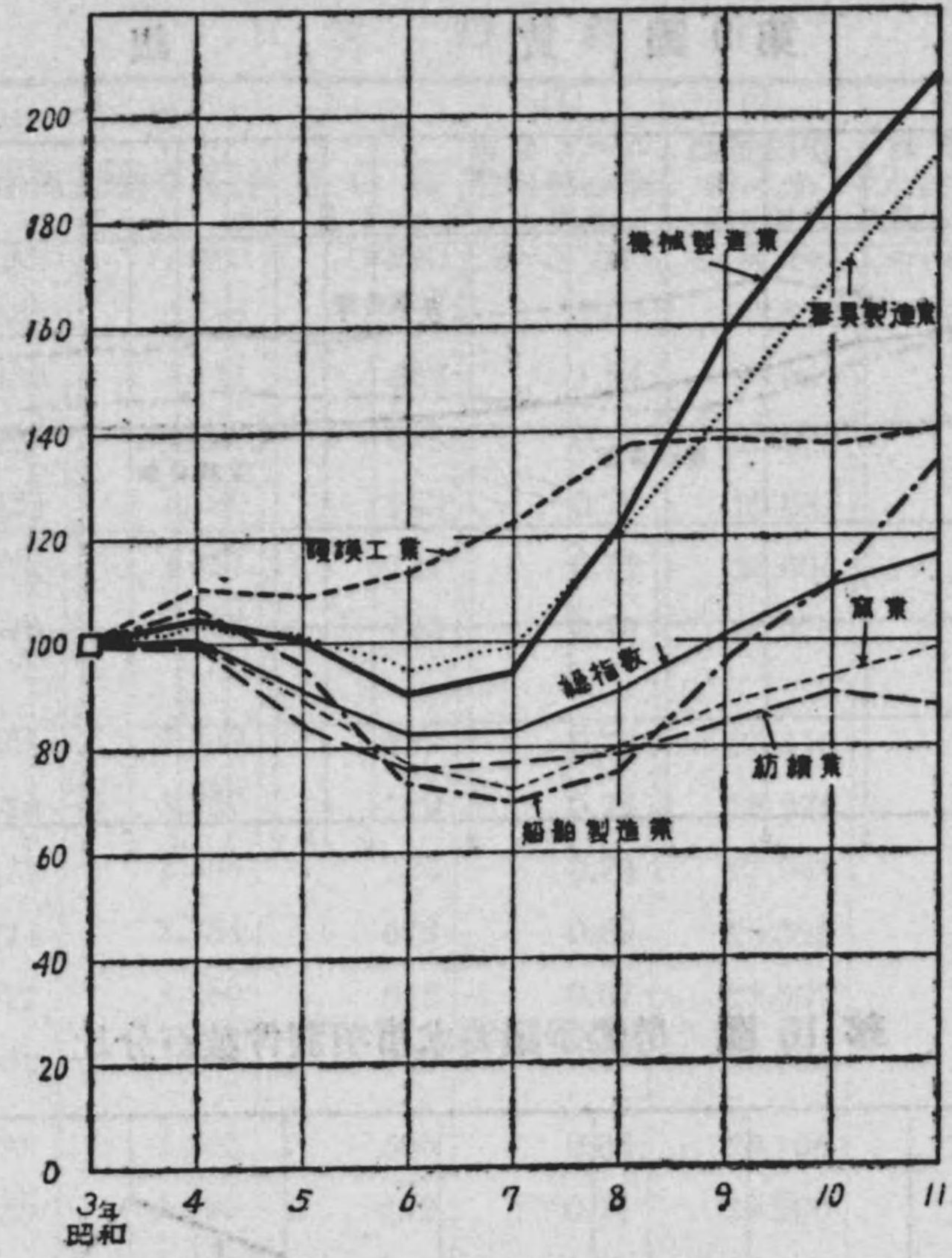


第2圖 金融

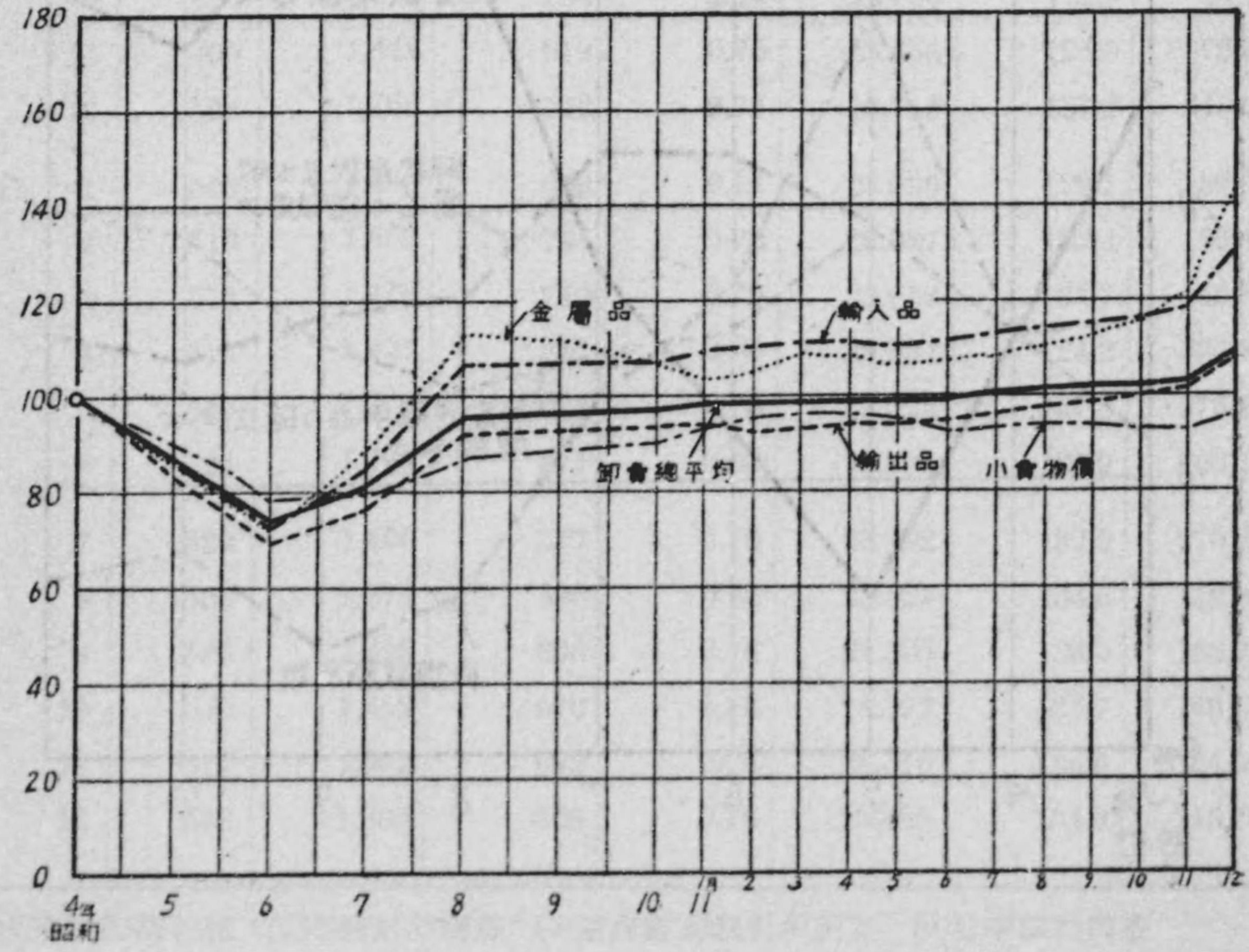




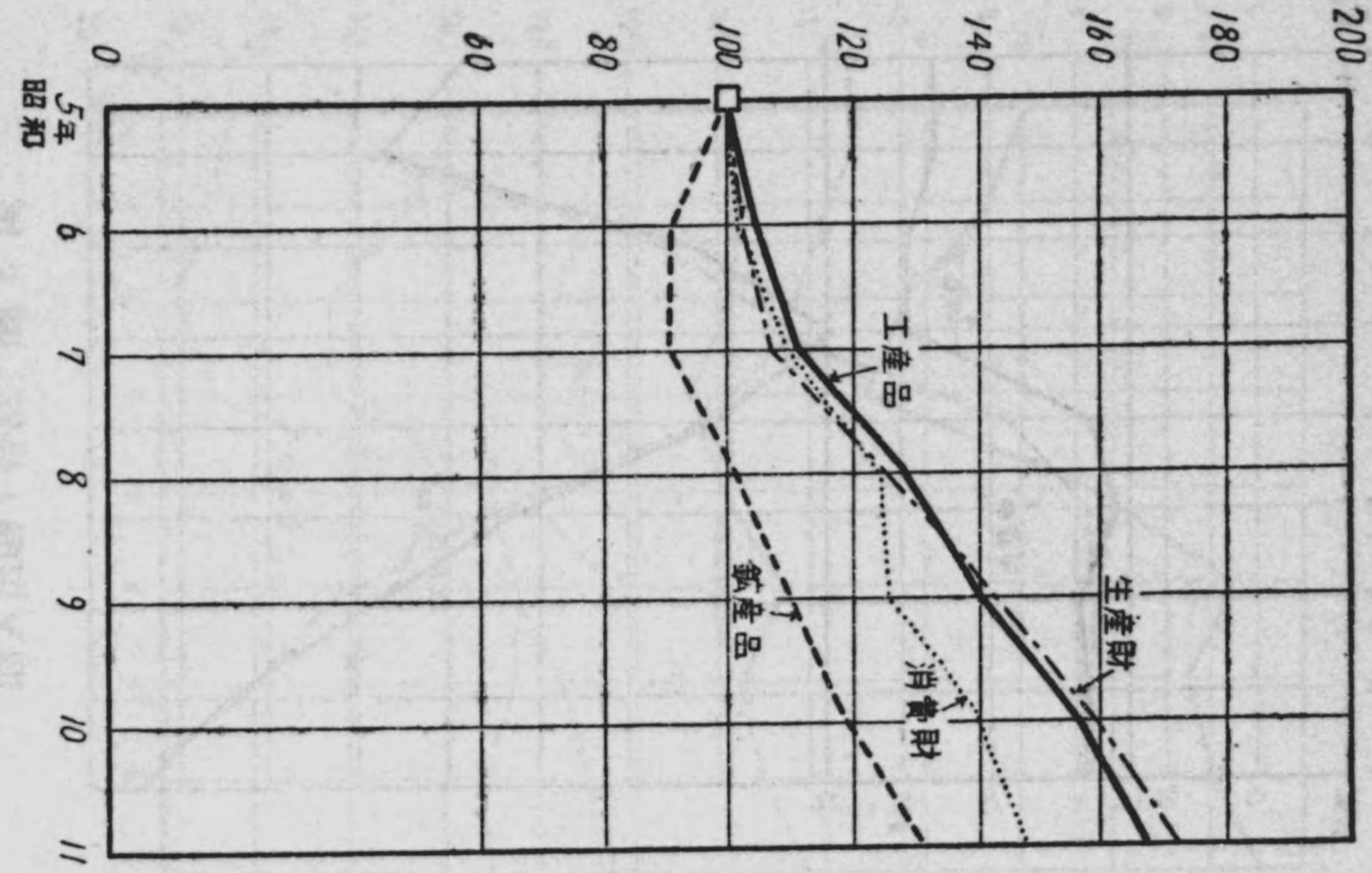
第7圖 勞働人員指數



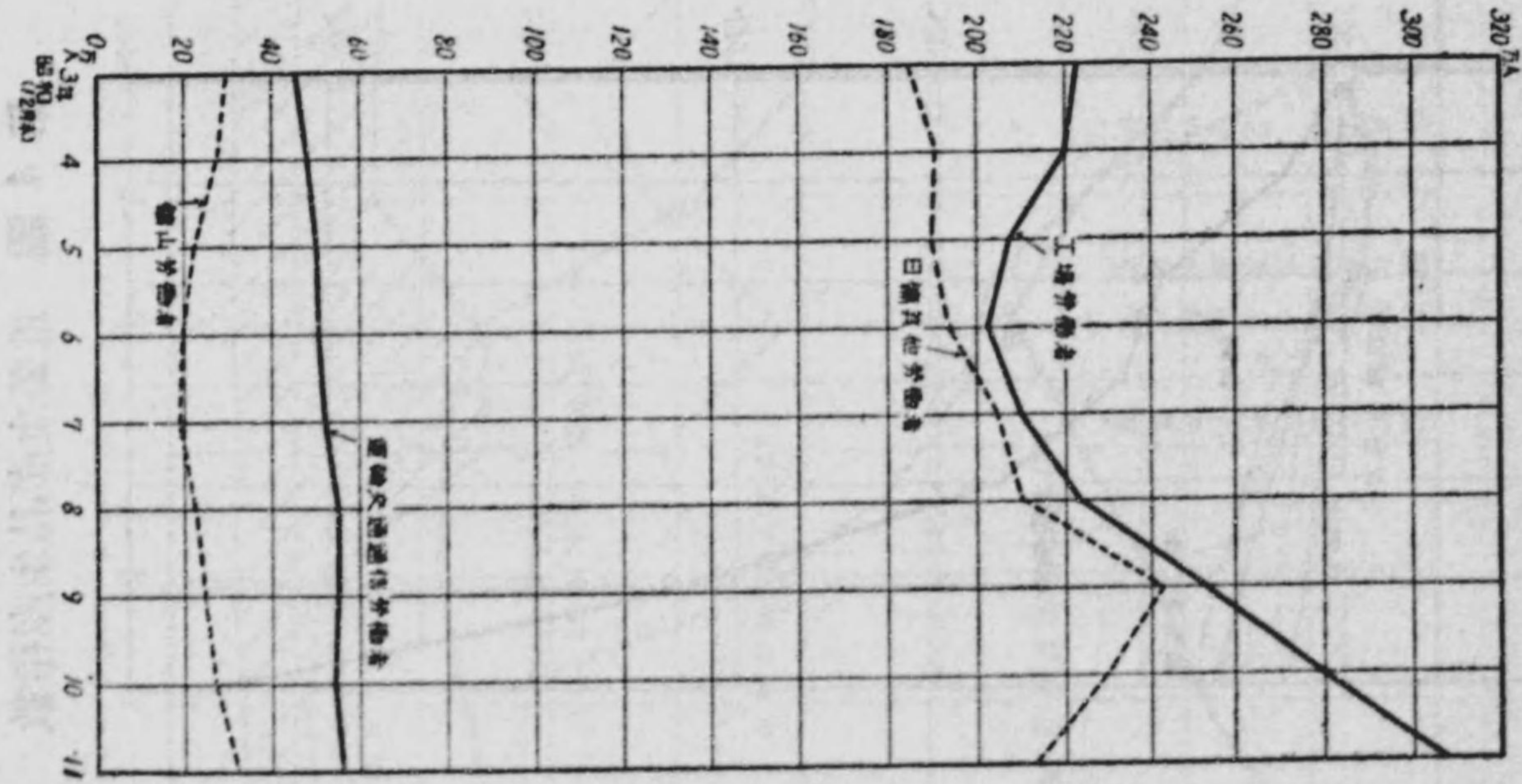
第8圖 卸賣物價ト小賣物價



第5圖 種別生産指數

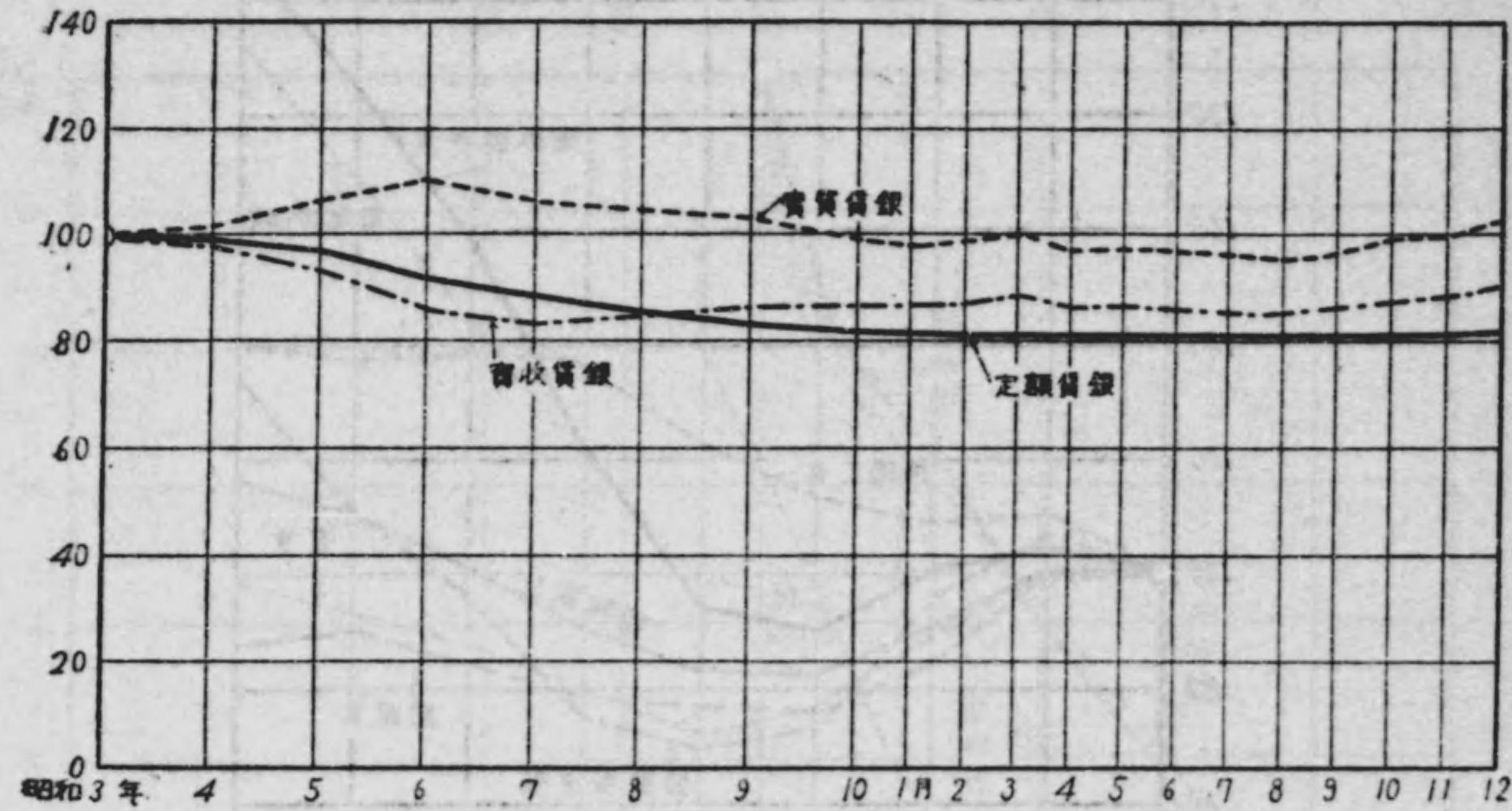


第6圖 勞働者數

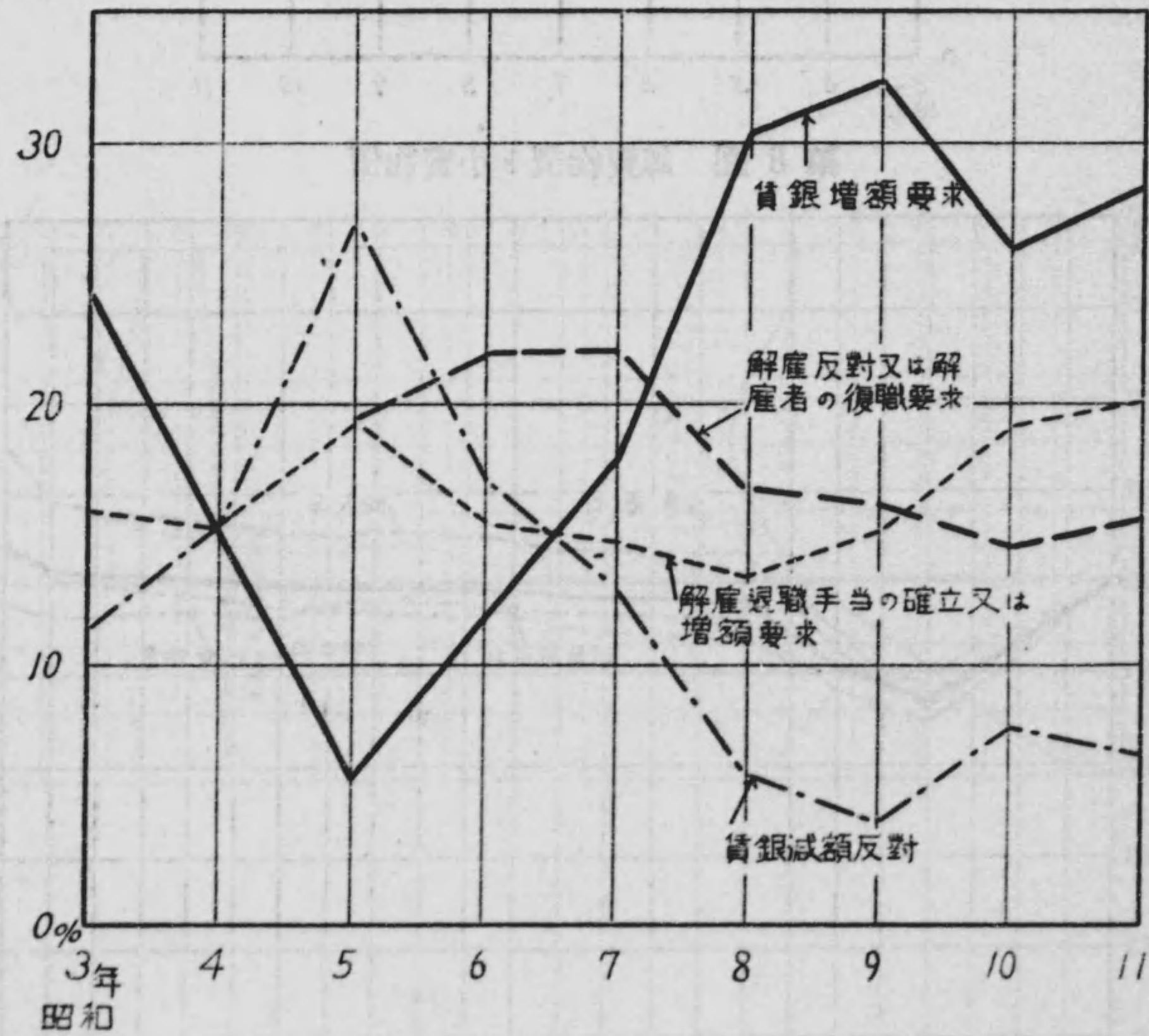




第9圖 貨 銀



第10圖 労働爭議要求事項別件數百分比



經濟統計

1. 金融統計

年 月	日本銀行・勘定			(1)	(2)	(3)	(4)
	正貨準備 月末	兌換券發行 月末	貸出高 月平均	東京コール 翌日物金利 月平均	爲替相場 對米 一日平均	株價指數 (大正10年 1月=100.0)	銀行會社 計畫資本
昭和年	(百萬円)	(百萬円)	(百萬円)	年平均 (銭)	年平均 (弗)	年平均	年計 (千円)
6(2月末)	836	1,188	626	1.03	48.873	57.4	557,645
7(〃)	430	1,111	863	1.24	28.066	72.0	439,499
8(〃)	425	1,156	686	0.74	25.392	103.6	1,135,718
9(〃)	425	1,280	723	0.70	29.637	126.4	1,334,452
10(〃)	470	1,327	729	0.71	28.665	114.8	1,426,911
11(〃)	510	1,657	745	0.75	28.976	131.8	2,000,407
10. 1	468	1,449	689	0.70	28.410	115.0	129,090
2	470	1,327	729	0.74	28.378	112.6	106,914
3	472	1,334	724	0.74	27.948	118.1	126,250
4	474	1,354	678	0.69	28.323	112.9	205,935
5	477	1,280	612	0.67	28.637	112.3	99,645
6	482	1,376	609	0.67	38.925	106.3	135,470
7	485	1,305	600	0.68	29.106	105.9	106,455
8	489	1,296	692	0.71	29.296	110.5	83,085
9	492	1,322	729	0.72	28.956	119.7	64,375
10	495	1,390	804	0.74	28.630	112.8	54,120
11	499	1,442	819	0.76	28.656	124.5	72,350
12	504	1,766	742	0.73	28.715	127.2	243,222
11. 1	506	1,480	699	0.71	28.966	129.1	89,642
2	510	1,657	745	0.70	29.037	133.4	56,450
3	512	1,428	742	0.79	28.918	124.7	46,805
4	515	1,437	817	0.85	28.831	124.2	334,830
5	519	1,371	627	0.73	29.022	127.8	176,218
6	524	1,490	571	0.68	29.305	130.9	163,181
7	529	1,400	577	0.70	29.292	132.3	270,250
8	533	1,474	595	0.74	29.327	134.5	122,385
9	536	1,423	606	0.76	29.385	139.5	163,735
10	540	1,452	672	0.83	28.572	135.7	176,680
11	544	1,503	692	0.78	28.516	134.6	184,526
12	548	1,865	666	0.73	28.488	134.9	215,705

(1)東洋經濟新報 (2)本邦財界情勢 (3)東京株式取引所調査 (4)日本銀行調査



2. 生 產 統 計  
1 生 產 指 數

年 月	總 指 數		工 產 品	鐵 產 品	生 產 財	消 費 財
	* 昭和6-8年 (平均)=100.0	二十六品目 昭和5年=100.0				
昭和年 6 (平均)	91.1	102.4	104.5	91.4	102.6	102.1
7 (〃)	97.2	107.9	111.1	90.9	107.6	109.3
8 (〃)	112.5	124.1	128.5	101.0	125.2	123.0
8 (〃)	127.4	135.0	139.9	109.8	141.7	127.5
10 (〃)	141.0	150.4	156.5	118.3	159.4	139.8
11 (〃)	150.2	161.3	167.0	131.7	172.4	147.8
10. 1	130.8	144.2	149.6	116.1	151.9	135.4
2	131.0	141.3	145.9	117.2	151.6	129.6
3	141.8	145.6	150.4	120.9	155.9	133.6
4	142.1	149.5	155.4	119.0	156.6	141.4
5	142.2	150.1	155.9	119.7	160.6	137.6
6	136.4	149.6	156.3	114.8	160.5	136.4
7	140.8	152.5	159.5	116.2	162.7	140.6
8	139.1	150.3	156.7	117.2	160.2	138.7
9	140.2	149.5	156.0	115.8	159.2	138.2
10	147.9	158.8	165.4	124.5	164.7	151.6
11	146.9	157.4	164.7	119.2	163.8	149.7
12	151.9	155.5	162.6	118.9	164.5	144.7
11. 1	134.5	150.7	156.8	119.0	163.2	136.3
2	139.0	151.7	156.0	129.4	164.7	136.2
3	149.6	156.2	160.6	133.0	169.5	140.2
4	147.1	156.3	161.8	127.5	167.2	143.3
5	148.4	159.9	165.9	128.2	170.1	147.6
6	146.0	158.6	163.8	131.4	170.2	144.3
7	150.2	160.6	165.5	135.3	170.3	148.7
8	150.0	162.3	168.0	132.7	172.4	150.1
9	149.5	166.1	172.0	135.8	174.6	155.2
10	159.9	166.4	172.0	137.0	179.2	150.7
11	164.2	170.8	177.7	134.8	181.8	157.3
12	171.4	176.5	184.3	135.7	185.2	165.7

本邦財界情勢 \* 商工省調査

重要生産品別生産指数  
(昭和5年(平均)=100)

年 月	炭 基 準 (千 噸)	石 鐵 基 準 (千 噸)	錫 基 準 (千 噸)	灰 基 準 (千 噸)	洋 灰 基 準 (千 噸)	粉 基 準 (千 噸)	麵 粉 基 準 (千 噸)	硝 基 準 (千 噸)	安 基 準 (千 噸)	硫 基 準 (千 噸)	糖 基 準 (千 噸)	砂 基 準 (千 噸)	人 造 絹 織 物 基 準 (千 噸)	絹 織 物 基 準 (千 噸)	綿 織 物 基 準 (千 噸)	總 基 準 (千 噸)	生 基 準 (千 噸)	絲 基 準 (千 噸)
昭和年 6 (平均)	88	89	103	103	96	83	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
7 (〃)	89	103	103	100	96	83	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
8 (〃)	103	113	113	128	128	133	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
9 (〃)	113	113	113	128	128	133	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
10 (〃)	119	119	119	140	140	161	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
11 (〃)	130	130	130	139	139	179	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
1	119	119	119	110	110	162	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
2	122	122	122	110	110	162	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
3	121	121	121	110	110	162	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
4	120	120	120	130	130	142	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
5	114	114	114	136	136	151	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
6	117	117	117	139	139	158	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
7	120	120	120	145	145	159	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
8	119	119	119	157	157	162	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
9	121	121	121	164	164	162	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
10	119	119	119	164	164	162	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
11	118	118	118	160	160	162	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
12	116	116	116	142	142	174	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
1	105	105	105	131	131	158	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
2	133	133	133	131	131	140	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
3	138	138	138	135	135	143	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
4	119	119	119	134	134	143	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
5	126	126	126	144	144	151	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
6	129	129	129	141	141	141	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
7	134	134	134	140	140	146	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
8	131	131	131	142	142	161	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
9	135	135	135	147	147	180	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
10	134	134	134	143	143	187	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
11	131	131	131	148	148	180	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102
12	133	133	133	126	126	179	92	82	130	109	101	130	103	101	101	102	103	102

本邦財界情勢



3. 交 易 統 別

年 月	(1)	(2)	(3)	(3)
	國 有 鐵 道 輸 送 收 入	手 形 交 換 高	輸 出	輸 入
	(千円)	(百萬円)	(百萬円)	(百萬円)
昭和年				
6 (平均)	34,438	3,852	95.6	103.0
7 (〃)	33,764	4,403	117.5	119.3
8 (〃)	36,823	5,578	155.1	159.8
9 (〃)	40,375	5,365	181.0	190.2
10 (〃)	43,071	5,317	208.3	206.0
11 (〃)	46,023	5,821	224.4	230.3
10. 月				
1 1	40,394	4,676	169.1	237.0
2	36,914	4,827	178.5	253.8
3	45,947	5,300	213.8	220.2
4	52,419	4,953	205.4	216.9
5	44,133	5,358	215.2	221.2
6	38,310	5,094	191.5	195.1
7	39,872	4,939	207.0	190.0
8	43,336	5,572	213.8	169.3
9	40,170	4,993	227.3	134.3
10	47,732	5,679	236.4	174.7
11	43,160	5,564	218.4	213.2
12	44,470	6,845	222.8	246.5
11. 月				
1 1	40,996	5,034	174.5	244.9
2	37,428	5,120	194.4	251.8
3	47,551	5,665	215.5	276.0
4	54,410	5,409	205.3	247.1
5	47,813	5,462	219.8	240.6
6	42,126	6,231	208.5	229.3
7	42,630	6,457	222.8	203.3
8	47,331	5,605	229.5	191.1
9	43,592	6,028	243.7	189.8
10	51,187	5,753	245.3	187.1
11	47,713	5,568	236.9	218.1
12	49,493	7,520	296.8	284.5

(1)鐵道省運輸局調査 (2)東京手形交換所調査 (3)本邦財界情勢

4. 物 價 統 計

4 卸 賣 物 價 指 數

昭和4年12月中平均=100.0

年 月	食料品	纖維品	金屬品	建 築 工 業		肥 料	燃 料	雜 品	總平均	重要貿易品	
				材 料	藥 品					輸出品	輸入品
昭和年											
6 (平均)	74.2	67.1	72.9	83.6	80.0	69.5	81.4	77.4	74.0	69.9	73.2
7 (〃)	80.2	74.2	88.3	86.2	83.0	81.5	79.9	89.2	81.0	77.1	85.8
8 (〃)	87.8	90.4	113.8	97.3	109.7	89.3	91.1	108.8	95.4	92.4	106.5
9 (〃)	88.7	92.2	112.1	101.7	93.3	87.5	93.4	111.8	96.3	92.8	107.5
10 (〃)	97.8	91.6	107.3	99.4	82.7	96.5	94.0	108.7	97.4	93.7	107.8
11 (〃)	105.1	97.8	112.8	100.2	72.7	99.3	97.6	112.1	101.2	97.3	114.5
10. 月											
1 1	94.4	92.9	111.4	101.7	89.0	90.5	95.0	110.9	97.9	94.8	108.4
2	97.6	92.6	108.1	100.6	88.7	96.0	94.7	111.0	98.3	94.5	108.7
3	97.8	90.4	108.4	100.2	87.3	96.8	94.3	110.0	97.6	93.0	107.4
4	96.4	89.8	109.6	99.9	88.0	98.5	94.4	109.3	97.3	92.4	107.7
5	95.6	91.3	107.8	98.8	85.7	99.5	93.8	107.1	96.9	92.8	107.8
6	94.2	90.3	104.9	98.3	84.7	96.3	93.4	107.4	95.7	91.5	106.4
7	93.8	89.7	102.7	98.2	82.0	92.0	93.2	106.2	94.8	90.7	105.3
8	96.2	89.6	103.7	97.5	80.3	91.3	92.7	106.2	95.3	90.9	105.7
9	100.7	90.7	107.8	98.7	78.3	96.0	93.4	106.2	97.5	92.8	107.2
10	102.4	94.7	112.9	99.3	78.0	100.5	94.1	108.4	100.1	97.1	110.3
11	101.7	95.3	107.8	99.3	77.0	100.8	94.0	109.3	99.6	97.4	109.8
12	101.7	93.1	104.8	99.3	76.7	100.8	94.0	108.3	98.5	95.6	109.0
11. 月											
1 1	103.7	90.9	103.7	98.9	76.0	103.3	94.8	109.7	98.5	94.1	109.7
2	103.2	89.7	105.4	99.1	75.7	101.8	95.9	110.6	98.4	92.7	110.5
3	102.6	90.6	108.3	98.9	75.0	98.3	96.0	111.0	98.7	93.3	111.4
4	103.4	91.6	108.7	98.6	74.3	98.0	95.9	111.1	99.2	94.5	111.4
5	105.0	90.9	106.9	98.5	72.3	96.0	95.4	109.7	98.9	94.0	110.8
6	105.5	92.0	107.5	97.7	71.0	97.3	96.3	109.6	99.3	94.8	111.8
7	106.3	94.5	108.6	98.2	71.0	99.8	96.7	110.6	100.7	96.8	113.9
8	108.2	95.0	110.4	99.0	70.3	101.5	97.3	110.1	101.6	97.9	114.6
9	107.0	95.0	112.4	101.6	71.0	101.0	98.0	110.3	101.9	98.4	115.1
10	103.1	96.3	115.4	102.3	71.3	97.8	99.7	112.8	101.9	100.5	116.1
11	102.7	99.1	121.4	104.4	71.3	96.5	100.7	116.1	103.8	103.2	118.9
12	105.2	105.1	143.4	107.5	71.7	99.0	101.9	124.2	109.8	108.1	128.9

商工省調査



□ 小 賣 物 價 指 數

昭和4年12月16日=100.0

年 月	食料品	衣料品 及身廻品	燃 料	建築材料	雜 品	總平均
昭和年 6 (平均)	80.9	73.1	86.4	81.6	77.8	79.4
7 (〃)	81.8	72.5	83.0	85.0	76.9	79.7
8 (〃)	87.0	83.1	88.1	100.4	85.2	87.1
9 (〃)	87.7	87.4	90.7	105.1	84.3	88.8
10 (〃)	91.7	87.1	90.6	100.0	83.8	90.5
11 (〃)	98.2	89.7	92.0	98.9	84.1	94.8
10. 月						
1 1	89.2	86.6	91.6	104.9	84.9	89.5
2	89.5	86.9	91.1	102.9	83.9	89.5
3	88.6	86.8	90.9	103.0	83.7	88.9
4	89.9	86.2	90.7	102.4	84.6	89.6
5	91.0	86.9	90.1	99.6	83.9	90.1
6	89.1	86.7	89.9	98.0	83.6	88.8
7	92.0	86.5	89.9	97.1	82.9	90.3
8	92.6	86.2	90.1	97.7	82.8	90.6
9	94.4	86.6	90.3	98.0	82.9	91.7
10	94.6	88.6	90.7	101.0	84.2	92.4
11	94.1	88.7	90.9	98.7	84.2	92.2
12	95.8	88.1	90.9	97.6	84.0	92.9
11. 1	97.4	87.6	91.1	96.4	83.9	93.6
2	100.6	87.6	92.4	96.1	83.8	95.5
3	101.6	87.3	92.3	96.1	83.7	95.9
4	102.6	87.8	92.0	96.7	83.4	96.6
5	100.9	87.8	91.0	95.6	82.9	95.5
6	96.0	88.2	90.7	95.9	82.8	92.8
7	96.5	89.0	90.4	96.3	83.1	93.3
8	98.2	89.0	91.0	97.7	82.9	94.4
9	97.4	90.6	91.4	99.7	83.1	94.4
10	95.4	91.4	92.3	101.7	84.2	93.8
11	94.5	92.2	93.7	103.1	85.0	93.7
12	97.4	93.5	95.6	112.0	88.9	96.7

商工省調査

5. 生 計 費 指 數

(大正3年7月=100)

年 月	總指數	飲食費	住居費	光熱費	被服費	文化費
昭和年 8. 月						
1	171	147	240	170	139	180
2	169	143	238	170	137	180
3	168	142	237	168	136	181
4	168	142	237	168	135	180
5	167	142	237	167	135	180
6	167	142	236	166	136	180
7	167	141	236	166	138	180
8	167	140	236	168	140	179
9	168	140	236	171	142	179
10	169	142	235	175	144	179
11	170	144	235	181	144	179
12	169	142	234	184	143	179
9. 1	168	141	234	183	143	179
2	170	143	234	182	144	179
3	171	144	234	182	147	179
4	172	147	234	180	147	179
5	173	149	234	179	147	179
6	172	148	234	178	148	180
7	174	151	234	176	148	180
8	176	157	234	176	149	180
9	176	156	234	180	150	181
10	180	163	234	184	149	181
11	180	162	234	185	148	181
12	179	161	234	185	147	181
10. 1	178	160	234	183	145	182
2	178	161	234	181	145	182
3	179	163	233	179	145	182
4	179	163	233	178	145	182
5	179	163	233	176	146	182
6	179	162	233	175	146	182
7	180	167	233	175	145	182
8	182	169	233	176	145	182
9	184	172	233	178	146	182
10	184	172	233	179	148	183
11	183	169	233	180	148	183
12	182	168	233	180	148	183
11. 1	183	171	233	181	148	183
2	184	172	233	185	148	183
3	185	173	233	185	149	183
4	185	173	233	184	149	183
5	185	174	233	181	149	183
6	185	174	233	179	150	183
7	186	175	233	179	150	183
8	186	177	233	180	149	183
9	186	176	233	181	152	184
10	184	170	233	183	155	184
11	185	170	233	186	156	184
12	186	170	233	194	158	184

東京朝日新聞社調査



6. 貨 銀 統 計  
1 貨 銀 指 數

(大正10—12年=100.0)

年 月	纖維工業	金屬及機械器具工業	窯業	化學工業	食料品工業	被服及身週品製造業	製材及家具類製造業	印刷製本業	土 木 建築業	仲仕及日傭夫	雜業	平均
昭和年												
6 (平均)	83.7	87.0	82.8	92.0	98.0	79.7	84.2	97.0	77.8	71.0	88.0	85.9
7 (〃)	78.3	87.8	81.2	88.9	94.8	78.3	79.8	93.0	73.3	67.0	84.0	82.6
8 (〃)	77.7	92.0	82.2	86.0	95.7	78.3	78.8	93.0	70.7	67.3	83.0	82.3
9 (〃)	79.3	90.8	81.3	86.4	95.7	75.9	81.2	92.4	70.7	68.6	84.3	82.5
10 (〃)	80.3	90.7	81.1	88.6	96.4	76.8	82.1	95.7	72.7	70.3		83.5
11 (〃)	79.2	89.8	81.3	89.8	98.0	76.1	83.1	97.3	74.5	69.5		83.5
10. 月												
1 1	79.8	87.1	80.4	88.7	99.2	72.4	80.0	90.9	70.6	69.5		82.4
2	81.7	90.1	79.0	88.8	97.7	71.0	79.6	94.2	70.4	69.9		83.0
3	81.8	91.7	79.4	88.3	96.0	77.1	81.4	97.1	71.1	70.5		83.8
4	79.8	91.1	81.7	88.5	96.8	78.9	82.7	95.1	72.0	71.1		83.8
5	79.4	91.8	82.9	88.3	98.3	76.7	82.6	94.3	72.5	70.6		83.7
6	78.4	90.6	82.1	87.8	96.2	78.3	81.9	95.1	72.9	70.6		83.0
7	78.5	88.9	80.9	88.5	94.7	75.9	82.0	92.6	73.4	70.6		82.6
8	78.3	88.2	81.5	88.3	93.5	72.4	80.9	91.7	73.6	69.9		82.1
9	79.7	90.8	80.5	88.0	93.7	75.4	82.0	92.7	73.9	70.1		83.1
10	79.2	91.0	80.8	88.2	93.8	78.0	82.0	95.5	73.9	70.5		83.3
11	79.3	92.0	81.6	88.4	95.1	80.4	82.9	100.5	73.8	69.9		84.0
12	80.3	93.9	81.2	90.0	95.8	82.9	87.2	107.6	73.7	70.6		85.4
11. 1	78.7	83.1	78.3	90.4	98.5	73.8	78.4	96.3	72.8	68.8		82.2
2	79.1	90.1	78.8	89.6	97.5	73.0	81.2	99.5	72.9	68.8		82.9
3	79.6	89.6	80.0	90.2	97.9	78.2	82.1	102.5	72.9	69.6		83.7
4	79.4	88.2	80.6	89.5	98.4	80.3	81.9	98.7	73.3	69.5		83.5
5	78.8	87.6	80.7	89.1	98.9	76.8	80.2	95.6	74.3	68.6		82.9
6	79.2	83.5	81.4	89.4	96.9	76.8	82.5	94.2	74.6	70.1		83.5
7	78.2	88.8	81.6	90.0	97.2	75.1	82.4	92.8	74.7	68.7		82.9
8	79.8	87.4	81.6	88.8	96.3	71.4	82.2	90.2	74.9	70.1		82.5
9	79.2	90.3	82.5	89.2	96.0	73.7	83.1	91.1	75.1	70.7		83.5
10	78.6	91.0	81.7	89.3	97.5	76.7	83.9	93.8	75.8	69.4		83.7
11	80.3	93.0	82.6	90.5	97.5	78.3	85.6	100.4	76.0	70.0		85.1
12	80.2	94.4	84.4	92.4	98.5	79.2	90.4	108.5	76.2	70.3		86.4

商工省調査 (註)從來52種ノ勞務者ニ付調査セシモ、昭和9年5月以降改廢シ73種トナシタリ、雜業ニハ、漁夫、下男下女ヲ含ミ、昭和9年5月以降之ヲ除ク

口 定 額 及 實 收 貨 銀 指 數

(大正15年=100.0)

年 月	定 額 貨 銀			實 收 貨 銀		
	總 指 數	男	女	總 指 數	男	女
昭和年						
6 (平均)	91.3	91.5	87.9	90.7	92.0	77.4
7 (〃)	88.1	88.8	83.4	88.1	92.7	70.9
8 (〃)	85.1	86.2	79.9	89.2	95.1	68.4
9 (〃)	82.9	84.0	78.0	91.2	96.3	67.3
10 (〃)	81.3	82.2	76.7	91.1	95.4	66.5
11 (〃)	80.7	81.6	76.1	91.8	94.2	66.5
10. 月						
1 1	82.2	83.1	77.6	91.0	95.7	67.4
2	82.0	82.9	77.3	92.3	97.3	67.6
3	81.8	82.8	77.3	93.4	98.1	67.5
4	81.4	82.3	76.9	90.2	95.4	66.5
5	81.2	82.0	76.8	89.7	94.8	65.9
6	81.0	82.0	76.5	89.7	94.7	66.0
7	81.0	82.0	76.5	89.6	93.8	65.7
8	81.0	81.9	76.5	89.4	93.2	65.6
9	81.0	81.9	76.4	89.8	93.6	66.0
10	81.0	81.9	76.4	91.5	94.8	66.5
11	80.9	81.9	76.2	92.2	95.8	66.7
12	81.0	81.9	76.3	94.3	97.8	67.1
11. 1	81.0	82.0	76.3	91.3	93.9	66.3
2	81.1	82.0	76.4	92.3	94.7	66.7
3	80.8	81.9	76.1	93.5	95.8	67.4
4	80.7	81.6	76.0	90.7	93.8	66.2
5	80.6	81.5	76.0	91.0	94.0	65.8
6	80.4	81.2	75.7	90.6	93.5	66.0
7	80.4	81.3	76.0	90.2	92.6	65.4
8	80.6	81.4	76.0	90.0	92.2	65.8
9	80.6	81.4	76.0	90.8	92.5	66.2
10	80.6	81.4	76.0	92.2	93.7	66.7
11	80.6	81.4	76.2	93.0	95.0	67.3
12	80.9	81.6	76.4	96.2	98.1	68.4

日本銀行勞働統計



7. 就業時間統計

年 月	纖維及 染色工業	機械及 器具工業	化學工業	飲食物工業	雜工業	平 均
昭和年	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分	時間分
6 (6月)	9.50	9.16	9.36	9.20	9.23	9.34
7 (7)	9.46	9.29	9.39	9.26	9.23	9.36
8 (8)	9.49	9.55	9.44	9.27	9.33	9.46
9 (9)	9.51	10.02	9.46	9.31	9.38	9.49
10 (10)	9.51	10.06	9.51	9.35	9.44	9.52
11 (11)	9.50	10.06	9.49	9.39	9.43	9.52
10. 1	9.47	9.54	9.45	9.23	9.31	9.45
2	9.49	10.09	9.47	9.26	9.37	9.50
3	9.50	10.13	9.48	9.33	9.44	9.53
4	9.51	10.08	9.51	9.37	9.46	9.53
5	9.52	10.06	9.51	9.34	9.44	9.53
6	9.51	10.06	9.51	9.35	9.44	9.52
7	9.51	10.00	9.50	9.36	9.38	9.50
8	9.51	9.56	9.49	9.34	9.36	9.48
9	9.51	10.02	9.50	9.34	9.41	9.51
10	9.50	10.06	9.50	9.33	9.43	9.51
11	9.49	10.10	9.49	9.32	9.47	9.52
12	9.49	10.19	9.50	9.34	9.58	9.56
11. 1	9.45	9.49	9.45	9.29	9.28	9.42
2	9.47	10.01	9.47	9.31	9.39	9.48
3	9.50	10.08	9.49	9.33	9.46	9.52
4	9.50	10.05	9.51	9.36	9.43	9.52
5	9.51	10.05	9.51	9.39	9.43	9.52
6	9.50	10.06	9.49	9.39	9.43	9.52
7	9.50	9.58	9.49	9.39	9.39	9.49
8	9.50	9.56	9.49	9.37	9.38	9.49
9	9.51	10.04	9.50	9.38	9.45	9.52
10	9.50	10.08	9.50	9.37	9.47	9.53
11	9.49	10.14	9.49	9.33	9.51	9.54
12	9.49	10.25	9.50	9.35	10.02	9.59

日本銀行労働統計

8. 就業日數統計

年 月	纖維及 染色工業	機械及 器具工業	化學工業	飲食物工業	雜工業	平 均
昭和年	日	日	日	日	日	日
6 (6月)	26.7	26.7	27.1	28.0	26.8	26.8
7 (7)	26.0	26.7	26.9	27.6	26.5	26.5
8 (8)	26.3	27.1	27.1	27.8	27.0	26.8
9 (9)	27.3	27.3	27.3	27.8	27.0	27.3
10 (10)	26.9	27.3	27.5	28.1	27.2	27.2
11 (11)	26.9	27.5	27.6	27.9	27.5	27.3
10. 1	25.5	23.6	25.1	25.6	24.2	24.8
2	25.7	26.2	26.5	26.9	25.4	26.0
3	26.9	26.6	26.8	26.9	26.8	26.8
4	27.7	27.1	27.5	28.0	27.1	27.5
5	27.3	27.2	27.5	27.9	27.3	27.3
6	26.9	27.3	27.5	28.1	27.2	27.2
7	27.5	27.0	27.3	27.9	27.0	27.3
8	26.9	27.3	27.3	28.2	27.1	27.2
9	27.7	27.3	27.7	28.3	27.2	27.6
10	27.5	27.2	27.6	28.1	27.3	27.5
11	27.8	27.3	27.6	27.9	27.3	27.6
12	27.4	27.3	27.7	28.1	27.8	27.5
11. 1	24.3	23.5	24.7	25.5	24.0	24.3
2	26.4	26.6	27.1	27.2	26.3	26.6
3	27.0	26.9	27.1	27.2	27.1	27.0
4	27.6	27.1	27.4	27.9	27.0	27.4
5	27.2	27.1	27.4	27.5	27.1	27.2
6	26.9	27.5	27.6	27.9	27.5	27.3
7	27.4	27.1	27.3	27.6	26.9	27.2
8	27.6	27.4	27.4	28.2	27.1	27.5
9	27.5	27.4	27.5	28.2	27.3	27.5
10	27.6	27.3	27.6	27.8	27.3	27.5
11	27.9	27.2	27.7	28.1	27.4	27.6
12	27.7	27.5	27.7	28.3	27.9	27.7

日本銀行労働統計



9. 勞 働 人 口 統 計

4 總指數並二地方別勞働人員指數 (大正15年=100.0)

年 月	總 指 數	男	女	京 濱	阪 神	名 古 屋	北 九 州	其 他
昭和年								
6 (平均)	74.4	81.0	68.0	75.7	69.9	72.2	81.7	79.1
7 (〃)	74.7	79.0	70.6	75.0	69.5	74.8	78.7	80.0
8 (〃)	81.9	87.0	76.8	83.0	75.2	82.4	85.4	87.9
9 (〃)	91.3	98.4	84.3	92.7	82.9	93.1	90.4	98.7
10 (〃)	99.9	108.6	91.4	103.3	89.2	101.9	98.5	108.6
11 (〃)	105.5	117.8	93.4	112.8	93.1	106.2	102.7	114.8
10. 月								
1	95.8	103.9	88.0	98.0	86.6	97.3	93.7	104.3
2	96.5	104.6	88.7	98.6	87.1	98.1	94.9	105.0
3	97.5	105.6	89.6	100.0	87.7	99.6	95.8	106.0
4	100.7	104.7	94.1	102.4	90.2	104.2	96.9	109.9
5	101.2	108.2	94.3	103.5	90.4	104.7	98.0	110.1
6	101.0	108.7	93.6	104.2	90.2	104.3	98.3	109.7
7	100.9	109.3	92.7	104.4	89.8	103.8	99.4	109.5
8	100.6	109.8	91.6	104.4	89.3	103.1	100.2	109.4
9	101.0	110.6	91.6	105.2	89.7	102.5	101.0	110.0
10	100.9	111.1	91.0	106.1	89.6	101.8	101.4	109.8
11	101.1	111.6	90.9	106.6	89.9	101.7	101.5	109.7
12	101.1	112.0	90.4	106.3	89.7	101.4	101.3	110.2
11. 1	100.8	112.2	89.6	106.2	89.4	100.7	101.6	109.8
2	101.4	113.0	90.1	107.0	90.0	101.4	101.6	110.5
3	102.5	114.3	90.9	109.1	90.6	102.6	101.5	111.6
4	105.7	115.9	95.7	111.7	93.1	107.7	102.5	115.2
5	106.2	116.7	95.9	112.6	93.7	108.0	102.1	115.8
6	106.1	117.3	95.2	113.2	93.6	107.7	102.0	115.5
7	106.1	117.9	94.5	113.4	93.4	107.6	102.2	115.4
8	106.2	118.9	93.8	114.1	93.4	107.3	102.4	115.5
9	107.1	120.3	94.2	115.3	94.2	107.7	103.1	116.8
10	107.5	121.5	93.7	116.0	94.8	107.7	103.6	116.8
11	108.1	122.6	93.8	117.1	95.3	107.9	104.5	117.4
12	108.5	123.4	93.8	117.8	95.5	108.2	105.1	117.8

日本銀行勞働統計

口 食 業 產 業 別 勞 働 人 員 指 數

(大正15年=100.0)

年 月	製 絲 業	紡 績 業	織 物 業	染 整 理 業	粗 織 物 業	機 械 製 造 業	船 舶 製 造 業	車 輛 製 造 業	器 具 製 造 業	金 屬 品 製 造 業	窯 業	製 紙 業	製 藥 業	醫 藥 品 製 造 業	人 造 肥 料 業	飲 食 物 製 業	印 本 業	製 材 家 具 業
昭和年																		
6 (平均)	70.8	62.4	65.2	81.6	74.1	96.5	78.1	85.8	84.8	90.3	69.9	76.2	91.5	122.0	77.6	79.8	94.3	75.7
7 (〃)	66.9	63.2	66.4	80.7	72.4	100.7	73.9	77.2	88.7	89.8	66.1	71.9	91.6	132.4	72.5	79.3	91.3	73.1
8 (〃)	61.8	64.5	72.0	90.5	81.2	133.6	80.5	85.2	107.4	100.5	72.4	75.0	105.5	146.7	76.2	81.5	93.3	74.6
9 (〃)	60.2	69.4	75.9	104.7	89.0	168.8	101.9	104.6	128.6	117.2	80.7	80.4	124.2	148.5	83.4	84.5	95.4	75.9
10 (〃)	60.3	74.1	79.5	115.8	93.6	197.6	117.5	119.4	150.7	133.0	85.9	84.5	134.5	147.7	96.9	90.1	97.6	79.8
11 (〃)	55.8	72.9	79.9	122.9	103.8	222.0	143.0	125.2	171.6	145.9	90.8	89.1	147.3	151.0	113.3	92.8	100.8	82.6
10. 月																		
1	52.3	72.7	77.7	110.4	88.3	184.0	112.6	112.9	139.6	125.9	83.2	82.3	130.9	145.0	89.1	86.8	95.9	78.6
2	58.7	72.9	77.9	112.2	88.5	186.7	114.0	114.6	141.1	126.8	83.4	82.5	131.9	144.1	89.7	87.8	96.4	78.3
3	62.0	73.3	78.4	113.0	90.4	190.5	114.7	118.2	144.3	127.8	84.3	82.7	133.4	145.4	91.7	88.7	96.7	78.0
4	64.9	77.1	81.9	115.5	94.2	194.9	117.7	119.1	148.5	130.2	85.1	83.5	133.2	146.9	94.3	89.3	97.5	79.3
5	62.3	77.1	81.3	115.6	95.7	197.8	117.5	119.3	150.4	131.8	85.5	83.9	133.4	148.2	95.7	88.6	97.6	80.5
6	61.9	76.1	81.3	117.0	95.7	199.1	117.2	120.1	151.0	133.3	85.3	84.5	133.1	149.7	96.5	88.8	97.1	80.5
7	63.6	75.1	80.5	117.9	95.2	200.4	117.6	120.6	152.2	133.8	86.3	84.7	133.1	149.3	98.4	89.7	97.2	81.1
8	63.6	73.9	79.8	118.6	95.5	201.1	117.9	120.8	153.7	134.7	86.7	85.1	133.5	147.7	98.8	89.1	97.1	80.8
9	63.6	73.6	79.4	118.4	95.6	202.2	118.7	121.3	156.0	136.0	87.1	85.6	134.7	149.2	99.9	91.4	98.2	80.0
10	63.5	72.6	78.6	117.5	95.4	203.8	119.6	122.3	157.1	137.8	87.7	85.8	137.5	150.3	101.3	94.0	98.6	80.0
11	63.2	72.3	78.4	117.2	95.4	204.9	120.8	122.3	158.1	139.1	88.1	86.3	138.7	149.8	102.5	93.5	99.2	80.5
12	44.6	71.9	78.0	116.7	94.4	206.0	122.4	121.4	156.5	139.3	88.7	86.9	140.3	146.8	105.4	92.9	99.6	80.5
11. 1	44.1	70.9	77.2	116.9	94.2	206.5	124.6	123.2	156.7	139.0	88.0	87.1	140.7	147.0	104.7	91.8	99.1	81.3
2	48.7	71.1	77.6	118.6	95.6	208.0	127.2	123.5	159.7	139.8	88.7	87.4	142.6	148.9	104.6	91.8	99.4	82.2
3	59.7	71.3	78.2	119.7	98.8	210.6	131.8	123.7	162.6	142.2	89.9	87.8	143.6	150.6	107.0	91.8	98.4	83.2
4	61.2	75.6	81.9	121.4	104.7	216.2	136.3	124.3	167.0	143.7	90.5	88.3	144.6	151.4	109.4	92.2	100.8	84.1
5	58.4	75.6	82.0	122.2	106.1	218.7	139.9	124.3	169.3	144.9	91.0	88.7	146.4	149.8	110.9	91.3	100.7	84.0
6	57.1	74.6	81.6	123.1	106.3	220.6	141.9	124.2	171.4	145.5	91.2	88.8	147.5	149.9	111.4	91.1	100.5	83.9
7	59.9	73.4	81.0	124.5	106.3	223.1	142.9	124.9	172.5	146.2	91.1	89.4	147.5	150.6	115.6	92.4	100.3	83.1
8	59.6	72.5	80.2	125.6	106.8	225.7	145.2	125.4	175.4	147.4	91.5	89.8	148.6	151.9	116.5	92.3	100.9	82.4
9	59.4	72.7	80.4	126.4	107.1	228.7	148.6	126.9	179.2	148.6	91.8	90.3	150.1	153.5	118.7	93.6	101.9	82.0
10	59.1	72.1	79.7	125.9	106.4	232.1	155.2	127.1	181.0	149.8	92.0	90.0	150.8	154.2	120.0	94.8	102.0	81.5
11	58.7	72.3	79.5	125.8	106.5	235.3	159.6	128.0	181.9	151.4	92.1	90.7	151.9	153.2	120.4	95.4	102.6	81.5
12	46.4	72.6	79.4	124.6	105.9	238.1	162.6	127.4	182.0	152.3	92.2	91.1	153.1	151.4	120.3	95.6	102.0	81.7

日本銀行勞働統計



八 工場鑛山勞働者數

年 月	工場勞働者	鑛山勞働者	運輸交通通勞働者	日傭其他勞働者	合 計		
					男	女	計
昭和7年6月末	1,976,644	188,312	511,781	1,943,243	3,168,270	1,451,710	4,619,980
12月末	2,100,538	191,171	521,079	2,047,488	3,355,237	1,505,039	4,860,276
8年6月末	2,140,635	194,728	538,058	2,008,538	3,363,527	1,518,433	4,881,959
12月末	2,234,029	227,988	556,929	2,107,773	3,592,899	1,533,820	5,126,719
9年6月末	2,349,277	241,297	521,983	2,336,241	3,861,663	1,587,135	5,448,798
12月末	2,539,384	247,186	555,124	2,422,583	4,066,322	1,697,955	5,764,277
10年6月末	2,646,933	257,610	534,883	2,457,198	4,169,760	1,726,864	5,896,624
12月末	2,791,902	274,804	544,475	2,295,408	4,146,960	1,759,629	5,906,589
11年6月末	2,971,878	286,065	534,085	2,132,517	4,148,855	1,775,690	5,924,545
12月末	3,067,417	320,481	565,264	2,136,954	4,280,023	1,810,093	6,090,116

勞働時報

10 失 業 統 計

年 月	給料生活者		日傭勞働者		其他勞働者		合 計	
	失業數	率	失業數	率	失業數	率	失業數	率
昭和年								
6 (平均)	70,595	4.28	162,400	9.86	180,253	4.89	413,248	5.92
7 (〃)	81,978	4.89	197,993	11.60	209,197	5.62	489,168	6.88
8 (〃)	71,992	4.21	189,941	10.66	151,920	3.98	413,853	5.68
9 (〃)	68,546	3.96	184,096	10.31	121,677	3.07	374,318	5.01
10 (〃)	67,876	3.86	173,266	9.62	115,415	2.82	356,224	4.66
11 (〃)	67,157	3.70	164,210	8.98	109,488	2.61	340,855	4.35
10. 月								
1	67,251	3.87	178,380	9.93	120,157	3.02	365,788	4.87
2	67,806	4.00	182,608	10.19	124,519	3.09	374,933	4.96
3	67,742	3.88	181,143	10.06	118,657	2.93	367,542	4.84
4	67,920	3.89	175,433	9.80	116,972	2.83	360,325	4.72
5	68,086	3.88	176,577	9.83	117,610	2.87	362,273	4.74
6	68,225	3.88	170,169	9.44	113,371	2.76	351,764	4.59
7	68,297	3.88	171,356	9.51	113,900	2.76	353,553	4.60
8	67,676	3.84	169,120	9.42	113,084	2.74	349,880	4.55
9	67,868	3.86	168,174	9.31	110,716	2.69	346,758	4.52
10	67,581	3.83	168,890	9.32	111,758	2.71	348,229	4.52
11	67,881	3.80	167,655	9.24	110,632	2.66	346,168	4.46
12	68,176	3.82	169,688	9.34	113,605	2.72	351,469	4.52
11. 月								
1	67,793	3.79	174,894	9.69	119,949	2.82	359,636	4.64
2	67,534	3.76	176,082	9.72	114,120	2.75	357,736	4.61
3	67,488	3.75	174,702	9.61	114,423	2.75	356,613	4.58
4	66,957	3.71	165,874	9.09	110,597	2.65	343,426	4.40
5	71,123	3.94	169,147	9.26	112,231	2.68	352,501	4.51
6	69,002	3.81	165,699	9.07	110,226	2.64	344,927	4.42
7	67,186	3.69	161,732	8.79	109,080	2.59	337,998	4.29
8	66,039	3.63	158,885	8.67	108,710	2.58	333,634	4.24
9	65,596	3.59	158,028	8.61	106,666	2.51	330,290	4.18
10	65,845	3.60	157,045	8.51	104,688	2.47	327,578	4.14
11	65,819	3.59	153,494	8.33	103,635	2.43	322,948	4.07
12	65,501	3.58	154,939	8.43	102,529	2.41	322,969	4.08

內務省社會局調査

11. 勞働市場統計

4 職業紹介取扱成績

年 月	求 人	求 職	就 職	就 職 率
昭和年				
6 (計)	1,134,951	1,366,161	481,293	35
7 (〃)	1,217,457	1,502,468	540,725	36
8 (〃)	1,451,998	1,528,291	633,315	41
9 (〃)	1,794,042	1,569,982	672,460	43
10 (〃)	1,917,983	1,679,568	741,642	44
11 (〃)	2,297,211	1,778,145	812,327	46
10. 月				
1	157,558	159,809	72,825	46
2	150,496	147,590	66,514	45
3	189,653	164,287	75,572	46
4	153,893	150,470	66,516	44
5	139,830	142,906	61,940	43
6	123,735	124,629	50,587	41
7	129,027	129,036	52,641	41
8	135,273	118,536	48,354	41
9	144,045	139,734	50,982	36
10	165,320	141,401	61,158	43
11	273,469	152,924	75,552	49
12	155,654	108,246	50,001	55
11. 月				
1	171,170	157,751	68,495	43
2	176,570	155,406	76,171	49
3	226,214	193,856	89,138	46
4	175,498	170,836	79,744	47
5	166,239	154,819	66,377	43
6	151,304	138,876	55,117	40
7	143,476	120,321	50,942	42
8	167,050	116,566	47,810	41
9	210,130	153,375	59,793	39
10	221,772	143,908	67,214	47
11	297,090	153,210	81,277	53
12	190,698	119,221	70,249	59

職業時報



工場鑛山労働者異動調

年 月	工 場			鑛 山		
	解 雇	雇 入	月 末 現 員	解 雇	雇 入	月 末 現 員
昭和年	人	人	人	人	人	人
6 (平均)	54,691	46,255	1,068,385	8,560	5,830	193,119
7 (〃)	40,312	45,045	1,022,161	7,262	6,288	172,975
8 (〃)	43,745	52,855	1,131,495	9,556	12,255	185,751
9 (〃)	47,378	56,740	1,194,401	11,800	12,784	214,766
10 (〃)	55,317	66,149	1,454,471	12,515	14,551	233,646
11 (〃)	60,997	74,317	1,574,856	16,207	18,454	263,671
10. 1	49,168	92,837	1,346,615	10,522	13,095	225,518
2	45,464	83,156	1,384,740	10,601	12,171	227,341
3	48,410	74,201	1,413,089	13,026	13,639	228,474
4	49,517	93,734	1,458,303	10,522	13,095	225,518
5	54,185	57,253	1,464,161	14,041	13,930	230,075
6	45,999	56,444	1,478,106	11,827	11,884	230,538
7	43,285	70,335	1,485,606	13,765	14,744	231,371
8	53,906	55,175	1,485,996	13,251	15,667	234,378
9	52,456	58,785	1,492,939	13,658	16,946	237,695
10	47,743	53,492	1,500,120	14,514	17,195	240,462
11	44,201	52,878	1,521,384	13,028	16,174	247,707
12	129,472	45,500	1,422,596	11,423	16,066	248,679
11. 1	63,869	74,951	1,441,326	13,355	15,766	251,261
2	48,784	94,099	1,483,977	13,934	17,347	255,151
3	54,551	90,612	1,521,714	16,145	17,816	257,895
4	61,191	103,384	1,564,431	16,926	16,738	257,617
5	60,427	70,582	1,569,904	17,231	17,101	257,760
6	51,973	65,080	1,585,049	15,977	17,078	261,347
7	51,689	74,591	1,610,853	16,097	18,297	262,437
8	57,178	63,044	1,620,771	16,574	17,721	263,493
9	65,670	74,342	1,623,447	20,116	23,059	268,150
10	55,001	61,623	1,627,554	18,317	19,968	271,072
11	48,141	61,356	1,648,095	15,573	20,570	275,903
12	113,486	58,140	1,601,149	14,239	19,985	281,967

内務省社會局調査

12. 争 議 統 計

4 労働争議要求事項別件数

年 月	争議件数 (月中發 生件数)	参加人員	要 求 事 項 別 件 数											
			賃銀 増額	賃銀 減額 反對	賃銀 増減 反對	賃銀 支拂	労働 時間 短縮	作 業 規 則 改 正	組 合 自 由 確 認	解 雇 手 続 の 復 舊	解 雇 手 続 の 復 舊	解 雇 手 続 の 復 舊	其 の 他	
昭和年	件	人	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件	件
6 (計)	2,456	154,528	290	419	103	281	31	22	18	540	377	375		
7 (〃)	2,217	123,313	397	289	98	286	20	17	7	488	327	288		
8 (〃)	1,897	116,733	576	110	103	200	20	32	7	319	255	269		
9 (〃)	1,915	120,307	622	78	113	184	32	34	9	309	288	246		
10 (〃)	1,872	103,962	484	142	115	165	21	29	11	272	357	276		
11 (〃)	1,975	92,724	561	131	70	162	23	27	15	309	397	280		
10. 1	132	6,106	39	14	9	8	—	1	—	21	21	19		
2	148	6,758	34	10	12	11	1	1	—	27	29	23		
3	117	6,695	38	5	14	13	1	—	2	11	16	17		
4	106	5,580	32	3	13	9	3	1	1	13	13	18		
5	180	8,812	49	18	14	19	4	2	1	20	32	12		
6	139	5,735	29	14	6	7	6	4	—	26	25	22		
7	150	5,261	43	7	4	10	1	1	2	21	29	32		
8	124	6,409	24	17	1	11	—	5	1	18	24	23		
9	104	9,005	35	5	6	10	1	—	—	8	15	24		
10	114	6,378	42	2	6	12	1	4	—	18	16	13		
11	98	5,648	33	4	5	11	—	2	2	10	18	13		
12	125	16,283	26	7	6	19	1	4	1	14	27	20		
11. 1	117	3,339	32	5	7	8	2	2	—	21	27	13		
2	96	1,870	20	14	3	3	1	2	1	15	22	15		
3	140	8,639	39	19	1	11	1	1	1	17	22	28		
4	123	6,842	25	11	5	12	3	3	—	16	29	19		
5	134	9,308	39	9	9	12	2	1	1	17	26	18		
6	140	9,304	42	11	4	11	3	1	—	21	25	22		
7	147	3,779	41	7	8	8	3	1	4	33	24	19		
8	172	11,430	53	14	9	15	3	6	1	25	27	19		
9	165	5,927	45	11	5	10	1	2	2	27	29	33		
10	113	4,543	35	10	3	8	—	2	1	24	18	12		
11	105	5,606	42	2	2	9	1	1	1	14	18	15		
12	126	5,353	45	4	2	15	1	1	1	15	26	16		

労働時報 (註) 各年別数字が各月別ノ合計ト符合セザルハ、各月分統計締切後ニ報告アリタルモノヲ計上セルニ因ル。



労働争議業種別件数

年 月	争議件数 (月中發生件数)	業 種 別 件 数										
		機械器具製造工業	化学工業	染色工業	飲食物製造工業	雑工業	織業	電気ガス事業	運輸業	土木建築業	通信業	其の他の業
昭和6(計)	2,456	513	383	339	67	368	56	11	245	133	1	340
7(〃)	2,217	322	311	336	74	308	56	9	264	153	4	380
8(〃)	1,897	251	277	240	73	261	52	16	215	198	6	308
9(〃)	1,915	282	332	226	68	204	85	17	201	179	5	316
10(〃)	1,872	323	279	252	71	173	79	11	255	115	5	309
11(〃)	1,975	423	259	322	57	198	104	7	270	115	2	214
10. 1	132	25	18	14	7	20	6	—	15	9	—	18
2	148	23	24	20	5	15	3	1	21	10	—	26
3	117	13	15	12	6	13	6	4	16	10	—	22
4	106	16	14	12	7	12	2	1	23	8	—	11
5	187	20	42	25	7	13	9	—	24	10	1	29
6	139	24	16	22	4	14	6	2	17	8	—	26
7	150	30	14	23	3	9	7	1	21	12	1	29
8	124	19	14	20	4	8	2	1	21	8	1	26
9	104	16	16	11	6	11	4	—	19	6	—	15
10	114	28	18	15	5	9	5	—	17	4	1	12
11	98	21	13	14	3	10	2	—	14	12	—	9
12	125	18	11	26	3	11	11	1	15	11	—	18
11. 1	117	26	22	15	4	15	4	1	15	8	—	7
2	96	25	17	18	1	8	—	—	5	3	1	18
3	140	24	24	32	3	10	8	1	24	1	—	13
4	123	27	13	19	4	12	6	—	19	5	—	18
5	134	27	16	22	6	6	8	—	26	10	—	13
6	140	32	16	12	6	14	8	—	24	12	—	16
7	147	37	30	20	4	14	9	—	18	5	—	10
8	172	29	18	29	8	19	14	1	22	16	—	16
9	165	35	14	35	1	20	11	—	29	9	—	11
10	113	20	17	18	3	18	6	—	13	11	—	7
11	105	15	14	33	5	15	4	—	7	4	—	8
12	126	20	12	18	3	12	8	1	21	14	—	17

労働時報 (註) 各年別数字が各月別ノ合計ト符合セザルハ、各月分統計締切後ニ報告アリタルモノヲ計上セルニ因ル。

ハ小作争議

年 月	争議件数	関係人員		関係耕地面積	要求事項別件数		
		地主	小作人		小作料一時減額	小作契約継続	小作權の確認又は償
昭和6(計)	2,231	14,414	47,729	36,720	1,105	873	142
7(〃)	2,083	9,242	34,955	24,483	876	1,027	94
8(〃)	2,677	9,291	32,018	22,967	850	1,435	146
9(〃)	3,849	21,058	72,787	58,591	1,466	1,649	164
10(〃)	5,004	19,036	68,548	46,624	1,899	2,475	133
11(〃)	5,714	16,658	55,374	35,884	1,290	3,333	226
10. 1	511	3,382	12,289	7,428	356	111	10
2	270	793	3,743	1,994	127	124	6
3	493	1,355	3,782	2,125	115	318	7
4	562	762	1,527	694	64	438	25
5	339	509	1,458	598	41	248	14
6	234	366	603	279	20	176	14
7	134	288	1,500	471	24	82	2
8	76	126	424	228	10	43	1
9	69	86	249	150	14	27	3
10	204	581	1,732	1,485	62	69	—
11	368	2,816	10,908	9,143	242	97	6
12	542	4,288	16,748	12,746	368	103	6
11. 1	340	2,845	9,228	5,520	200	110	5
2	257	672	2,399	1,371	66	162	4
3	655	1,288	4,532	2,150	192	430	5
4	622	1,003	2,928	1,368	74	487	41
5	452	602	1,635	573	16	383	19
6	268	619	964	296	26	186	19
7	143	237	1,159	388	11	85	14
8	115	223	634	413	14	55	8
9	136	338	993	417	10	79	8
10	260	561	2,106	1,496	27	115	18
11	333	1,228	3,979	3,442	92	162	13
12	500	3,047	10,952	8,310	27	152	14

労働時報 (註) 各年別数字が各月別ノ合計ト符合セザルハ、各月分統計締切後ニ報告アリタルモノヲ計上セルニ因ル。



13. 健康保險被保險者數

(月末現在)

年 月	政 府 管 掌				健康保險			總 計	
	強 制		其ノ他ノ事 業ニ使用セ ラレタルモノ	計	任意 抱括	任意 繼續	合 計		
	工場法 適用	鐘業法 適用							組合管掌
昭和3年 6月	1,080,226	60,324		1,140,550	1,527	141	1,142,218	766,636	1,908,854
12月	956,089	59,830		1,015,919	1,849	230	1,017,998	766,768	1,784,766
昭和4年 6月	1,111,459	56,663		1,168,122	1,969	172	1,170,263	785,126	1,955,389
12月	973,769	56,011		1,029,780	2,190	410	1,032,380	773,529	1,805,909
昭和5年 6月	1,076,750	52,808		1,129,558	2,044	300	1,131,902	722,538	1,854,440
12月	1,026,364	49,262		1,075,626	3,117	385	1,079,128	639,019	1,718,147
昭和6年 6月	1,062,952	49,172		1,112,124	3,211	227	1,115,562	609,360	1,724,922
12月	930,021	48,294		978,315	3,673	277	982,265	589,055	1,571,320
昭和7年 6月	967,267	46,071		1,013,338	3,739	170	1,017,247	588,226	1,605,473
12月	993,075	47,592		1,040,667	4,238	162	1,045,067	587,104	1,632,171
昭和8年 6月	1,103,725	53,985		1,157,710	4,671	70	1,162,451	616,786	1,779,237
12月	1,162,484	63,698		1,190,182	4,211	177	1,194,570	663,251	1,857,821
昭和9年 6月	1,277,323	74,925		1,352,248	5,257	75	1,357,580	726,741	2,084,321
12月	1,329,506	85,598		1,415,104	6,086	161	1,421,351	757,997	2,179,348
昭和10年 6月	1,463,198	90,195	418,853	1,972,223	1,932	80	1,974,235	890,063	2,864,298
12月	1,463,681	95,705	445,110	2,007,056	3,239	163	2,010,508	921,643	2,932,151
昭和11年 6月	1,606,216	109,217	468,705	2,184,138	4,102	118	2,118,358	991,368	3,179,726
12月	1,631,105	120,576	485,749	2,237,430	3,802	146	2,241,378	1,054,743	3,296,121
昭和10年 1月	1,320,450	87,606		1,418,056	6,276	173	1,414,496	789,863	2,204,359
2月	1,361,184	88,657		1,449,841	6,301	163	1,456,305	803,822	2,260,127
3月	1,407,064	90,156		1,497,220	6,362	126	1,503,708	811,723	2,315,431
4月	1,440,604	88,885	407,329	1,936,818	1,698	103	1,938,619	882,435	2,821,054
5月	1,428,011	89,255	410,541	1,927,807	1,846	107	1,929,760	888,555	2,818,315
6月	1,463,198	90,172	418,853	1,972,223	1,932	80	2,974,235	890,063	2,864,298
7月	1,512,865	87,853	418,408	2,019,126	2,186	65	2,021,377	894,423	2,915,800
8月	1,524,170	88,676	423,962	2,036,808	2,416	62	2,039,286	892,308	2,931,594
9月	1,538,376	91,531	429,030	2,058,937	2,655	57	2,061,649	895,261	2,956,910
10月	1,542,724	93,348	435,866	2,071,938	2,737	70	2,074,745	912,870	2,987,615
11月	1,557,838	95,678	443,149	2,096,665	2,891	84	2,099,640	918,277	3,017,917
12月	1,463,681	98,265	445,110	2,007,056	3,239	163	2,010,508	921,643	2,932,151
昭和11年 1月	1,448,812	99,673	440,677	1,989,162	3,441	210	1,992,813	924,233	2,917,046
2月	1,489,063	101,879	440,545	2,031,487	3,787	211	2,035,435	937,425	2,972,910
3月	1,544,643	103,576	444,435	2,092,654	3,809	186	2,096,649	947,207	3,043,856
4月	1,580,452	105,791	444,442	2,130,685	3,832	125	2,134,642	986,744	3,121,386
5月	1,576,098	107,131	454,041	2,137,270	3,945	126	2,141,341	991,037	3,132,378
6月	1,606,216	109,217	468,705	2,184,138	4,102	118	2,188,358	991,368	3,179,726
7月	1,660,591	111,733	472,012	2,244,336	4,091	66	2,248,493	999,319	3,247,812
8月	1,673,756	113,580	470,542	2,257,878	4,006	68	2,261,952	999,104	3,261,056
9月	1,671,312	114,810	470,726	2,256,848	3,549	67	2,260,464	1,022,265	3,282,729
10月	1,684,249	116,096	473,740	2,274,085	3,660	75	2,277,820	1,030,383	3,308,203
11月	1,696,077	118,595	479,645	2,294,317	3,697	97	2,298,111	1,043,353	3,341,464
12月	1,631,105	120,576	485,749	2,237,430	3,802	146	2,241,378	1,054,743	3,296,121

健康保險時報

14. 産業災害率

年 月	總 數	官營工場	民 營 工 場							
			總 數	染 色 工 場	機 械 及 器 具 工 場	化 學 工 場	飲 食 物 工 場	雜 工 場	特 別 工 場	
職 工 數										
昭和2年	1,821,124	133,652	1,687,472	987,463	243,273	177,729	86,698	168,457	23,856	
3年	1,869,668	134,341	1,735,327	988,448	266,896	187,405	83,519	183,995	25,064	
4年	1,942,587	132,411	1,810,176	1,020,762	286,751	203,616	86,430	187,176	25,441	
5年	1,783,133	129,584	1,653,549	900,147	269,346	195,721	83,629	179,522	25,184	
6年	1,739,985	116,898	1,623,087	908,070	247,381	194,247	77,336	171,086	24,967	
7年	1,717,096	117,336	1,599,760	859,506	267,189	197,744	79,279	171,721	24,321	
8年	1,833,741	140,052	1,743,689	869,582	342,359	233,685	83,608	190,262	24,193	
9年	2,148,761	143,986	2,004,775	922,210	446,961	273,739	92,460	211,550	57,855	
10年	2,425,754	151,621	2,274,133	983,401	550,123	322,878	102,399	248,765	66,567	
千 人 當 災 害 率										
昭和2年	31.32	91.23	26.57	9.98	85.15	44.63	15.35	23.84	42.00	
3年	29.15	73.04	25.75	9.32	83.30	40.32	13.73	19.95	34.65	
4年	29.92	67.29	27.18	8.78	89.60	42.70	13.20	20.40	36.62	
5年	28.59	59.53	26.16	7.97	79.70	42.42	14.00	23.47	38.90	
6年	23.75	51.26	21.69	6.37	70.10	34.40	13.92	20.33	35.60	
7年	23.13	46.76	21.40	6.50	63.51	31.59	11.09	21.46	36.39	
8年	25.67	45.70	24.07	6.18	68.28	30.79	11.37	20.88	45.34	
9年	28.91	37.60	28.50	5.88	69.73	30.59	11.20	21.84	112.67	
10年	31.30	40.70	30.68	5.51	71.47	32.87	9.75	19.41	129.00	
死	2	0.17	0.26	0.17	0.04	0.26	0.44	0.20	0.35	1.05
3	0.19	0.7	0.17	0.04	0.31	0.44	0.14	0.32	0.88	
4	0.21	0.24	0.21	0.06	0.37	0.50	0.19	0.33	1.30	
5	0.17	0.46	0.15	0.02	0.30	0.32	0.13	0.27	0.87	
6	0.18	0.27	0.18	0.04	0.31	0.38	0.39	0.26	1.00	
7	0.16	0.23	0.16	0.04	0.28	0.26	0.10	0.25	1.52	
8	0.21	0.36	0.20	0.04	0.37	0.36	0.28	0.30	1.03	
9	0.26	0.24	0.26	0.10	0.37	0.41	0.14	0.31	1.21	
10	0.23	0.24	0.23	0.04	0.37	0.46	0.16	0.26	0.95	
重 傷	2	6.95	28.82	5.70	2.27	15.51	8.99	3.66	8.55	9.93
3	6.86	25.77	5.40	1.90	15.44	8.50	3.29	7.16	6.86	
4	6.50	21.64	5.39	1.74	15.34	8.18	3.40	7.29	9.78	
5	6.27	14.94	5.59	1.74	14.88	8.23	3.56	8.24	11.24	
6	5.40	13.94	4.79	1.52	13.21	7.38	3.69	6.73	9.97	
7	5.58	12.76	5.05	1.56	13.44	7.29	2.90	7.20	10.24	
8	5.73	11.10	5.31	1.57	13.59	6.52	2.95	6.54	8.97	
9	7.22	10.80	6.96	1.89	14.90	7.29	3.03	7.40	29.63	
10	7.82	14.20	7.40	1.67	14.77	7.61	3.13	7.18	37.42	
輕 傷	2	24.19	68.15	20.71	7.67	69.38	35.20	11.49	14.94	31.02
3	22.10	46.90	20.18	7.38	67.55	31.38	10.30	12.47	26.91	
4	23.20	45.40	21.58	6.98	73.89	34.02	9.61	12.78	25.54	
5	22.15	44.13	2.42	6.21	64.52	33.87	10.31	14.96	26.79	
6	18.16	37.05	16.73	4.81	56.58	26.64	9.84	13.34	24.63	
7	17.39	33.77	16.19	4.90	49.79	24.04	8.09	14.01	24.73	
8	19.73	34.24	18.56	4.57	54.32	23.91	8.14	14.04	35.34	
9	21.43	23.50	21.28	3.89	54.45	22.89	8.04	14.13	81.84	
10	23.52	26.20	23.05	3.80	56.33	24.80	6.46	11.98	90.63	



海 外

英 國 1. 生產、卸賣物價、生計費並 = 貨銀指數

年 月	生產指數	卸賣物價指數	生計費指數	通貨銀指數
	1929=100.0	Board of Trade 1929=100.0	(月初) 1929=100.0	(*) 1924=100.0
1931 (平均)	83.8	76.8	89.6	—
1932 (〃)	83.5	74.9	87.8	—
1933 (〃)	88.2	75.0	85.4	—
1934 (〃)	98.8	77.1	86.0	—
1935 (〃)	105.7	77.9	87.2	—
1936 (〃)	116.1	82.7	89.6	—
1935 月	}	1	86.6	94½
		2	86.0	94½
		3	84.8	94½
		4	84.8	94½
		5	85.4	94½
		6	87.2	94½
		7	87.2	95½
		8	87.2	95½
		9	88.4	95½
		10	89.6	95½
		11	89.6	95½
		12	89.6	95½
1936	}	1	89.6	96
		2	89.0	97
		3	87.8	97
		4	87.8	97
		5	87.8	97
		6	89.0	97½
		7	89.0	98
		8	89.6	98
		9	90.2	98
		10	92.1	98
		11	92.1	98
		12	92.1	98

Bulletin Mensuel de Statistique.  
\* London and Cambridge Economic Service.

2. 失業並 = 勞働爭議

年 月	失業保險被保險者中				勞働爭議		
	完全失業	失業率	一時失業	失業率	爭議件數 (月中繼續)	參加人員 (月中繼續)	
1931. 12	2,263	17.7	408	3.2	26	6,100	
1932. 12	2,314	18.1	461	3.6	21	5,200	
1933. 12	1,949	15.1	313	2.5	29	7,200	
1934. 12	1,793	13.8	293	2.3	42	16,000	
1935. 月	1	1,934	14.9	360	2.8	51	19,000
	2	1,913	14.8	358	2.7	58	14,800
	3	1,819	14.0	323	2.5	68	27,100
	4	1,744	13.5	285	2.2	55	21,800
	5	1,703	13.1	320	2.5	56	14,000
	6	1,636	12.6	367	2.9	42	18,000
	7	1,589	12.3	402	3.1	58	27,100
	8	1,605	12.4	344	2.6	64	24,100
	9	1,644	12.7	308	2.4	58	33,800
	10	1,658	12.7	243	1.9	74	90,300
	11	1,679	12.9	225	1.7	69	26,600
	12	1,648	12.6	209	1.6	42	16,000
1936.	1	1,780	13.6	350	2.7	53	16,900
	2	1,752	13.4	264	2.0	62	34,500
	3	1,638	12.5	240	1.9	79	33,100
	4	1,555	11.9	251	1.9	75	24,000
	5	1,467	11.2	229	1.8	68	22,400
	6	1,401	10.7	305	2.4	84	32,500
	7	1,357	10.3	320	2.3	71	21,500
	8	1,363	10.4	249	1.9	74	17,800
	9	1,384	10.6	236	1.8	109	62,200
	10	1,417	10.6	196	1.5	102	38,500
	11	1,429	10.7	191	1.5	116	34,700
	12	1,424	10.7	197	1.5	76	29,300

Ministry of Labour Gazette.



佛 國 生產、卸賣物價、生計費指數並 = 失業者數

年 月	生產指數 1929 = 100.0	卸賣物價指數 1929 = 100.0 (月末)	生計費指數 (Paris) 1929 = 100.0	登 錄 失 業 者 數
年				
1931 (平均)	88.9	80.0	102.3	75,215
1932 ( " )	68.8	68.2	94.6	308,096
1933 ( " )	76.7	63.6	93.5	307,844
1934 ( " )	71.0	60.0	92.8	376,320
1935 ( " )	67.4	54.0	86.9	465,875
1936 ( " )	70.3	65.5	91.1	475,224
1935. 月				
1	66.7	55.8	—	532,127
2	66.7	54.7	88.9	544,567
3	66.7	53.4	—	526,501
4	66.7	53.6	—	491,802
5	66.0	54.2	88.1	459,155
6	66.7	52.6	—	433,354
7	66.7	51.4	—	415,041
8	66.7	52.6	84.4	415,964
9	67.4	53.0	—	408,426
10	68.1	54.5	—	427,672
11	68.1	55.5	86.0	453,838
12	68.8	56.5	—	481,099
1936. 1	69.5	57.3	—	522,634
2	71.0	59.3	87.4	528,624
3	72.4	60.0	—	508,921
4	73.1	59.2	—	488,178
5	73.1	59.6	89.4	465,089
6	70.3	60.3	—	459,368
7	70.3	62.4	—	466,124
8	66.7	64.0	90.6	458,543
9	68.1	67.0	—	451,439
10	70.3	75.1	—	452,901
11	71.0	78.5	97.1	453,821
12	71.7	82.8	—	447,046

Bulletin Mensuel de Statistique.

米 國 生產、卸賣物價、就業、貸銀支拂額指數並 = 勞働爭議

年 月	生產指數 (1)	卸賣物價 指數 (2)	就業指數 (2)	貸銀支拂額 指數 (2)	勞 働 爭 議 (2)	
	1929 = 100	1926 = 100	1923-25 = 100	1923-25 = 100	月 中 發 生 件 數	同 參 加 人 員
年						
1931 (平均)	68.1	73.0	77.3	67.4	(年合計) 894	(年合計) 279,299
1932 ( " )	53.8	64.8	65.5	46.4	( " ) 808	( " ) 242,826
1933 ( " )	63.9	95.9	72.0	49.4	( " ) 1,562	( " ) 812,137
1934 ( " )	66.4	74.9	82.5	62.9	( " ) 1,740	( " ) 1,353,608
1935 ( " )	75.6	80.0	86.0	71.3	( " ) 2,014	( " ) 1,117,213
1936 ( " )	88.1	80.8	91.9	82.4	( " ) 2,172	( " ) 788,648
1935. 月						
1	76.5	78.8	82.2	65.0	140	81,194
2	74.8	79.5	85.1	70.0	149	64,238
3	74.0	79.4	86.2	71.7	175	53,089
4	72.3	80.1	86.3	71.7	180	67,857
5	71.4	80.2	84.8	69.4	174	102,491
6	72.3	79.8	83.2	67.4	189	48,917
7	72.3	79.4	83.5	66.5	184	70,046
8	74.0	80.5	86.3	71.0	239	74,313
9	74.8	80.7	88.1	73.7	162	453,820
10	79.8	80.5	89.4	76.4	190	48,223
11	82.4	80.6	88.8	75.6	142	38,279
12	87.4	80.9	88.3	77.6	90	14,746
1936. 1	82.4	80.6	86.8	73.8	167	32,406
2	79.0	80.6	86.9	73.7	148	63,056
3	78.2	79.6	87.9	77.6	185	75,191
4	84.0	79.7	89.1	79.3	183	65,379
5	84.9	78.6	89.8	80.8	206	72,824
6	86.6	79.2	90.1	81.1	188	63,429
7	90.8	80.5	91.2	80.2	173	38,017
8	90.8	81.6	93.5	83.5	228	68,752
9	91.6	81.6	95.5	83.6	234	65,994
10	91.6	81.5	96.7	89.0	192	100,845
11	95.8	82.4	96.9	90.7	136	70,116
12	101.7	84.2	98.1	95.1	132	72,639

(1) Bulletin Mensuel de Statistique.  
(2) Monthly Labor Review.



獨 逸 生産、卸賣物價、生計費指數、賃銀並 = 失業者數

年 月	生産指數 (1)	卸賣物價 (2)	生計費指數 (2)	時間賃銀額 (1)男(ベ=ヒ)		登録失業 者數 (3)	失業保險 給付受領者 (3)
	1928=100	1929=100	1929=100	熟練工	雜 役	月末現在	月末現在
年						千人	千人
1931(平均)	68.5	80.8	88.4	97.4	76.6	4,520	2,762
1932(〃)	54.0	70.3	78.3	81.6	64.4	5,575	2,536
1933(〃)	61.5	68.0	76.6	78.5	62.3	4,804	1,813
1934(〃)	80.9	71.7	78.6	78.3	62.2	2,719	1,209
1935(〃)	95.3	74.2	80.0	78.3	62.2	2,151	1,130
1936(〃)	107.8	75.9	80.8	78.3	62.2	1,593	910
1935 月							
1	85.0	73.7	79.5	78.3	62.2	2,974	1,622
2	86.0	73.5	79.6	78.3	62.2	2,764	1,540
3	92.0	73.4	79.4	78.3	62.2	2,402	1,273
4	94.7	73.5	79.4	78.3	62.2	2,233	1,124
5	96.5	73.5	79.8	78.3	62.2	2,019	1,016
6	93.7	73.8	79.9	78.3	62.2	1,877	967
7	95.6	74.2	80.7	78.3	62.2	1,754	904
8	96.5	74.6	80.8	78.3	62.2	1,706	880
9	103.4	74.6	80.2	78.3	62.2	1,714	875
10	102.1	74.9	79.8	78.3	62.2	1,829	951
11	101.1	75.1	79.9	78.3	62.2	1,984	1,053
12	97.5	75.4	80.2	78.3	62.2	2,508	1,409
1936 1	93.5	75.5	80.7	78.3	62.2	2,520	1,517
2	94.9	75.5	80.6	78.3	62.2	2,515	1,533
3	101.4	75.5	80.6	78.3	62.2	1,937	1,117
4	105.7	75.6	80.7	78.3	62.2	1,763	990
5	109.0	75.7	80.7	78.3	62.2	1,491	842
6	109.5	75.8	80.8	78.3	62.2	1,315	744
7	111.1	75.9	81.3	78.3	62.2	1,170	662
8	111.4	76.2	81.4	78.3	62.2	1,098	618
9	114.2	76.1	80.7	78.3	62.3	1,035	567
10	113.8	76.0	80.7	78.3	62.3	1,076	601
11	115.3	76.1	80.7	78.3	62.3	1,197	669
12	113.7	76.5	80.7	78.3	62.3	1,479	1,060

(1) Schriften des Instituts für Konjunkturforschung.  
 (2) Bulletin Mensuel de Statistique.  
 (3) Wirtschaft und Statistik.

伊 國 卸賣物價、生計費指數、賃銀指數並 = 失業者數

年 月	(1) 卸賣物價指數 1929=100.0	(1) 生計費指數 1929=100.0	(2) 賃銀指數 (平均時間給) 1930=100.0	(1) 完全失業者
年				
1931(平均)	78.1	87.3	90.5	734,454
1932(〃)	73.0	83.1	87.0	1,006,442
1933(〃)	66.5	79.6	85.0	1,018,955
1934(〃)	65.0	75.5	83.0	963,677
1935(〃)	71.5	76.6	83.5	
1936(〃)	80.1	82.6	87.0	
1935 月				
1	65.0	74.2	81.0	1,011,711
2	65.7	74.4	81.5	955,533
3	67.3	74.6	81.5	853,189
4	68.7	75.4	81.5	803,054
5	69.8	75.8	82.5	755,349
6	71.0	76.4	83.0	638,100
7	71.3	76.7	83.5	637,972
8	72.4	76.4	86.0	628,335
9	—	76.6	—	609,094
10	76.1	78.5	83.5	—
11	77.6	79.6	84.0	—
12	77.9	80.6	84.5	—
1936 1	77.9	81.1	84.5	—
2	78.1	80.9	84.5	—
3	79.0	81.0	84.5	—
4	79.6	81.3	85.0	—
5	79.2	82.6	84.5	—
6	79.5	82.9	85.0	—
7	78.3	82.6	86.0	—
8	79.6	82.2	91.5	—
9	80.6	82.6	90.5	—
10	80.8	84.3	89.0	—
11	81.5	84.5	89.0	—
12	82.8	85.0	90.0	—

(1) Bulletin Mensuel de Statistique.  
 (2) Schriften des Instituts für Konjunkturforschung.







昭和十二年十二月十八日印刷  
昭和十二年十二月二十二日發行

定價金參圓

東京市芝區芝公園六號地  
財團法人協調會

發行兼  
著作權者 町田辰次郎

印刷者 東京市麴町區紀尾井町三番地  
濱野英太郎

發行所

東京市芝區  
芝公園六號地

協調會

電話芝一三三一—一三六番  
振替東京五三七〇四番

東京印刷株式會社發行所印



協調會刊行書目

最近の社會運動	拾貳圓
勞働法上卷	送料五十三圓
勞働法下卷	送料四十五圓
社會思想史	送料四十五圓
各國勞働組合運動史	送料三十二圓
獨逸勞働組合運動史	送料二十二圓
勞働史講話	送料五拾圓
各國の社會政策	送料五拾圓
消費組合論	送料十五圓
産業合理化と社會政策	送料四圓

英國産業の合理化問題	送料八圓
英國に於ける失業及其對策	送料五圓
獨・米に於ける失業及其對策	送料八圓
日本人口問題研究	送料五拾圓
日本人口問題研究 第二輯	送料五拾圓
日本人口問題研究 第三輯	送料二十二圓
ナチス勞働法	送料二十二圓
産業及農會の教育的活動	送料十圓
農村に於ける塾風教育	送料八圓
英國とその成人教育	送料七圓

協調會刊行書目

獨逸國民高等學校運動	送料四拾圓
我國に於ける勞働者教育の趨勢	送料拾五圓
工場鑛山教育施設要覽(昭和十年)	送料拾五圓
職長及職長指導者の教育	送料八圓
工場に於ける職長の任務及教養	送料五圓
本工場鑛山職長制度概要	送料五圓
邦工場鑛山職長制度概要	送料四圓
徒弟教育と技術教育	送料四圓
農村計畫叢書第一輯	送料五圓
農村計畫叢書第二輯	送料五圓
農村計畫叢書第三輯	送料四圓
農村計畫叢書第四輯	送料四圓
農村計畫叢書第五輯	送料四圓
農村計畫叢書第六輯	送料四圓
農村計畫叢書第七輯	送料四圓
農村計畫叢書第八輯	送料四圓
農村計畫叢書第九輯	送料四圓
農村計畫叢書第十輯	送料四圓
農村計畫叢書第十一輯	送料四圓
農村計畫叢書第十二輯	送料四圓
農村計畫叢書第十三輯	送料四圓
農村計畫叢書第十四輯	送料四圓
農村計畫叢書第十五輯	送料四圓
農村計畫叢書第十六輯	送料四圓
農村計畫叢書第十七輯	送料四圓
農村計畫叢書第十八輯	送料四圓
農村計畫叢書第十九輯	送料四圓
農村計畫叢書第二十輯	送料四圓
農村計畫叢書第二十一輯	送料四圓
農村計畫叢書第二十二輯	送料四圓
農村計畫叢書第二十三輯	送料四圓
農村計畫叢書第二十四輯	送料四圓
農村計畫叢書第二十五輯	送料四圓
農村計畫叢書第二十六輯	送料四圓
農村計畫叢書第二十七輯	送料四圓
農村計畫叢書第二十八輯	送料四圓
農村計畫叢書第二十九輯	送料四圓
農村計畫叢書第三十輯	送料四圓
農村計畫叢書第三十一輯	送料四圓
農村計畫叢書第三十二輯	送料四圓
農村計畫叢書第三十三輯	送料四圓
農村計畫叢書第三十四輯	送料四圓
農村計畫叢書第三十五輯	送料四圓
農村計畫叢書第三十六輯	送料四圓
農村計畫叢書第三十七輯	送料四圓
農村計畫叢書第三十八輯	送料四圓
農村計畫叢書第三十九輯	送料四圓
農村計畫叢書第四十輯	送料四圓
農村計畫叢書第四十一輯	送料四圓
農村計畫叢書第四十二輯	送料四圓
農村計畫叢書第四十三輯	送料四圓
農村計畫叢書第四十四輯	送料四圓
農村計畫叢書第四十五輯	送料四圓
農村計畫叢書第四十六輯	送料四圓
農村計畫叢書第四十七輯	送料四圓
農村計畫叢書第四十八輯	送料四圓
農村計畫叢書第四十九輯	送料四圓
農村計畫叢書第五十輯	送料四圓
農村計畫叢書第五十一輯	送料四圓
農村計畫叢書第五十二輯	送料四圓
農村計畫叢書第五十三輯	送料四圓
農村計畫叢書第五十四輯	送料四圓
農村計畫叢書第五十五輯	送料四圓
農村計畫叢書第五十六輯	送料四圓
農村計畫叢書第五十七輯	送料四圓
農村計畫叢書第五十八輯	送料四圓
農村計畫叢書第五十九輯	送料四圓
農村計畫叢書第六十輯	送料四圓
農村計畫叢書第六十一輯	送料四圓
農村計畫叢書第六十二輯	送料四圓
農村計畫叢書第六十三輯	送料四圓
農村計畫叢書第六十四輯	送料四圓
農村計畫叢書第六十五輯	送料四圓
農村計畫叢書第六十六輯	送料四圓
農村計畫叢書第六十七輯	送料四圓
農村計畫叢書第六十八輯	送料四圓
農村計畫叢書第六十九輯	送料四圓
農村計畫叢書第七十輯	送料四圓
農村計畫叢書第七十一輯	送料四圓
農村計畫叢書第七十二輯	送料四圓
農村計畫叢書第七十三輯	送料四圓
農村計畫叢書第七十四輯	送料四圓
農村計畫叢書第七十五輯	送料四圓
農村計畫叢書第七十六輯	送料四圓
農村計畫叢書第七十七輯	送料四圓
農村計畫叢書第七十八輯	送料四圓
農村計畫叢書第七十九輯	送料四圓
農村計畫叢書第八十輯	送料四圓
農村計畫叢書第八十一輯	送料四圓
農村計畫叢書第八十二輯	送料四圓
農村計畫叢書第八十三輯	送料四圓
農村計畫叢書第八十四輯	送料四圓
農村計畫叢書第八十五輯	送料四圓
農村計畫叢書第八十六輯	送料四圓
農村計畫叢書第八十七輯	送料四圓
農村計畫叢書第八十八輯	送料四圓
農村計畫叢書第八十九輯	送料四圓
農村計畫叢書第九十輯	送料四圓
農村計畫叢書第九十一輯	送料四圓
農村計畫叢書第九十二輯	送料四圓
農村計畫叢書第九十三輯	送料四圓
農村計畫叢書第九十四輯	送料四圓
農村計畫叢書第九十五輯	送料四圓
農村計畫叢書第九十六輯	送料四圓
農村計畫叢書第九十七輯	送料四圓
農村計畫叢書第九十八輯	送料四圓
農村計畫叢書第九十九輯	送料四圓
農村計畫叢書第一百輯	送料四圓

農村問題解説叢書第一輯	送料貳拾五圓
我國に於ける農業委員會制度の話	送料拾五圓
農村問題解説叢書第二輯	送料拾五圓
農業保險の話	送料拾五圓
農村問題解説叢書第三輯	送料拾五圓
農村生活改善の話	送料拾五圓
農村問題解説叢書第四輯	送料拾五圓
農家負債整理の話	送料拾五圓
農村問題解説叢書第五輯	送料拾五圓
副業を中心とする農村工業化の話	送料拾五圓
おいしくて農村肥料	送料拾五圓
井泉村基本調査	送料拾五圓
農家勞働調査報告	送料拾五圓
更生農村の模範的事例	送料拾五圓
慣行小作權に關する研究	送料拾五圓
吾過小農問題と共同經營	送料拾五圓







